

法 務 総 合 研 究 所

研 究 部 報 告

61

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—

2 0 2 0

法務総合研究所

は し が き

本調査研究は、暗数すなわち警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数を含めた我が国の犯罪発生状況の一端を把握するため、国際標準の犯罪被害実態調査による調査項目をベースとした調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、公的機関における受理統計と併せて犯罪情勢を正確に把握し、効果的な治安対策や、有効で適切な犯罪被害防止施策等の在り方を検討するための基礎資料を提供するものである。

従前、法務総合研究所では、1989年（平成元年）以降、世界規模で定期的の実施されていた暗数調査である国際犯罪被害実態調査（International Crime Victims Survey, ICVS）に参加する形で、第1回犯罪被害実態（暗数）調査を平成12年（2000年）に実施し、その後、第4回まで、4年おきに調査を実施するとともに、その結果を犯罪白書及び研究部報告で公表してきた。また、前記ICVSに参加した国・地域の間の国際比較についても、研究部報告で詳細に分析した。その後、本来の実施サイクルからすれば、第5回調査を平成28年（2016年）に実施するのが望ましかったが、ICVSについて、多数の国をカバーした調査は、2005年の調査以降実施されていない模様であることなどから、我が国でもその実施を見送っていた。しかし、暗数調査は、継続的に実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となる。また、この間、平成28年4月1日閣議決定にかかる「第3次犯罪被害者等基本計画」における施策中に、「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」が盛り込まれ、平成29年7月には性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための刑法の一部を改正する法律が施行されるなどしており、被害実態の把握に対するニーズが高まってきた。さらに、令和2年に日本で開催される国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）において、日本の犯罪動向を広く国内外に伝えるための基礎資料として用いる必要性も生じた。こうしたことなどから、ようやく、今般（平成31年（2019年））の実施に至った。

以上のような経緯や背景を念頭に、本報告書は、第5回暗数調査の実施結果を取りまとめて報告したものである。

本報告書が、犯罪動向のより正確な把握や、犯罪防止対策・被害者保護施策の充実・強化検討のための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本調査の実施に際して、貴重な御意見と御協力を頂いた総務省、法務省刑事局、被害者団体関係者等の皆様に対し、心より謝意を表する次第である。

令和2年3月

法務総合研究所長 大 場 亮 太 郎

要 旨 紹 介

第1編 調査の意義及び概要等

●調査の意義・目的

効果的な治安対策の前提として、犯罪の発生状況を正確に把握する必要があるが、そのためには、警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要がある。暗数調査の目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること、に集約される。

●第5回調査の概要

全国から16歳以上の男女6,000人（男女各3,000人）を層化二段無作為抽出法により抽出し、平成31年（2019年）1月26日から同年2月末日にかけて、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入したが、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、自計方式（自記式回答用紙に調査対象者が記入したものを調査員が回収するか、郵送又はインターネットによるオンライン回答のいずれかの方法により提出を受ける方法）によって調査を実施した。有効回収数（率）は聴き取り調査3,709人（61.8%）、自計方式による調査3,500人（58.3%）であった。犯罪被害の類型を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害に三分し、分析を行った。

●犯罪被害の実態

全犯罪被害（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待を除く。）に該当する犯罪被害）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全回答者の23.8%であり、平成30年1年間では7.0%であった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第1回（平成12年）から第4回（平成24年）までのいずれの調査と比べても低かった。

●被害の有無に影響を与える要因

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、世帯人数、性別、年齢層が有意であり、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、女性は男性に比べて、59

歳以下の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高いなどの結果が得られた。

●犯罪に対する不安等

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第4回調査（平成24年）に比べ、第5回調査（平成31年）では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる人の比率が低下した。

●我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を経年比較したところ、「良い」とする人の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする人の比率が一貫して低下する傾向が見られた。

●被害率と認知件数の比較

8つの被害態様について、過去の調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図からは、それぞれ極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れた。

第2編 犯罪被害状況

●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（盗難及び自動車損壊）と住居への不法侵入（未遂を含む。）に大別される。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、自転車盗の被害率が最も高く、次いで自動車損壊であった。

被害の状況を見ると、乗り物関係の被害では、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗において被害に遭ったと答えた人の比率は、住居形態が「アパート等」の場合は高く、「一戸建て」において低いなどの特徴が見られた。不法侵入（未遂を含む。）の被害の有無については、都市規模、世帯人数、住居形態及び防犯設備の有無による違いは見られなかった。

被害の申告状況につき、被害に遭ったと回答した人に占める捜査機関に被害を届け出たと回答した人の比率が高かったのは、自動車盗、バイク盗、自転車盗、車上盗であった。

●個人犯罪被害

個人犯罪被害の中では、個人に対する窃盗の被害率が最も高かった。

被害の状況を見ると、強盗等では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人未満の市町村」において同比率が低かった。個人に対する窃盗では、「59歳以下」、「働いている」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。暴行・脅迫では、「40～59歳」の人が被害に遭っ

た比率が高く、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。ストーカー行為では、「政令指定都市等」、「女性」、「39歳以下」、「未婚」、「アパート等」の人が被害に遭った比率が高く、「人口10万人以上の市」、「男性」、「60歳以上」、「既婚」、「一戸建て」の人につき同比率が低かった。DVでは、「女性」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。児童虐待では、「女性」、「39歳以下」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。性的な被害では、「女性」、「39歳以下」、「未婚」・「同棲」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「既婚」の人につき同比率が低かった。

被害に遭った場所で、ほとんどの被害において回答数が多かったのは、「自宅・自宅敷地内」、「自宅付近」、「自宅のある市町村内」であったが、性的な被害においては、「職場・アルバイト先」が最も多かった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても、捜査機関に被害を届け出た人より、届出をしなかったと答えた人の数の方が多かった。また、いずれの被害においても、各属性別による被害申告の有無に有意な関連性は見られなかった。

●各種詐欺・個人情報の悪用の被害

各種詐欺・個人情報の悪用の被害においては、過去5年間で見ると、クレジットカード情報詐欺の被害率が最も高く、次いで消費者詐欺、個人情報の悪用であった。

被害の状況を見ると、クレジットカード情報詐欺では、「40～59歳」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」において同比率が低かった。振り込み詐欺では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人以上の市」において同比率が低かった。振り込み詐欺未遂では、「60歳以上」、「無職・定年」において被害に遭った人の比率が高く、「39歳以下」、「働いている」・「学生」において同比率が低かった。インターネットオークション詐欺では、「39歳以下」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」・「無職・定年」において同比率が低かった。個人情報の悪用、消費者詐欺では、被害の有無に関し各属性別に有意な関連性は見られなかった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても届出をした人より届出をしなかった人の方が多く、特に振り込み詐欺以外の被害においてその傾向が顕著だった。いずれの被害においても、申告の有無について各属性別による有意な関連性は見られなかった。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

●犯罪被害申告の理由

乗り物関係の被害では、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であった。住居への不法侵入（未遂を含む。）では、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」であった。

強盗等及び個人に対する窃盗では、主な申告理由は、「盗まれたもの（取られたもの）を取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、暴行・脅迫では、「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、各種詐欺等被害では「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、ストーカー被害では「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、DVでは「助けを求めるため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」、性的事件では「再発を防ぐため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」であった。

●犯罪被害不申告の理由

ほとんどの被害において、主な不申告理由は、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」であった。ただし、クレジットカード情報詐欺においては、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」が最も多く、また、DVでは「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が、児童虐待では「どうしたらよいのか分からなかった」、「相談しても何もしてくれないと思った」、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が多かった。

第4編 治安に関する認識・量刑に関する意見

居住地域における犯罪被害に対する不安については、個人犯罪被害に対する不安のうち夜間の一人歩きに対する不安と、世帯犯罪被害に対する不安のうち不法侵入の被害に遭う不安を取り上げ調査してきた。夜間の一人歩きについて、ロジスティック回帰分析によると、世帯人数4人以上の人は1人の人と比べて、女性は男性と比べて、59歳以下の人は60歳以上の人と比べて、既婚・同棲・別居・その他の人は未婚の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。不法侵入の被害に遭うことについては、同分析によると、一戸建ての人はアパート等の人と比べて、59歳以下の人は60歳以上の人と比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生と比べて、既婚・同棲の人は未婚の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害

害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。

我が国の治安に関する認識について、同分析によると、女性は男性と比べて、40歳以上の人は39歳以下の人と比べて、働いている人は学生と比べて、既婚・同棲の人は別居・その他の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ我が国の治安が悪いと感じる傾向が高かった。居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識では、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い人が、我が国の治安に関する認識を悪く捉える傾向にあった。

犯罪の具体的設例につき量刑に関する意見を求めたところ、犯罪に対する不安の程度が比較的低い人は、量刑について「罰金」や「分からない」を選択する割合が高く、犯罪に対する不安の程度が比較的高い人は、「懲役（実刑）」や「懲役（執行猶予）」を選択する割合が高い一方、「分からない」を選択する割合が低い傾向にあった。また、治安に関する認識・評価が比較的良好である人は、「懲役（実刑）」よりも「罰金」を選択する割合が相対的に高く、また、犯罪被害の経験のある人は、「懲役（実刑）」及び「その他の処分」を選択する割合が高い一方、「分からない」を選択する割合は低い傾向にあった。

研究部長 河 原 誉 子

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—

総括研究官	粟田知穂
総括研究官	水上太平
研究官	高野洋一
研究官	小林美智子
研究官	朝倉祐子
研究官	猪爪祐介
研究官補	服部真人
研究官補	佐藤正喜
研究官補	吉村美和
研究官補	坊農千秋

目 次

要旨紹介	i
第1編 調査の意義及び概要等	1
第1章 調査の意義	1
1 意義と必要性	1
2 目的	1
3 諸外国における暗数調査の状況	1
4 日本における暗数調査の状況	2
第2章 調査の概要及び結果	3
第1節 第5回調査の概要	3
第2節 主な結果	6
1 犯罪被害の実態	6
2 被害の有無に影響を与える要因	12
3 犯罪に対する不安等	23
4 我が国の治安に関する認識	27
5 被害率と認知件数の比較	28
第2編 犯罪被害状況	30
第1章 世帯犯罪被害	30
第1節 乗り物関係の被害	30
1 自動車盗	30
2 車上盗	35
3 自動車損壊	39
4 バイク盗	42
5 自転車盗	48
6 まとめ	55
第2節 不法侵入（未遂）被害	56
1 被害の状況	56
2 被害の申告状況	59

3	まとめ	61
第2章	個人犯罪被害	63
第1節	強盗等の被害	63
1	被害の状況	63
2	被害の申告状況	66
第2節	個人に対する窃盗の被害	67
1	被害の状況	67
2	被害の申告状況	70
第3節	暴行・脅迫の被害	72
1	被害の状況	72
2	被害の申告状況	74
第4節	ストーカー行為, DV, 児童虐待の被害	76
1	ストーカー行為	76
2	DV	81
3	児童虐待	86
第5節	性的な被害	89
1	被害の状況	89
2	被害の申告状況	92
第6節	まとめ	94
第3章	各種詐欺等被害	95
第1節	クレジットカード情報詐欺の被害	95
1	被害の状況	95
2	被害の申告状況	97
第2節	個人情報の悪用の被害	98
1	被害の状況	98
2	被害の申告状況	100
第3節	振り込め詐欺（未遂）の被害	101
1	被害の状況	101
2	被害の申告状況	105
第4節	インターネットオークション詐欺の被害	106

1 被害の状況	106
2 被害の申告状況	108
第5節 消費者詐欺の被害	110
1 被害の状況	110
2 被害の申告状況	111
第6節 まとめ	112
第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由	114
第1章 総説	114
1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義	114
2 犯罪被害申告の理由	114
3 犯罪被害不申告の理由	115
第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由	116
第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析	116
1 盗まれたもの（被害）を取り戻すため	116
2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	117
3 重大な事件だから	119
4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	120
5 再発を防ぐため	122
6 助けを求めるため	123
7 加害者からの弁償を得るため	125
8 保険金を得るため（保険金請求のため）	126
9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	128
10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため	128
第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析	128
1 自動車関係の被害	128
2 バイク盗	131
3 自転車盗	132
4 不法侵入・不法侵入未遂	133
5 強盗等及び個人に対する窃盗	135
6 暴行・脅迫	137

7	各種詐欺・個人情報の悪用	138
8	ストーカー行為	142
9	DV	143
10	性的事件	144
第3章	犯罪被害を申告しなかった理由	145
第1節	犯罪被害不申告の理由別分析	145
1	それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）	145
2	自分で解決した（加害者を知っていた）	146
3	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	148
4	代わりに別の機関に知らせた	150
5	家族が解決した	151
6	保険に入っていないので，保険請求のための通報の必要がなかった	153
7	捜査機関は何もできない（証拠がない）	154
8	捜査機関は何もしてくれない	155
9	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	157
10	仕返しのおそれからあえて届け出ない	158
11	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	159
12	加害者の処罰を望まなかった	161
13	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	161
第2節	被害態様別の被害不申告理由の分析	162
1	自動車関係の被害	162
2	バイク盗	164
3	自転車盗	165
4	不法侵入・不法侵入未遂	166
5	強盗等及び個人に対する窃盗	168
6	暴行・脅迫	170
7	各種詐欺・個人情報の悪用	171
8	ストーカー行為	176
9	DV	177
10	児童虐待	178

11 性的事件	179
第4編 治安に関する認識及び量刑に関する意見	180
第1章 治安に関する認識	180
第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安	180
1 夜間の一人歩きに対する不安	180
2 不法侵入の被害に遭う不安	187
3 まとめ	194
第2節 我が国の治安に関する認識	195
1 我が国の治安に関する認識	195
2 まとめ	202
第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識	203
1 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識	203
2 まとめ	204
第2章 量刑に関する意見	205
おわりに	215
参考資料	217
1 調査票	219
2 基礎集計表	257

第1編 調査の意義及び概要等

第1章 調査の意義

1 意義と必要性

刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠である。そのためには、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、②一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。②の暗数調査は、定期的を実施することにより、①の認知件数との経年比較が可能となる。①と②は、犯罪情勢を知る上で言えば表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって有効な刑事政策を考えることができる。

2 目的

法務省法務総合研究所では、今回を含め、これまで5回の暗数調査を実施してきたが、その目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること、に集約される。

3 諸外国における暗数調査の状況

英米では、かなり以前から暗数調査の重要性が認識されている。米国では1973年（昭和48年）から毎年、全国規模の暗数調査が実施され、英国（イングランド及びウェールズ）では、1982年（昭和57年）から全国規模の暗数調査が実施（2000年（平成12年）までは数年ごとに実施、2001年以降は毎年実施）されており、刑事政策を考える上での重要な資料とされている。また、1989年（平成元年）には、犯罪被害の国際比較を目的として、国際犯罪被害実態調査（ICVS: International Crime Victims Survey）が開始されており、その後も第5回調査まで、おおむね4年ごとに多数の国・地域で標準化された質問票を用いた調査が実施され、これまで78か国・地域の30万人を超える人々が参加している。

4 日本における暗数調査の状況

我が国では、第4回ICVSに参加する形で、法務総合研究所が、平成12年（2000年）に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、以後4年ごとに、16年（2004年）に第2回調査、20年（2008年）に第3回調査、24年（2012年）に第4回調査（なお、同調査は、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」と題して行われた。）、そして、直近では、31年（2019年）に第5回調査（なお、同調査は、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」を副題として行われた。）を実施した。各調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女を調査対象者としているが、対象者数は各回で異なり、第1回調査及び第2回調査では3,000人、第3回調査では6,000人、第4回調査では4,000人、第5回調査では6,000人であった。本報告は、第5回調査に基づくものである。

第2章 調査の概要及び結果

第1節 第5回調査の概要

第3回調査までは、主に訪問調査員による聴き取り方式により、第4回調査では、郵送調査（質問紙を調査対象者に郵送し、回答を記入の上返送してもらう方式）によったが、第5回調査では、主に訪問調査員による聴き取り方式とした。第5回調査について、過去の訪問調査員による調査方式と異なる点は、調査対象者が自ら回答を記入する方式（以下「自計方式」という。）による被害調査（性的事件（強姦性交等、強制わいせつ、痴漢、セクハラ等をいい、法律上必ずしも処罰の対象とならない行為を含む。以下同じ。）等の被害調査が該当）について、調査対象者が回答を調査員に提出する方法だけでなく、郵送又はインターネットによって提出する方法を選択可能としたことである。

第5回調査の実施概要は、次のとおりである。

① 調査対象

- ア 母集団 全国16歳以上の男女
- イ 標本数 6,000人（男女各3,000人）
- ウ 抽出方法 層化二段無作為抽出法

② 調査時期

平成31年1月26日から同年2月末日まで

③ 調査方法

調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入する。ただし、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地より自計方式とし、調査対象者が次の3つの方法の中から選択して提出する。

- ・調査員が回収（その場で回収又は後日調査員が再訪問し回収。なお、回収する際は、調査対象者本人が、調査票を封入し、のり付けした上で、調査員に提出）
- ・郵送
- ・インターネットによるオンライン回答

④ 調査実施委託機関

一般社団法人 中央調査社

⑤ 回収結果

ア 聴き取り調査の有効回収数（率）

3,709人（61.8%）

イ 自計方式による調査の有効回収数（率）

3,500人（58.3%）

【回収方法別の人員（割合）】

- ・調査員回収 3,182人（90.9%）
- ・郵 送 250人（7.1%）
- ・オンライン 68人（1.9%）

国際犯罪被害実態調査における各犯罪被害の類型は、国際比較を可能とするため、共通の要素を基準とした国際標準の定義に基づいており、特定の国の法律上の犯罪類型とは必ずしも合致しない。

第5回調査では、国際犯罪被害実態調査の調査項目を参考に、犯罪被害を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害、各種詐欺等被害に三分して調査した。「世帯犯罪被害」は、「あなたや御家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査するものであり、調査対象は、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂である。「個人犯罪被害」は、「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査するものであり、調査対象は、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件である（ストーカー行為、DV及び児童虐待は、第5回調査から新たに追加したものである。）。「各種詐欺等被害」は、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺を調査対象としており、そのうち、個人情報の悪用及び消費者詐欺については、世帯単位で、それ以外については、個人単位で、それぞれの犯罪被害の有無等を調査した。犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害に遭ったことがあると回答した人を対象に、平成30年における被害の有無及び回数を調査し、さらに、一番最近の被害について、被害場所、被害の態様、被害への対処（捜査機関に対する申告の有無、その理由）等を調査している。また、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安と防犯活動等について、調査対象者全員に、その認識

や意見等を調査している。

第2編以下では、回答者の属性である居住地、性別、年齢、就労状況、世帯人数、住居形態の違い等により、回答を分析した。居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市・特別区（東京23区）（以下「政令指定都市等」という。）」、「政令指定都市等を除く人口10万人以上の市（以下「人口10万人以上の市」という。）」及び「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分けた。就労状況については、「正社員・自営業者・公務員」及び「パート・アルバイト・派遣社員」を「働いている」に、「求職中（失業中）」、「定年退職者、病気療養中など」及び「無職（前記2カテゴリー及び「主婦・主夫」を除く。）」を「無職・定年」に、それぞれまとめた（複数回答の場合には、①正社員・自営業者・公務員、②学生、③パート・アルバイト・派遣社員、④主婦・主夫、⑤求職中（失業中）、⑥定年退職者、病気療養中など、⑦無職（④・⑤・⑥以外）の優先順位により、単一の回答となるよう振り分けを行った上で整理した。）。住居形態については、「アパート・マンション」及び「テラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっ付いている家）」を「アパート等」にまとめた。回答者の属性を、居住地の都市規模別にその他の属性とクロスして見たものが、**1-2-1-1表**である。

各犯罪において、複数回被害に遭った人には、一番最近の被害（児童虐待（調査対象とする被害を過去5年間に限定しなかった。）においては最も深刻な被害）について回答を求めるように質問を作成したため、以下の分析においては、児童虐待以外においては一番最近の被害が、児童虐待においては最も深刻な被害が対象となっている。また、以下の分析においては、各犯罪被害の回答を有効に活用するため、原則として、各犯罪被害に係る有効回収数を基に集計・分析したが、本章第2節第1項及び第5項では、各犯罪被害間の比較をするため、自計方式による調査の有効回収数を基に集計・分析した。

なお、クロス表分析における検定は、カイ2乗検定を行うが、適さない場合は、フィッシャーの正確確率検定又はモンテカルロ法を使用した検定を実施し、それぞれ図表の検定結果欄において（f）、（m）と表記した。併せて、有意水準5%未満については*で、1%未満については**で、それぞれ有意差があることを表記した。

1-2-1-1表

第5回調査 調査対象者の属性

区 分	政令指定都市等	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市町村	合 計
性 別				
男	487 (13.1)	699 (18.8)	599 (16.1)	1,785 (48.1)
女	495 (13.3)	818 (22.1)	611 (16.5)	1,924 (51.9)
年 齢				
39 歳 以 下	227 (6.1)	339 (9.1)	245 (6.6)	811 (21.9)
40 ～ 59 歳	355 (9.6)	498 (13.4)	389 (10.5)	1,242 (33.5)
60 歳 以 上	400 (10.8)	680 (18.3)	576 (15.5)	1,656 (44.6)
就労状況				
働いてい	568 (15.3)	858 (23.1)	701 (18.9)	2,127 (57.3)
主 婦 ・ 主 夫	170 (4.6)	295 (8.0)	213 (5.7)	678 (18.3)
無 職 ・ 定 年	183 (4.9)	282 (7.6)	226 (6.1)	691 (18.6)
学 生	50 (1.3)	61 (1.6)	57 (1.5)	168 (4.5)
そ の 他	10 (0.3)	10 (0.3)	9 (0.2)	29 (0.8)
不 詳	1 (0.0)	11 (0.3)	4 (0.1)	16 (0.4)
世帯人数				
1 人	138 (3.7)	157 (4.2)	117 (3.2)	412 (11.1)
2 人	294 (7.9)	469 (12.6)	350 (9.4)	1,113 (30.0)
3 人	219 (5.9)	370 (10.0)	263 (7.1)	852 (23.0)
4 人	224 (6.0)	314 (8.5)	259 (7.0)	797 (21.5)
5 人 以 上	104 (2.8)	202 (5.4)	219 (5.9)	525 (14.2)
不 詳	3 (0.1)	5 (0.1)	2 (0.1)	10 (0.3)
住居形態				
ア パ ー ト 等	298 (8.0)	312 (8.4)	121 (3.3)	731 (19.7)
一 戸 建 て	683 (18.4)	1,203 (32.4)	1,088 (29.3)	2,974 (80.2)
そ の 他	1 (0.0)	2 (0.1)	1 (0.0)	4 (0.1)
総 数	982 (26.5)	1,517 (40.9)	1,210 (32.6)	3,709 (100.0)

注 1 住居形態の「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

2 () 内は、構成比である。

第2節 主な結果

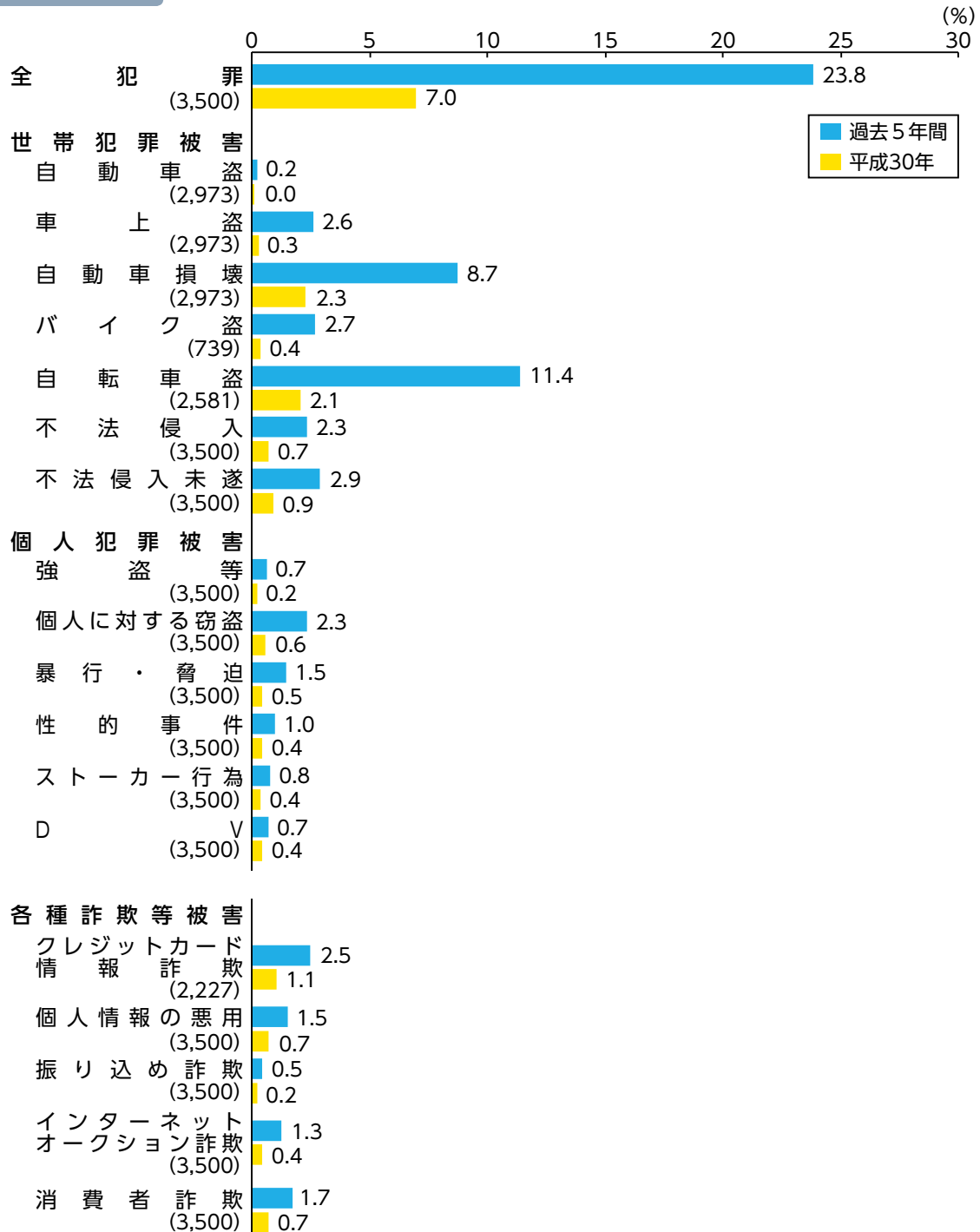
1 犯罪被害の実態

(1) 被害態様別被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施年の前の5年間及び調査実施年頭から調査実施時点までの期間をいう。以下同じ。）及び平成30年中の被害率（1回以上犯罪被害に遭った比率をいう。以下同じ。）を被害態様別に見ると、1-2-2-1-1図のとおりである。

1-2-2-1-1図

第5回調査 被害態様別過去5年間・平成30年の被害率



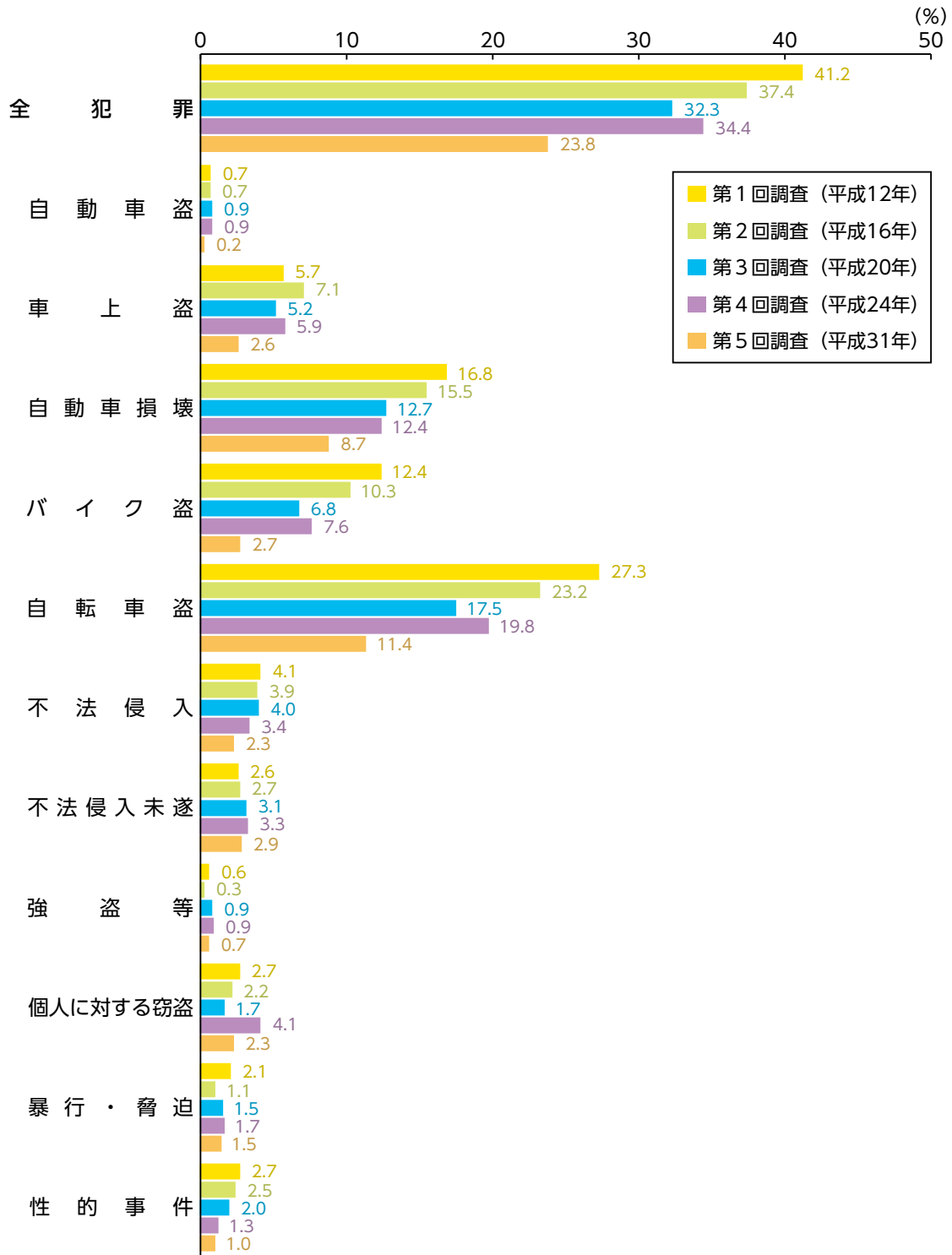
- 注 1 第5回調査は、平成31年1月から2月に実施したものである。
- 2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
- 3 「全犯罪」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪、すなわち、自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入、不法侵入未遂、強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、性的事件、ストーカー行為及びDVのうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 4 「車上盗」は部品盗を含み、「不法侵入」は侵入盗を含み、「強盗等」は恐喝及びひったくりを含む。
- 5 「性的事件」とは、強制性交等、強制わいせつ、痴漢、セクハラ等をいい、法律上必ずしも処罰の対象とならない行為を含む。
- 6 「自転車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
- 7 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード又はデビットカードの保有者に対する比率である。
- 8 「個人情報の悪用」及び「消費者詐欺」は、世帯単位の被害率である。
- 9 () 内は、各被害態様別回答者総数の実人員であり、「分からない」と回答した者及び無回答の者を含む。

全犯罪被害（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待は、被害に遭った時期を過去5年間に限定していないため除く。以下同じ。）に該当する犯罪被害をいう。以下同じ。）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全回答者の23.8%であり、平成30年1年間では7.0%であった。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、自転車盗の被害率が最も高いが、30年1年間で見ると、自動車損壊が最も高い。過去5年間及び30年1年間の被害率は、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害が世帯犯罪被害よりも全般的に低い。なお、振り込め詐欺については、同被害の有無のほか、振り込め詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことがあるかについても調査したが、過去5年間にこうした電話等を受けた人は20.4%に上っている（電話等を受けて実際にお金を支払った被害は、同図の「振り込め詐欺」の被害率のとおり。）。

過去5年間における被害態様別の被害率を第1回調査から第5回調査までの経年比較で見ると、1-2-2-1-2図のとおりである。全犯罪被害（なお、ストーカー行為及びDVについては、第4回調査以前は暴行・脅迫に含み得る。）の被害率は、第2回調査から低下傾向であり、第5回調査では23.8%（前回比10.5pt低下）であった。比較的被害率の高い自動車損壊及び自転車盗についても、第2回調査から低下傾向にある。

1-2-2-1-2図

被害態様別被害率（過去5年間）の経年比較



注 1 1-2-2-1-1図の脚注2～6に同じ。

2 第1回調査は平成12年2月，第2回調査は16年2月，第3回調査は20年1月から3月，第4回調査は24年1月及び第5回調査は31年1月から2月に実施した調査である。

3 「強盗等」は，第1回調査では恐喝及びひったくりを含み得るが，第2回調査では含まず，第3回調査以降では含む。

4 「個人に対する窃盗」は，第1回調査では恐喝及びひったくりを含み得るが，第2回調査以降は含まない。

5 「暴行・脅迫」は，第4回調査以前ではストーカー行為及びDVを含み得る。

6 第2回調査以前の「性的事件」は，女性回答者に対する比率である。

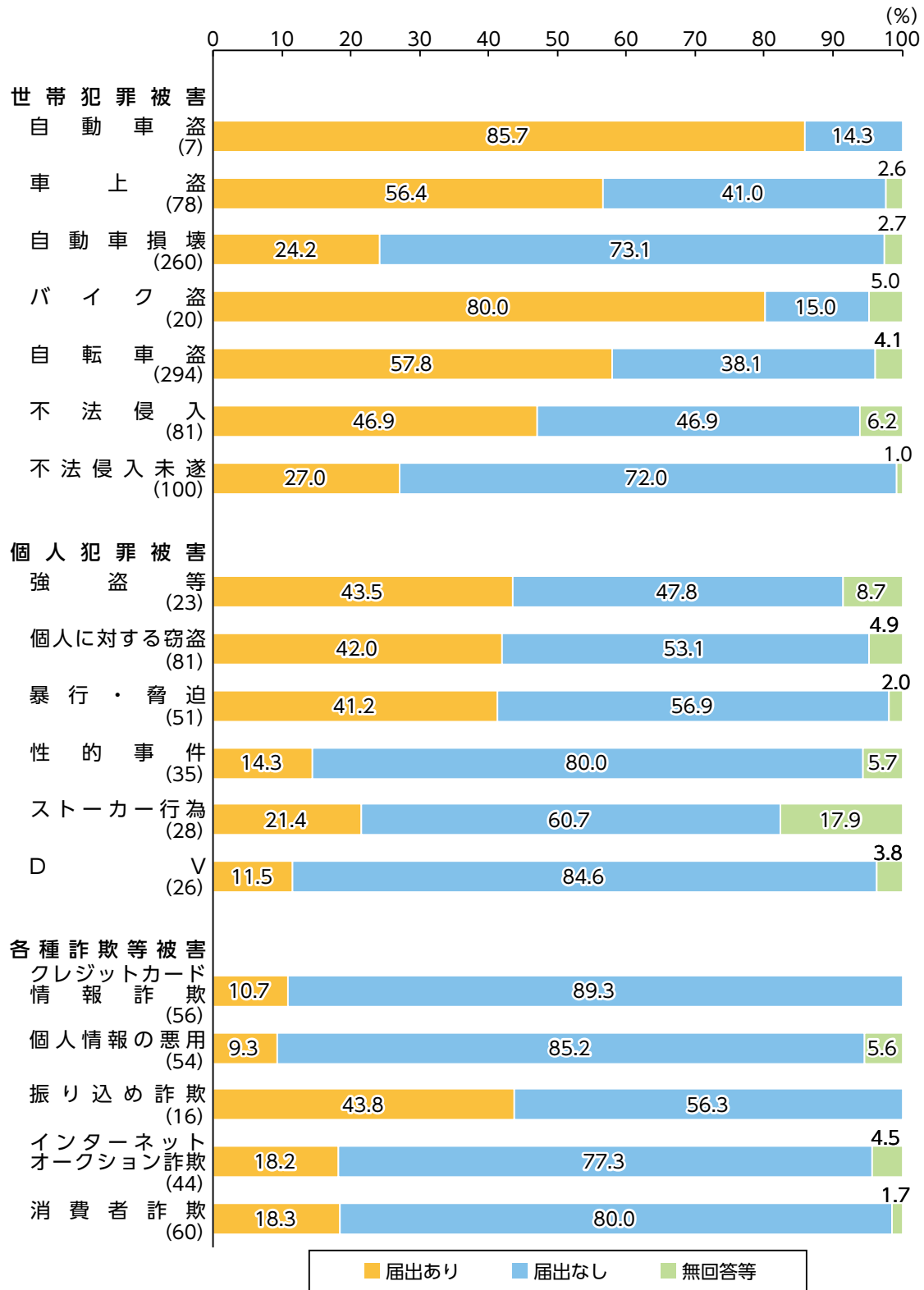
(2) 被害態様別被害申告率

調査対象とした犯罪被害について、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害に遭った世帯又は個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回ある場合は一番最近のもの）を捜査機関に届け出た比率をいう。）を見ると、**1-2-2-1-3図**のとおりである。被害者が捜査機関に届け出なかった被害は、多くの場合、暗数となる。自動車盗及びバイク盗を除く被害態様については、「届出なし」の回答が約4割から約9割に及んでおり、各被害態様に一定割合の無回答等があることを踏まえても、暗数が相当数あることがうかがわれる。

また、世帯犯罪被害で見ると、自動車盗、車上盗、バイク盗及び自転車盗では過半数が被害申告をしたのに対し、自動車損壊や不法侵入未遂では3割を下回り、個人犯罪被害で見ると、強盗等、個人に対する窃盗及び暴行・脅迫では約4割が被害申告をしたのに対し、性的事件、ストーカー行為及びDVでは約1割から2割にとどまるなど、被害態様による差が見られた。

1-2-2-1-3図

第5回調査 被害態様別過去5年間の被害申告率



- 注 1 1-2-2-1-1図の脚注1、2及び4～7に同じ。
 2 複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害について質問した。
 3 () 内は、各被害に遭ったことがあると回答した実人員である。

2 被害の有無に影響を与える要因

(1) 分析の手順

犯罪被害の有無と被害者の属性との関係については第2編で詳しく見ていくが、年齢と就労状況、居住地の都市規模と住居形態等、属性相互にも関わりがあり、また、ある犯罪被害の有無に関係している属性が複数ある場合、特にどの属性が最も強く関係しているかを分析する必要がある。本項では、以上のような点を明らかにしつつ、犯罪被害の有無に対して各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。

本項の分析では、犯罪被害の有無を目的変数とし、都市規模、住居形態、性別、年齢等の属性に関する項目を説明変数とした。回帰式への投入は、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法を用いた（抽出基準は0.05）。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できるものを採用し、組み合わせることで、どの属性（説明変数）がどのような強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。モデルの適合については、各分析における尤度比統計量（統計的に有意である場合にモデルの適合が良いと解釈される。）及びHosmer-Lemeshowの検定の結果（統計的に有意でない場合にモデルの適合が良いと解釈される。なお、本項では、モデルに採用された説明変数が単一の場合は尤度比統計量のみを記載する。）を示した。

用いた変数とそのカテゴリーの分割は、以下のとおりである。分析を分かりやすくするため、4カテゴリー以上ある変数は3カテゴリーにまとめた（住居形態については、公共の施設（病院あるいは老人ホームなど）及びその他の4ケースを分析から除外している。また、就労状況については、その他及び不詳の45ケースを分析から除外している。）。なお、世帯犯罪被害の有無を目的変数とする場合は、個人属性を除き、世帯の属性のみを説明変数として投入した。

● 目的変数：

- ・ 被害態様別被害の有無（「被害あり」を1，「被害なし」を0）

全犯罪被害，世帯犯罪被害＋，個人犯罪被害，各種詐欺等被害，自転車盗＋，バイク盗＋，自動車盗＋，車上盗＋，自動車損壊＋，不法侵入＋，不法侵入未遂＋，強盗等，個人に対する窃盗，暴行・脅迫，ストーカー行為，DV，性的事件，クレジットカード情報詐欺，個人情報情報の悪用＋，振り込め詐欺，インターネットオークション詐欺，消費者詐欺＋

＋は世帯犯罪として扱った。

● 説明変数：

- ・ 都市規模（政令指定都市等／人口10万人以上の市／人口10万人未満の市町村）＋
- ・ 住居形態（アパート等／一戸建て）＋

- ・ 世帯人数（1人／2～3人／4人以上）＋
 - ・ 性別（女性／男性）
 - ・ 年齢層（39歳以下／40～59歳／60歳以上）
 - ・ 就労状況（働いている／学生／主婦・主夫・無職・定年）
 - ・ 婚姻状況（未婚／既婚・同棲／別居・その他（配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等））
 - ・ 防犯設備（あり／なし）＋
- ＋は、世帯犯罪に関する変数である。

（２） 分析の結果

ア 全犯罪被害

全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、世帯人数、性別、年齢層が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(7)=52.949$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=9.769$, $p=0.282$ ）。全犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して1.437 ($p<0.001$), 「4人以上」が「1人」に対して1.481 ($p=0.009$), 「女性」が「男性」に対して1.191 ($p=0.028$), 「39歳以下」が「60歳以上」に対して1.293 ($p=0.020$), 「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.357 ($p=0.001$) であった。全犯罪被害においては、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、女性は男性に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-1表）。

1-2-2-2-1表

全犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.362	0.102	12.731	0.000	1.437	1.177	1.753
世帯人数	4人以上 / (1人)	0.393	0.151	6.752	0.009	1.481	1.101	1.992
	2～3人 / (1人)	0.108	0.140	0.593	0.441	1.114	0.846	1.467
性別	女性 / (男性)	0.175	0.079	4.843	0.028	1.191	1.019	1.391
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.257	0.110	5.437	0.020	1.293	1.042	1.606
	40～59歳 / (60歳以上)	0.305	0.095	10.229	0.001	1.357	1.126	1.637
	定数	-1.702	0.145	138.621	0.000	0.182		

注 1 分析に使用したケース数は、3,588である。

2 「都市規模」, 「就労状況」, 「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

イ 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、世帯人数が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(3)=28.077$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(3)=0.081$, $p=0.994$ ）。世帯犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して1.506 ($p<0.001$), 「4人以上」が「1人」に対して1.785 ($p<0.001$) であった。世帯犯罪被害においては、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-2表)。

1-2-2-2表

世帯犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.410	0.104	15.601	0.000	1.506	1.229	1.846
世帯人数	4人以上 / (1人)	0.579	0.156	13.836	0.000	1.785	1.315	2.422
	2～3人 / (1人)	0.278	0.150	3.418	0.064	1.321	0.983	1.774
	定数	-1.830	0.146	156.206	0.000	0.160		

注 1 分析に使用したケース数は、3,643である。

2 「都市規模」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

ウ 個人犯罪被害

個人犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、性別、年齢層、婚姻状況が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(9)=72.402$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=13.145$, $p=0.107$ ）。個人犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「女性」が「男性」に対して1.652 ($p=0.001$), 「39歳以下」が「60歳以上」に対して2.454 ($p<0.001$), 「40～59歳」が「60歳以上」に対して2.135 ($p<0.001$), 「既婚・同棲」が「未婚」に対して0.567 ($p=0.001$) であった。個人犯罪被害においては、女性は男性に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、未婚の人は既婚・同棲の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-3表)。

1-2-2-2-3表

個人犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	0.351	0.182	3.749	0.053	1.421	0.996	2.029
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	-0.103	0.181	0.328	0.567	0.902	0.633	1.285
性別	女性 / (男性)	0.502	0.153	10.767	0.001	1.652	1.224	2.230
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.898	0.240	14.031	0.000	2.454	1.534	3.924
	40～59歳 / (60歳以上)	0.758	0.216	12.382	0.000	2.135	1.399	3.257
就労状況	主婦・主夫・無職・定年 / (働いている)	-0.213	0.204	1.096	0.295	0.808	0.542	1.205
	学生 / (働いている)	-0.680	0.353	3.707	0.054	0.507	0.254	1.012
婚姻状況	離婚・その他 / (未婚)	-0.490	0.372	1.740	0.187	0.613	0.296	1.269
	既婚・同棲 / (未婚)	-0.567	0.175	10.485	0.001	0.567	0.403	0.800
	定数	-3.185	0.266	143.580	0.000	0.041		

注 1 分析に使用したケース数は、3,588である。
 2 「住居形態」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

エ 各種詐欺等被害

各種詐欺等被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、年齢層が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(4)=29.567$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(7)=2.990$, $p=0.886$ ）。各種詐欺等被害の有無に関するオッズ比は、「人口10万人以上の市」は「政令指定都市等」に対して0.621 ($p=0.014$)、「39歳以下」は「60歳以上」に対して1.648 ($p=0.031$)、「40～59歳」は「60歳以上」に対して2.183 ($p<0.001$) であった。各種詐欺等被害においては、政令指定都市等に居住する人は人口10万人以上の市に居住する人に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-2-4表)。

1-2-2-2-4表

各種詐欺等被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	人口10万人未満の市町村 / (政令指定都市等)	-0.125	0.199	0.392	0.531	0.883	0.598	1.304
	人口10万人以上の市 / (政令指定都市等)	-0.476	0.195	5.988	0.014	0.621	0.424	0.910
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.500	0.232	4.630	0.031	1.648	1.046	2.598
	40～59歳 / (60歳以上)	0.781	0.195	16.110	0.000	2.183	1.491	3.196
防犯設備	あり / (なし)	0.361	0.185	3.810	0.051	1.434	0.999	2.060
	定数	-3.014	0.240	158.052	0.000	0.049		

注 1 分析に使用したケース数は、2,249である。
 2 「住居形態」、「世帯人数」、「性別」、「就労状況」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

オ 被害態様別

ここでは、被害態様別に被害の有無に影響を及ぼす要因を見る。

(ア) 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害である自転車盗、バイク盗、自動車盗、車上盗、自動車損壊、不法侵入及び不法侵入未遂の犯罪被害については、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法により、自転車盗、バイク盗及び自動車損壊にモデルが採用された。

自転車盗被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(3)=25.560$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(4)=0.899$, $p=0.925$ ）。自転車盗被害の有無に関するオッズ比は、「政令指定都市等」が「人口10万人未満の市町村」に対して1.719 ($p=0.001$), 「アパート等」が「一戸建て」に対して1.582 ($p=0.001$) であった。自転車盗被害においては、政令指定都市等に居住する人が人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-5表）。

1-2-2-2-5表

自転車盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	0.542	0.167	10.515	0.001	1.719	1.239	2.386
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	0.298	0.159	3.523	0.061	1.347	0.987	1.838
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.459	0.144	10.118	0.001	1.582	1.192	2.098
	定数	-2.447	0.127	371.309	0.000	0.087		

注 1 分析に使用したケース数は、2,670（全て自転車を所有している者）である。

2 「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

バイク盗被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(1)=8.961$, $p=0.003$ ）。バイク盗被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して3.921 ($p=0.002$) であった。バイク盗被害においては、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-6表）。

1-2-2-2-6表

バイク盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	1.366	0.432	10.003	0.002	3.921	1.681	9.145
	定数	-3.876	0.280	191.336	0.000	0.021		

注 1 分析に使用したケース数は、773（全てバイクを所有している者）である。
2 「都市規模」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

自動車損壊被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(1)=7.235$, $p=0.007$ ）。自動車損壊被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して1.539 ($p=0.005$) であった。自動車損壊被害においては、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-7表）。

1-2-2-2-7表

自動車損壊被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.431	0.155	7.726	0.005	1.539	1.136	2.086
	定数	-2.389	0.071	1129.227	0.000	0.092		

注 1 分析に使用したケース数は、3,056（全て自動車所有している者）である。
2 「都市規模」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

(イ) 個人犯罪被害

個人犯罪被害である強盗等、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、ストーカー行為、DV、性的事件については、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法により、強盗等、個人に対する窃盗、ストーカー行為、DV、性的事件にモデルが採用された。なお、児童虐待については、18歳以前の被害の有無を目的変数、現在の都市規模、住居形態、年齢等の属性を説明変数とする分析になじまないため、本項における分析の対象外とした。

強盗等被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、婚姻状況が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(3)=19.514$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(2)=0.630$, $p=0.730$ ）。強盗等被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して2.940 ($p=0.012$)、「既婚・同棲」が「別居・その他」に対して0.213 ($p=0.013$) であった。強盗等被害においては、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比

べて、別居・その他の人が既婚・同棲の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-2-8表)。

1-2-2-2-8表

強盗等被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	1.078	0.427	6.364	0.012	2.940	1.272	6.795
婚姻状況	未婚 / (離婚・その他)	-0.220	0.590	0.139	0.709	0.802	0.252	2.552
	既婚・同棲 / (離婚・その他)	-1.548	0.620	6.229	0.013	0.213	0.063	0.717
	定数	-4.487	0.549	66.859	0.000	0.011		

注 1 分析に使用したケース数は、3,586である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「性別」、「年齢層」、「就労状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

個人に対する窃盗被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、年齢層が有意であった(尤度比統計量は $\chi^2(6)=29.264$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(6)=2.778$, $p=0.836$)。個人に対する窃盗被害の有無に関するオッズ比は、「一戸建て」が「アパート等」に対して1.931($p=0.046$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して2.668($p=0.004$)、「40～59歳」が「60歳以上」に対して2.604($p=0.001$)であった。個人に対する窃盗被害においては、一戸建て住宅に居住する人がアパート等に居住する人に比べて、59歳以下の人が60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-2-9表)。

1-2-2-2-9表

個人に対する窃盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート等)	0.658	0.330	3.976	0.046	1.931	1.011	3.688
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.981	0.338	8.436	0.004	2.668	1.376	5.173
	40～59歳 / (60歳以上)	0.957	0.293	10.646	0.001	2.604	1.465	4.627
婚姻状況	未婚 / (離婚・その他)	1.662	1.038	2.563	0.109	5.269	0.689	40.289
	既婚・同棲 / (離婚・その他)	1.263	1.017	1.544	0.214	3.537	0.482	25.942
	定数	-6.277	1.047	35.936	0.000	0.002		

注 1 分析に使用したケース数は、3,583である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「性別」、「就労状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

ストーカー行為被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態、性別、婚姻状況が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(6)=49.703$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=3.856$, $p=0.870$ ）。ストーカー行為被害の有無に関するオッズ比は、「人口10万人以上の市」が「人口10万人未満の市町村」に対して0.277 ($p=0.023$), 「アパート等」が「一戸建て」に対して4.115 ($p=0.001$), 「女性」が「男性」に対して4.266 ($p=0.002$), 「既婚・同棲」が「未婚」に対して0.188 ($p<0.001$) であった。ストーカー行為被害においては、人口10万人未満の市町村に居住する人が人口10万人以上の市に居住する人に比べて、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比べて、女性が男性に比べて、未婚の人が既婚・同棲の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-10表）。

1-2-2-2-10表

ストーカー行為被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	-0.042	0.457	0.009	0.926	0.959	0.392	2.346
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	-1.283	0.564	5.174	0.023	0.277	0.092	0.837
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	1.415	0.415	11.622	0.001	4.115	1.825	9.280
性別	女性 / (男性)	1.451	0.470	9.533	0.002	4.266	1.699	10.715
婚姻状況	離婚・その他 / (未婚)	-0.800	0.646	1.535	0.215	0.449	0.127	1.593
	既婚・同棲 / (未婚)	-1.673	0.428	15.284	0.000	0.188	0.081	0.434
	定数	-4.907	0.535	83.989	0.000	0.007		

注 1 分析に使用したケース数は、3,380である。

2 「世帯人数」、「年齢層」、「就労状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

DV被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態、性別が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(7)=34.615$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=2.524$, $p=0.961$ ）。DV被害の有無に関するオッズ比は、「人口10万人以上の市」が「人口10万人未満の市町村」に対して0.282 ($p=0.020$), 「アパート等」が「一戸建て」に対して3.718 ($p=0.004$), 「女性」が「男性」に対して4.966 ($p=0.003$) であった。DV被害においては、人口10万人未満の市町村に居住する人が人口10万人以上の市に居住する人に比べて、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比べて、女性が男性に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-11表）。

1-2-2-2-11表

DV被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	-0.444	0.479	0.860	0.354	0.641	0.251	1.640
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	-1.266	0.542	5.452	0.020	0.282	0.097	0.816
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	1.313	0.453	8.400	0.004	3.718	1.530	9.035
世帯人数	4人以上 / (1人)	1.394	0.780	3.195	0.074	4.029	0.874	18.572
	2～3人 / (1人)	-0.091	0.833	0.012	0.913	0.913	0.178	4.675
性別	女性 / (男性)	1.603	0.548	8.540	0.003	4.966	1.695	14.550
	定数	-6.554	0.915	51.322	0.000	0.001		

注 1 「就労状況」については、被害ありの者がいないカテゴリがあるため、分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、3,400である。
 3 「年齢層」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

性的事件被害については、モデルに採用されたもののうち、性別、年齢層が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(4)=55.592$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(4)=1.831$, $p=0.767$ ）。性的事件被害の有無に関するオッズ比は、「女性」が「男性」に対して7.263 ($p<0.001$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して37.549 ($p<0.001$)、「40～59歳」が「60歳以上」に対して19.879 ($p=0.004$)であった。性的事件被害においては、女性が男性に比べて、59歳以下の人が60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-2-12表)。

1-2-2-2-12表

性的事件被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女性 / (男性)	1.983	0.534	13.766	0.000	7.263	2.548	20.704
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	3.626	1.029	12.415	0.000	37.549	4.997	282.142
	40～59歳 / (60歳以上)	2.990	1.034	8.360	0.004	19.879	2.620	150.838
	定数	-8.739	1.107	62.315	0.000	0.000		

注 1 「婚姻状況」については、被害ありの者がいないカテゴリがあるため、分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、3,344である。
 3 「都市規模」、「住居形態」、「世帯人数」、「就労状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

(ウ) 各種詐欺等被害

各種詐欺等被害であるクレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法により、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用及びインターネットオークション詐欺にモデルが採用された。

クレジットカード情報詐欺被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、年齢層が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(3)=28.164$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(4)=2.353$, $p=0.671$ ）。クレジットカード情報詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して1.925 ($p=0.022$), 「39歳以下」が「60歳以上」に対して3.215 ($p=0.013$), 「40～59歳」が「60歳以上」に対して5.265 ($p<0.001$) であった。クレジットカード情報詐欺被害においては、アパート等に居住する人が一戸建て住宅に居住する人に比べて、59歳以下の人が60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-13表）。

1-2-2-2-13表

クレジットカード情報詐欺被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.655	0.287	5.218	0.022	1.925	1.097	3.376
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	1.168	0.471	6.136	0.013	3.215	1.276	8.102
	40～59歳 / (60歳以上)	1.661	0.416	15.967	0.000	5.265	2.331	11.892
	定数	-4.960	0.386	165.458	0.000	0.007		

注 1 分析に使用したケース数は、2,271（全てクレジットカード等を所有している者）である。

2 「都市規模」、「世帯人数」、「性別」、「就労状況」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

個人情報の悪用被害については、モデルに採用されたもののうち、防犯設備のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(1)=7.269$, $p=0.007$ ）。個人情報の悪用被害の有無に関するオッズ比は、「防犯設備あり」が「防犯設備なし」に対して2.228 ($p=0.011$) であった。個人情報の悪用被害においては、防犯設備ありの人は防犯設備なしの人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-14表）。

1-2-2-2-14表

個人情報の悪用被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
防犯設備	あり / (なし)	0.801	0.317	6.400	0.011	2.228	1.198	4.146
	定数	-4.676	0.279	281.584	0.000	0.009		

注 1 分析に使用したケース数は、3,620である。

2 「都市規模」、「住居形態」及び「世帯人数」は、モデルに採用されなかった。

振り込め詐欺被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(1)=6.700$, $p=0.010$ ）。振り込め詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「人口10万人以上の市」が「政令指定都市等」に対して0.218（ $p=0.022$ ）であった。振り込め詐欺被害においては、政令指定都市等に居住する人は人口10万人以上の市に居住する人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-15表）。

1-2-2-2-15表

振り込め詐欺被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	人口10万人未満の市町村／(政令指定都市等)	-1.016	0.603	2.845	0.092	0.362	0.111	1.179
	人口10万人以上の市／(政令指定都市等)	-1.532	0.668	5.258	0.022	0.216	0.058	0.801
	定数	-4.652	0.335	192.915	0.000	0.010		

注 1 「年齢層」については、被害ありの者がいないカテゴリがあるため、分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、3,571である。
 3 「住居形態」、「世帯人数」、「性別」、「就労状況」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

インターネットオークション詐欺被害については、モデルに採用されたもののうち、就労状況のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(4)=22.694$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(6)=5.446$, $p=0.488$ ）。インターネットオークション詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「働いている」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して4.384（ $p=0.002$ ）、「学生」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して5.018（ $p=0.028$ ）であった。インターネットオークション詐欺被害においては、働いている人及び学生は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-16表）。

1-2-2-2-16表

インターネットオークション詐欺被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等／(一戸建て)	0.619	0.321	3.722	0.054	1.856	0.990	3.480
就労状況	働いている／(主婦・主夫・無職・定年)	1.478	0.479	9.512	0.002	4.384	1.714	11.216
	学生／(主婦・主夫・無職・定年)	1.613	0.736	4.798	0.028	5.018	1.185	21.247
防犯設備	あり／(なし)	0.606	0.350	3.004	0.083	1.833	0.924	3.636
	定数	-6.096	0.518	138.314	0.000	0.002		

注 1 分析に使用したケース数は、3,583である。
 2 「都市規模」、「世帯人数」、「性別」、「年齢層」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

3 犯罪に対する不安等

本調査では、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安、現在の我が国の治安に対する認識等の様々な項目についても調査している。その中から、本項では、居住地域における犯罪に対する不安、自宅の防犯設備等の状況及び地域の警察の防犯活動に対する評価について、次項では、我が国の治安に関する認識について、それぞれの調査結果を経年比較する。

（1）居住地域における犯罪に対する不安

ア 夜間の一人歩きに対する不安

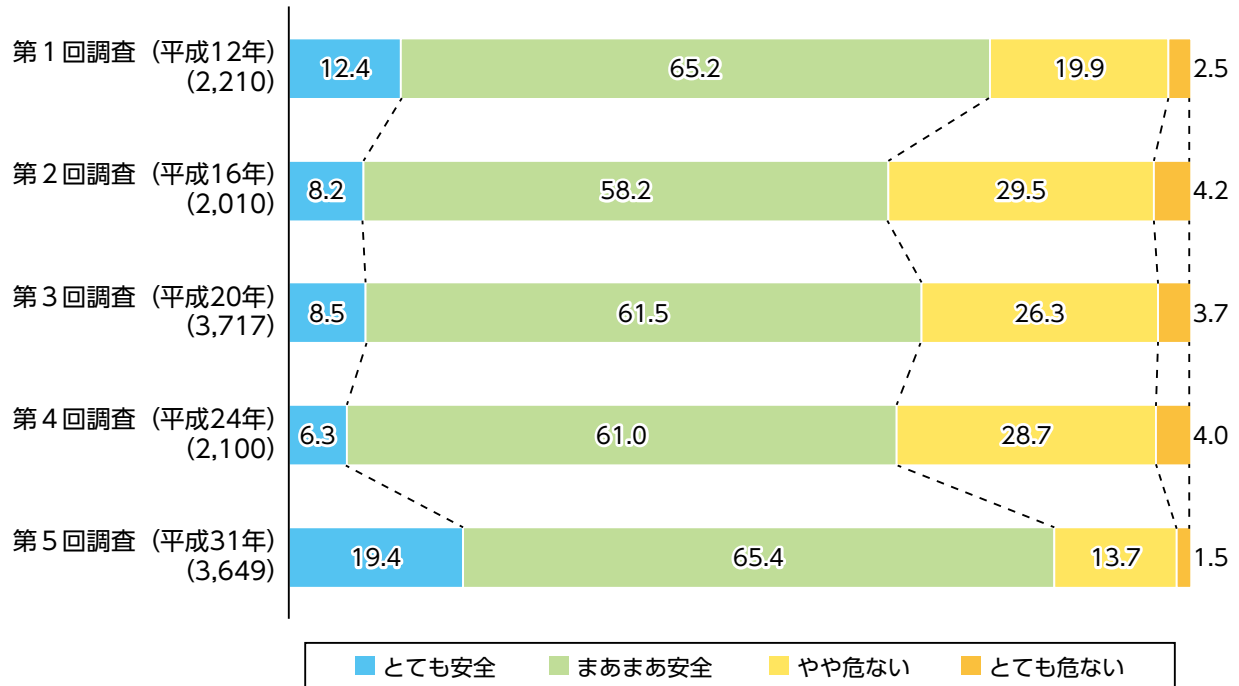
「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」との問いに対して、「とても安全」とする人の比率は、第2回調査から低下傾向にあったが、第5回調査では19.4%（前回比13.0pt上昇）であった。また、「やや危ない」とする人の比率は、第5回調査では13.7%（前回比15.0pt低下）であった（1-2-2-3-1図①）。

イ 不法侵入の被害に遭う不安

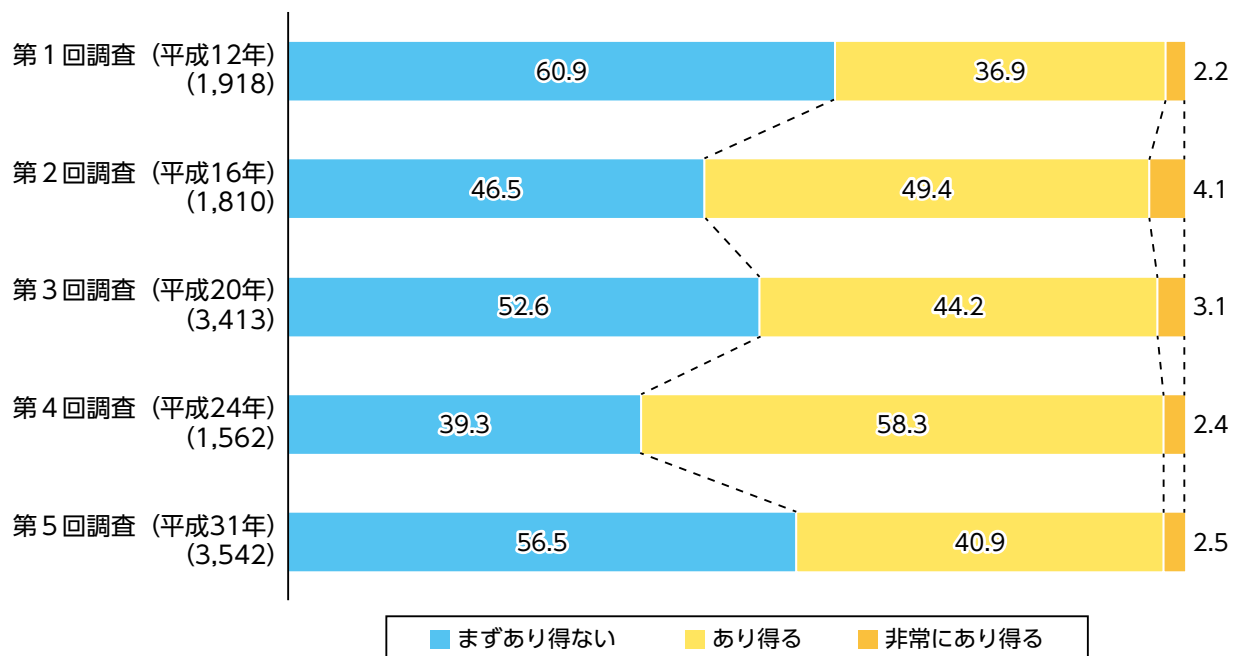
「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。」との問いに対して、第5回調査では、第4回調査と比べ、「まずあり得ない」とする人の比率が17.2pt上昇し、「あり得る」とする人の比率が17.3pt低下している（1-2-2-3-1図②）。

1-2-2-3-1図 犯罪に対する不安の経年比較

① 夜間の一人歩きに対する不安



② 不法侵入の被害に遭う不安



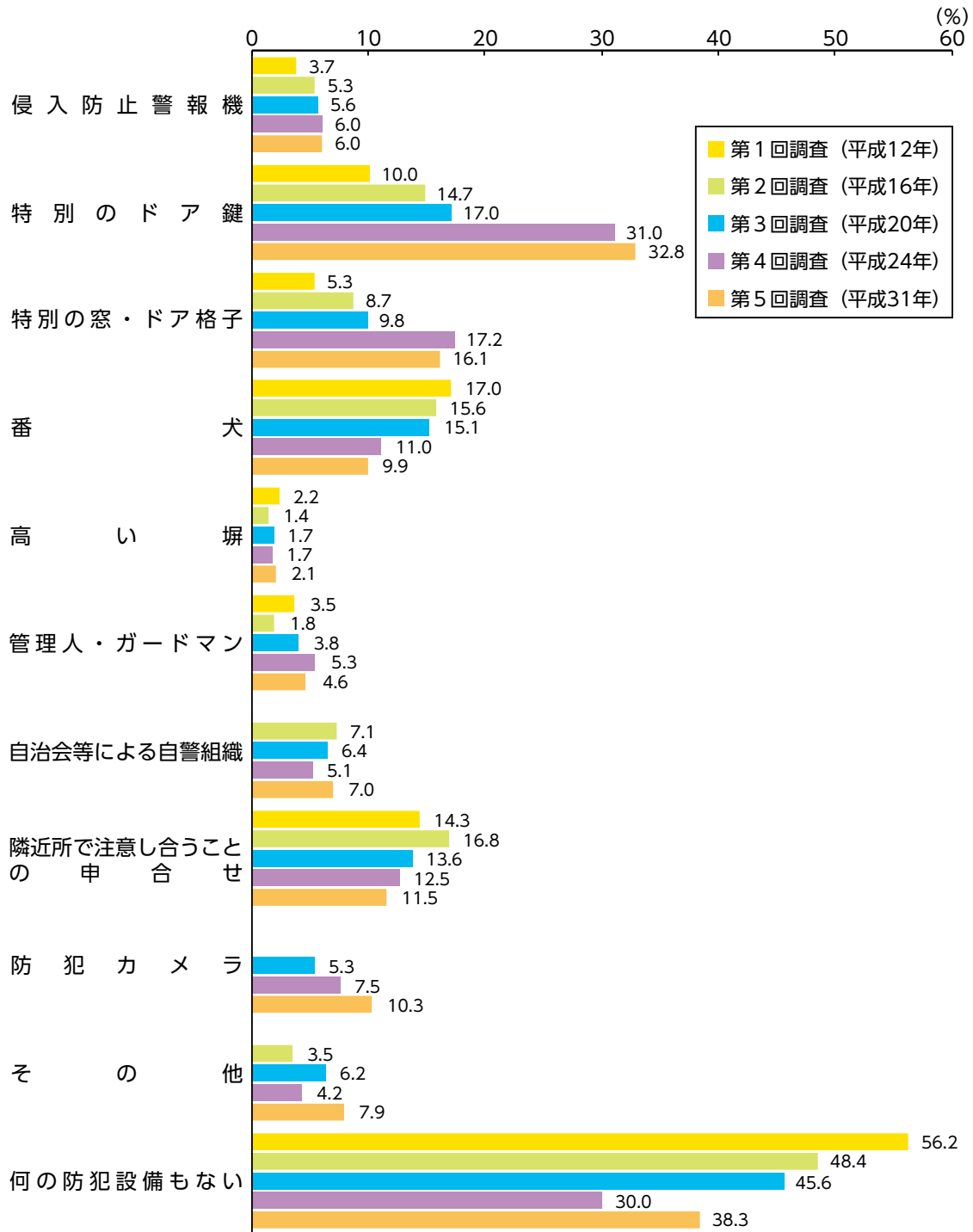
注 1 「分からない」と回答した者及び無回答の者を除く。
 2 () 内は、回答者総数の実人員である。

（2） 自宅の防犯設備等

自宅の防犯設備等の状況を経年で比較すると、「特別のドア鍵」や「防犯カメラ」といった住居の防犯設備を設置する人の比率が一貫して上昇し、「番犬」とする人の比率が一貫して低下している。他方、「自治会等による自警組織」及び「何の防犯設備もない」とする人の比率は第4回調査まで一貫して低下していたが、第5回調査では、第4回調査と比べ、それぞれ上昇している（1-2-2-3-2図）。なお、第5回調査において、「その他」を選択した人の具体的な回答内容を見てみると、防犯センサー等に該当する記載をしているものが過半数を占めていた。

1-2-2-3-2図

防犯対策の経年比較

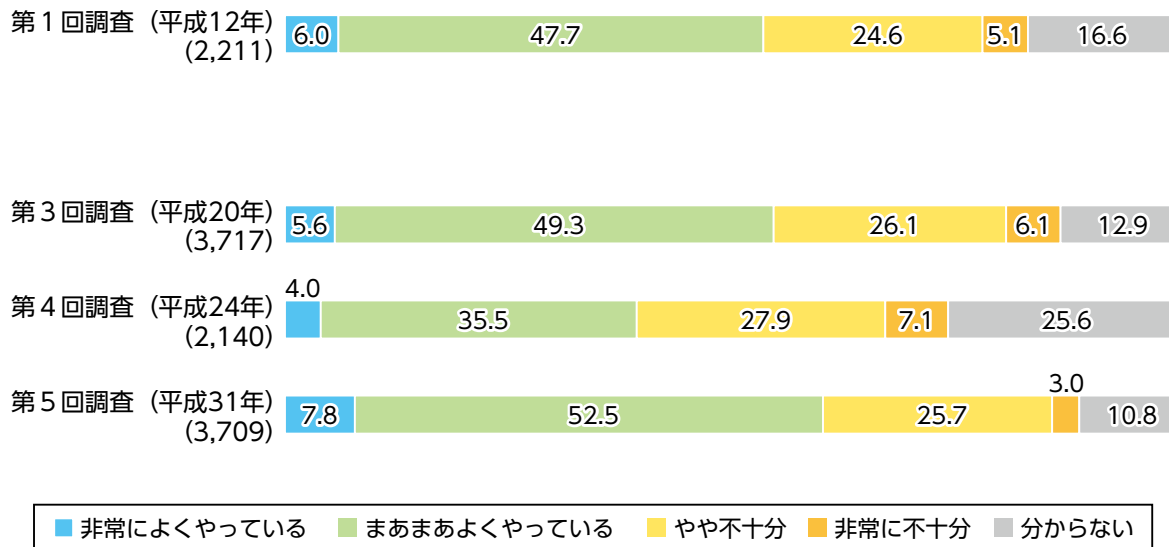


- 注 1 住居形態が公共施設又は不詳の者を除く。ただし、第3回調査では、住居形態が公共施設の者を含み、第1回調査では、住居形態がその他の者を除く。
- 2 「自治会等による自警組織」及び「その他」は、第2回調査から選択肢として設けられた。
- 3 「防犯カメラ」は、第3回調査から選択肢として設けられた。
- 4 「何の防犯設備もない」は、第1回調査においては、防犯設備等で「護られていない」と回答した者を計上している。
- 5 重複計上であり、回答者総数に占める各項目の回答者の比率である。

（3）地域の警察の防犯活動

地域の警察の防犯活動に対する評価を経年で比較すると、「非常によくやっている」及び「まあまあよくやっている」とする人の比率について、第4回調査では第3回調査と比べて低下していたが、第5回調査では第4回調査と比べて上昇している（1-2-2-3-3図）。

1-2-2-3-3図 警察の防犯活動に対する評価の経年比較



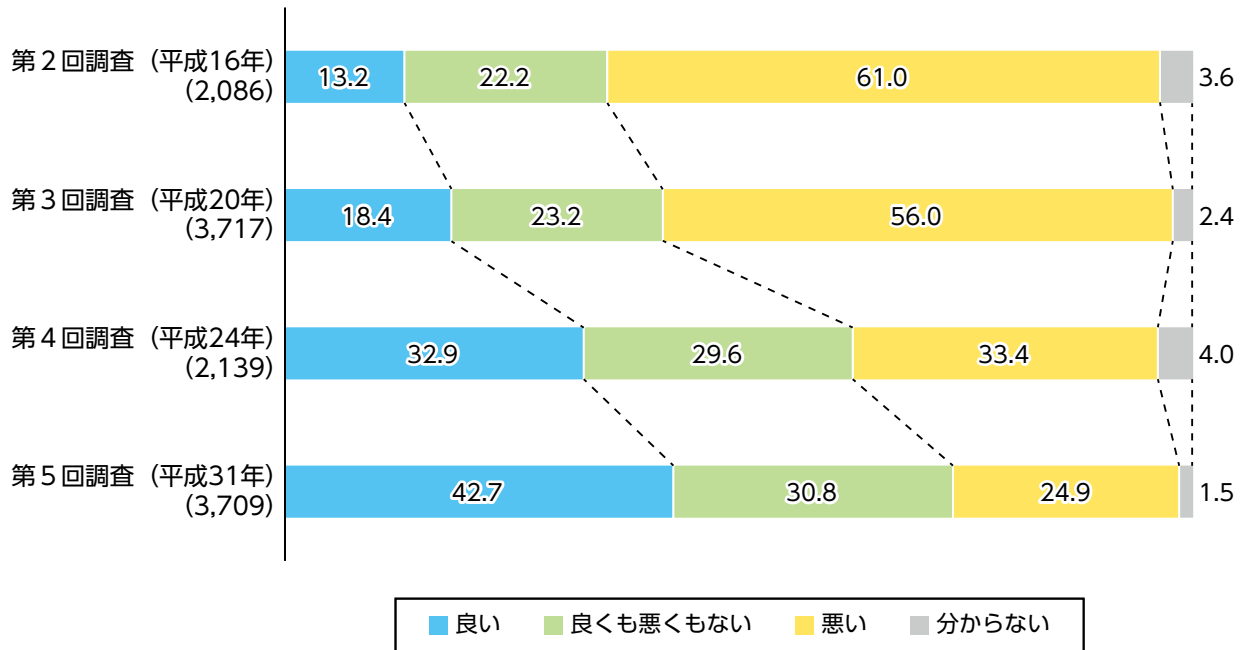
注 1 無回答の者を除く。
 2 () 内は、回答者総数の実人員である。

4 我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安に関する認識については、「とても良い」及び「まあまあ良い」を「良い」に、「やや悪い」及び「とても悪い」を「悪い」に、それぞれまとめた上で見てみると、過去の調査と比べ、「良い」とする人の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする人の比率が一貫して低下している（1-2-2-4-1図）。

1-2-2-4-1図

現在の我が国の治安に関する認識の経年比較



注 1 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計したものである。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者総数の実人員である。

5 被害率と認知件数の比較

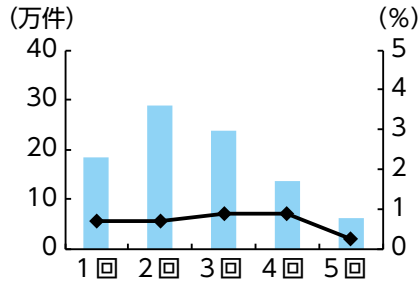
警察等に申告されない被害を含む本調査の結果を、犯罪の認知件数と共に見ることにより、暗数を考慮した犯罪の発生状況を推察することができる。しかしながら、本調査の被害態様には、例えば、「その他の不快な行為」の一部等、法律上処罰の対象とならない行為を含み得る性的事件のようなものがあること、同種の犯罪被害を複数受けた場合でも本調査では原則として一番最近の被害のみを分析の対象としていること、本調査に応じた人がどこまで正確な記憶に基づいて答えることができたか明らかでないことについても留意しなければならないことなどから、警察等に申告された犯罪の認知件数と本調査結果を比較することは難しいと言わざるを得ない。こうした留保があることを踏まえた上で、本項では、被害態様の定義が法律上処罰の対象となる行為と比較的類似する自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、強盗等及び暴行・脅迫に性的な被害を加えた8つについて、これまでの調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を参考提示したグラフを示すこととする(1-2-2-5-1図)。

この図からは、被害態様別の被害率の経年変化が、それぞれ対応する犯罪の認知件数の経年変化と極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れる。

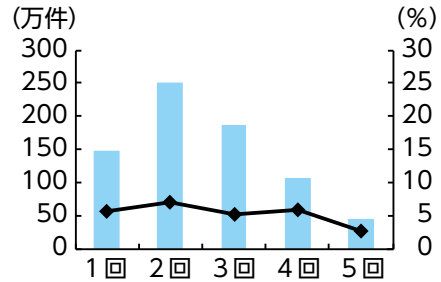
1-2-2-5-1図

被害態様別被害率（過去5年間）・認知件数の経年比較

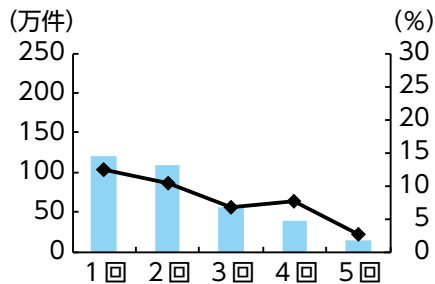
① 自動車盗



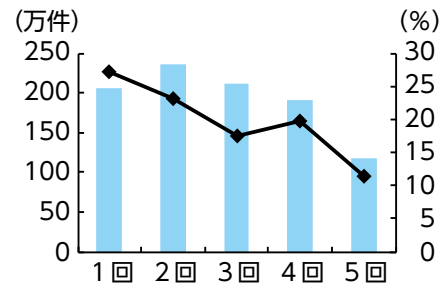
② 車上盗



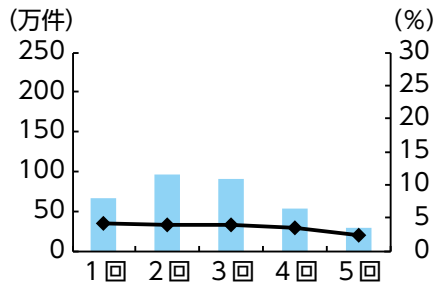
③ バイク盗



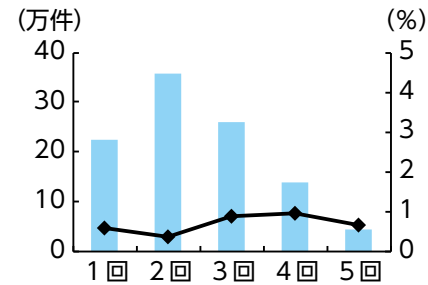
④ 自転車盗



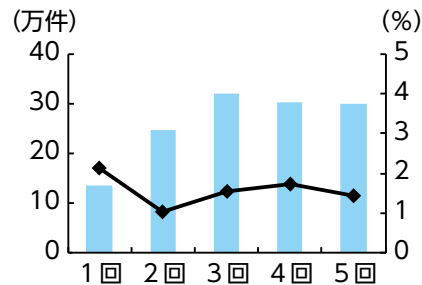
⑤ 不法侵入



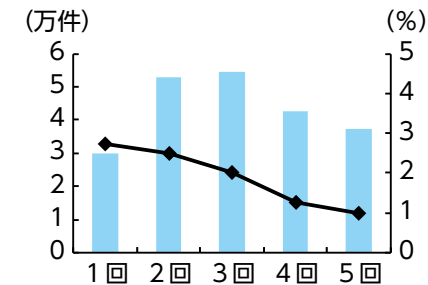
⑥ 強盗等



⑦ 暴行・脅迫



⑧ 性的な被害



■ 認知件数 ◆ 被害率

<「被害率（過去5年間）」について>

注 1 1-2-2-1-1図の脚注2、4及び6並びに1-2-2-1-2図の脚注2、3及び5に同じ。

2 「性的な被害」は、1-2-2-1-1図の脚注5及び1-2-2-1-2図の脚注6の「性的事件」に同じ。

<「認知件数」について>

注 1 警察庁の統計による。

2 第1回調査においては、平成7年から11年までの、第2回調査においては、11年から15年までの、第3回調査においては、15年から19年までの、第4回調査においては、19年から23年までの、第5回調査においては、26年から30年までの、それぞれ5年間の累計である。

3 「車上盗」は、車上ねらい及び部品ねらいを合計したものであり、「不法侵入」は、住居侵入、空き巣、忍込み及び居空きを合計したものであり、「強盗等」は、強盗、恐喝及びひったくりを合計したものであり、「暴行・脅迫」は、傷害、暴行及び脅迫を合計したものであり、「性的な被害」は強制性交等（強姦を含む。）及び強制わいせつを合計したものである。

第2編 犯罪被害状況

第1章 世帯犯罪被害

本章では、調査対象者の過去5年間における世帯犯罪に関する被害の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、一番最近の被害について、被害の状況、被害の申告状況を属性等との関係から検討する。

第1節 乗り物関係の被害

本節では、世帯犯罪被害のうち、過去5年間の乗り物関係の被害について分析する。

1 自動車盗

(1) 自動車所有世帯の特徴

自動車盗、車上盗及び自動車損壊の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、自動車を所有している世帯の特徴を見る。

調査対象者(3,709人)に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、自家用の自動車(乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます。)を持っていた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は3,128人で、調査対象者の84.3%であった(参考資料2 基礎集計表参照)。

自動車の所有状況について、都市規模別に見ると、**2-1-1-1表**のとおりであり、「人口10万人以上の市」及び「人口10万人未満の市町村」において、自動車を所有する世帯の比率が有意に高く、「政令指定都市等」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-1表

都市規模別自動車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	696 (70.9) [-13.5]	286 (29.1) [13.5]	982 (100.0)	$\chi^2(2)=187.171$ $p<0.001^{**}$
人口10万人以上の市	1,334 (87.9) [5.0]	183 (12.1) [-5.0]	1,517 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	1,098 (90.7) [7.5]	112 (9.3) [-7.5]	1,210 (100.0)	
計	3,128 (84.3)	581 (15.7)	3,709 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

自動車の所有状況について、世帯人数別に見ると、2-1-1-1-2表のとおりであり、世帯人数が「3人」、「4人」及び「5人以上」において、自動車を所有する世帯の比率が有意に高く、「1人」及び「2人」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-1-2表

世帯人数別自動車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	222 (53.9) [-18.0]	190 (46.1) [18.0]	412 (100.0)	$\chi^2(4)=369.353$ $p<0.001^{**}$
2 人	917 (82.4) [-2.1]	196 (17.6) [2.1]	1,113 (100.0)	
3 人	759 (89.1) [4.4]	93 (10.9) [-4.4]	852 (100.0)	
4 人	736 (92.3) [7.1]	61 (7.7) [-7.1]	797 (100.0)	
5人以上	484 (92.2) [5.4]	41 (7.8) [-5.4]	525 (100.0)	
計	3,118 (84.3)	581 (15.7)	3,699 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

自動車の所有状況について、住居形態別に見ると、**2-1-1-1-3表**のとおりであり、「一戸建て」において、自動車を所有する世帯の比率が有意に高く、「アパート等」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-1-3表 住居形態別自動車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	499 (68.3) [-13.3]	232 (31.7) [13.3]	731 (100.0)	(m) p<0.001**
一戸建て	2,627 (88.3) [13.5]	347 (11.7) [-13.5]	2,974 (100.0)	
そ の 他	2 (50.0) [-1.9]	2 (50.0) [1.9]	4 (100.0)	
計	3,128 (84.3)	581 (15.7)	3,709 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

自動車を所有していると答えた人に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、自家用の自動車を盗まれたことがありましたか。」と質問したところ、「ある」と答えた人は7人(0.2%)であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-1-4表**から**2-1-1-1-6表**のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-1-4表 都市規模別自動車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	3 (0.4) [1.3]	693 (99.6) [-1.3]	696 (100.0)	(m) p=0.195
人 口 10 万 人 以 上 の 市	1 (0.1) [-1.5]	1,330 (99.9) [1.5]	1,331 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	3 (0.3) [0.4]	1,094 (99.7) [-0.4]	1,097 (100.0)	
計	7 (0.2)	3,117 (99.8)	3,124 (100.0)	

注 1 自動車盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-5表

世帯人数別自動車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	— [−0.7]	222 (100.0) [0.7]	222 (100.0)	(m) p=0.767
2 人	3 (0.3) [0.8]	913 (99.7) [−0.8]	916 (100.0)	
3 人	1 (0.1) [−0.6]	757 (99.9) [0.6]	758 (100.0)	
4 人	1 (0.1) [−0.6]	735 (99.9) [0.6]	736 (100.0)	
5人以上	2 (0.4) [1.0]	480 (99.6) [−1.0]	482 (100.0)	
計	7 (0.2)	3,107 (99.8)	3,114 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-6表

住居形態別自動車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	2 (0.4) [0.9]	497 (99.6) [−0.9]	499 (100.0)	(m) p=0.317
一戸建て	5 (0.2) [−0.9]	2,618 (99.8) [0.9]	2,623 (100.0)	
そ の 他	— [−0.1]	2 (100.0) [0.1]	2 (100.0)	
計	7 (0.2)	3,117 (99.8)	3,124 (100.0)	

注 1 自動車盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
3 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所（本節で取り上げた犯罪被害において、「海外」で被害を受けたと回答した人はいなかったため、「海外」を除いて分析した。以下本節において同じ。）を「自宅・自宅敷地内」（共同住宅では敷地内の共用部分を含む。以下同じ。），「自宅付近」，「自宅のある市町村内」，「職場」及び「その他国内」の5つに区分し，都市規模別，世帯人数別及び住居形態別に見ると，2-1-1-1-7表から2-1-1-1-9表のとおりであった（いずれも被害を受けた場所について「自宅のある市町村内」，「職場」に該当する人，世帯人数について「1人」に該当する人及び住居形態について「その他」に該当する人がいなかったため，検定は困難であった。）。

2-1-1-1-7表

都市規模別自動車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計
政令指定都市等	1 (33.3)	1 (33.3)	－	－	1 (33.3)	3 (100.0)
人 口 10 万 人 以 上 の 市	1 (100.0)	－	－	－	－	1 (100.0)
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	1 (33.3)	2 (66.7)	－	－	－	3 (100.0)
計	3 (42.9)	3 (42.9)	－	－	1 (14.3)	7 (100.0)

注 () 内は、構成比である。

2-1-1-1-8表

世帯人数別自動車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計
1 人	－	－	－	－	－	－
2 人	1 (33.3)	2 (66.7)	－	－	－	3 (100.0)
3 人	1 (100.0)	－	－	－	－	1 (100.0)
4 人	1 (100.0)	－	－	－	－	1 (100.0)
5人以上	－	1 (50.0)	－	－	1 (50.0)	2 (100.0)
計	3 (42.9)	3 (42.9)	－	－	1 (14.3)	7 (100.0)

注 () 内は、構成比である。

2-1-1-1-9表

住居形態別自動車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計
アパート等	1 (50.0)	1 (50.0)	－	－	－	2 (100.0)
一戸建て	2 (40.0)	2 (40.0)	－	－	1 (20.0)	5 (100.0)
そ の 他	－	－	－	－	－	－
計	3 (42.9)	3 (42.9)	－	－	1 (14.3)	7 (100.0)

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

2 () 内は、構成比である。

(3) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（7人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が6人、「いいえ」が1人であった。被害

申告の有無について、都市規模別に見ると、**2-1-1-1-10表**のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-1-10表

都市規模別自動車盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (66.7) [-1.2]	1 (33.3) [1.2]	3 (100.0)	(m) p=1.000
人 口 10 万 人 以 上 の 市	1 (100.0) [0.4]	— [-0.4]	1 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	3 (100.0) [0.9]	— [-0.9]	3 (100.0)	
計	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 車上盗

(1) 被害の状況

自動車を所有していると答えた人に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、自動車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。なお、自動車の破損や自動車ごと盗難にあった場合は含めないでください。」と質問したところ、「ある」と答えた人は81人（2.6％）であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-2-1表**から**2-1-1-2-3表**のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-2-1表

都市規模別車上盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	18 (2.6) [-0.0]	677 (97.4) [0.0]	695 (100.0)	$\chi^2(2)=0.823$ p=0.663
人 口 10 万 人 以 上 の 市	31 (2.3) [-0.8]	1,300 (97.7) [0.8]	1,331 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	32 (2.9) [0.8]	1,065 (97.1) [-0.8]	1,097 (100.0)	
計	81 (2.6)	3,042 (97.4)	3,123 (100.0)	

注 1 車上盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-2表

世帯人数別車上盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	6 (2.7) [0.1]	216 (97.3) [-0.1]	222 (100.0)	$\chi^2(4)=2.490$ $p=0.646$
2 人	23 (2.5) [-0.2]	892 (97.5) [0.2]	915 (100.0)	
3 人	15 (2.0) [-1.2]	743 (98.0) [1.2]	758 (100.0)	
4 人	24 (3.3) [1.3]	711 (96.7) [-1.3]	735 (100.0)	
5人以上	13 (2.7) [0.1]	470 (97.3) [-0.1]	483 (100.0)	
計	81 (2.6)	3,032 (97.4)	3,113 (100.0)	

注 1 世帯人数又は車上盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-1-1-2-3表

住居形態別車上盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	18 (3.6) [1.6]	479 (96.4) [-1.6]	497 (100.0)	(m) $p=0.168$
一戸建て	63 (2.4) [-1.6]	2,561 (97.6) [1.6]	2,624 (100.0)	
そ の 他	— [-0.2]	2 (100.0) [0.2]	2 (100.0)	
計	81 (2.6)	3,042 (97.4)	3,123 (100.0)	

注 1 車上盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は，病院，老人ホーム等の公共施設を含む。

3 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

被害を受けた場所について，都市規模別，世帯人数別及び住居形態別に見ると，2-1-1-2-4表から2-1-1-2-6表のとおりであり，都市規模別及び世帯人数別において有意な関連性は見られなかった（住居形態別においては，「その他」に該当する人がいなかったため，検定は困難であった。）。

2-1-1-2-4表

都市規模別車上盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
政令指定都市等	9 (56.3) [1.0]	1 (6.3) [-1.4]	3 (18.8) [-0.0]	－ [－0.9]	3 (18.8) [0.7]	16 (100.0)	(m) p=0.305
人 口 10 万 人 以 上 の 市	13 (48.1) [0.4]	4 (14.8) [-0.5]	7 (25.9) [1.1]	2 (7.4) [1.1]	1 (3.7) [-1.9]	27 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	11 (36.7) [-1.2]	8 (26.7) [1.7]	4 (13.3) [-1.1]	1 (3.3) [-0.3]	6 (20.0) [1.3]	30 (100.0)	
計	33 (45.2)	13 (17.8)	14 (19.2)	3 (4.1)	10 (13.7)	73 (100.0)	

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-1-1-2-5表

世帯人数別車上盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
1 人	1 (16.7) [-1.5]	2 (33.3) [1.0]	3 (50.0) [2.0]	－ [－0.5]	－ [－1.0]	6 (100.0)	(m) p=0.249
2 人	10 (47.6) [0.3]	4 (19.0) [0.2]	3 (14.3) [-0.7]	1 (4.8) [0.2]	3 (14.3) [0.1]	21 (100.0)	
3 人	7 (58.3) [1.0]	1 (8.3) [-0.9]	2 (16.7) [-0.2]	1 (8.3) [0.8]	1 (8.3) [-0.6]	12 (100.0)	
4 人	10 (45.5) [0.0]	6 (27.3) [1.4]	1 (4.5) [-2.1]	1 (4.5) [0.1]	4 (18.2) [0.7]	22 (100.0)	
5人以上	5 (41.7) [-0.3]	－ [－1.8]	5 (41.7) [2.2]	－ [－0.8]	2 (16.7) [0.3]	12 (100.0)	
計	33 (45.2)	13 (17.8)	14 (19.2)	3 (4.1)	10 (13.7)	73 (100.0)	

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-1-1-2-6表

住居形態別車上盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計
アパート等	6 (37.5)	3 (18.8)	4 (25.0)	2 (12.5)	1 (6.3)	16 (100.0)
一戸建て	27 (47.4)	10 (17.5)	10 (17.5)	1 (1.8)	9 (15.8)	57 (100.0)
そ の 他	－	－	－	－	－	－
計	33 (45.2)	13 (17.8)	14 (19.2)	3 (4.1)	10 (13.7)	73 (100.0)

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 「その他」は，病院，老人ホーム等の公共施設を含む。

3 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

(2) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(81人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が47人、「いいえ」が32人、「分からない」が2人であった。被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-2-7表及び2-1-1-2-8表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-2-7表

都市規模別車上盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	11 (61.1) [0.2]	7 (38.9) [-0.2]	18 (100.0)	$\chi^2(2)=0.161$ $p=0.923$
人口10万人以上の市	17 (56.7) [-0.4]	13 (43.3) [0.4]	30 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	19 (61.3) [0.3]	12 (38.7) [-0.3]	31 (100.0)	
計	47 (59.5)	32 (40.5)	79 (100.0)	

注 1 車上盗被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-8表

世帯人数別車上盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	3 (50.0) [-0.5]	3 (50.0) [0.5]	6 (100.0)	(m) $p=0.730$
2 人	14 (63.6) [0.5]	8 (36.4) [-0.5]	22 (100.0)	
3 人	8 (53.3) [-0.5]	7 (46.7) [0.5]	15 (100.0)	
4 人	13 (54.2) [-0.6]	11 (45.8) [0.6]	24 (100.0)	
5人以上	9 (75.0) [1.2]	3 (25.0) [-1.2]	12 (100.0)	
計	47 (59.5)	32 (40.5)	79 (100.0)	

注 1 車上盗被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 自動車損壊

(1) 被害の状況

自動車を所有していると答えた人に対して、「過去5年間に、盗難とは別に、あなたや御家族が持っている自家用の自動車を、わざと傷付けられたり、壊されたりしたことがありましたか。確実でなくても、あなたがわざとであると考える場合は、それを含めてください。なお、交通事故は含めないでください。」と質問したところ、「ある」と答えた人は279人(8.9%)であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-3-1表から2-1-1-3-3表のとおりであり、住居形態別で有意な関連性が見られ、「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の比率が有意に高く、「一戸建て」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-3-1表 都市規模別自動車損壊被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	69 (10.0) [1.0]	623 (90.0) [-1.0]	692 (100.0)	$\chi^2(2)=1.787$ $p=0.409$
人口10万人以上の市	121 (9.1) [0.3]	1,205 (90.9) [-0.3]	1,326 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	89 (8.2) [-1.2]	1,003 (91.8) [1.2]	1,092 (100.0)	
計	279 (9.0)	2,831 (91.0)	3,110 (100.0)	

注 1 自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-2表 世帯人数別自動車損壊被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	19 (8.6) [-0.2]	203 (91.4) [0.2]	222 (100.0)	$\chi^2(4)=1.599$ $p=0.809$
2 人	79 (8.7) [-0.4]	833 (91.3) [0.4]	912 (100.0)	
3 人	64 (8.5) [-0.5]	690 (91.5) [0.5]	754 (100.0)	
4 人	66 (9.0) [0.1]	666 (91.0) [-0.1]	732 (100.0)	
5人以上	50 (10.4) [1.2]	430 (89.6) [-1.2]	480 (100.0)	
計	278 (9.0)	2,822 (91.0)	3,100 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-3表

住居形態別自動車損壊被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	61 (12.3) [2.8]	435 (87.7) [-2.8]	496 (100.0)	(m) p=0.014*
一戸建て	218 (8.3) [-2.8]	2,395 (91.7) [2.8]	2,613 (100.0)	
そ の 他	— [-0.3]	1 (100.0) [0.3]	1 (100.0)	
計	279 (9.0)	2,831 (91.0)	3,110 (100.0)	

- 注 1 自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-3-4表から2-1-1-3-6表のとおりであり、世帯人数別で有意な関連性が見られ、「4人」及び「5人」において、「自宅・自宅敷地内」とする人の比率が有意に高く、「3人」において、同比率が有意に低く、「自宅付近」とする人の比率が有意に高かった（住居形態別においては、「その他」に該当する人がいなかったため、検定は困難であった。）。

2-1-1-3-4表

都市規模別自動車損壊の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
政令指定都市等	17 (27.9) [-0.5]	12 (19.7) [0.8]	24 (39.3) [1.0]	1 (1.6) [-1.6]	7 (11.5) [-0.5]	61 (100.0)	$\chi^2(8)=8.208$ p=0.413
人 口 10 万 人 以 上 の 市	35 (33.0) [0.8]	17 (16.0) [-0.1]	28 (26.4) [-2.2]	9 (8.5) [1.5]	17 (16.0) [1.0]	106 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	25 (29.1) [-0.3]	12 (14.0) [-0.7]	34 (39.5) [1.3]	5 (5.8) [-0.1]	10 (11.6) [-0.6]	86 (100.0)	
計	77 (30.4)	41 (16.2)	86 (34.0)	15 (5.9)	34 (13.4)	253 (100.0)	

- 注 1 自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-5表

世帯人数別自動車損壊の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
1 人	5 (27.8) [-0.3]	5 (27.8) [1.4]	4 (22.2) [-1.1]	- [-1.1]	4 (22.2) [1.1]	18 (100.0)	(m) p=0.015*
2 人	17 (23.3) [-1.6]	10 (13.7) [-0.7]	30 (41.1) [1.6]	5 (6.8) [0.4]	11 (15.1) [0.5]	73 (100.0)	
3 人	10 (18.2) [-2.3]	17 (30.9) [3.3]	20 (36.4) [0.5]	3 (5.5) [-0.2]	5 (9.1) [-1.1]	55 (100.0)	
4 人	26 (41.9) [2.2]	6 (9.7) [-1.6]	18 (29.0) [-0.9]	6 (9.7) [1.4]	6 (9.7) [-1.0]	62 (100.0)	
5人以上	19 (43.2) [2.0]	3 (6.8) [-1.9]	13 (29.5) [-0.6]	1 (2.3) [-1.1]	8 (18.2) [1.0]	44 (100.0)	
計	77 (30.6)	41 (16.3)	85 (33.7)	15 (6.0)	34 (13.5)	252 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-1-1-3-6表

住居形態別自動車損壊の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計
アパート等	24 (43.6)	13 (23.6)	9 (16.4)	3 (5.5)	6 (10.9)	55 (100.0)
一戸建て	53 (26.8)	28 (14.1)	77 (38.9)	12 (6.1)	28 (14.1)	198 (100.0)
そ の 他	-	-	-	-	-	-
計	77 (30.4)	41 (16.2)	86 (34.0)	15 (5.9)	34 (13.4)	253 (100.0)

注 1 自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

(2) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（279人）に対して、「あなた又は誰かが，捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ，「はい」が67人，「いいえ」が204人，「分からない」が8人であった。被害申告の有無について，都市規模別及び世帯人数別に見ると，2-1-1-3-7表及び2-1-1-3-8表のとおりであり，いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-3-7表

都市規模別自動車損壊被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	18 (26.1) [0.3]	51 (73.9) [-0.3]	69 (100.0)	$\chi^2(2)=0.688$ $p=0.709$
人口10万人以上の市	30 (26.3) [0.5]	84 (73.7) [-0.5]	114 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	19 (21.6) [-0.8]	69 (78.4) [0.8]	88 (100.0)	
計	67 (24.7)	204 (75.3)	271 (100.0)	

注 1 自動車損壊被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-8表

世帯人数別自動車損壊被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	5 (26.3) [0.2]	14 (73.7) [-0.2]	19 (100.0)	$\chi^2(4)=7.063$ $p=0.133$
2 人	11 (14.5) [-2.5]	65 (85.5) [2.5]	76 (100.0)	
3 人	18 (28.6) [0.8]	45 (71.4) [-0.8]	63 (100.0)	
4 人	17 (26.2) [0.3]	48 (73.8) [-0.3]	65 (100.0)	
5人以上	16 (34.0) [1.6]	31 (66.0) [-1.6]	47 (100.0)	
計	67 (24.8)	203 (75.2)	270 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車損壊被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

4 バイク盗

(1) 原動機付自転車・自動二輪車所有世帯の特徴

原動機付自転車又は自動二輪車（以下「バイク」という。）の盗難の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、バイクを所有している世帯の特徴を見る。

調査対象者（3,709人）に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、原動機付自転車や自動二輪車（スクーター、オートバイなど）を持っていた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は783人で、調査対象者の21.1%であった（参考資料2 基礎集計表参照）。

バイクの所有状況について、都市規模別に見ると、**2-1-1-4-1表**のとおりであり、「人口10万人以上の市」において、バイクを所有する世帯の比率が有意に高かった。

2-1-1-4-1表

都市規模別バイクの所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	187 (19.0) [-1.9]	795 (81.0) [1.9]	982 (100.0)	$\chi^2(2)=6.147$ $p=0.046^*$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	349 (23.0) [2.4]	1,168 (77.0) [-2.4]	1,517 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	247 (20.4) [-0.7]	963 (79.6) [0.7]	1,210 (100.0)	
計	783 (21.1)	2,926 (78.9)	3,709 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

バイクの所有状況について、世帯人数別に見ると、**2-1-1-4-2表**のとおりであり、「5人以上」において、バイクを所有する世帯の比率が有意に高く、「1人」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-4-2表

世帯人数別バイクの所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	50 (12.1) [-4.7]	362 (87.9) [4.7]	412 (100.0)	$\chi^2(4)=46.578$ $p<0.001^{**}$
2 人	214 (19.2) [-1.8]	899 (80.8) [1.8]	1,113 (100.0)	
3 人	180 (21.1) [0.1]	672 (78.9) [-0.1]	852 (100.0)	
4 人	179 (22.5) [1.1]	618 (77.5) [-1.1]	797 (100.0)	
5人以上	156 (29.7) [5.3]	369 (70.3) [-5.3]	525 (100.0)	
計	779 (21.1)	2,920 (78.9)	3,699 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

バイクの所有状況について、住居形態別に見ると、**2-1-1-4-3表**のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-4-3表

住居形態別バイクの所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	134 (18.3) [-2.1]	597 (81.7) [2.1]	731 (100.0)	(m) p=0.094
一戸建て	648 (21.8) [2.0]	2,326 (78.2) [-2.0]	2,974 (100.0)	
そ の 他	1 (25.0) [0.2]	3 (75.0) [-0.2]	4 (100.0)	
計	783 (21.1)	2,926 (78.9)	3,709 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

バイクを所有していると答えた人に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、原動機付自転車や自動二輪車を盗まれたことがありましたか。」と質問したところ、「ある」と答えた人は23人(2.9%)であった。被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-4-4表**から**2-1-1-4-6表**のとおりであり、住居形態別で有意な関連性が見られ、「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の比率が有意に高く、「一戸建て」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-4-4表

都市規模別バイク盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	6 (3.2) [0.3]	181 (96.8) [-0.3]	187 (100.0)	$\chi^2(2)=0.328$ p=0.849
人口10万人以上の市	11 (3.2) [0.3]	338 (96.8) [-0.3]	349 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	6 (2.4) [-0.6]	241 (97.6) [0.6]	247 (100.0)	
計	23 (2.9)	760 (97.1)	783 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-5表

世帯人数別バイク盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	1 (2.0) [-0.4]	49 (98.0) [0.4]	50 (100.0)	$\chi^2(4)=1.778$ $p=0.777$
2 人	7 (3.3) [0.3]	207 (96.7) [-0.3]	214 (100.0)	
3 人	6 (3.3) [0.3]	174 (96.7) [-0.3]	180 (100.0)	
4 人	3 (1.7) [-1.1]	176 (98.3) [1.1]	179 (100.0)	
5人以上	6 (3.8) [0.7]	150 (96.2) [-0.7]	156 (100.0)	
計	23 (3.0)	756 (97.0)	779 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-6表

住居形態別バイク盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	10 (7.5) [3.4]	124 (92.5) [-3.4]	134 (100.0)	(m) $p=0.005^{**}$
一戸建て	13 (2.0) [-3.4]	635 (98.0) [3.4]	648 (100.0)	
そ の 他	— [-0.2]	1 (100.0) [0.2]	1 (100.0)	
計	23 (2.9)	760 (97.1)	783 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-4-7表**から**2-1-1-4-9表**のとおりであり、都市規模別では、「政令指定都市等」において、「自宅付近」とする人の比率が、「人口10万人未満の市町村」において、「自宅のある市町村内」とする人の比率が、それぞれ有意に高かった。また、世帯人数別では、「1人」において、「自宅のある市町村内」とする人の比率が、「4人」において、「職場」とする人の比率が、それぞれ有意に高かった(住居形態別においては、「その他」に該当する人がいなかったため、検定は困難であった。)

2-1-1-4-7表

都市規模別バイク盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	計	検定結果
政令指定都市等	4 (66.7) [-0.6]	2 (33.3) [2.4]	- [-0.9]	- [-0.6]	6 (100.0)	(m) p=0.031*
人 口 10 万 人 以 上 の 市	9 (90.0) [1.4]	- [-1.4]	- [-1.4]	1 (10.0) [1.1]	10 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	3 (60.0) [-1.0]	- [-0.8]	2 (40.0) [2.7]	- [-0.6]	5 (100.0)	
計	16 (76.2)	2 (9.5)	2 (9.5)	1 (4.8)	21 (100.0)	

注 1 バイク盗の被害場所が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-8表

世帯人数別バイク盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	計	検定結果
1 人	- [-1.8]	- [-0.3]	1 (100.0) [3.2]	- [-0.2]	1 (100.0)	(m) p=0.048*
2 人	5 (83.3) [0.5]	1 (16.7) [0.7]	- [-0.9]	- [-0.6]	6 (100.0)	
3 人	5 (100.0) [1.4]	- [-0.8]	- [-0.8]	- [-0.6]	5 (100.0)	
4 人	1 (33.3) [-1.9]	1 (33.3) [1.5]	- [-0.6]	1 (33.3) [2.5]	3 (100.0)	
5人以上	5 (83.3) [0.5]	- [-0.9]	1 (16.7) [0.7]	- [-0.6]	6 (100.0)	
計	16 (76.2)	2 (9.5)	2 (9.5)	1 (4.8)	21 (100.0)	

注 1 バイク盗の被害場所が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-9表

住居形態別バイク盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	計
アパート等	7 (77.8)	1 (11.1)	－	1 (11.1)	9 (100.0)
一戸建て	9 (75.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	－	12 (100.0)
そ の 他	－	－	－	－	－
計	16 (76.2)	2 (9.5)	2 (9.5)	1 (4.8)	21 (100.0)

注 1 バイク盗の被害場所が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(3) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（23人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が17人、「いいえ」が4人、「分からない」が2人であった。被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-4-10表及び2-1-1-4-11表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-4-10表

都市規模別バイク盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	5 (83.3) [0.2]	1 (16.7) [-0.2]	6 (100.0)	(m) p=0.254
人 口 10 万 人 以 上 の 市	10 (90.9) [1.2]	1 (9.1) [-1.2]	11 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	2 (50.0) [-1.8]	2 (50.0) [1.8]	4 (100.0)	
計	17 (81.0)	4 (19.0)	21 (100.0)	

注 1 バイク盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-11表

世帯人数別バイク盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	— [−2.1]	1 (100.0) [2.1]	1 (100.0)	(m) p=0.191
2 人	5 (71.4) [−0.8]	2 (28.6) [0.8]	7 (100.0)	
3 人	6 (100.0) [1.4]	— [−1.4]	6 (100.0)	
4 人	3 (100.0) [0.9]	— [−0.9]	3 (100.0)	
5人以上	3 (75.0) [−0.3]	1 (25.0) [0.3]	4 (100.0)	
計	17 (81.0)	4 (19.0)	21 (100.0)	

注 1 バイク盗被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

5 自転車盗

(1) 自転車所有世帯の特徴

自転車盗の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、自転車を所有している世帯の特徴を見る。

調査対象者(3,709人)に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、自転車(子供用も含みます。)を持っていた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は2,718人で、調査対象者の73.3%であった(参考資料2 基礎集計表参照)。

自転車の所有状況について、都市規模別に見ると、**2-1-1-5-1表**のとおりであり、「政令指定都市等」において、自転車を所有する世帯の比率が有意に高く、「人口10万人未満の市町村」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-5-1表

都市規模別自転車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	745 (75.9) [2.1]	237 (24.1) [-2.1]	982 (100.0)	$\chi^2(2)=10.694$ $p=0.005^{**}$
人口10万人以上の市	1,126 (74.2) [1.1]	391 (25.8) [-1.1]	1,517 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	847 (70.0) [-3.1]	363 (30.0) [3.1]	1,210 (100.0)	
計	2,718 (73.3)	991 (26.7)	3,709 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

自転車の所有状況について、世帯人数別に見ると、**2-1-1-5-2表**のとおりであり、「4人」及び「5人」において、自転車を所有する世帯の比率が有意に高く、「1人」及び「2人」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-5-2表

世帯人数別自転車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	228 (55.3) [-8.7]	184 (44.7) [8.7]	412 (100.0)	$\chi^2(4)=201.045$ $p<0.001^{**}$
2 人	720 (64.7) [-7.8]	393 (35.3) [7.8]	1,113 (100.0)	
3 人	644 (75.6) [1.7]	208 (24.4) [-1.7]	852 (100.0)	
4 人	664 (83.3) [7.2]	133 (16.7) [-7.2]	797 (100.0)	
5人以上	455 (86.7) [7.5]	70 (13.3) [-7.5]	525 (100.0)	
計	2,711 (73.3)	988 (26.7)	3,699 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

自転車の所有状況について、住居形態別に見ると、**2-1-1-5-3表**のとおりであり、「一戸建て」において、自転車を所有する世帯の比率が有意に高く、「アパート等」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-5-3表

住居形態別自転車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	498 (68.1) [-3.5]	233 (31.9) [3.5]	731 (100.0)	(m) p=0.002**
一戸建て	2,217 (74.5) [3.5]	757 (25.5) [-3.5]	2,974 (100.0)	
そ の 他	3 (75.0) [0.1]	1 (25.0) [-0.1]	4 (100.0)	
計	2,718 (73.3)	991 (26.7)	3,709 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

自転車を所有していると答えた人に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、自転車を盗まれたことがありましたか。」と質問したところ、「ある」と答えた人は310人(11.4%)であった。被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-5-4表**から**2-1-1-5-6表**のとおりであり、都市規模別では、「政令指定都市等」において、被害に遭ったと答えた人の比率が有意に高く、「人口10万人未満の市町村」において、同比率が有意に低かった。都市規模を「政令指定都市」、「特別区(東京23区)」、「政令指定都市を除く人口20万人以上の市」、「人口10万人以上20万人未満の市」、「人口10万人未満の市」、「町村」の6つに区分して被害の有無との関係を見ると、「特別区(東京23区)」において、被害に遭ったと答えた人の比率が有意に高く、「人口10万人未満の市」において、同比率が有意に低かった。住居形態別では、「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の比率が有意に高く、「一戸建て」において、同比率が有意に低かった。世帯人数別では、有意な関連性は見られなかった。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

2-1-1-5-4表

都市規模別自転車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	111 (14.9) [3.5]	634 (85.1) [-3.5]	745 (100.0)	$\chi^2(2)=17.135$ $p<0.001^{**}$
人口10万人以上の市	129 (11.5) [0.1]	996 (88.5) [-0.1]	1,125 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	70 (8.3) [-3.5]	775 (91.7) [3.5]	845 (100.0)	
計	310 (11.4)	2,405 (88.6)	2,715 (100.0)	

注 1 自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-5表

世帯人数別自転車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	32 (14.0) [1.3]	196 (86.0) [-1.3]	228 (100.0)	$\chi^2(4)=7.221$ $p=0.125$
2 人	64 (8.9) [-2.5]	654 (91.1) [2.5]	718 (100.0)	
3 人	80 (12.4) [0.9]	563 (87.6) [-0.9]	643 (100.0)	
4 人	76 (11.4) [0.0]	588 (88.6) [-0.0]	664 (100.0)	
5人以上	57 (12.5) [0.8]	398 (87.5) [-0.8]	455 (100.0)	
計	309 (11.4)	2,399 (88.6)	2,708 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-6表

住居形態別自転車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	83 (16.7) [4.1]	415 (83.3) [-4.1]	498 (100.0)	(m) p<0.001**
一戸建て	226 (10.2) [-4.2]	1,988 (89.8) [4.2]	2,214 (100.0)	
そ の 他	1 (33.3) [1.2]	2 (66.7) [-1.2]	3 (100.0)	
計	310 (11.4)	2,405 (88.6)	2,715 (100.0)	

- 注 1 自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-5-7表から2-1-1-5-9表のとおりであり、世帯人数別で有意な関連性が見られ、「1人」において、「自宅のある市町村内」とする人の比率が有意に低かった。「2人」においては、「自宅・自宅敷地内」及び「職場」とする人の比率が有意に高く、「その他国内」とする人の比率が有意に低かった。「3人」においては、「自宅のある市町村内」とする人の比率が有意に高く、「自宅・自宅敷地内」とする人の比率が有意に低かった。「4人」においては、「その他国内」とする人の比率が有意に高かった。都市規模別及び住居形態別では、有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-5-7表

都市規模別自転車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
政令指定都市等	39 (36.8) [0.5]	18 (17.0) [-0.3]	34 (32.1) [-0.5]	8 (7.5) [1.4]	7 (6.6) [-0.7]	106 (100.0)	$\chi^2(8)=6.678$ p=0.572
人 口 10 万 人 以 上 の 市	45 (36.3) [0.4]	24 (19.4) [0.5]	42 (33.9) [-0.0]	5 (4.0) [-0.7]	8 (6.5) [-0.9]	124 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	19 (29.2) [-1.1]	11 (16.9) [-0.2]	24 (36.9) [0.6]	2 (3.1) [-0.8]	9 (13.8) [1.9]	65 (100.0)	
計	103 (34.9)	53 (18.0)	100 (33.9)	15 (5.1)	24 (8.1)	295 (100.0)	

- 注 1 自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-8表

世帯人数別自転車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
1 人	14 (43.8) [1.1]	7 (21.9) [0.7]	5 (15.6) [-2.3]	3 (9.4) [1.2]	3 (9.4) [0.3]	32 (100.0)	(m) p=0.007**
2 人	29 (46.8) [2.2]	10 (16.1) [-0.4]	15 (24.2) [-1.8]	7 (11.3) [2.5]	1 (1.6) [-2.1]	62 (100.0)	
3 人	16 (21.9) [-2.7]	13 (17.8) [0.0]	35 (47.9) [2.9]	3 (4.1) [-0.4]	6 (8.2) [0.0]	73 (100.0)	
4 人	25 (34.2) [-0.2]	12 (16.4) [-0.3]	25 (34.2) [0.0]	1 (1.4) [-1.7]	10 (13.7) [2.0]	73 (100.0)	
5人以上	19 (35.2) [0.0]	10 (18.5) [0.2]	20 (37.0) [0.5]	1 (1.9) [-1.2]	4 (7.4) [-0.2]	54 (100.0)	
計	103 (35.0)	52 (17.7)	100 (34.0)	15 (5.1)	24 (8.2)	294 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-1-1-5-9表

住居形態別自転車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	その他 国 内	計	検定結果
アパート等	36 (44.4) [2.1]	17 (21.0) [0.8]	18 (22.2) [-2.6]	5 (6.2) [0.5]	5 (6.2) [0.8]	81 (100.0)	(m) p=0.053
一戸建て	67 (31.5) [-2.0]	35 (16.4) [-1.1]	82 (38.5) [2.7]	10 (4.7) [-0.5]	19 (8.9) [0.8]	213 (100.0)	
そ の 他	- [-0.7]	1 (100.0) [2.1]	- [-0.7]	- [-0.2]	- [-0.3]	1 (100.0)	
計	103 (34.9)	53 (18.0)	100 (33.9)	15 (5.1)	24 (8.1)	295 (100.0)	

注 1 自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。
2 「その他」は，病院，老人ホーム等の公共施設を含む。
3 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

(3) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（310人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が177人、「いいえ」が121人、「分からない」が12人であった。被害申告の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-5-10表から2-1-1-5-12表のとおりであり、世帯人数別で有意な関連性が見られ、「5人以上」において、被害申告をしたと回答した人の比率が有意に高く、「1人」において、同比率が有意に低かった。

2-1-1-5-10表

都市規模別自転車盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	62 (58.5) [-0.2]	44 (41.5) [0.2]	106 (100.0)	$\chi^2(2)=2.022$ $p=0.364$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	80 (63.5) [1.2]	46 (36.5) [-1.2]	126 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	35 (53.0) [-1.2]	31 (47.0) [1.2]	66 (100.0)	
計	177 (59.4)	121 (40.6)	298 (100.0)	

注 1 自転車盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-11表

世帯人数別自転車盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	12 (37.5) [-2.7]	20 (62.5) [2.7]	32 (100.0)	$\chi^2(4)=10.225$ $p=0.037^*$
2 人	38 (60.3) [0.2]	25 (39.7) [-0.2]	63 (100.0)	
3 人	47 (60.3) [0.2]	31 (39.7) [-0.2]	78 (100.0)	
4 人	40 (57.1) [-0.4]	30 (42.9) [0.4]	70 (100.0)	
5人以上	39 (72.2) [2.1]	15 (27.8) [-2.1]	54 (100.0)	
計	176 (59.3)	121 (40.7)	297 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-12表

住居形態別自転車盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	42 (52.5) [-1.5]	38 (47.5) [1.5]	80 (100.0)	(m) p=0.203
一戸建て	134 (61.8) [1.4]	83 (38.2) [-1.4]	217 (100.0)	
そ の 他	1 (100.0) [0.8]	- [-0.8]	1 (100.0)	
計	177 (59.4)	121 (40.6)	298 (100.0)	

注 1 自転車盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

6 まとめ

乗り物関係の被害の有無や捜査機関への被害申告の有無を属性等の関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 乗り物関係の被害の有無については、自動車盗及び車上盗では、有意な関連性が見られなかった一方、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗において住居形態別で有意な関連性が見られ、いずれも「アパート等」において、被害に遭ったと回答した人の比率が有意に高く、「一戸建て」において、同比率が有意に低かった。
- ② 被害を受けた場所との関係を見ると、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗において、世帯人数別で有意な関連性が見られたが、それぞれ異なる傾向であった。
- ③ 捜査機関への被害の申告状況について、被害に遭ったことがあると回答した人に占める捜査機関に被害を届け出たと回答した人の比率を高いものから見ると、自動車盗(85.7%)、バイク盗(73.9%)、車上盗(58.0%)、自転車盗(57.1%)、自動車損壊(24.0%)であった（参考資料2 基礎集計表参照）。

第2節 不法侵入（未遂）被害

本節では、世帯犯罪被害のうち、過去5年間の不法侵入の被害と不法侵入未遂の被害について分析する。不法侵入については、「過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。なお、ここでいう「自宅」には、車庫、物置、倉庫、別荘は含めないでください。」と質問し、不法侵入未遂については、「不法侵入とは別に、過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気付いたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りに引っかき傷等があったことがありましたか。」と質問した。

1 被害の状況

過去5年間に不法侵入の被害に遭ったことがあると答えた人は、83人で、調査対象者（3,709人）の2.2%であった。実際に金や物を盗まれたか尋ねたところ、「はい」が44人、「いいえ」が32人、「分からない」が7人であり、不法侵入の被害に遭ったと答えた人のうち、少なくとも53.0%が、金品盗の被害に遭っていた。また、調査前年（平成30年）に不法侵入の被害に遭ったと答えた人のうち、約2割が2回以上の被害に遭っている（参考資料2 基礎集計表参照）。

過去5年間に不法侵入未遂の被害に遭ったことがあると答えた人は、104人で、調査対象者（3,709人）の2.8%であった。また、調査前年に不法侵入未遂の被害に遭ったと答えた人のうち、約4割が2回以上の被害に遭っている（参考資料2 基礎集計表参照）。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別、住居形態別及び防犯設備の有無別に見ると、**2-1-2-1-1表**から**2-1-2-1-4表**のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-2-1-1表

都市規模別不法侵入被害・不法侵入未遂被害の有無

① 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	17 (1.7) [-1.3]	964 (98.3) [1.3]	981 (100.0)	$\chi^2(2)=1.590$ $p=0.452$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	37 (2.4) [0.7]	1,477 (97.6) [-0.7]	1,514 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	29 (2.4) [0.5]	1,176 (97.6) [-0.5]	1,205 (100.0)	
計	83 (2.2)	3,617 (97.8)	3,700 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	29 (3.0) [0.3]	951 (97.0) [-0.3]	980 (100.0)	$\chi^2(2)=0.130$ $p=0.937$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	41 (2.7) [-0.3]	1,469 (97.3) [0.3]	1,510 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	34 (2.8) [0.0]	1,172 (97.2) [-0.0]	1,206 (100.0)	
計	104 (2.8)	3,592 (97.2)	3,696 (100.0)	

注 1 不法侵入被害、不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-2表

世帯人数別不法侵入被害・不法侵入未遂被害の有無

① 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	12 (2.9) [1.0]	399 (97.1) [-1.0]	411 (100.0)	$\chi^2(4)=7.360$ $p=0.118$
2 人	34 (3.1) [2.2]	1,076 (96.9) [-2.2]	1,110 (100.0)	
3 人	16 (1.9) [-0.8]	834 (98.1) [0.8]	850 (100.0)	
4 人	12 (1.5) [-1.6]	784 (98.5) [1.6]	796 (100.0)	
5人以上	9 (1.7) [-0.9]	514 (98.3) [0.9]	523 (100.0)	
計	83 (2.2)	3,607 (97.8)	3,690 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	14 (3.4) [0.8]	392 (96.6) [-0.8]	406 (100.0)	$\chi^2(4)=2.399$ $p=0.663$
2 人	35 (3.1) [0.8]	1,077 (96.9) [-0.8]	1,112 (100.0)	
3 人	21 (2.5) [-0.7]	826 (97.5) [0.7]	847 (100.0)	
4 人	18 (2.3) [-1.1]	779 (97.7) [1.1]	797 (100.0)	
5人以上	16 (3.1) [0.3]	508 (96.9) [-0.3]	524 (100.0)	
計	104 (2.8)	3,582 (97.2)	3,686 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入被害、不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-3表

住居形態別不法侵入被害・不法侵入未遂被害の有無

① 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	19 (2.6) [0.7]	712 (97.4) [-0.7]	731 (100.0)	(m) $p=0.524$
一戸建て	64 (2.2) [-0.7]	2,902 (97.8) [0.7]	2,966 (100.0)	
そ の 他	— [−0.3]	3 (100.0) [0.3]	3 (100.0)	
計	83 (2.2)	3,617 (97.8)	3,700 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	24 (3.3) [0.9]	703 (96.7) [-0.9]	727 (100.0)	(m) $p=0.446$
一戸建て	80 (2.7) [-0.9]	2,885 (97.3) [0.9]	2,965 (100.0)	
そ の 他	— [−0.3]	4 (100.0) [0.3]	4 (100.0)	
計	104 (2.8)	3,592 (97.2)	3,696 (100.0)	

注 1 不法侵入被害、不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-4表

防犯設備の有無別不法侵入・不法侵入未遂被害の有無

① 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
防犯設備あり	50 (2.2) [-0.2]	2,180 (97.8) [0.2]	2,230 (100.0)	(f) p=0.909
防犯設備なし	33 (2.3) [0.2]	1,382 (97.7) [-0.2]	1,415 (100.0)	
計	83 (2.3)	3,562 (97.7)	3,645 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
防犯設備あり	72 (3.2) [1.7]	2,155 (96.8) [-1.7]	2,227 (100.0)	(f) p=0.102
防犯設備なし	32 (2.3) [-1.7]	1,384 (97.7) [1.7]	1,416 (100.0)	
計	104 (2.9)	3,539 (97.1)	3,643 (100.0)	

注 1 防犯設備の有無又は不法侵入被害、不法侵入未遂被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

不法侵入の被害に遭ったと答えた人（83人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が38人、「いいえ」が40人、「分からない」が5人であった。被害申告の有無について、金品被害の有無との関係で見ると、2-1-2-1-5表のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

2-1-2-1-5表

金品被害の有無別不法侵入被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
金品被害あり	24 (55.8) [1.5]	19 (44.2) [-1.5]	43 (100.0)	(f) p=0.165
金品被害なし	12 (38.7) [-1.5]	19 (61.3) [1.5]	31 (100.0)	
計	36 (48.6)	38 (51.4)	74 (100.0)	

注 1 金品被害の有無又は不法侵入被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入未遂の被害に遭ったと答えた人（104人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が28人、「いいえ」が75人、「分からない」が1人であった。

不法侵入及び不法侵入未遂それぞれの被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-2-1-6表及び2-1-2-1-7表のとおりである。不法侵入の被害申告においては、いずれも有意な関連性は見られなかった。不法侵入未遂の被害申告においては、都市規模別で見ると、「人口10万人未満の市町村」で、被害を届け出なかったと答えた人の比率が有意に高く、被害を届け出たと答えた人の比率が有意に低かったが、世帯人数別では有意な関連性は見られなかった。

2-1-2-1-6表

都市規模別不法侵入被害・不法侵入未遂被害申告の有無

① 不法侵入被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	9 (52.9) [0.4]	8 (47.1) [-0.4]	17 (100.0)	$\chi^2(2)=0.610$ $p=0.737$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	17 (51.5) [0.4]	16 (48.5) [-0.4]	33 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	12 (42.9) [-0.8]	16 (57.1) [0.8]	28 (100.0)	
計	38 (48.7)	40 (51.3)	78 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	9 (31.0) [0.5]	20 (69.0) [-0.5]	29 (100.0)	$\chi^2(2)=6.451$ $p=0.040^*$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	15 (37.5) [1.9]	25 (62.5) [-1.9]	40 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	4 (11.8) [-2.5]	30 (88.2) [2.5]	34 (100.0)	
計	28 (27.2)	75 (72.8)	103 (100.0)	

注 1 不法侵入被害申告、不法侵入未遂被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-7表

世帯人数別不法侵入被害・不法侵入未遂被害申告の有無

① 不法侵入被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	5 (50.0) [0.1]	5 (50.0) [-0.1]	10 (100.0)	(m) p=0.571
2 人	17 (51.5) [0.4]	16 (48.5) [-0.4]	33 (100.0)	
3 人	4 (28.6) [-1.7]	10 (71.4) [1.7]	14 (100.0)	
4 人	7 (58.3) [0.7]	5 (41.7) [-0.7]	12 (100.0)	
5人以上	5 (55.6) [0.4]	4 (44.4) [-0.4]	9 (100.0)	
計	38 (48.7)	40 (51.3)	78 (100.0)	

② 不法侵入未遂被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	4 (28.6) [0.1]	10 (71.4) [-0.1]	14 (100.0)	(m) p=0.957
2 人	9 (26.5) [-0.1]	25 (73.5) [0.1]	34 (100.0)	
3 人	7 (33.3) [0.7]	14 (66.7) [-0.7]	21 (100.0)	
4 人	4 (22.2) [-0.5]	14 (77.8) [0.5]	18 (100.0)	
5人以上	4 (25.0) [-0.2]	12 (75.0) [0.2]	16 (100.0)	
計	28 (27.2)	75 (72.8)	103 (100.0)	

注 1 不法侵入被害申告、不法侵入未遂被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 まとめ

不法侵入及び不法侵入未遂の被害の有無や捜査機関への被害申告の有無を属性等の関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 不法侵入及び不法侵入未遂の被害の有無については、いずれも、都市規模、住居形態及び防犯設備の有無による違いは見られなかった。
- ② 被害の申告状況を見ると、被害に遭ったと答えた人に占める捜査機関に被害を届け出たと答えた人の比率は、不法侵入が45.8%、不法侵入未遂が26.9%であった（参考資料2

基礎集計表参照)。不法侵入の被害申告の有無については、都市規模、世帯人数及び金品被害の有無による違いは見られなかった。不法侵入未遂の被害申告の有無については、世帯人数による違いは見られなかったが、都市規模別で見ると、「人口10万人未満の市町村」において、被害を届け出なかったと答えた人の比率が有意に高く、被害を届け出たと答えた人の比率が有意に低かった。

第2章 個人犯罪被害

本章では、調査対象者の過去5年間における個人犯罪に関する被害（児童虐待は、過去5年間に限らない被害）の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、一番最近の被害について、被害の状況、被害の申告状況を属性等との関係から検討する。

第1節 強盗等の被害

1 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありますか。ひったくりも含めて考えてください。なお、スリの被害は含めないでください。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、3,709人のうち、24人（0.6%）であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別に見ると、**2-2-1-1-1表**から**2-2-1-1-4表**のとおりである。都市規模別では、「政令指定都市等」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「人口10万人未満の市町村」において、同比率が有意に低かった。男女別、年齢層別、就労状況別では有意な関連性は見られなかった。さらに、都市規模を「政令指定都市」、「特別区（東京23区）」、「政令指定都市を除く人口20万人以上の市」、「人口10万人以上20万人未満の市」、「人口10万人未満の市」、「町村」の6つに区分して被害の有無との関係を見ると、「特別区（東京23区）」において、被害に遭った人の比率が有意に高かった。

2-2-1-1-1表

都市規模別強盗等被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	11 (1.1) [2.2]	971 (98.9) [-2.2]	982 (100.0)	$\chi^2(2)=6.412$ $p=0.041^*$
人口10万人以上の市	10 (0.7) [0.1]	1,506 (99.3) [-0.1]	1,516 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	3 (0.2) [-2.1]	1,206 (99.8) [2.1]	1,209 (100.0)	
計	24 (0.6)	3,683 (99.4)	3,707 (100.0)	

注 1 強盗等被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-1-2表

男女別強盗等被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	11 (0.6) [-0.2]	1,773 (99.4) [0.2]	1,784 (100.0)	(f) $p=0.841$
女 性	13 (0.7) [0.2]	1,910 (99.3) [-0.2]	1,923 (100.0)	
計	24 (0.6)	3,683 (99.4)	3,707 (100.0)	

注 1 強盗等被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-1-3表

年齢層別強盗等被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	8 (1.0) [1.4]	803 (99.0) [-1.4]	811 (100.0)	$\chi^2(2)=2.857$ $p=0.240$
40～59歳	9 (0.7) [0.4]	1,233 (99.3) [-0.4]	1,242 (100.0)	
60歳以上	7 (0.4) [-1.5]	1,647 (99.6) [1.5]	1,654 (100.0)	
計	24 (0.6)	3,683 (99.4)	3,707 (100.0)	

注 1 強盗等被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-1-4表

就労状況別強盗等被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	16 (0.8) [0.9]	2,111 (99.2) [-0.9]	2,127 (100.0)	(m) p=0.829
主婦・主夫	3 (0.4) [-0.7]	674 (99.6) [0.7]	677 (100.0)	
無職・定年	5 (0.7) [0.3]	685 (99.3) [-0.3]	690 (100.0)	
学 生	— [-1.1]	168 (100.0) [1.1]	168 (100.0)	
そ の 他	— [-0.4]	29 (100.0) [0.4]	29 (100.0)	
計	24 (0.7)	3,667 (99.3)	3,691 (100.0)	

注 1 就労状況又は強盗等被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人（24人）に対して，被害を受けた場所について質問したところ，「自宅のある市町村内」が6人，「自宅付近」及び「職場」が各5人，「自宅・自宅敷地内」が4人，「海外」が1人，「分からない」が3人であった。また，加害者との面識について答えた21人を見ると，「加害者を知らなかった」及び「加害者を見なかった又は見えなかった」が各8人，「少なくとも1名は，名前を知っていた」（名前も顔も知っていた場合は，この選択肢を選択している。）が3人，「少なくとも1名は，顔を知っていた」が2人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（24人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が10人、「いいえ」が12人、「分からない」が2人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、実被害の有無別に見ると、2-2-1-2-1表から2-2-1-2-4表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-1-2-1表

都市規模別強盗等被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	6 (54.5) [0.9]	5 (45.5) [-0.9]	11 (100.0)	(m) p=0.848
人口10万人以上の市	3 (37.5) [-0.6]	5 (62.5) [0.6]	8 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	1 (33.3) [-0.5]	2 (66.7) [0.5]	3 (100.0)	
計	10 (45.5)	12 (54.5)	22 (100.0)	

注 1 強盗等被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-2-2表

男女別強盗等被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	5 (50.0) [0.4]	5 (50.0) [-0.4]	10 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	5 (41.7) [-0.4]	7 (58.3) [0.4]	12 (100.0)	
計	10 (45.5)	12 (54.5)	22 (100.0)	

注 1 強盗等被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-2-3表

年齢層別強盗等被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	2 (28.6) [-1.1]	5 (71.4) [1.1]	7 (100.0)	(m) p=0.657
40～59歳	4 (50.0) [0.3]	4 (50.0) [-0.3]	8 (100.0)	
60歳以上	4 (57.1) [0.8]	3 (42.9) [-0.8]	7 (100.0)	
計	10 (45.5)	12 (54.5)	22 (100.0)	

注 1 強盗等被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-1-2-4表

実被害の有無別強盗等被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
実被害あり	4 (57.1) [0.9]	3 (42.9) [-0.9]	7 (100.0)	(f) p=0.397
実被害なし	5 (35.7) [-0.9]	9 (64.3) [0.9]	14 (100.0)	
計	9 (42.9)	12 (57.1)	21 (100.0)	

注 1 実被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

第2節 個人に対する窃盗の被害

1 被害の状況

今回の調査では、「自転車盗，バイク盗，自動車盗，車からの盗難，不法侵入盗，強盗，恐喝，ひったくりとは別に，過去5年間に，あなたは，盗難の被害に遭ったことがありましたか。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は，3,709人のうち，85人（2.3%）であった。

被害の有無について，都市規模別，男女別，年齢層別，就労状況別に見ると，2-2-2-1-1表から2-2-2-1-4表のとおりである。年齢層別では，「39歳以下」及び「40～59歳」において，被害に遭った人の比率が有意に高く，「60歳以上」において，同比率が有意に低かった。就労状況別では，「働いている」において，被害に遭った人の比率が有意に高く，「無職・定年」において，同比率が有意に低かった。都市規模別及び男女別では有意な関連性は見られなかった。

2-2-2-1-1表

都市規模別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	26 (2.7) [0.9]	954 (97.3) [-0.9]	980 (100.0)	$\chi^2(2)=0.765$ $p=0.682$
人口10万人以上の市	33 (2.2) [-0.4]	1,483 (97.8) [0.4]	1,516 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	26 (2.2) [-0.4]	1,182 (97.8) [0.4]	1,208 (100.0)	
計	85 (2.3)	3,619 (97.7)	3,704 (100.0)	

注 1 窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-2表

男女別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	45 (2.5) [0.9]	1,738 (97.5) [-0.9]	1,783 (100.0)	(f) $p=0.382$
女 性	40 (2.1) [-0.9]	1,881 (97.9) [0.9]	1,921 (100.0)	
計	85 (2.3)	3,619 (97.7)	3,704 (100.0)	

注 1 窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-3表

年齢層別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	28 (3.5) [2.5]	782 (96.5) [-2.5]	810 (100.0)	$\chi^2(2)=17.808$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	38 (3.1) [2.2]	1,203 (96.9) [-2.2]	1,241 (100.0)	
60歳以上	19 (1.1) [-4.2]	1,634 (98.9) [4.2]	1,653 (100.0)	
計	85 (2.3)	3,619 (97.7)	3,704 (100.0)	

注 1 窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-4表

就労状況別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	62 (2.9) [2.9]	2,063 (97.1) [-2.9]	2,125 (100.0)	(m) p=0.008**
主婦・主夫	11 (1.6) [-1.3]	666 (98.4) [1.3]	677 (100.0)	
無職・定年	6 (0.9) [-2.8]	683 (99.1) [2.8]	689 (100.0)	
学 生	5 (3.0) [0.6]	163 (97.0) [-0.6]	168 (100.0)	
そ の 他	1 (3.4) [0.4]	28 (96.6) [-0.4]	29 (100.0)	
計	85 (2.3)	3,603 (97.7)	3,688 (100.0)	

注 1 就労状況又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

さらに、被害の有無について、世帯人数別、住居形態別に見ると、2-2-2-1-5表及び2-2-2-1-6表のとおりである。世帯人数別では、「4人」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「2人」において、同比率が有意に低かった。住居形態別では有意な関連性は見られなかった。

2-2-2-1-5表

世帯人数別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	8 (2.0) [-0.5]	402 (98.0) [0.5]	410 (100.0)	$\chi^2(4)=10.672$ p=0.031*
2 人	16 (1.4) [-2.3]	1,095 (98.6) [2.3]	1,111 (100.0)	
3 人	18 (2.1) [-0.4]	833 (97.9) [0.4]	851 (100.0)	
4 人	29 (3.6) [2.8]	768 (96.4) [-2.8]	797 (100.0)	
5人以上	14 (2.7) [0.6]	511 (97.3) [-0.6]	525 (100.0)	
計	85 (2.3)	3,609 (97.7)	3,694 (100.0)	

注 1 世帯人数又は窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-2-1-6表

住居形態別個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	11 (1.5) [-1.6]	718 (98.5) [1.6]	729 (100.0)	(m) p=0.208
一戸建て	74 (2.5) [1.6]	2,897 (97.5) [-1.6]	2,971 (100.0)	
そ の 他	— [-0.3]	4 (100.0) [0.3]	4 (100.0)	
計	85 (2.3)	3,619 (97.7)	3,704 (100.0)	

- 注 1 窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(85人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、「自宅・自宅敷地内」が32人、「その他国内」が19人、「自宅のある市町村内」が10人、「自宅付近」が9人、「職場」が7人、「海外」が3人、「分からない」が5人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(85人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が34人、「いいえ」が47人、「分からない」が4人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別に見ると、2-2-2-2-1表から2-2-2-2-4表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-2-2-1表

都市規模別個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	9 (36.0) [-0.7]	16 (64.0) [0.7]	25 (100.0)	$\chi^2(2)=0.538$ p=0.764
人口10万人以上の市	14 (45.2) [0.5]	17 (54.8) [-0.5]	31 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	11 (44.0) [0.2]	14 (56.0) [-0.2]	25 (100.0)	
計	34 (42.0)	47 (58.0)	81 (100.0)	

- 注 1 窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-2表

男女別個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	18 (41.9) [-0.0]	25 (58.1) [0.0]	43 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	16 (42.1) [0.0]	22 (57.9) [-0.0]	38 (100.0)	
計	34 (42.0)	47 (58.0)	81 (100.0)	

注 1 窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-3表

年齢層別個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	12 (42.9) [0.1]	16 (57.1) [-0.1]	28 (100.0)	$\chi^2(2)=0.762$ p=0.683
40～59歳	16 (45.7) [0.6]	19 (54.3) [-0.6]	35 (100.0)	
60歳以上	6 (33.3) [-0.8]	12 (66.7) [0.8]	18 (100.0)	
計	34 (42.0)	47 (58.0)	81 (100.0)	

注 1 窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-4表

就労状況別個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	23 (39.7) [-0.7]	35 (60.3) [0.7]	58 (100.0)	(m) p=0.858
主婦・主夫	5 (45.5) [0.3]	6 (54.5) [-0.3]	11 (100.0)	
無職・定年	3 (50.0) [0.4]	3 (50.0) [-0.4]	6 (100.0)	
学 生	3 (60.0) [0.8]	2 (40.0) [-0.8]	5 (100.0)	
そ の 他	— [-0.9]	1 (100.0) [0.9]	1 (100.0)	
計	34 (42.0)	47 (58.0)	81 (100.0)	

注 1 窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

第3節 暴行・脅迫の被害

1 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。なお、ストーカー行為、DV(配偶者や恋人など親密な関係にある者等から振るわれる暴力)、児童虐待及び性的暴力は含めないでください。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、3,709人のうち、52人(1.4%)であった。被害の内容は、「暴行」が21人、「脅迫」が23人、「分からない」が8人であった。なお、暴行と脅迫を受けた場合は、「暴行」としている。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別に見ると、2-2-3-1-1表から2-2-3-1-4表のとおりである。都市規模別、男女別及び就労状況別では有意な関連性は見られなかったが、年齢層別では、「40～59歳」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「60歳以上」において、同比率が有意に低かった。

2-2-3-1-1表

都市規模別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	20 (2.0) [2.0]	960 (98.0) [-2.0]	980 (100.0)	$\chi^2(2)=4.065$ $p=0.131$
人口10万人以上の市	19 (1.3) [-0.6]	1,497 (98.7) [0.6]	1,516 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	13 (1.1) [-1.2]	1,196 (98.9) [1.2]	1,209 (100.0)	
計	52 (1.4)	3,653 (98.6)	3,705 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-1-2表

男女別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	25 (1.4) [-0.0]	1,757 (98.6) [0.0]	1,782 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	27 (1.4) [0.0]	1,896 (98.6) [-0.0]	1,923 (100.0)	
計	52 (1.4)	3,653 (98.6)	3,705 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-1-3表

年齢層別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	9 (1.1) [-0.8]	800 (98.9) [0.8]	809 (100.0)	$\chi^2(2)=8.151$ p=0.017*
40～59歳	27 (2.2) [2.8]	1,213 (97.8) [-2.8]	1,240 (100.0)	
60歳以上	16 (1.0) [-2.0]	1,640 (99.0) [2.0]	1,656 (100.0)	
計	52 (1.4)	3,653 (98.6)	3,705 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-1-4表

就労状況別暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	38 (1.8) [2.5]	2,085 (98.2) [-2.5]	2,123 (100.0)	(m) p=0.129
主婦・主夫	8 (1.2) [-0.5]	670 (98.8) [0.5]	678 (100.0)	
無職・定年	5 (0.7) [-1.6]	686 (99.3) [1.6]	691 (100.0)	
学 生	— [-1.6]	168 (100.0) [1.6]	168 (100.0)	
そ の 他	— [-0.6]	29 (100.0) [0.6]	29 (100.0)	
計	51 (1.4)	3,638 (98.6)	3,689 (100.0)	

注 1 就労状況又は暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(52人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、「自宅のある市町村内」が16人、「自宅付近」が13人、「自宅・自宅敷地内」が8人、「その他国内」が7人、「職場」が5人、「分からない」が3人であった。また、加害者との面識について答えた51人を見ると、「加害者を知らなかった」が25人、「少なくとも1名は、顔を知っていた」及び「少なくとも1名は、名前を知っていた」(名前も顔も知っていた場合は、この選択肢を選択している。)が10人、「加害者を見なかった又は見えなかった」が6人であった。さらに、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と答えた10人に対して、加害者との関係を質問したところ、「家族・親せき」が2人、「一緒に働いていた人又は働いたことのある人」が1人、「上記の誰でもない」が7人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(52人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が22人、「いいえ」が29人、「分からない」が1人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、けがの有無別を見ると、2-2-3-2-1表から2-2-3-2-4表のとおりであるが、いずれも有意な関連性は見られなかった。けがの有無別被害の申告状況は、被害の内容が「暴行」とであると回答した人のみを対象としている。

2-2-3-2-1表

都市規模別暴行・脅迫被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	7 (35.0) [-0.9]	13 (65.0) [0.9]	20 (100.0)	$\chi^2(2)=1.160$ $p=0.560$
人口10万人以上の市	8 (44.4) [0.1]	10 (55.6) [-0.1]	18 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	7 (53.8) [0.9]	6 (46.2) [-0.9]	13 (100.0)	
計	22 (43.1)	29 (56.9)	51 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-2表

男女別暴行・脅迫被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	11 (44.0) [0.1]	14 (56.0) [-0.1]	25 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	11 (42.3) [-0.1]	15 (57.7) [0.1]	26 (100.0)	
計	22 (43.1)	29 (56.9)	51 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-3-2-3表

年齢層別暴行・脅迫被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	2 (22.2) [-1.4]	7 (77.8) [1.4]	9 (100.0)	$\chi^2(2)=4.772$ p=0.092
40～59歳	15 (57.7) [2.1]	11 (42.3) [-2.1]	26 (100.0)	
60歳以上	5 (31.3) [-1.2]	11 (68.8) [1.2]	16 (100.0)	
計	22 (43.1)	29 (56.9)	51 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-3-2-4表

けがの有無別暴行被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
けが あり	6 (85.7) [1.9]	1 (14.3) [-1.9]	7 (100.0)	(f) p=0.159
けが なし	6 (42.9) [-1.9]	8 (57.1) [1.9]	14 (100.0)	
計	12 (57.1)	9 (42.9)	21 (100.0)	

注 1 けがの有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

第4節 ストーカー行為，DV，児童虐待の被害

1 ストーカー行為

(1) 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは、ストーカー行為の被害に遭ったことがありますか。なお、「ストーカー行為」とは、恋愛感情等が満たされないことを理由に、つきまとい等の行為を繰り返し行うことを言います（執拗に電子メールを送信するなどの行為を含む）。詳細については、Q1-Eの選択肢を参照してください。」（参考資料1 調査票参照）と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、3,500人のうち、28人（0.8%）であった。被害の内容について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、「つきまとい・待伏せ・進路立ちふさがり、住居等の付近の見張り・押し掛け・付近をみだりにうろつく行為」が20人、「無言電話、拒絶されたにもかかわらず連続して電話を掛ける・ファックスを送信する・電子メールを送信する・SNSに書き込むなどの行為」が9人、「面会・交際・その他義務のない行為の要求」が5人、「監視している旨の告知等」及び「著しく粗野又は乱暴な言動」が各4人、「名誉を害する事項の告知等」及び「性的羞恥心を害する事項の告知、性的羞恥心を害する文書・図画の送付・送信等」が各3人、「分からない」が1人、無回答が2人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、婚姻状況別、世帯人数別、住居形態別に見ると、2-2-4-1-1表から2-2-4-1-1-7表のとおりである。都市規模別では、「政令指定都市等」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「人口10万人以上の市」において、同比率が有意に低かった。男女別では、「女性」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「男性」において、同比率が有意に低かった。年齢層別では、「39歳以下」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「60歳以上」において、同比率が有意に低かった。婚姻状況別では、「未婚」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「既婚」において同比率が有意に低かった。住居形態別では、「アパート等」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「一戸建て」において、同比率が有意に低かった。

2-2-4-1-1-1表

都市規模別ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	13 (1.4) [2.4]	904 (98.6) [-2.4]	917 (100.0)	$\chi^2(2)=8.164$ $p=0.017^*$
人口10万人以上の市	5 (0.3) [-2.5]	1,431 (99.7) [2.5]	1,436 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	10 (0.9) [0.4]	1,119 (99.1) [-0.4]	1,129 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,454 (99.2)	3,482 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-1-2表

男女別ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	6 (0.4) [-2.9]	1,676 (99.6) [2.9]	1,682 (100.0)	(f) $p=0.004^{**}$
女 性	22 (1.2) [2.9]	1,778 (98.8) [-2.9]	1,800 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,454 (99.2)	3,482 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-1-3表

年齢層別ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	12 (1.6) [2.7]	744 (98.4) [-2.7]	756 (100.0)	$\chi^2(2)=9.167$ $p=0.010^*$
40～59歳	10 (0.8) [0.2]	1,174 (99.2) [-0.2]	1,184 (100.0)	
60歳以上	6 (0.4) [-2.4]	1,536 (99.6) [2.4]	1,542 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,454 (99.2)	3,482 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-1-4表

就労状況別ストーカ行爲被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	18 (0.9) [0.6]	2,004 (99.1) [-0.6]	2,022 (100.0)	(m) p=0.417
主婦・主夫	3 (0.5) [-1.0]	630 (99.5) [1.0]	633 (100.0)	
無職・定年	4 (0.6) [-0.5]	628 (99.4) [0.5]	632 (100.0)	
学 生	3 (1.9) [1.6]	154 (98.1) [-1.6]	157 (100.0)	
そ の 他	— [-0.5]	25 (100.0) [0.5]	25 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,441 (99.2)	3,469 (100.0)	

注 1 就労状況又はストーカ行爲被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-1-5表

婚姻状況別ストーカ行爲被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
未 婚	16 (2.1) [4.5]	743 (97.9) [-4.5]	759 (100.0)	(m) p<0.001**
同 棲	— [-0.3]	13 (100.0) [0.3]	13 (100.0)	
既 婚	9 (0.4) [-4.6]	2,460 (99.6) [4.6]	2,469 (100.0)	
別 居	— [-0.7]	57 (100.0) [0.7]	57 (100.0)	
そ の 他	3 (1.8) [1.4]	166 (98.2) [-1.4]	169 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,439 (99.2)	3,467 (100.0)	

注 1 婚姻状況又はストーカ行爲被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。
 3 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-1-6表

世帯人数別ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	5 (1.3) [1.2]	374 (98.7) [-1.2]	379 (100.0)	(m) p=0.684
2 人	10 (1.0) [0.7]	1,033 (99.0) [-0.7]	1,043 (100.0)	
3 人	5 (0.6) [-0.7]	799 (99.4) [0.7]	804 (100.0)	
4 人	5 (0.7) [-0.5]	743 (99.3) [0.5]	748 (100.0)	
5人以上	3 (0.6) [-0.6]	496 (99.4) [0.6]	499 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,445 (99.2)	3,473 (100.0)	

注 1 世帯人数又はストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-1-1-7表

住居形態別ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	15 (2.2) [4.6]	664 (97.8) [-4.6]	679 (100.0)	(m) p=0.001**
一戸建て	13 (0.5) [-4.6]	2,788 (99.5) [4.6]	2,801 (100.0)	
そ の 他	— [-0.1]	2 (100.0) [0.1]	2 (100.0)	
計	28 (0.8)	3,454 (99.2)	3,482 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人（28人）に対して、被害を受けた場所について質問したところ、有効な回答があった22人のうち、「自宅・自宅敷地内」が7人、「自宅付近」が4人、「職場・アルバイト先」が3人、「自宅のある市町村内」及び「その他国内」が各1人、「その他（電子メール、無言電話、SNSへの書込みなど）」が6人であった。

また、加害者との関係について答えた24人を見ると、「知らない人（顔は分かるが名前を知らない場合を含む）」が7人、「別れた（別れを告げた）後の交際相手」、「職場・アルバイト先関係者・学校関係者以外の友人・知人」及び「知っている人か知らない人か分からない（無言

電話、SNSへの書込みなど)」が各4人、「別れた（別れを告げた）後の配偶者（事実婚や別居中を含む）」及び「交際・結婚相手ではない職場・アルバイト先関係者（上司や客、取引先相手を含む）」が各2人、「その他」が1人であった。

（２）被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（28人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が6人、「いいえ」が17人、「分からない」が1人、無回答が4人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別に見ると、2-2-4-1-2-1表から2-2-4-1-2-3表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-4-1-2-1表 都市規模別ストーカー行為被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	4 (33.3) [0.8]	8 (66.7) [-0.8]	12 (100.0)	(m) p=0.682
人口10万人以上の市	— [-1.3]	4 (100.0) [1.3]	4 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	2 (28.6) [0.2]	5 (71.4) [-0.2]	7 (100.0)	
計	6 (26.1)	17 (73.9)	23 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-2-2表 男女別ストーカー行為被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	1 (20.0) [-0.4]	4 (80.0) [0.4]	5 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	5 (27.8) [0.4]	13 (72.2) [-0.4]	18 (100.0)	
計	6 (26.1)	17 (73.9)	23 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-1-2-3表

年齢層別ストーカー行為被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	3 (33.3) [0.6]	6 (66.7) [-0.6]	9 (100.0)	(m) p=0.854
40～59歳	2 (25.0) [-0.1]	6 (75.0) [0.1]	8 (100.0)	
60歳以上	1 (16.7) [-0.6]	5 (83.3) [0.6]	6 (100.0)	
計	6 (26.1)	17 (73.9)	23 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 DV

(1) 被害の状況

今回の調査では、「過去5年間に、あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害に遭ったことがありますか。なお、「DV」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいいます。DVの詳細については、Q2-Eの選択肢を参照してください。」(参考資料1 調査票参照)と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、3,500人のうち、26人(0.7%)であった。被害の内容について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、「精神的なもの(怒鳴る、無視する、人前で馬鹿にする、生活費を渡さない、など)」が20人、「身体的なもの(殴る、蹴る、腕をねじる、髪を引っ張る、物を投げ付ける、など)」が16人、「性的なもの(嫌がっているのにポルノビデオ等を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない、など)」が2人、無回答が1人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、世帯人数別、住居形態別に見ると、2-2-4-2-1-1表から2-2-4-2-1-6表のとおりである。男女別では、「女性」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「男性」において、同比率が有意に低かった。年齢層別では、「60歳以上」において、被害に遭った人の比率が有意に低かった。世帯人数別では、「4人」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「2人」において、同比率が有意に低かった。

2-2-4-2-1-1表

都市規模別DV被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	8 (0.9) [0.5]	911 (99.1) [-0.5]	919 (100.0)	$\chi^2(2)=3.776$ $p=0.151$
人口10万人以上の市	6 (0.4) [-1.9]	1,418 (99.6) [1.9]	1,424 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	12 (1.1) [1.5]	1,111 (98.9) [-1.5]	1,123 (100.0)	
計	26 (0.8)	3,440 (99.2)	3,466 (100.0)	

注 1 DV被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-2-1-2表

男女別DV被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	4 (0.2) [-3.4]	1,671 (99.8) [3.4]	1,675 (100.0)	(f) $p=0.001^{**}$
女 性	22 (1.2) [3.4]	1,769 (98.8) [-3.4]	1,791 (100.0)	
計	26 (0.8)	3,440 (99.2)	3,466 (100.0)	

注 1 DV被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-2-1-3表

年齢層別DV被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	9 (1.2) [1.6]	751 (98.8) [-1.6]	760 (100.0)	$\chi^2(2)=8.733$ $p=0.013^*$
40～59歳	13 (1.1) [1.7]	1,169 (98.9) [-1.7]	1,182 (100.0)	
60歳以上	4 (0.3) [-2.9]	1,520 (99.7) [2.9]	1,524 (100.0)	
計	26 (0.8)	3,440 (99.2)	3,466 (100.0)	

注 1 DV被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-2-1-4表

就労状況別DV被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	18 (0.9) [1.1]	2,002 (99.1) [-1.1]	2,020 (100.0)	(m) p=0.163
主婦・主夫	5 (0.8) [0.1]	622 (99.2) [-0.1]	627 (100.0)	
無職・定年	2 (0.3) [-1.4]	621 (99.7) [1.4]	623 (100.0)	
学 生	— [-1.1]	159 (100.0) [1.1]	159 (100.0)	
そ の 他	1 (4.0) [1.9]	24 (96.0) [-1.9]	25 (100.0)	
計	26 (0.8)	3,428 (99.2)	3,454 (100.0)	

注 1 就労状況又はDV被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-2-1-5表

世帯人数別DV被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	2 (0.5) [-0.5]	376 (99.5) [0.5]	378 (100.0)	(m) p=0.013*
2 人	3 (0.3) [-2.1]	1,030 (99.7) [2.1]	1,033 (100.0)	
3 人	3 (0.4) [-1.4]	797 (99.6) [1.4]	800 (100.0)	
4 人	11 (1.5) [2.6]	740 (98.5) [-2.6]	751 (100.0)	
5人以上	7 (1.4) [1.8]	488 (98.6) [-1.8]	495 (100.0)	
計	26 (0.8)	3,431 (99.2)	3,457 (100.0)	

注 1 世帯人数又はDV被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-2-1-6表 住居形態別DV被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	9 (1.3) [1.9]	668 (98.7) [-1.9]	677 (100.0)	(m) p=0.089
一戸建て	17 (0.6) [-1.9]	2,770 (99.4) [1.9]	2,787 (100.0)	
そ の 他	— [-0.1]	2 (100.0) [0.1]	2 (100.0)	
計	26 (0.8)	3,440 (99.2)	3,466 (100.0)	

注 1 DV被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(26人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、有効な回答があった23人のうち、「自宅・自宅敷地内」が16人、「職場・アルバイト先」が3人、「自宅のある市町村内」及び「その他国内」が各2人であった。

また、加害者との関係について答えた24人を見ると、「夫、妻、内縁の夫、内縁の妻」が16人、「恋人」が4人、「元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻」が1人、「その他」が3人であった。

(2) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(26人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が3人、「いいえ」が22人、無回答が1人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別及び年齢層別に見ると、2-2-4-2-2-1表から2-2-4-2-2-3表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-4-2-2-1表

都市規模別DV被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	1 (12.5) [0.1]	7 (87.5) [-0.1]	8 (100.0)	(m) p=0.084
人口10万人以上の市	2 (33.3) [1.8]	4 (66.7) [-1.8]	6 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	— [-1.6]	11 (100.0) [1.6]	11 (100.0)	
計	3 (12.0)	22 (88.0)	25 (100.0)	

注 1 DV被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-2-2-2表

男女別DV被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	— [-0.8]	4 (100.0) [0.8]	4 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	3 (14.3) [0.8]	18 (85.7) [-0.8]	21 (100.0)	
計	3 (12.0)	22 (88.0)	25 (100.0)	

注 1 DV被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-4-2-2-3表

年齢層別DV被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	2 (22.2) [1.2]	7 (77.8) [-1.2]	9 (100.0)	(m) p=0.737
40～59歳	1 (8.3) [-0.5]	11 (91.7) [0.5]	12 (100.0)	
60歳以上	— [-0.8]	4 (100.0) [0.8]	4 (100.0)	
計	3 (12.0)	22 (88.0)	25 (100.0)	

注 1 DV被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

3 児童虐待

(1) 被害の状況

今回の調査では、「18歳になるまでの間に、あなたは、保護者による虐待の被害に遭ったことがありますか。なお、児童虐待とは、17歳以下の児童に対する、保護者による、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の行為を言います。詳細については、Q3-Eの選択肢を参照してください。」（参考資料1 調査票参照）と質問した。18歳になるまでの間に被害に遭ったことがあると答えた人は、3,500人のうち、63人（1.8%）であった。被害の内容について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、「心理的虐待（言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に暴力を振るう、など）」が48人、「身体的虐待（殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、など）」が42人、「養育の放棄・怠慢（ネグレクト）（食事を与えない、重い病気でも病院に連れて行かない、など）」が12人、「性的虐待（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、など）」が7人、「分からない」が1人、無回答が1人であった。

被害の有無について、男女別、年齢層別に見ると、2-2-4-3-1-1表及び2-2-4-3-1-2表のとおりである。男女別では、「女性」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「男性」において、同比率が有意に低かった。年齢層別では、「39歳以下」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「60歳以上」において、同比率が有意に低かった。

2-2-4-3-1-1表 男女別児童虐待被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	22 (1.3) [-2.2]	1,647 (98.7) [2.2]	1,669 (100.0)	(f) p=0.041*
女 性	41 (2.3) [2.2]	1,740 (97.7) [-2.2]	1,781 (100.0)	
計	63 (1.8)	3,387 (98.2)	3,450 (100.0)	

注 1 児童虐待被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-3-1-2表 年齢層別児童虐待被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	23 (3.0) [2.8]	736 (97.0) [-2.8]	759 (100.0)	$\chi^2(2)=15.531$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	27 (2.3) [1.5]	1,148 (97.7) [-1.5]	1,175 (100.0)	
60歳以上	13 (0.9) [-3.8]	1,503 (99.1) [3.8]	1,516 (100.0)	
計	63 (1.8)	3,387 (98.2)	3,450 (100.0)	

注 1 児童虐待被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

18歳になるまでの間に被害に遭ったことがあると答えた人（63人）に対して、被害に遭った時期について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらったところ、「6歳以下」が36人、「7歳～12歳」が49人、「13歳～15歳」が33人、「16歳～17歳」が18人、「分からない（思い出せない）」が3人、無回答が1人であった。被害に遭った時期について、男女別に見ると、2-2-4-3-1-3表のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

2-2-4-3-1-3表 男女別児童虐待の被害時期

区 分	男性	女性	計	検定結果
6歳時以前	3 (50.0) [0.7]	3 (50.0) [-0.7]	6 (100.0)	(m) $p=0.670$
7～12歳時	8 (42.1) [0.5]	11 (57.9) [-0.5]	19 (100.0)	
13～17歳時	11 (32.4) [-0.9]	23 (67.6) [0.9]	34 (100.0)	
計	22 (37.3)	37 (62.7)	59 (100.0)	

注 1 児童虐待の被害時期が不詳の者を除く。
 2 複数の被害時期がある場合には最後の被害時期による。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について質問したところ、有効な回答があった57人のうち、「自宅・自宅敷地内」が52人、「自宅のある市町村内」及び「その他（養育の放棄・怠慢など）」が各2人、「分からない」が1人であった。

また、加害者との関係について選択肢を示して複数回答で当てはまるものを選んでもらった

ところ、「実父」が36人、「実母」が29人、「兄・姉」が4人、「養父・継父」及び「養母・継母」が各3人、「祖母」が2人、「祖父」が1人、「その他」が4人、「答えたくない」が3人、無回答が1人であった。

(2) 被害の相談状況

被害に遭ったことがあると答えた人(63人)に対して、「あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。」と質問したところ、「誰にも相談しなかった」が50人と最も多く、約8割を占めたほか、「家族や親戚に相談した」が8人、「友人・知人に相談した」、「学校関係者(先生やスクールカウンセラーなど)に相談した」、「警察に相談した」及び「その他の人に相談した」が各2人、「児童相談所に相談した」及び「答えたくない」が各1人、無回答が1人であった。相談した結果、虐待行為に変化があったかについて質問したところ、有効な回答があった11人のうち、「虐待行為が収まった、又は収まってきた」、「虐待行為に変化は見られなかった」及び「その他」が各3人、「虐待行為が激しくなった」及び「答えたくない」が各1人であった。被害相談の有無について、男女別、年齢層別に見ると、2-2-4-3-2-1表及び2-2-4-3-2-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-4-3-2-1表 男女別児童虐待被害相談の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	3 (13.6) [-0.7]	19 (86.4) [0.7]	22 (100.0)	(f) p=0.731
女 性	8 (20.5) [0.7]	31 (79.5) [-0.7]	39 (100.0)	
計	11 (18.0)	50 (82.0)	61 (100.0)	

注 1 児童虐待被害相談の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-3-2-2表 年齢層別児童虐待被害相談の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	6 (26.1) [1.3]	17 (73.9) [-1.3]	23 (100.0)	(m) p=0.499
40～59歳	4 (14.8) [-0.6]	23 (85.2) [0.6]	27 (100.0)	
60歳以上	1 (9.1) [-0.9]	10 (90.9) [0.9]	11 (100.0)	
計	11 (18.0)	50 (82.0)	61 (100.0)	

注 1 児童虐待被害相談の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第5節 性的な被害

1 被害の状況

性的な被害については、第1回調査から調査対象としているところ、平成29年6月に成立した刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）により、従来の強姦が強制性交等に改められ、被害者の性別を問わなくなるなどの改正があったことを踏まえ、第5回調査では、第4回調査の調査項目等を一部見直して調査を実施した。

今回の調査では、DV、児童虐待に当たる性的被害は今回から新たに調査することとしたDV、児童虐待の被害において質問していることを踏まえ、「過去5年間に、あなたは、性的な被害に遭ったことがありますか。職場での性的な嫌がらせも含めて考えてください。ただし、言葉による性的嫌がらせ、DV、児童虐待に当たる性的被害は含めないでください。」と質問した。過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は、3,500人のうち、35人（1.0%）であった。被害の内容について、有効な回答があった28人を見ると、「痴漢」が11人、「セクハラ」が7人、「暴行や脅迫を受けていないが意に反するわいせつ被害」が2人、「強制性交等」及び「強制わいせつ」が各1人、「その他の不快な行為」が6人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、婚姻状況別、住居形態別に見ると、2-2-5-1-1表から2-2-5-1-6表のとおりである。男女別、年齢層別、婚姻状況別で、有意な関連性が見られ、「女性」、「39歳以下」、「未婚」及び「同棲」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「男性」、「60歳以上」及び「既婚」において、同比率が有意に低かった。なお、当該被害の内容に、「その他の不快な行為」の一部等、法律上処罰の対象とならない行為を含み得ることから、本節では、「性的事件被害」と表記している。

2-2-5-1-1表

都市規模別性的事件被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	15 (1.6) [2.2]	902 (98.4) [-2.2]	917 (100.0)	$\chi^2(2)=4.723$ $p=0.094$
人口10万人以上の市	11 (0.8) [-1.1]	1,392 (99.2) [1.1]	1,403 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	9 (0.8) [-0.9]	1,106 (99.2) [0.9]	1,115 (100.0)	
計	35 (1.0)	3,400 (99.0)	3,435 (100.0)	

注 1 性的事件被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-2表

男女別性的事件被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	5 (0.3) [-4.1]	1,659 (99.7) [4.1]	1,664 (100.0)	(f) $p<0.001^{**}$
女 性	30 (1.7) [4.1]	1,741 (98.3) [-4.1]	1,771 (100.0)	
計	35 (1.0)	3,400 (99.0)	3,435 (100.0)	

注 1 性的事件被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-3表

年齢層別性的事件被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	19 (2.5) [4.6]	741 (97.5) [-4.6]	760 (100.0)	$\chi^2(2)=30.839$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	15 (1.3) [1.1]	1,157 (98.7) [-1.1]	1,172 (100.0)	
60歳以上	1 (0.1) [-4.9]	1,502 (99.9) [4.9]	1,503 (100.0)	
計	35 (1.0)	3,400 (99.0)	3,435 (100.0)	

注 1 性的事件被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-4表

就労状況別性的事件被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	24 (1.2) [1.2]	1,981 (98.8) [-1.2]	2,005 (100.0)	(m) p=0.105
主婦・主夫	4 (0.6) [-1.0]	615 (99.4) [1.0]	619 (100.0)	
無職・定年	3 (0.5) [-1.5]	613 (99.5) [1.5]	616 (100.0)	
学 生	3 (1.9) [1.1]	155 (98.1) [-1.1]	158 (100.0)	
そ の 他	1 (4.0) [1.5]	24 (96.0) [-1.5]	25 (100.0)	
計	35 (1.0)	3,388 (99.0)	3,423 (100.0)	

注 1 就労状況又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-5表

婚姻状況別性的事件被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
未 婚	17 (2.2) [3.8]	742 (97.8) [-3.8]	759 (100.0)	(m) p=0.002**
同 棲	1 (7.1) [2.3]	13 (92.9) [-2.3]	14 (100.0)	
既 婚	17 (0.7) [-2.9]	2,414 (99.3) [2.9]	2,431 (100.0)	
別 居	— [−0.8]	55 (100.0) [0.8]	55 (100.0)	
そ の 他	— [−1.3]	163 (100.0) [1.3]	163 (100.0)	
計	35 (1.0)	3,387 (99.0)	3,422 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は性的事件被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。
 3 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-6表

住居形態別性的事件被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	12 (1.8) [2.2]	664 (98.2) [-2.2]	676 (100.0)	(m) p=0.078
一戸建て	23 (0.8) [-2.2]	2,734 (99.2) [2.2]	2,757 (100.0)	
そ の 他	— [-0.1]	2 (100.0) [0.1]	2 (100.0)	
計	35 (1.0)	3,400 (99.0)	3,435 (100.0)	

注 1 性的事件被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人(35人)に対して、被害を受けた場所について質問したところ、有効な回答があった25人のうち、「職場・アルバイト先」が15人と最も多く、「その他国内」が4人、「自宅のある市町村内」が3人、「自宅付近」が2人、「自宅・自宅敷地内」が1人であった。

また、被害者から見た加害者との面識について、「少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。」と質問したところ、「少なくとも1名は、名前を知っていた」(名前も顔も知っていた場合は、この選択肢を選択している。)が15人と最も多く、「加害者を知らなかった」が8人、「少なくとも1名は、顔を知っていた」及び「加害者を見なかった又は見えなかった」が各5人、無回答が2人であった。さらに、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答した15人を対象に、被害者から見た加害者との関係を質問したところ、「職場の上司・先輩」が8人、「職場の同僚・後輩」が3人、「親しい友人」が1人、「上記の誰でもない」が6人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(35人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が5人、「いいえ」が28人、無回答が2人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別、就労状況別に見ると、2-2-5-2-1表から2-2-5-2-3表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

なお、被害に遭った人に占める被害を届け出なかった人の割合は80.0%(第1回調査87.1%,第2回調査77.8%,第3回調査76.0%,第4回調査74.1%)であり、依然として、届出をした人の割合(14.3%)を大きく上回っている(なお、性的な被害については、第1回調査及び第2回調査では女性のみを調査対象としている。)

2-2-5-2-1表

都市規模別性的事件被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (13.3) [-0.3]	13 (86.7) [0.3]	15 (100.0)	(m) p=0.692
人口10万人以上の市	1 (10.0) [-0.5]	9 (90.0) [0.5]	10 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	2 (25.0) [0.9]	6 (75.0) [-0.9]	8 (100.0)	
計	5 (15.2)	28 (84.8)	33 (100.0)	

注 1 性的事件被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-5-2-2表

男女別性的事件被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	1 (20.0) [0.3]	4 (80.0) [-0.3]	5 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	4 (14.3) [-0.3]	24 (85.7) [0.3]	28 (100.0)	
計	5 (15.2)	28 (84.8)	33 (100.0)	

注 1 性的事件被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-2-5-2-3表

就労状況別性的事件被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	4 (18.2) [0.7]	18 (81.8) [-0.7]	22 (100.0)	(m) p=0.768
主婦・主夫	— [-0.9]	4 (100.0) [0.9]	4 (100.0)	
無職・定年	— [-0.8]	3 (100.0) [0.8]	3 (100.0)	
学 生	1 (33.3) [0.9]	2 (66.7) [-0.9]	3 (100.0)	
そ の 他	— [-0.4]	1 (100.0) [0.4]	1 (100.0)	
計	5 (15.2)	28 (84.8)	33 (100.0)	

注 1 就労状況又は性的事件被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

第6節 まとめ

強盗等，個人に対する窃盗，暴行・脅迫，ストーカー行為，DV，児童虐待及び性的な被害について，被害の有無や捜査機関への被害申告等の有無を属性等の関係から概観すると，以下のような特徴が挙げられる。

- ① 被害の有無と有意な関連性が見られた属性等については，全ての犯罪に共通するものは見られなかったものの，年齢層が「39歳以下」の人は，7つの個人犯罪被害のうち4つ（個人に対する窃盗，ストーカー行為，児童虐待，性的な被害）において，被害に遭った人の比率が有意に高く，「女性」も，7つの個人犯罪被害のうち4つ（ストーカー行為，DV，児童虐待，性的な被害）において，被害に遭った人の比率が有意に高かった。一方，年齢層が「60歳以上」の人は，7つの個人犯罪被害のうち6つ（強盗等以外）において，被害に遭った人の比率が有意に低く，「男性」は，7つの個人犯罪被害のうち4つ（ストーカー行為，DV，児童虐待，性的な被害）において，被害に遭った人の比率が有意に低かった。なお，各個人犯罪被害の有無と福祉支援の有無との間に有意な関連性は見られなかった（福祉支援に関する質問については，参考資料1 調査票参照）。
- ② 捜査機関への被害申告の有無については，いずれの属性等も有意な関連性が見られなかった。
- ③ 被害に遭った場所について，7つの個人犯罪被害のうち5つ（強盗等，個人に対する窃盗，暴行・脅迫，DV，児童虐待）においては，「自宅・自宅敷地内」，「自宅付近」及び「自宅のある市町村内」で6割以上を占めるところ，性的な被害においては17.1%（35人中6人）にとどまり，「職場・アルバイト先」が最も多かった（15人，42.9%）（参考資料2 基礎集計表参照）。

第3章 各種詐欺等被害

本章では、調査対象者の過去5年間ににおける各種詐欺・個人情報悪用の被害の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、一番最近の被害について、被害の状況、被害の申告状況を属性等との関係から検討する。

第1節 クレジットカード情報詐欺の被害

1 被害の状況

クレジットカード情報詐欺については、クレジットカード又はデビットカード（2つのカードの主な違いは、クレジットカードは後日請求、デビットカードは即時支払。以下併せて「クレジットカード等」という。）を持っている個人を対象に、「過去5年間に、第三者があなたのクレジットカード又はデビットカードを悪用して、買い物をしたり、サービスの提供を受けたりする被害に遭ったことがありますか。クレジットカード又はデビットカードそのものが悪用された場合のほか、第三者がこれらカードに関する個人情報を入手して悪用した場合を含みます。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「そのクレジットカードやデビットカードは盗まれた物ですか。」と質問した。

調査対象者（3,709人）のうち、クレジットカード等を持っていたことがあると答えた人は2,329人（62.8%）であり、このうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は59人（2.5%）であった。また、同被害に遭ったことがあると答えた人のうち、クレジットカード等が盗まれたと答えた人は10人（16.9%）であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、**2-3-1-1-1表**から**2-3-1-1-4表**のとおりである。年齢層別及び就労状況別で、有意な関連性が見られ、「40～59歳」及び「働いている」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「60歳以上」及び「無職・定年」において同比率が有意に低かった。なお、「学生」でクレジットカード情報詐欺被害に遭った人はいなかった。

2-3-1-1-1表

都市規模別クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	23 (3.5) [1.8]	637 (96.5) [-1.8]	660 (100.0)	$\chi^2(2)=5.001$ $p=0.082$
人口10万人以上の市	25 (2.6) [0.1]	947 (97.4) [-0.1]	972 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	11 (1.6) [-1.9]	686 (98.4) [1.9]	697 (100.0)	
計	59 (2.5)	2,270 (97.5)	2,329 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-1-2表

男女別クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	31 (2.7) [0.6]	1,109 (97.3) [-0.6]	1,140 (100.0)	(f) $p=0.600$
女 性	28 (2.4) [-0.6]	1,161 (97.6) [0.6]	1,189 (100.0)	
計	59 (2.5)	2,270 (97.5)	2,329 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-1-3表

年齢層別クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	14 (2.8) [0.4]	489 (97.2) [-0.4]	503 (100.0)	$\chi^2(2)=21.275$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	38 (4.1) [4.0]	878 (95.9) [-4.0]	916 (100.0)	
60歳以上	7 (0.8) [-4.3]	903 (99.2) [4.3]	910 (100.0)	
計	59 (2.5)	2,270 (97.5)	2,329 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-1-4表

就労状況別クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	49 (3.2) [2.9]	1,473 (96.8) [-2.9]	1,522 (100.0)	(m) p=0.033*
主婦・主夫	6 (1.5) [-1.5]	398 (98.5) [1.5]	404 (100.0)	
無職・定年	3 (0.9) [-2.0]	326 (99.1) [2.0]	329 (100.0)	
学 生	— [-1.1]	46 (100.0) [1.1]	46 (100.0)	
そ の 他	1 (5.0) [0.7]	19 (95.0) [-0.7]	20 (100.0)	
計	59 (2.5)	2,262 (97.5)	2,321 (100.0)	

注 1 就労状況が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（59人）に対して、「あなた又は誰かが，捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ，「はい」が8人，「いいえ」が51人であった。被害申告の有無について，都市規模別，男女別，年齢層別に見ると，2-3-1-2-1表から2-3-1-2-3表のとおりであり，いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-1-2-1表

都市規模別クレジットカード情報詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (8.7) [-0.9]	21 (91.3) [0.9]	23 (100.0)	(m) p=0.605
人口10万人以上の市	5 (20.0) [1.2]	20 (80.0) [-1.2]	25 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	1 (9.1) [-0.5]	10 (90.9) [0.5]	11 (100.0)	
計	8 (13.6)	51 (86.4)	59 (100.0)	

注 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-3-1-2-2表

男女別クレジットカード情報詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	4 (12.9) [-0.2]	27 (87.1) [0.2]	31 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	4 (14.3) [0.2]	24 (85.7) [-0.2]	28 (100.0)	
計	8 (13.6)	51 (86.4)	59 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-2-3表

年齢層別クレジットカード情報詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	1 (7.1) [-0.8]	13 (92.9) [0.8]	14 (100.0)	(m) p=0.376
40～59歳	5 (13.2) [-0.1]	33 (86.8) [0.1]	38 (100.0)	
60歳以上	2 (28.6) [1.2]	5 (71.4) [-1.2]	7 (100.0)	
計	8 (13.6)	51 (86.4)	59 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第2節 個人情報の悪用の被害

1 被害の状況

個人情報の悪用については、クレジットカード情報詐欺による被害以外で、「あなたや御家族が、過去5年間に、第三者から個人情報を悪用される被害に遭ったことがありますか。なお、「個人情報を悪用される被害」とは、例えば、預貯金口座の開設や、携帯電話の契約などのために、第三者が個人情報を悪用して本人になりすました場合をいいます。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「個人情報は、何のために悪用されましたか。」と質問し、複数の被害内容を示して当てはまるものを一つ選んでもらった。

調査対象者(3,709人)のうち、過去5年間に被害に遭ったことがあると答えた人は58人(1.6%)であった。また、その被害内容の内訳を見ると、同被害に遭ったことがあると答えた人(58人)のうち、最も多かったのは、「クレジットカード又はデビットカードを作るため」及び「借金、抵当権設定、質入れなどのため」(各3人)であった(参考資料2 基礎集計表

参照)。被害の有無について、都市規模別、世帯人数別に見ると、2-3-2-1-1表及び2-3-2-1-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-2-1-1表

都市規模別個人情報の悪用被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	17 (1.7) [0.5]	959 (98.3) [-0.5]	976 (100.0)	$\chi^2(2)=2.480$ $p=0.289$
人口10万人以上の市	18 (1.2) [-1.5]	1,489 (98.8) [1.5]	1,507 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	23 (1.9) [1.2]	1,178 (98.1) [-1.2]	1,201 (100.0)	
計	58 (1.6)	3,626 (98.4)	3,684 (100.0)	

注 1 個人情報の悪用被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-2-1-2表

世帯人数別個人情報の悪用被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	5 (1.2) [-0.6]	403 (98.8) [0.6]	408 (100.0)	$\chi^2(4)=1.838$ $p=0.765$
2 人	15 (1.4) [-0.7]	1,095 (98.6) [0.7]	1,110 (100.0)	
3 人	15 (1.8) [0.5]	832 (98.2) [-0.5]	847 (100.0)	
4 人	12 (1.5) [-0.1]	774 (98.5) [0.1]	786 (100.0)	
5人以上	11 (2.1) [1.0]	512 (97.9) [-1.0]	523 (100.0)	
計	58 (1.6)	3,616 (98.4)	3,674 (100.0)	

注 1 世帯人数又は個人情報の悪用被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（58人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が8人、「いいえ」が47人、「分からない」が3人であった。被害申告の有無について、都市規模別、世帯人数別に見ると、2-3-2-2-1表及び2-3-2-2-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-2-2-1表

都市規模別個人情報悪用の被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	3 (18.8) [0.6]	13 (81.3) [-0.6]	16 (100.0)	(m) p=0.897
人口10万人以上の市	2 (12.5) [-0.3]	14 (87.5) [0.3]	16 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	3 (13.0) [-0.3]	20 (87.0) [0.3]	23 (100.0)	
計	8 (14.5)	47 (85.5)	55 (100.0)	

注 1 個人情報の悪用被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-2-2-2表

世帯人数別個人情報の悪用被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	— [-0.9]	4 (100.0) [0.9]	4 (100.0)	(m) p=0.974
2 人	3 (20.0) [0.7]	12 (80.0) [-0.7]	15 (100.0)	
3 人	2 (14.3) [-0.0]	12 (85.7) [0.0]	14 (100.0)	
4 人	1 (9.1) [-0.6]	10 (90.9) [0.6]	11 (100.0)	
5人以上	2 (18.2) [0.4]	9 (81.8) [-0.4]	11 (100.0)	
計	8 (14.5)	47 (85.5)	55 (100.0)	

注 1 個人情報の悪用被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第3節 振り込め詐欺（未遂）の被害

1 被害の状況

振り込め詐欺については、まず「過去5年間に、あなたはいわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたことがありますか。なお、「いわゆる振り込め詐欺」には、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などを含みます。また、お金を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、お金やキャッシュカードなどを受け取る場合なども含みます。」と質問した。また、その質問に「ある」と答えた人に対しては、「いわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメールなどを受けて、実際にお金を支払いましたか。」と質問した。

調査対象者（3,709人）のうち、過去5年間に、振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知等（以下この章において「振り込め詐欺と思われる電話等」という。）を受けたことがあると答えた人は750人（20.2%）であった（前回調査時20.1%）。このうち、実際に金銭を支払ったか尋ねたところ、「はい」（振り込め詐欺の被害に遭った人）が17人、「いいえ」（振り込め詐欺未遂の被害に遭った人）が732人、「分からない」が1人であった。各被害に遭った人の比率を見ると、振り込め詐欺の被害に遭った人は、振り込め詐欺と思われる電話等を受けた人のうちの2.3%、調査対象者全体の0.5%であったが、振り込め詐欺未遂の被害に遭った人（実際に金銭は支払わなかったものの、振り込め詐欺と思われる電話等を受けた人）は、調査対象者全体の19.7%であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、**2-3-3-1-1表**から**2-3-3-1-4表**のとおりである。振り込め詐欺の被害は、都市規模別で有意な関連性が見られ、「政令指定都市等」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「人口10万人以上の市」において、同比率が有意に低かった。なお、「39歳以下」、「学生」で振り込め詐欺の被害に遭った人はいなかった。振り込め詐欺未遂の被害は、年齢層別、就労状況別で、有意な関連性が見られ、「60歳以上」及び「無職・定年」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「39歳以下」、「働いている」及び「学生」において、同比率が有意に低かった。

2-3-3-1-1表

都市規模別振り込め詐欺被害・振り込め詐欺未遂被害の有無

① 振り込め詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	9 (0.9) [2.5]	967 (99.1) [-2.5]	976 (100.0)	$\chi^2(2)=6.846$ $p=0.033^*$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	3 (0.2) [-2.0]	1,506 (99.8) [2.0]	1,509 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	5 (0.4) [-0.3]	1,201 (99.6) [0.3]	1,206 (100.0)	
計	17 (0.5)	3,674 (99.5)	3,691 (100.0)	

② 振り込め詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	196 (20.3) [0.3]	771 (79.7) [-0.3]	967 (100.0)	$\chi^2(2)=1.193$ $p=0.551$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	309 (20.5) [0.8]	1,197 (79.5) [-0.8]	1,506 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	227 (18.9) [-1.1]	974 (81.1) [1.1]	1,201 (100.0)	
計	732 (19.9)	2,942 (80.1)	3,674 (100.0)	

- 注 1 振り込め詐欺未遂被害とは、振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたものの、実際に金銭は支払わなかったものをいう。
 2 振り込め詐欺被害、振り込め詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。
 3 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2-3-3-1-2表

男女別振り込め詐欺被害・振り込め詐欺未遂被害の有無

① 振り込め詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	5 (0.3) [-1.5]	1,769 (99.7) [1.5]	1,774 (100.0)	(f) p=0.148
女 性	12 (0.6) [1.5]	1,905 (99.4) [-1.5]	1,917 (100.0)	
計	17 (0.5)	3,674 (99.5)	3,691 (100.0)	

② 振り込め詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	339 (19.2) [-1.1]	1,430 (80.8) [1.1]	1,769 (100.0)	(f) p=0.283
女 性	393 (20.6) [1.1]	1,512 (79.4) [-1.1]	1,905 (100.0)	
計	732 (19.9)	2,942 (80.1)	3,674 (100.0)	

- 注 1 振り込め詐欺未遂被害とは、振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたものの、実際に金銭は支払わなかったものをいう。
- 2 振り込め詐欺被害、振り込め詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。
- 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-1-3表

年齢層別振り込め詐欺被害・振り込め詐欺未遂被害の有無

① 振り込め詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	— [−2.2]	806 (100.0) [2.2]	806 (100.0)	$\chi^2(2)=4.992$ $p=0.085$
40～59歳	8 (0.6) [1.2]	1,231 (99.4) [−1.2]	1,239 (100.0)	
60歳以上	9 (0.5) [0.7]	1,637 (99.5) [−0.7]	1,646 (100.0)	
計	17 (0.5)	3,674 (99.5)	3,691 (100.0)	

② 振り込め詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	119 (14.8) [−4.2]	687 (85.2) [4.2]	806 (100.0)	$\chi^2(2)=20.154$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	245 (19.9) [−0.0]	986 (80.1) [0.0]	1,231 (100.0)	
60歳以上	368 (22.5) [3.5]	1,269 (77.5) [−3.5]	1,637 (100.0)	
計	732 (19.9)	2,942 (80.1)	3,674 (100.0)	

- 注 1 振り込め詐欺未遂被害とは、振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたものの、実際に金銭は支払わなかったものをいう。
- 2 振り込め詐欺被害、振り込め詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。
- 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-1-4表

就労状況別振り込め詐欺被害・振り込め詐欺未遂被害の有無

① 振り込め詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	9 (0.4) [-0.4]	2,111 (99.6) [0.4]	2,120 (100.0)	(m) p=0.703
主婦・主夫	5 (0.7) [1.2]	671 (99.3) [-1.2]	676 (100.0)	
無職・定年	3 (0.4) [-0.1]	681 (99.6) [0.1]	684 (100.0)	
学 生	— [-0.9]	166 (100.0) [0.9]	166 (100.0)	
そ の 他	— [-0.4]	29 (100.0) [0.4]	29 (100.0)	
計	17 (0.5)	3,658 (99.5)	3,675 (100.0)	

② 振り込め詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	396 (18.8) [-2.2]	1,715 (81.2) [2.2]	2,111 (100.0)	$\chi^2(4)=16.820$ p=0.002**
主婦・主夫	149 (22.2) [1.6]	522 (77.8) [-1.6]	671 (100.0)	
無職・定年	157 (23.1) [2.2]	524 (76.9) [-2.2]	681 (100.0)	
学 生	20 (12.0) [-2.6]	146 (88.0) [2.6]	166 (100.0)	
そ の 他	9 (31.0) [1.5]	20 (69.0) [-1.5]	29 (100.0)	
計	731 (20.0)	2,927 (80.0)	3,658 (100.0)	

注 1 振り込め詐欺未遂被害とは、振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたものの、実際に金銭は支払わなかったものをいう。

2 就労状況又は振り込め詐欺被害、振り込め詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。

3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

振り込め詐欺の被害に遭ったと答えた人（17人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が8人、「いいえ」が9人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別に見ると、2-3-3-2-1表及び2-3-3-2-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-3-2-1表

都市規模別振り込め詐欺の被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	4 (44.4) [-0.2]	5 (55.6) [0.2]	9 (100.0)	(m) p=0.130
人口10万人以上の市	— [-1.8]	3 (100.0) [1.8]	3 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	4 (80.0) [1.8]	1 (20.0) [-1.8]	5 (100.0)	
計	8 (47.1)	9 (52.9)	17 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-2-2表

男女別振り込め詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	2 (40.0) [-0.4]	3 (60.0) [0.4]	5 (100.0)	(f) p=1.000
女 性	6 (50.0) [0.4]	6 (50.0) [-0.4]	12 (100.0)	
計	8 (47.1)	9 (52.9)	17 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

第4節 インターネットオークション詐欺の被害

1 被害の状況

インターネットオークション詐欺については、「過去5年間に、あなたはインターネットオークション詐欺の被害に遭ったことがありますか。なお、「被害に遭った」とは、代金を支払ったのに商品が届かない、あるいは、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失があった場合に限ります。」と質問した。

調査対象者(3,709人)のうち、過去5年間に、被害に遭ったことがあると答えた人は46人(1.2%)であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別に見ると、2-3-4-1-1表から2-3-4-1-4表のとおりである。年齢層別、就労状況別で、有意な関連性が見られ、「39歳以下」及び「働いている」において、被害に遭った人の比率が有意に高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」及び「無職・定年」において、同比率が有意に低かった。

2-3-4-1-1表

都市規模別インターネットオークション詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	15 (1.5) [0.9]	967 (98.5) [-0.9]	982 (100.0)	$\chi^2(2)=2.592$ $p=0.274$
人口10万人以上の市	21 (1.4) [0.7]	1,494 (98.6) [-0.7]	1,515 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	10 (0.8) [-1.6]	1,197 (99.2) [1.6]	1,207 (100.0)	
計	46 (1.2)	3,658 (98.8)	3,704 (100.0)	

注 1 インターネットオークション詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-4-1-2表

男女別インターネットオークション詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	27 (1.5) [1.4]	1,756 (98.5) [-1.4]	1,783 (100.0)	(f) $p=0.181$
女 性	19 (1.0) [-1.4]	1,902 (99.0) [1.4]	1,921 (100.0)	
計	46 (1.2)	3,658 (98.8)	3,704 (100.0)	

注 1 インターネットオークション詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-4-1-3表

年齢層別インターネットオークション詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	17 (2.1) [2.5]	793 (97.9) [-2.5]	810 (100.0)	$\chi^2(2)=11.163$ $p=0.004^{**}$
40～59歳	19 (1.5) [1.1]	1,222 (98.5) [-1.1]	1,241 (100.0)	
60歳以上	10 (0.6) [-3.1]	1,643 (99.4) [3.1]	1,653 (100.0)	
計	46 (1.2)	3,658 (98.8)	3,704 (100.0)	

注 1 インターネットオークション詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-4-1-4表

就労状況別インターネットオークション詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	37 (1.7) [3.1]	2,089 (98.3) [-3.1]	2,126 (100.0)	(m) p=0.002**
主婦・主夫	2 (0.3) [-2.5]	674 (99.7) [2.5]	676 (100.0)	
無職・定年	3 (0.4) [-2.1]	686 (99.6) [2.1]	689 (100.0)	
学 生	3 (1.8) [0.6]	165 (98.2) [-0.6]	168 (100.0)	
そ の 他	1 (3.4) [1.1]	28 (96.6) [-1.1]	29 (100.0)	
計	46 (1.2)	3,642 (98.8)	3,688 (100.0)	

注 1 就労状況又はインターネットオークション詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(46人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が8人、「いいえ」が36人、「分からない」が2人であった。被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別に見ると、2-3-4-2-1表から2-3-4-2-4表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-4-2-1表

都市規模別インターネットオークション詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (13.3) [-0.6]	13 (86.7) [0.6]	15 (100.0)	(m) p=0.611
人口10万人以上の市	5 (26.3) [1.2]	14 (73.7) [-1.2]	19 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	1 (10.0) [-0.8]	9 (90.0) [0.8]	10 (100.0)	
計	8 (18.2)	36 (81.8)	44 (100.0)	

注 1 インターネットオークション詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-3-4-2-2表

男女別インターネットオークション詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	4 (15.4) [-0.6]	22 (84.6) [0.6]	26 (100.0)	(f) p=0.697
女 性	4 (22.2) [0.6]	14 (77.8) [-0.6]	18 (100.0)	
計	8 (18.2)	36 (81.8)	44 (100.0)	

注 1 インターネットオークション詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-3-4-2-3表

年齢層別インターネットオークション詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	2 (12.5) [-0.7]	14 (87.5) [0.7]	16 (100.0)	(m) p=0.788
40～59歳	4 (22.2) [0.6]	14 (77.8) [-0.6]	18 (100.0)	
60歳以上	2 (20.0) [0.2]	8 (80.0) [-0.2]	10 (100.0)	
計	8 (18.2)	36 (81.8)	44 (100.0)	

注 1 インターネットオークション詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

2-3-4-2-4表

就労状況別インターネットオークション詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	8 (22.9) [1.6]	27 (77.1) [-1.6]	35 (100.0)	(m) p=1.000
主婦・主夫	— [-0.7]	2 (100.0) [0.7]	2 (100.0)	
無職・定年	— [-0.8]	3 (100.0) [0.8]	3 (100.0)	
学 生	— [-0.8]	3 (100.0) [0.8]	3 (100.0)	
そ の 他	— [-0.5]	1 (100.0) [0.5]	1 (100.0)	
計	8 (18.2)	36 (81.8)	44 (100.0)	

注 1 就労状況又はインターネットオークション詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

第5節 消費者詐欺の被害

1 被害の状況

消費者詐欺については、「過去5年間に、あなたや御家族は、商品を買ったり、サービスを受けたりしたときに、詐欺の被害に遭ったことがありましたか。なお、「被害に遭った」とは商品やサービスの質や量についてだまされた、代金を支払ったのに商品が届かない、あるいは、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失があった場合に限ります。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「その詐欺は、次のうち、どのような場面で行われたでしょうか。なお、インターネットオークション（インターネットを介した競売方法による商品の売買）における詐欺被害は、含みません。」と質問し、複数の被害場面を示して当てはまるものを一つ選んでもらった。

調査対象者（3,709人）のうち、過去5年間に、被害に遭ったことがあると答えた人は64人（1.7%）であった。また、その被害場面の内訳を見ると、被害に遭ったことがあると答えた人（64人）のうち、半数以上の38人（59.4%）が「インターネットショッピング、通信販売」を選択した（参考資料2 基礎集計表参照）。被害の有無について、都市規模別、世帯人数別に見ると、2-3-5-1-1表及び2-3-5-1-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-5-1-1表

都市規模別消費者詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	16 (1.6) [-0.3]	966 (98.4) [0.3]	982 (100.0)	$\chi^2(2)=5.261$ $p=0.072$
人口10万人以上の市	19 (1.3) [-1.8]	1,494 (98.7) [1.8]	1,513 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	29 (2.4) [2.2]	1,179 (97.6) [-2.2]	1,208 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,639 (98.3)	3,703 (100.0)	

注 1 消費者詐欺被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-5-1-2表

世帯人数別消費者詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	11 (2.7) [1.5]	401 (97.3) [-1.5]	412 (100.0)	$\chi^2(4)=5.938$ $p=0.204$
2 人	16 (1.4) [-0.9]	1,097 (98.6) [0.9]	1,113 (100.0)	
3 人	10 (1.2) [-1.4]	839 (98.8) [1.4]	849 (100.0)	
4 人	14 (1.8) [0.1]	780 (98.2) [-0.1]	794 (100.0)	
5人以上	13 (2.5) [1.4]	512 (97.5) [-1.4]	525 (100.0)	
計	64 (1.7)	3,629 (98.3)	3,693 (100.0)	

注 1 世帯人数又は消費者詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（64人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が11人、「いいえ」が52人、「分からない」が1人であった。被害申告の有無について、都市規模別、世帯人数別に見ると、2-3-5-2-1表及び2-3-5-2-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-5-2-1表

都市規模別消費者詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (12.5) [-0.6]	14 (87.5) [0.6]	16 (100.0)	(m) $p=0.911$
人口10万人以上の市	3 (16.7) [-0.1]	15 (83.3) [0.1]	18 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	6 (20.7) [0.6]	23 (79.3) [-0.6]	29 (100.0)	
計	11 (17.5)	52 (82.5)	63 (100.0)	

注 1 消費者詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は、調整済み残差である。

2-3-5-2-2表

世帯人数別消費者詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	2 (18.2) [0.1]	9 (81.8) [-0.1]	11 (100.0)	(m) p=0.088
2 人	2 (12.5) [-0.6]	14 (87.5) [0.6]	16 (100.0)	
3 人	5 (50.0) [3.0]	5 (50.0) [-3.0]	10 (100.0)	
4 人	1 (7.1) [-1.2]	13 (92.9) [1.2]	14 (100.0)	
5人以上	1 (8.3) [-0.9]	11 (91.7) [0.9]	12 (100.0)	
計	11 (17.5)	52 (82.5)	63 (100.0)	

注 1 消費者詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第6節 まとめ

各種詐欺・個人情報悪用の被害の有無や捜査機関への被害申告の有無を属性等の関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 各種詐欺等被害の有無と属性との関係では、クレジットカード情報詐欺、インターネットオークション詐欺、振り込め詐欺未遂で、年齢層別、就労状況別に有意な関連性が見られたほか、振り込め詐欺で、都市規模別に有意な関連性が見られた。具体的には、クレジットカード情報詐欺、インターネットオークション詐欺は、いずれも働いている人で有意に高く、60歳以上で有意に低い傾向が見られた一方、振り込め詐欺未遂は、60歳以上と無職・定年の人で有意に高い傾向が見られた。振り込め詐欺は、政令指定都市等において有意に高い傾向が見られた。
- ② 個人情報の悪用と消費者詐欺については、いずれの被害の有無においても、都市規模別及び世帯人数別による関連性は見られなかった。
- ③ 振り込め詐欺と思われる電話等を受けた人の比率は、前回調査時からほとんど変化なく、調査対象者全体の約5人に1人に上っていた。
- ④ 被害の申告状況について、被害に遭ったことがあると答えた人に占める、捜査機関に被害を届け出たと答えた人の比率を高いものから見ると、振り込め詐欺(47.1%)、インター

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

ネットオークション詐欺（17.4%）、消費者詐欺（17.2%）、個人情報の悪用（13.8%）、クレジットカード情報詐欺（13.6%）の順であった（参考資料2 基礎集計表参照）。被害の申告状況と属性との関係ではいずれの被害も有意な関連性は見られなかった。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

第1章 総説

1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義

実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたものが犯罪被害の暗数であり、この暗数の存在が犯罪被害の実態を把握することを困難にしている。そのため、犯罪被害実態（暗数）調査は、警察等の捜査機関に申告されなかった犯罪被害（暗数）についても併せて調査対象とすることにより、犯罪被害の実態を明らかにしようとするものである。本編では、犯罪被害について被害者が捜査機関に申告した理由と申告しなかった理由をそれぞれ調査した結果を紹介する。

暗数が発生する要因を探るため、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告しなかった理由について調査することは極めて重要であるが、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することも同様に重要であると考え。なぜなら、捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することは、捜査機関への申告を被害者に促す要因を探る上で重要な手掛かりを与えるものであるからである。

2 犯罪被害申告の理由

本編第2章では、犯罪被害を捜査機関へ申告した理由の調査結果を紹介している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」に「はい」と回答した人に対し、さらに、「あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、同章第1節では、捜査機関へ犯罪被害を申告した理由別に見た犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に見た捜査機関へ犯罪被害を申告した理由を分析している。

また、本調査では、犯罪被害を捜査機関へ申告した調査対象者（503人）に対し、「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」と質問することにより捜査機関に対する満足度を調査している。犯罪被害態様により捜査機関に対する満足度には差が出ているものの、調査対象とした犯罪被害全体で見ると、「はい」が280人、「いいえ」が178人、「分からない」が45人であり、

半数以上の人が捜査機関の対応に満足しているとの結果であった。満足している旨回答した人の比率が7割以上であったのは、DV100.0%（3人中3人）、不法侵入未遂75.0%（28人中21人）及び強盗等70.0%（10人中7人）であった。逆に、満足していない旨回答した人の比率が6割を超えたのは、自動車盗66.7%（6人中4人）及びインターネットオークション詐欺62.5%（8人中5人）であった（捜査機関に対する満足度に対する調査結果の詳細は、参考資料2 基礎集計表参照）。

「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」との質問に「いいえ」と回答した人（178人）に対し、さらに、「あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問した（複数回答可）。回答が多かったものは、順に「十分な対処をしてくれなかった」（90人）、「加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった」（80人）、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」（75人）及び「十分な経過通知をしてくれなかった」（62人）などであった。なお、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」という選択肢については、被害態様に応じて表現を変えており、暴行・脅迫、ストーカー行為及びDVについては「自分の受けた損害を回復してくれなかった」、自動車損壊、不法侵入未遂、クレジットカード情報詐欺、個人情報悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については「自分の被害を取り戻してくれなかった」、強盗等については「取られたものを取り戻してくれなかった」としており、前記「盗まれたものを取り戻してくれなかった」（75人）の中にはそれら全てが含まれている（捜査機関に対する不満足度に対する調査結果の詳細は、参考資料2 基礎集計表参照）。

3 犯罪被害不申告の理由

本編第3章では、第2章とは逆に、犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由（不申告理由）を分析している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」に「いいえ」と回答した人に対し、さらに、「届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、第1節では、犯罪被害不申告の理由別に見た犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に見た犯罪被害不申告の理由を分析している。

第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由

第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析

本節では、捜査機関へ被害を申告した理由別に、被害の種類ごとの特徴を分析する。

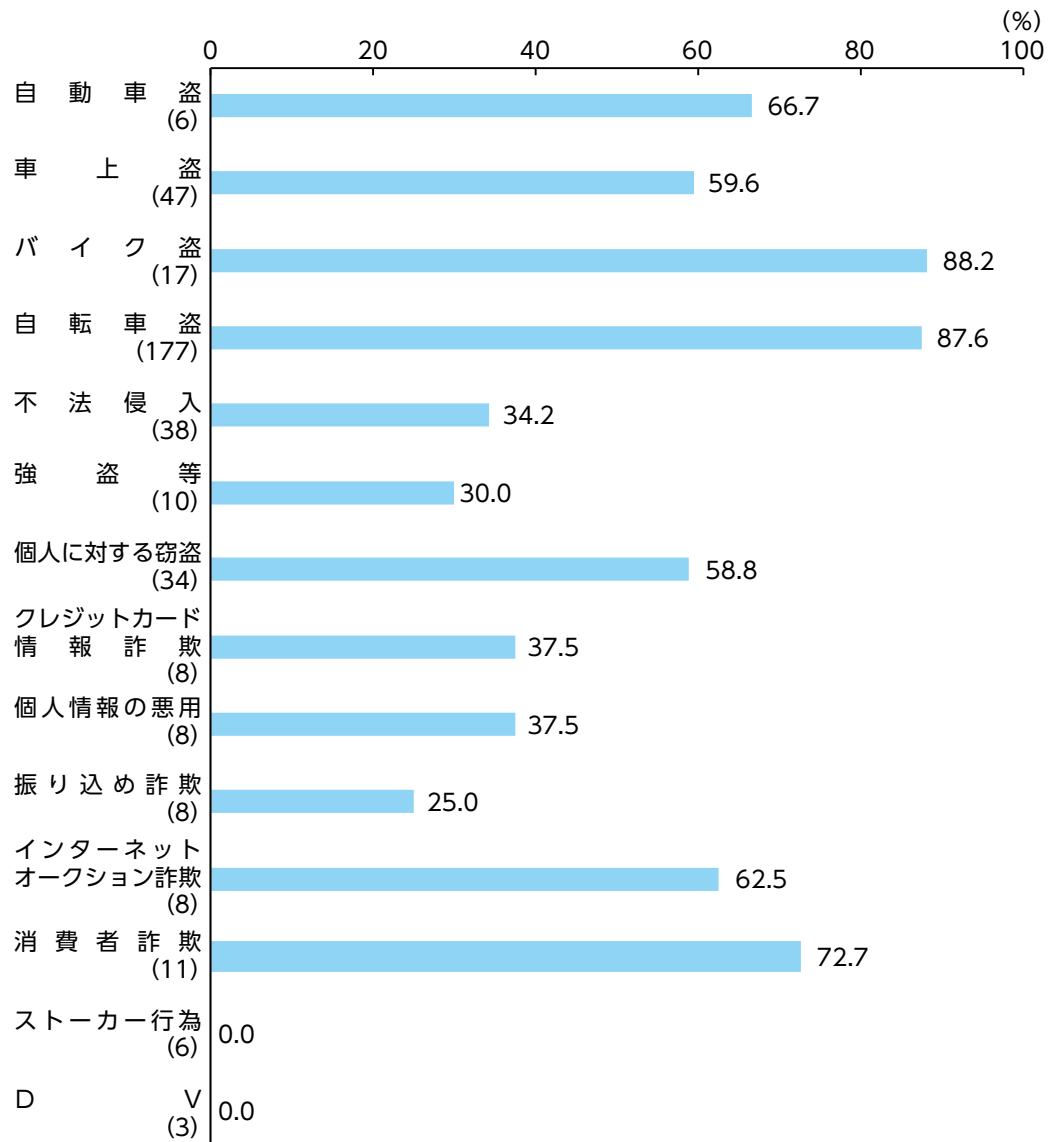
1 盗まれたもの（被害）を取り戻すため

捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人は、自動車盗が6人中4人、車上盗が47人中28人、バイク盗が17人中15人、自転車盗が177人中155人、不法侵入が38人中13人、強盗等が10人中3人、個人に対する窃盗が34人中20人、クレジットカード情報詐欺が8人中3人、個人情報悪用の悪用が8人中3人、振り込め詐欺が8人中2人、インターネットオークション詐欺が8人中5人、消費者詐欺が11人中8人、ストーカー行為が6人中0人、DVが3人中0人であった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、強盗等については「取られたものを取り戻すため」とし、クレジットカード情報詐欺、個人情報悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺、消費者詐欺、ストーカー行為及びDVについては「被害を取り戻すため」としている。

3-2-1-1図

盗まれたもの（被害）を取り戻すため



注（ ）内は、実人員である。

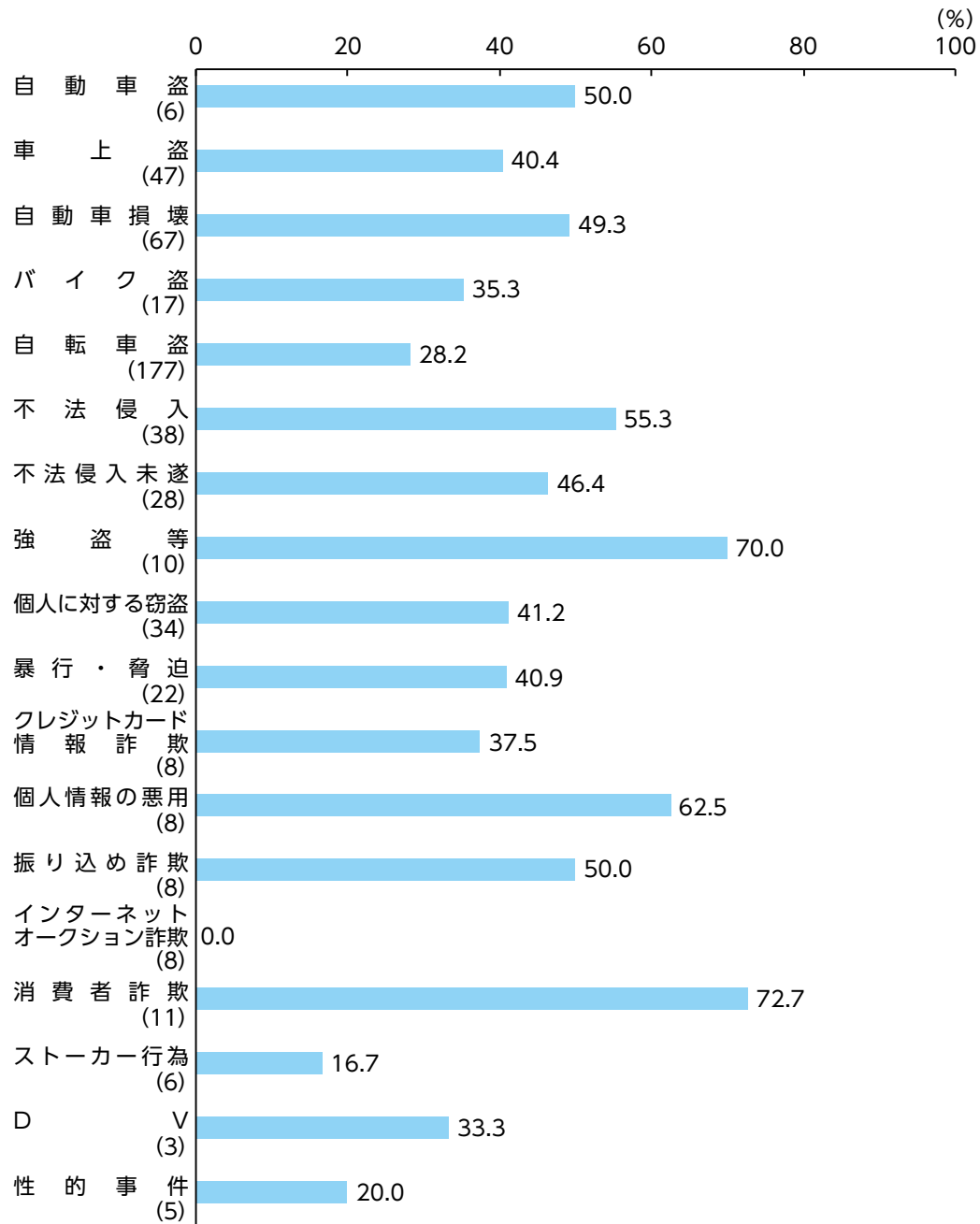
2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人は、自動車盗が6人中3人、車上盗が47人中19人、自動車損壊が67人中33人、バイク盗が17人中6人、自転車盗が177人中50人、不法侵入が38人中21人、不法侵入未遂が28人中13人、強盗等が10人中7人、個人に対する窃盗が34人中14人、暴行・脅迫が22人中9人、クレジットカード情報詐欺が8人中3人、個人情報の悪用が8人中5人、振り込め詐欺が8人中4人、インターネットオークション詐欺が8人中0人、消費者詐欺が11人中8人、ストーカー行為

が6人中1人、DVが3人中1人、性的事件が5人中1人であった。

3-2-1-2図

犯罪は捜査機関に届け出るべきだから



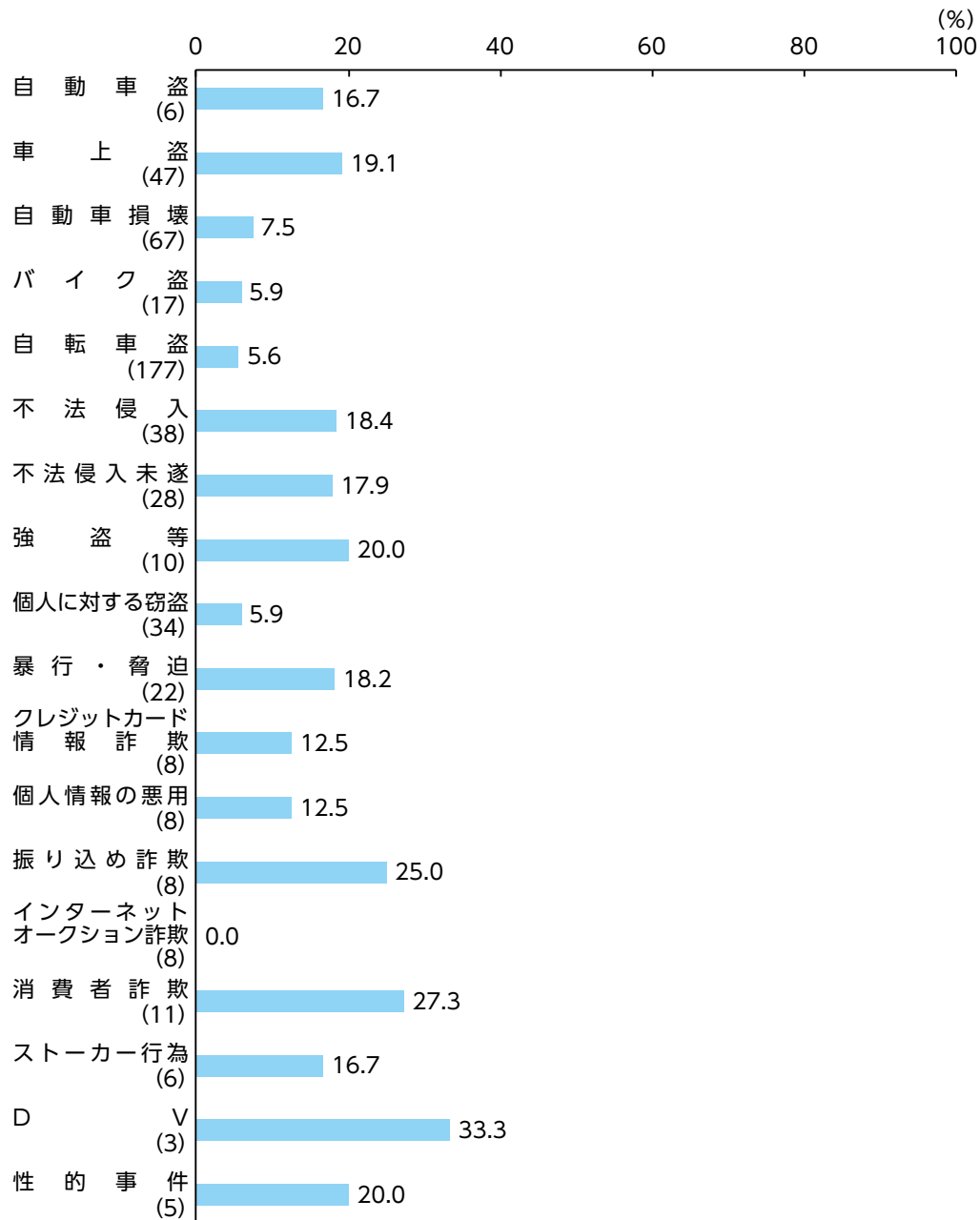
注 () 内は、実人員である。

3 重大な事件だから

捜査機関へ被害を申告した理由として「重大な事件だから」を選んだ人は、自動車盗が6人中1人、車上盗が47人中9人、自動車損壊が67人中5人、バイク盗が17人中1人、自転車盗が177人中10人、不法侵入が38人中7人、不法侵入未遂が28人中5人、強盗等が10人中2人、個人に対する窃盗が34人中2人、暴行・脅迫が22人中4人、クレジットカード情報詐欺が8人中1人、個人情報の悪用が8人中1人、振り込め詐欺が8人中2人、インターネットオークション詐欺が8人中0人、消費者詐欺が11人中3人、ストーカー行為が6人中1人、DVが3人中1人、性的事件が5人中1人であった。

3-2-1-3図

重大な事件だから



注 () 内は、実人員である。

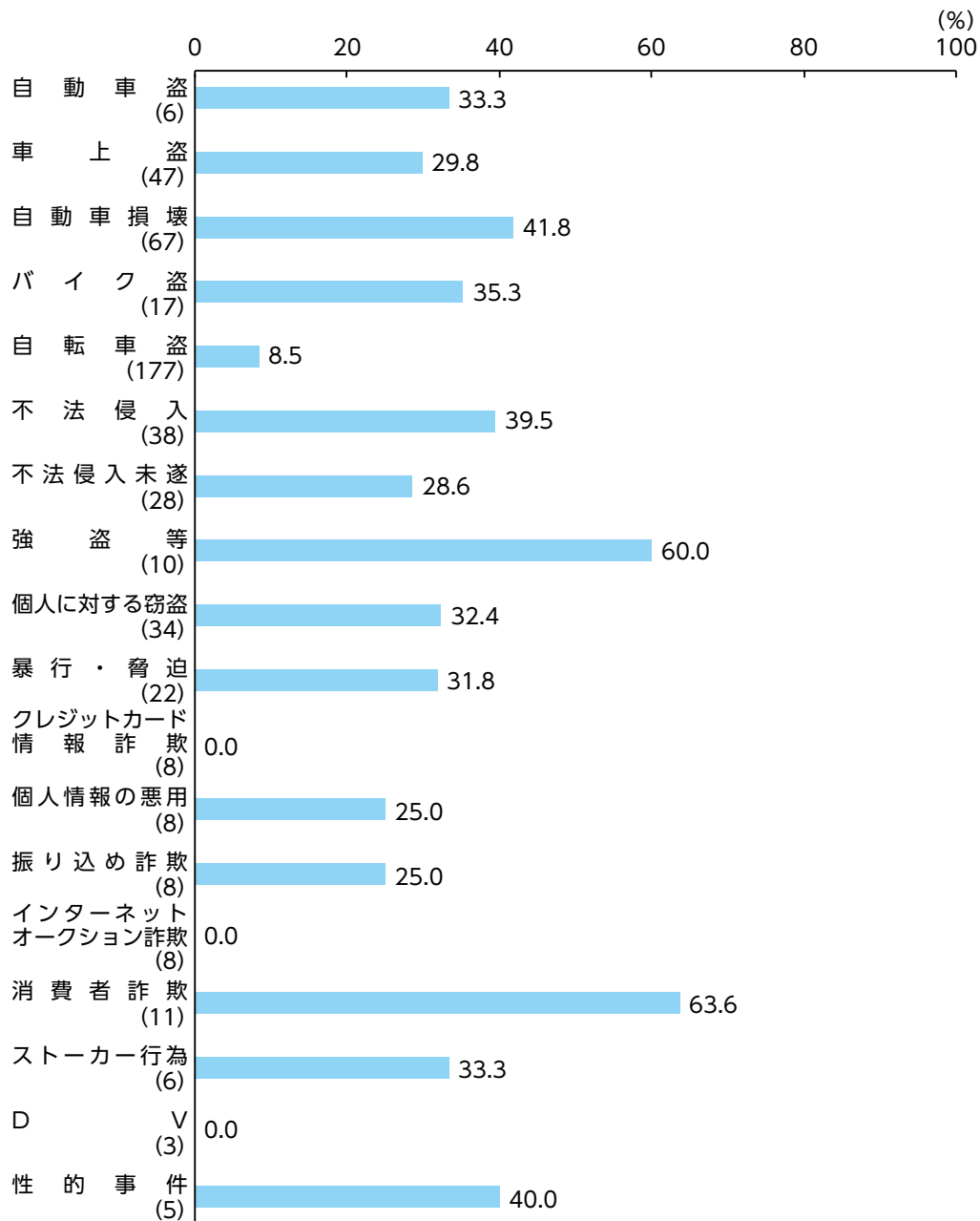
4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」を選んだ人は、自動車盗が6人中2人、車上盗が47人中14人、自動車損壊が67人中28人、バイク盗が17人中6人、自転車盗が177人中15人、不法侵入が38人中15人、不法侵入未遂が28人中8人、強盗等が10人中6人、個人に対する窃盗が34人中11人、暴行・脅迫が

22人中7人、クレジットカード情報詐欺が8人中0人、個人情報の悪用が8人中2人、振り込み詐欺が8人中2人、インターネットオークション詐欺が8人中0人、消費者詐欺が11人中7人、ストーカー行為が6人中2人、DVが3人中0人、性的事件が5人中2人であった。

3-2-1-4図

加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）



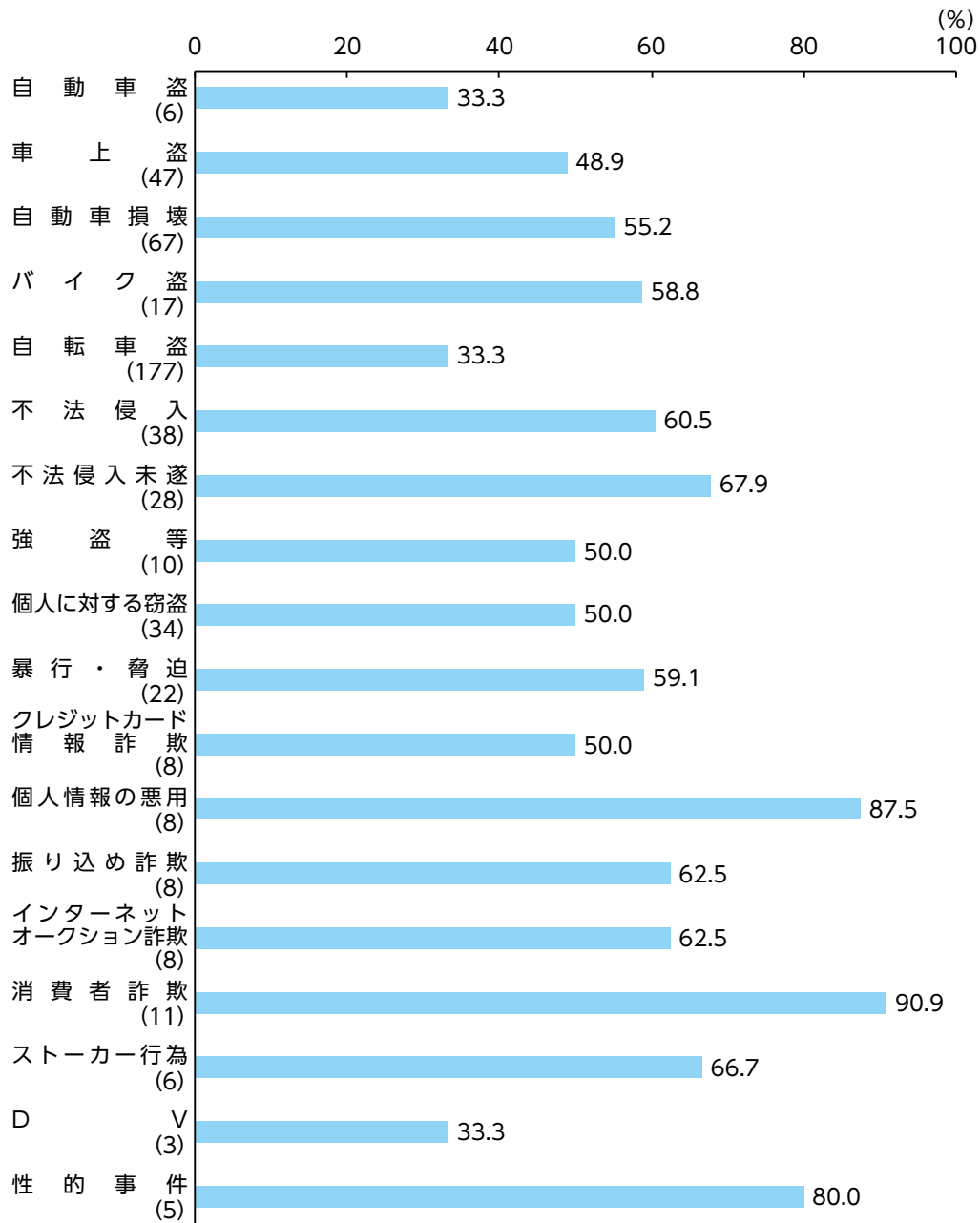
注（ ）内は、実人員である。

5 再発を防ぐため

捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人は、自動車盗が6人中2人、車上盗が47人中23人、自動車損壊が67人中37人、バイク盗が17人中10人、自転車盗が177人中59人、不法侵入が38人中23人、不法侵入未遂が28人中19人、強盗等が10人中5人、個人に対する窃盗が34人中17人、暴行・脅迫が22人中13人、クレジットカード情報詐欺が8人中4人、個人情報の悪用が8人中7人、振り込め詐欺が8人中5人、インターネットオークション詐欺が8人中5人、消費者詐欺が11人中10人、ストーカー行為が6人中4人、DVが3人中1人、性的事件が5人中4人であった。

3-2-1-5図

再発を防ぐため



注 () 内は、実人員である。

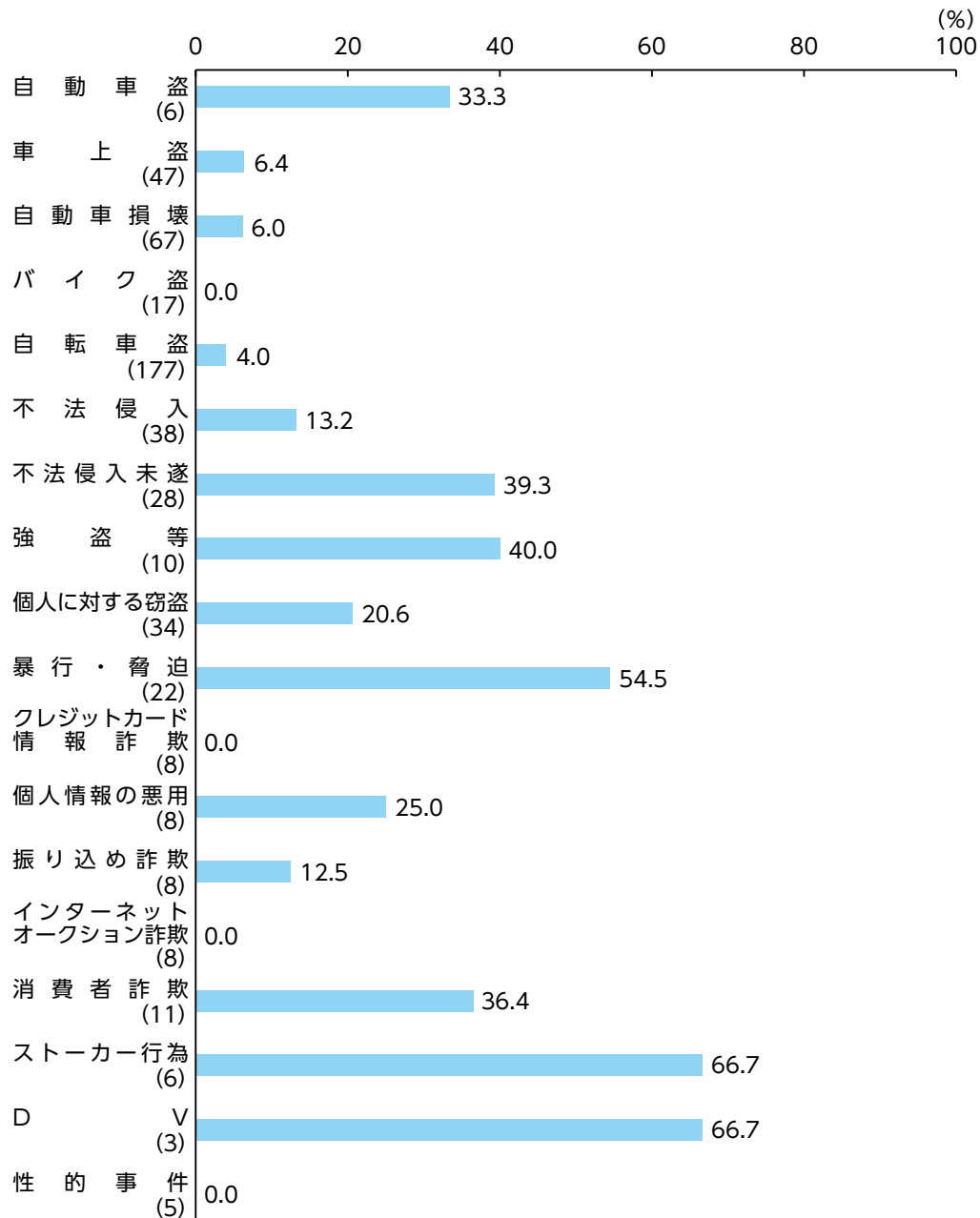
6 助けを求めるため

捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」を選んだ人は、自動車盗が6人中2人、車上盗が47人中3人、自動車損壊が67人中4人、自転車盗が177人中7人、不法侵入が38人中5人、不法侵入未遂が28人中11人、強盗等が10人中4人、個人に対する窃盗が34人中7人、暴行・脅迫が22人中12人、個人情報の悪用が8人中2人、振り込め詐欺が8人

中1人，消費者詐欺が11人中4人，ストーカー行為が6人中4人，DVが3人中2人であったが，これら以外の犯罪被害においては，この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-6図

助けを求めるため



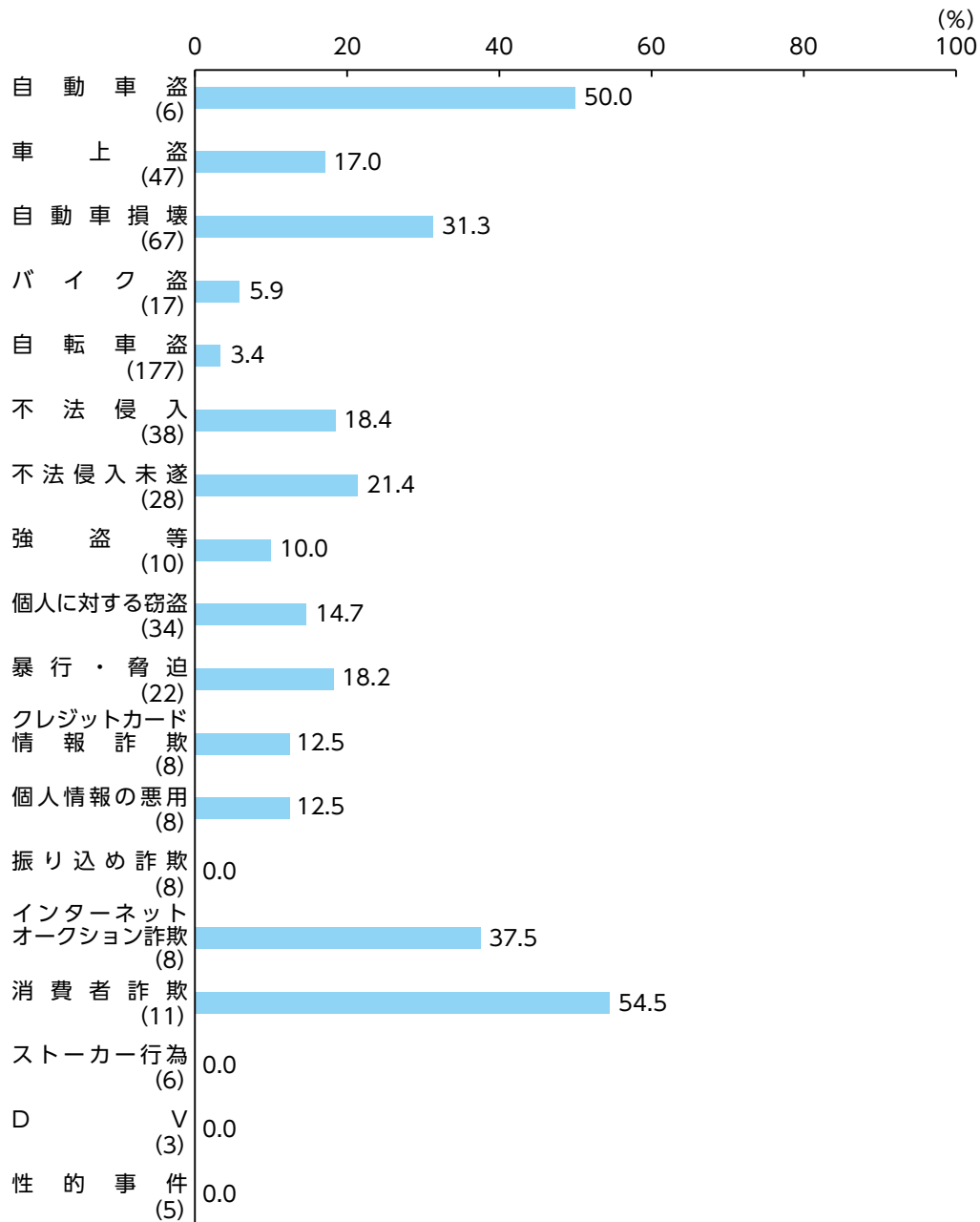
注 () 内は，実人員である。

7 加害者からの弁償を得るため

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者からの弁償を得るため」を選んだ人は、自動車盗が6人中3人、車上盗が47人中8人、自動車損壊が67人中21人、バイク盗が17人中1人、自転車盗が177人中6人、不法侵入が38人中7人、不法侵入未遂が28人中6人、強盗等が10人中1人、個人に対する窃盗が34人中5人、暴行・脅迫が22人中4人、クレジットカード情報詐欺が8人中1人、個人情報の悪用が8人中1人、インターネットオークション詐欺が8人中3人、消費者詐欺が11人中6人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-7図

加害者からの弁償を得るため



注 () 内は、実人員である。

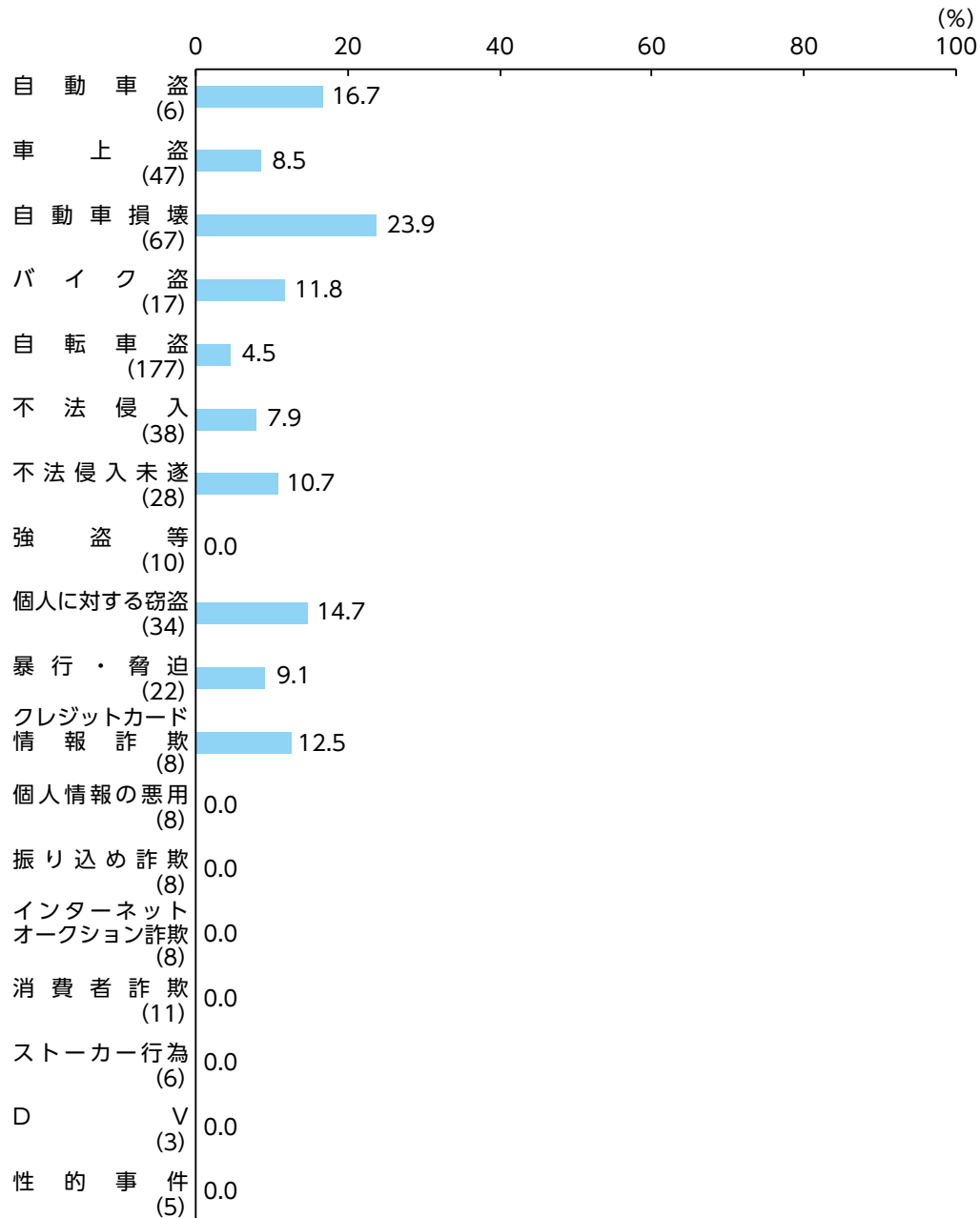
8 保険金を得るため（保険金請求のため）

捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」を選んだ人は、自動車盗が6人中1人、車上盗が47人中4人、自動車損壊が67人中16人、バイク盗が17人中2人、自転車盗が177人中8人、不法侵入が38人中3人、不法侵入未遂が28人中3人、個人に対する窃盗が34人中5人、暴行・脅迫が22人中2人、クレジットカード情報詐欺が8

人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-8図

保険金を得るため（保険金請求のため）



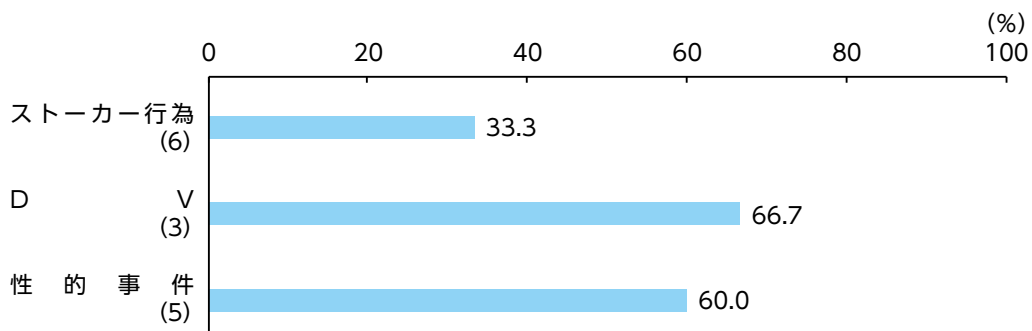
注 () 内は、実人員である。

9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的事件だけであるが、この選択肢を選んだ人は、ストーカー行為が6人中2人、DVが3人中2人、性的事件が5人中3人であった。

3-2-1-9図

家族・友人・知人から届け出るよう言われたため



注 () 内は、実人員である。

10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのは、ストーカー行為、DV及び性的事件だけであるが、いずれについてもこの選択肢を選んだ人はいなかった。

第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析

本節では、被害態様別に見た捜査機関へ被害を申告した理由を分析する。

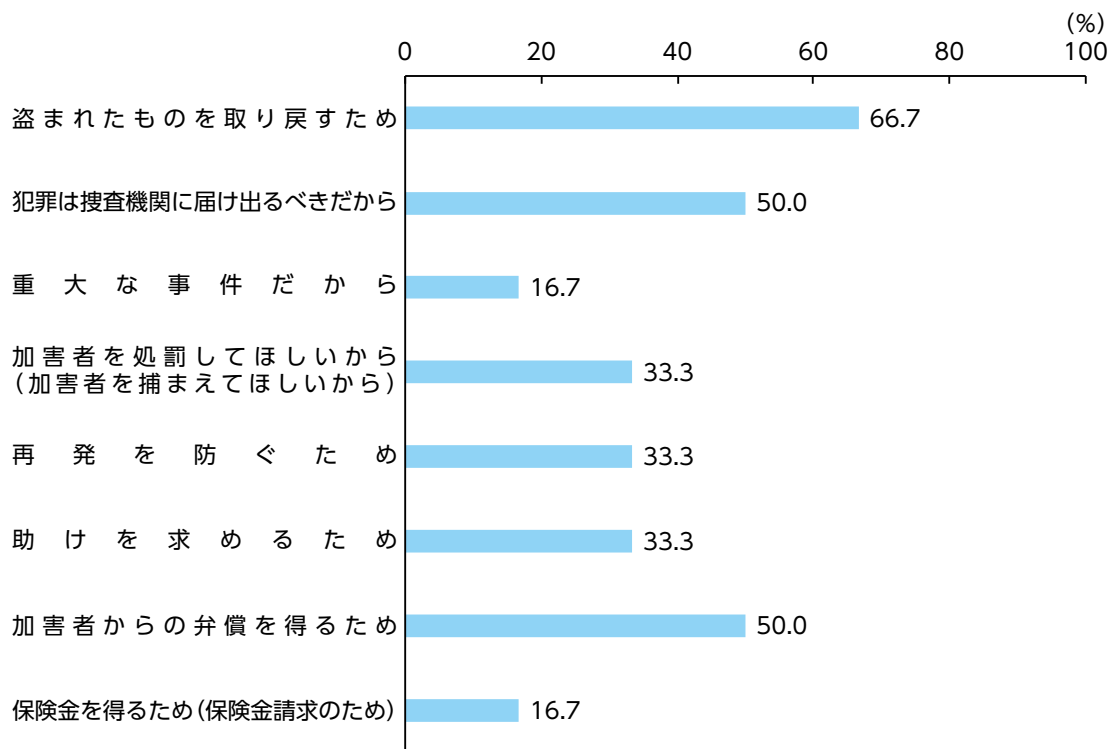
1 自動車関係の被害

自動車盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した6人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が4人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が3人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」が2人、「助けを求めるため」が2人、「加害者からの弁償を得るため」が3人であった。

車上盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した47人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が28人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が4人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が19人、「重大な事件だから」が9人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が14人、「再発を防ぐため」が23人、「助けを求めるため」が3人、「加害者からの弁償を得るため」が8人であった。

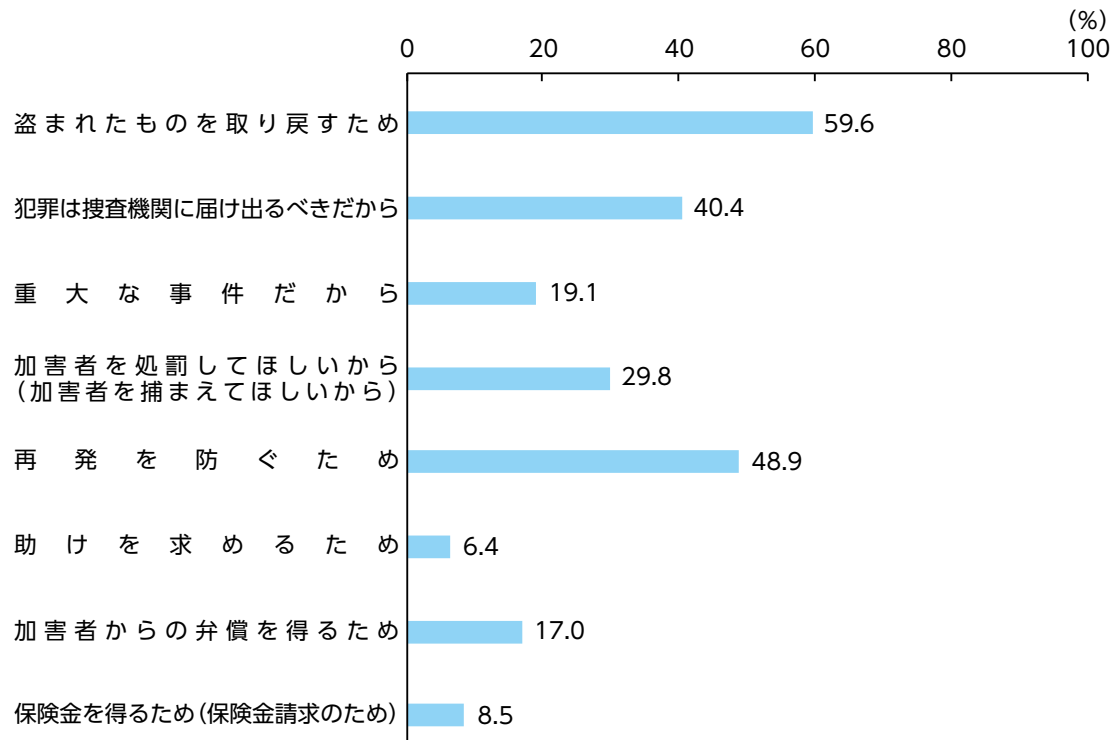
自動車損壊の被害を捜査機関へ申告したと回答した67人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」を挙げた人が16人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が33人、「重大な事件だから」が5人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が28人、「再発を防ぐため」が37人、「助けを求めるため」が4人、「加害者からの弁償を得るため」が21人であった。

3-2-2-1図 自動車盗（6）



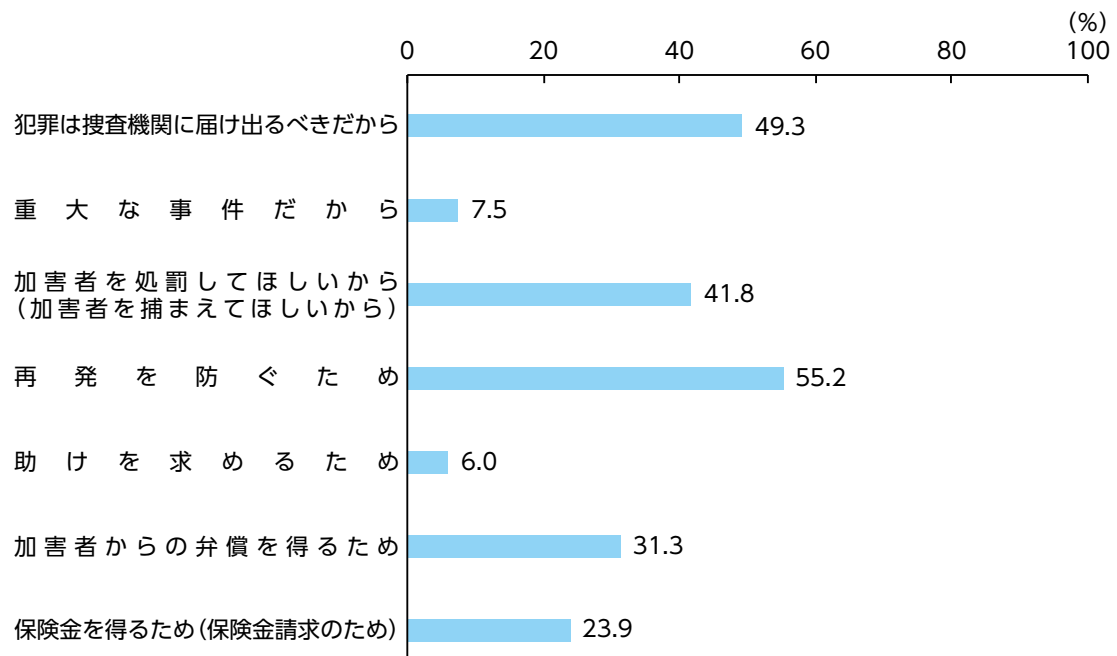
3-2-2-2図

車上盗 (47)



3-2-2-3図

自動車損壊 (67)



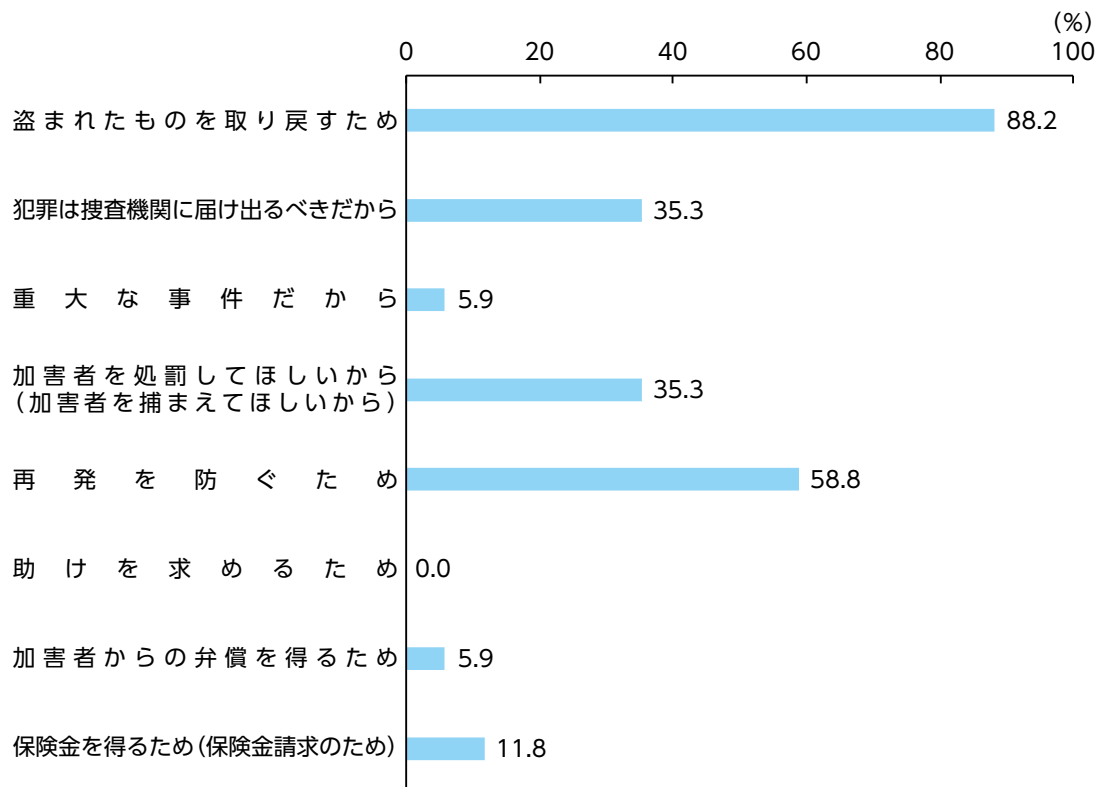
- 注 1 重複計上による。
 2 図名の()内は、実人員である。
 3 車上盗については、捜査機関に届け出た理由として「分からない」と回答したものを除く。
 4 自動車損壊については、捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した17人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が15人と最も多く、他は、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が2人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が6人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が6人、「再発を防ぐため」が10人、「助けを求めるため」が0人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

3-2-2-4図

バイク盗（17）



注 1 重複計上による。

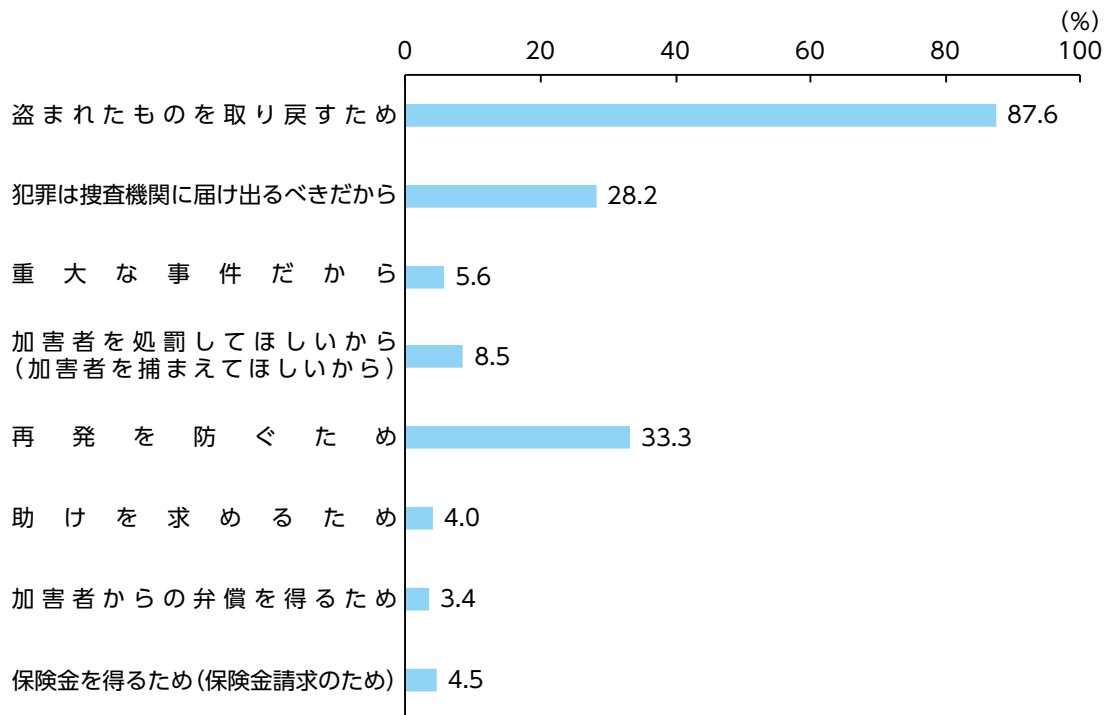
2 図名の（ ）内は、実人員である。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した177人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が155人と突出して多く、他は、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が8人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が50人、「重大な事件だから」が10人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が15人、「再発を防ぐため」が59人、「助けを求めるため」が7人、「加害者からの弁償を得るため」が6人であった。

3-2-2-5図

自転車盗（177）



- 注 1 重複計上による。
 2 図名の（ ）内は、実人員である。
 3 捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

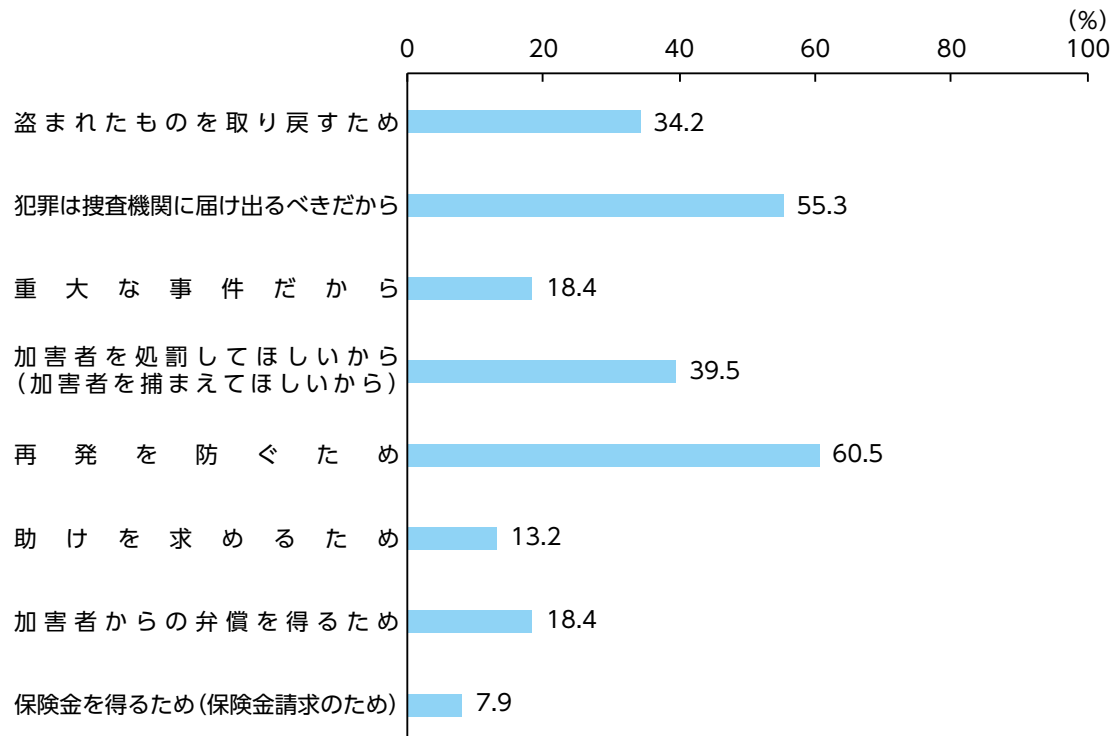
4 不法侵入・不法侵入未遂

不法侵入の被害を捜査機関へ申告したと回答した38人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が13人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が21人、「重大な事件だから」が7人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が15人、「再発を防ぐため」が23人、「助けを求めるため」が5人、「加害者からの弁償を得るため」が7人であった。

不法侵入未遂の被害を捜査機関へ申告したと回答した28人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」を挙げた人が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が13人、「重大な事件だから」が5人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が8人、「再発を防ぐため」が19人、「助けを求めるため」が11人、「加害者からの弁償を得るため」が6人であった。

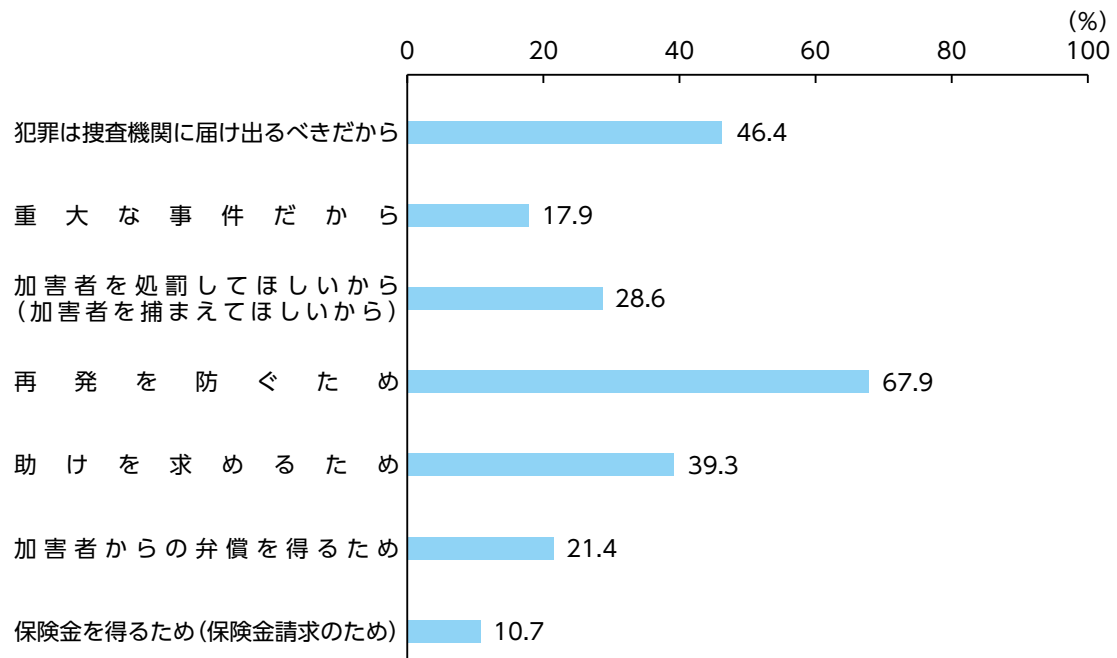
3-2-2-6図

不法侵入 (38)



3-2-2-7図

不法侵入未遂 (28)



- 注 1 重複計上による。
 2 図名の()内は、実人員である。
 3 不法侵入については、捜査機関に届け出た理由として「分からない」と回答したものを除く。
 4 不法侵入未遂については、捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

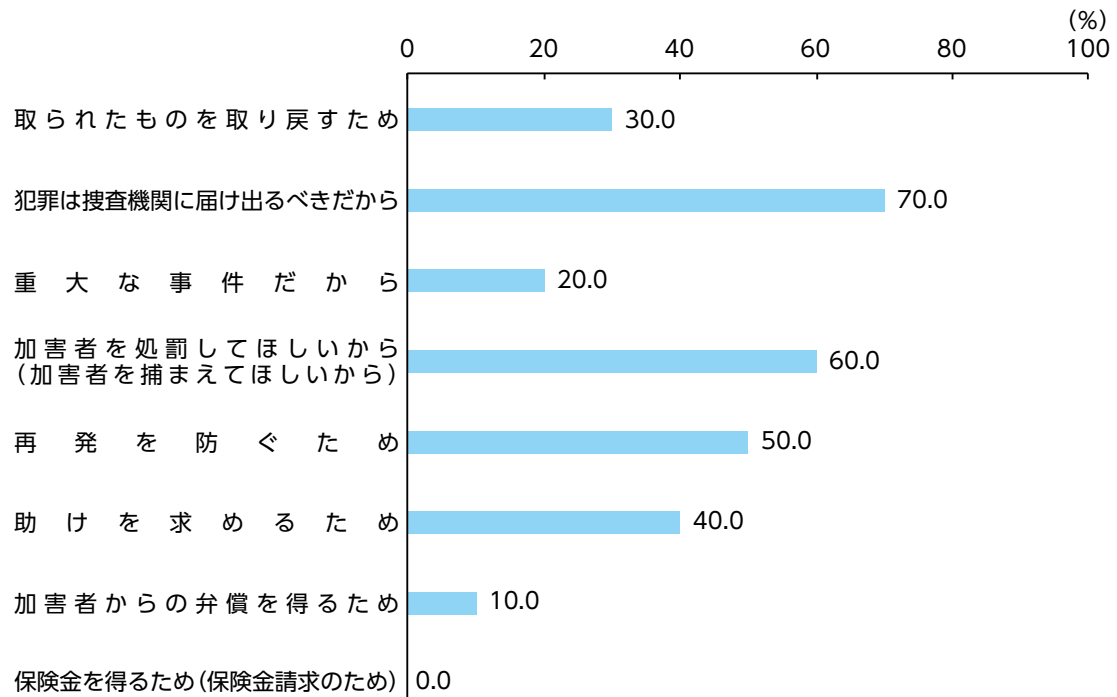
5 強盗等及び個人に対する窃盗

強盗等（強盗・恐喝・ひったくり）の被害を捜査機関へ申告したと回答した10人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「取られたものを取り戻すため」を挙げた人が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が7人、「重大な事件だから」が2人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が6人、「再発を防ぐため」が5人、「助けを求めるため」が4人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した34人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が20人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が5人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が14人、「重大な事件だから」が2人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が11人、「再発を防ぐため」が17人、「助けを求めるため」が7人、「加害者からの弁償を得るため」が5人であった。

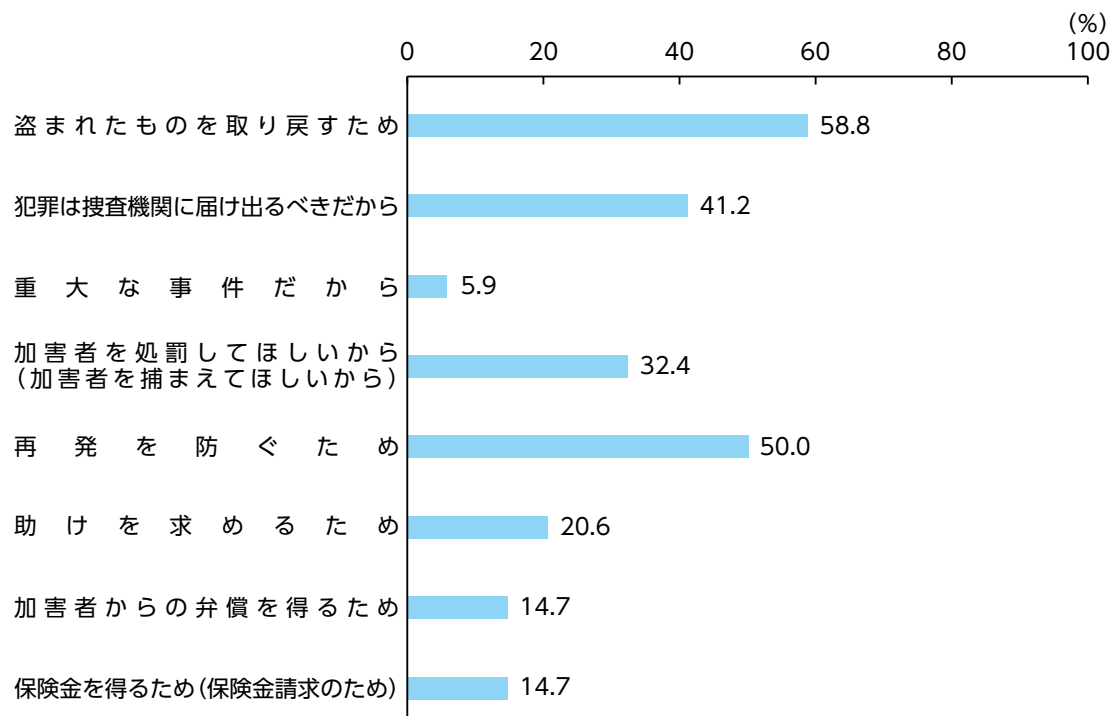
3-2-2-8図

強盗等 (10)



3-2-2-9図

個人に対する窃盗 (34)



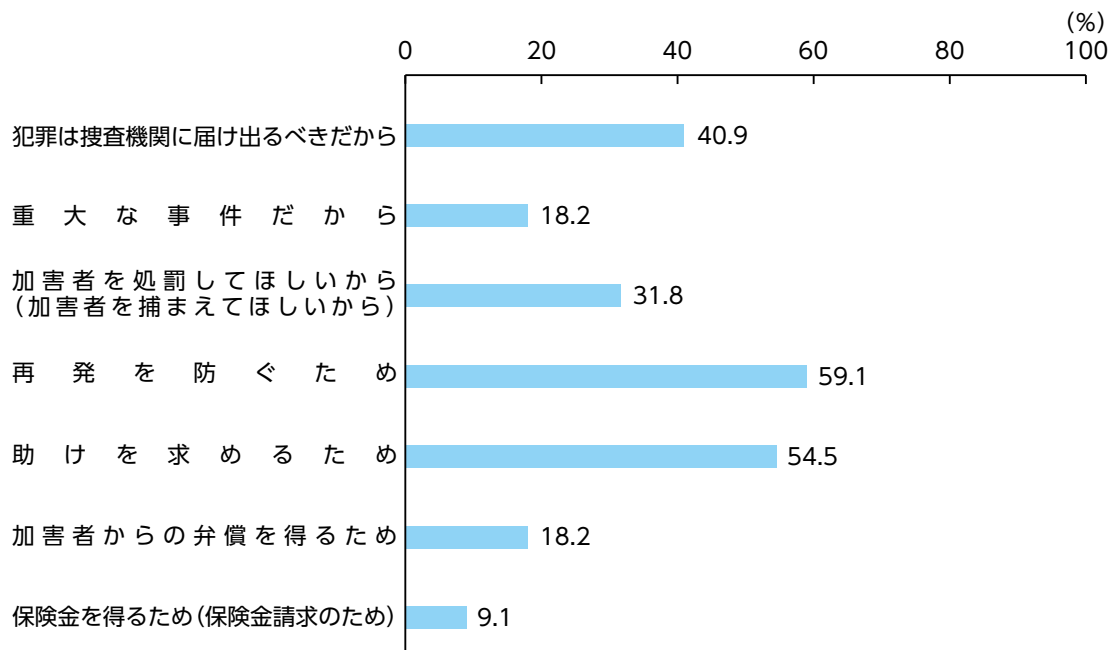
- 注 1 重複計上による。
 2 図名の () 内は、実人員である。
 3 捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

6 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告したと回答した22人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」を挙げた人が2人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が9人、「重大な事件だから」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が7人、「再発を防ぐため」が13人、「助けを求めるため」が12人、「加害者からの弁償を得るため」が4人であった。

3-2-2-10図

暴行・脅迫（22）



- 注 1 重複計上による。
 2 図名の（ ）内は、実人員である。
 3 捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

7 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が3人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が0人、「再発を防ぐため」が4人、「助けを求めるため」が0人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が5人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」が7人、「助けを求めるため」が2人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

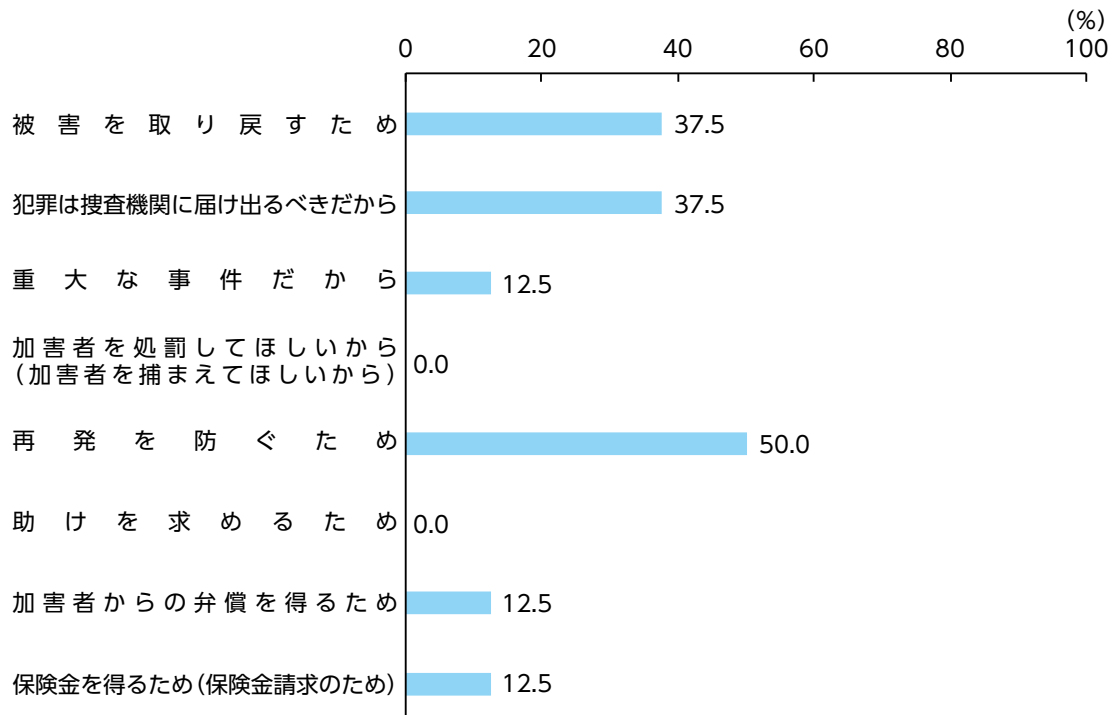
振り込め詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が2人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が4人、「重大な事件だから」が2人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」が5人、「助けを求めるため」が1人、「加害者からの弁償を得るため」が0人であった。

インターネットオークション詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が5人、「再発を防ぐため」が5人、「加害者からの弁償を得るため」が3人であったが、これら以外の理由（「その他」を除く。）を選んだ人はいなかった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した11人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が8人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が8人、「重大な事件だから」が3人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が7人、「再発を防ぐため」が10人、「助けを求めるため」が4人、「加害者からの弁償を得るため」が6人であった。

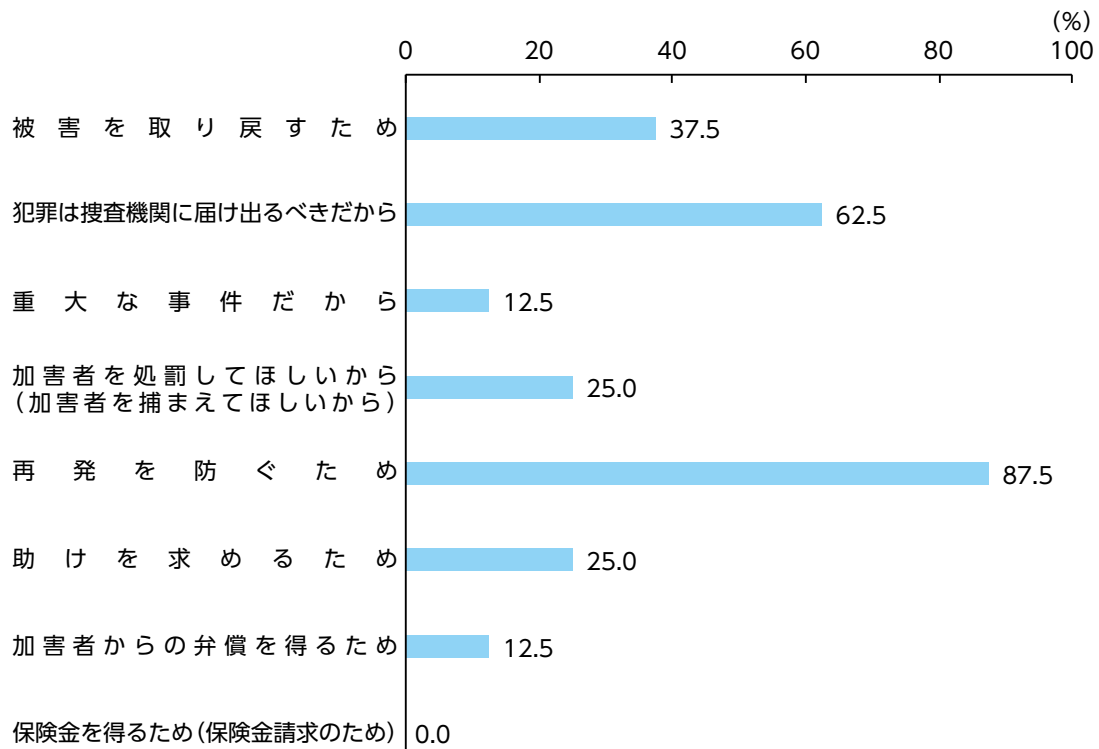
3-2-2-11図

クレジットカード情報詐欺（8）



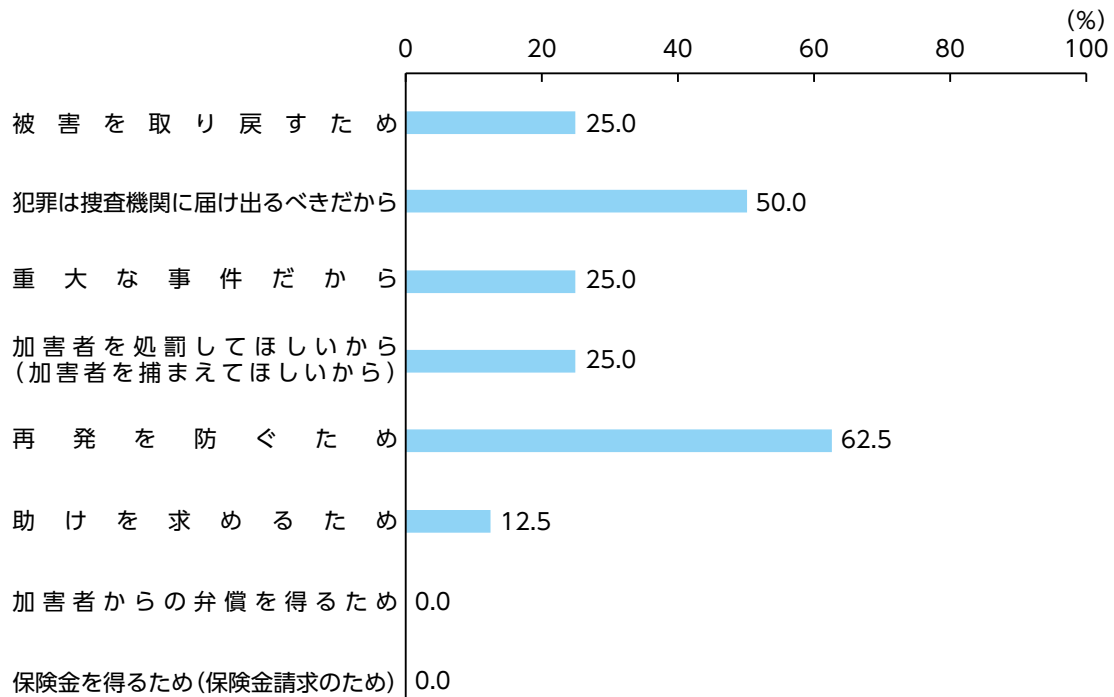
3-2-2-12図

個人情報の悪用（8）



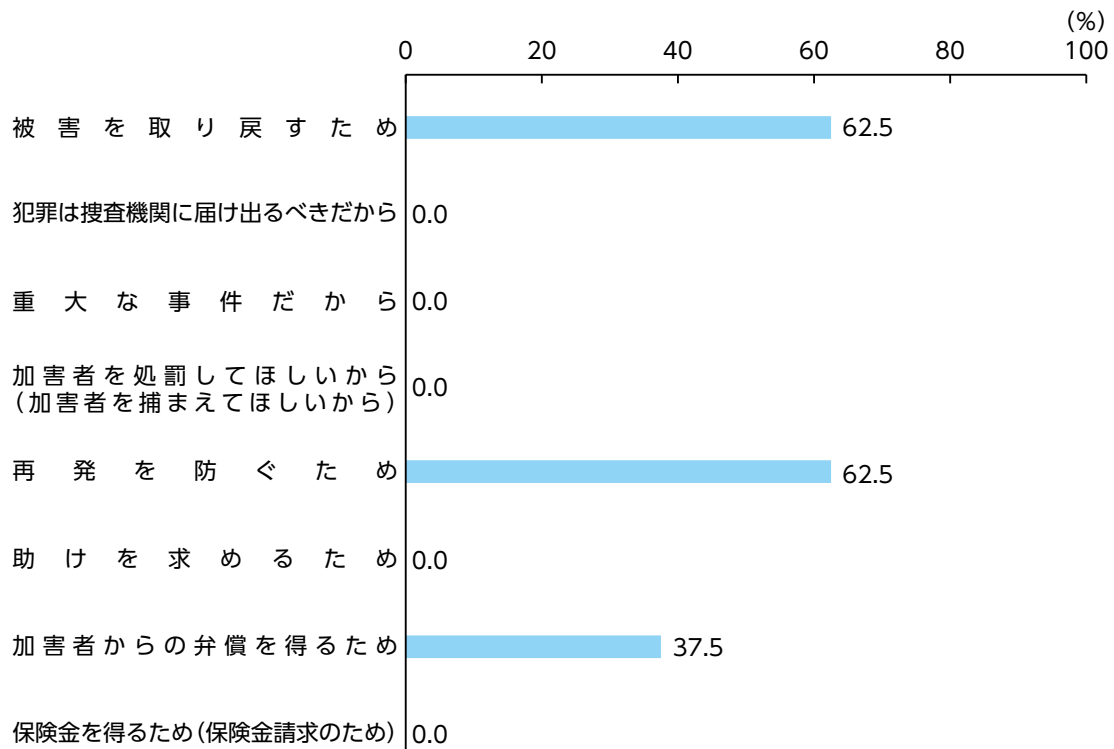
3-2-2-13図

振り込め詐欺 (8)



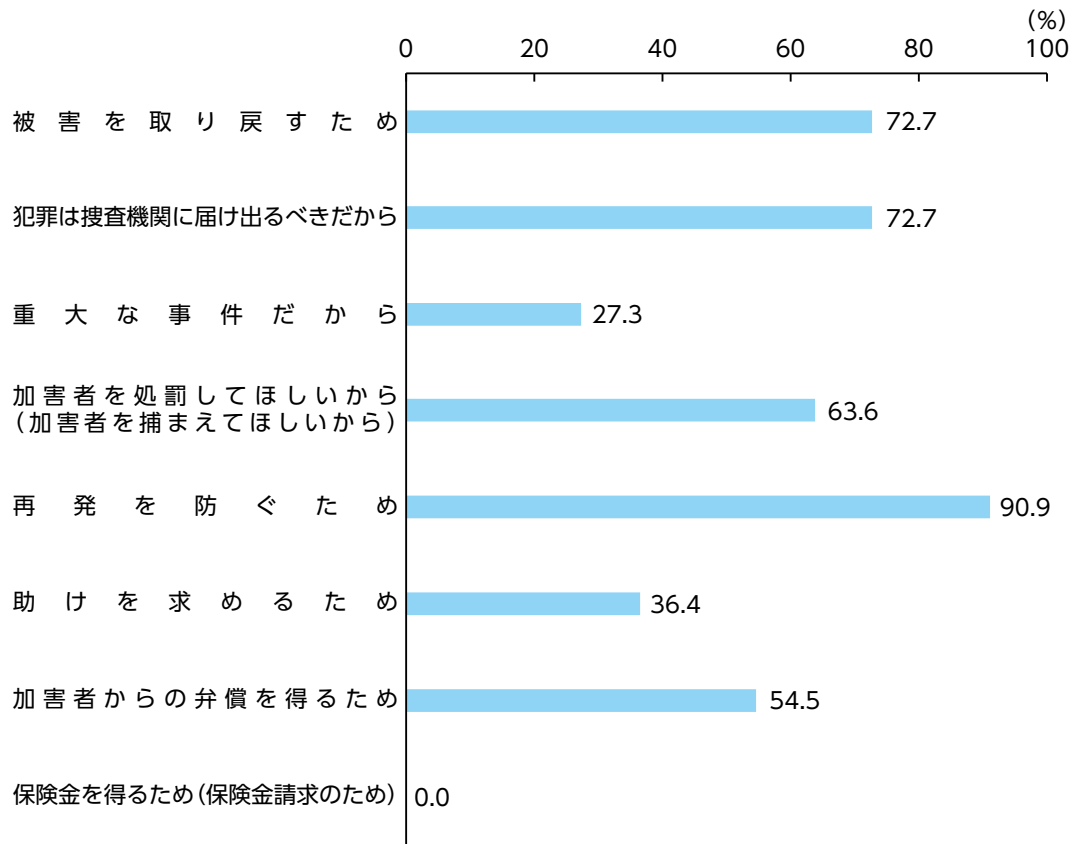
3-2-2-14図

インターネットオークション詐欺 (8)



3-2-2-15図

消費者詐欺（11）



- 注 1 重複計上による。
 2 図名の（ ）内は、実人員である。
 3 クレジットカード情報詐欺，振り込み詐欺，インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については，捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

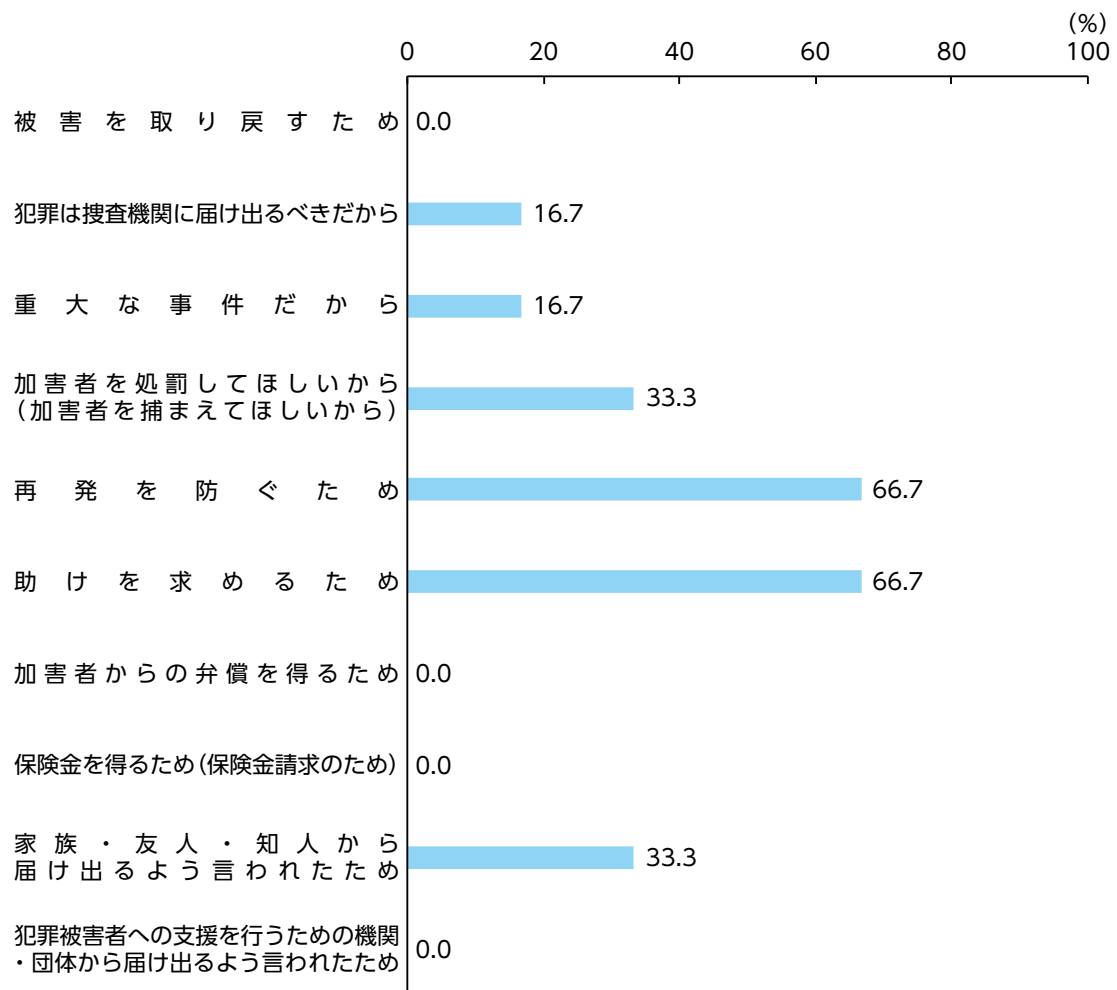
8 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告したと回答した6人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を挙げた人が1人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」が4人、「助けを求めるため」が4人、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が2人であったが、これら以外の理由を選んだ人はいなかった。

なお、捜査機関へ被害を申告した理由の選択肢として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」と「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的事件のみである。

3-2-2-16図

ストーカー行為（6）



注 1 重複計上による。

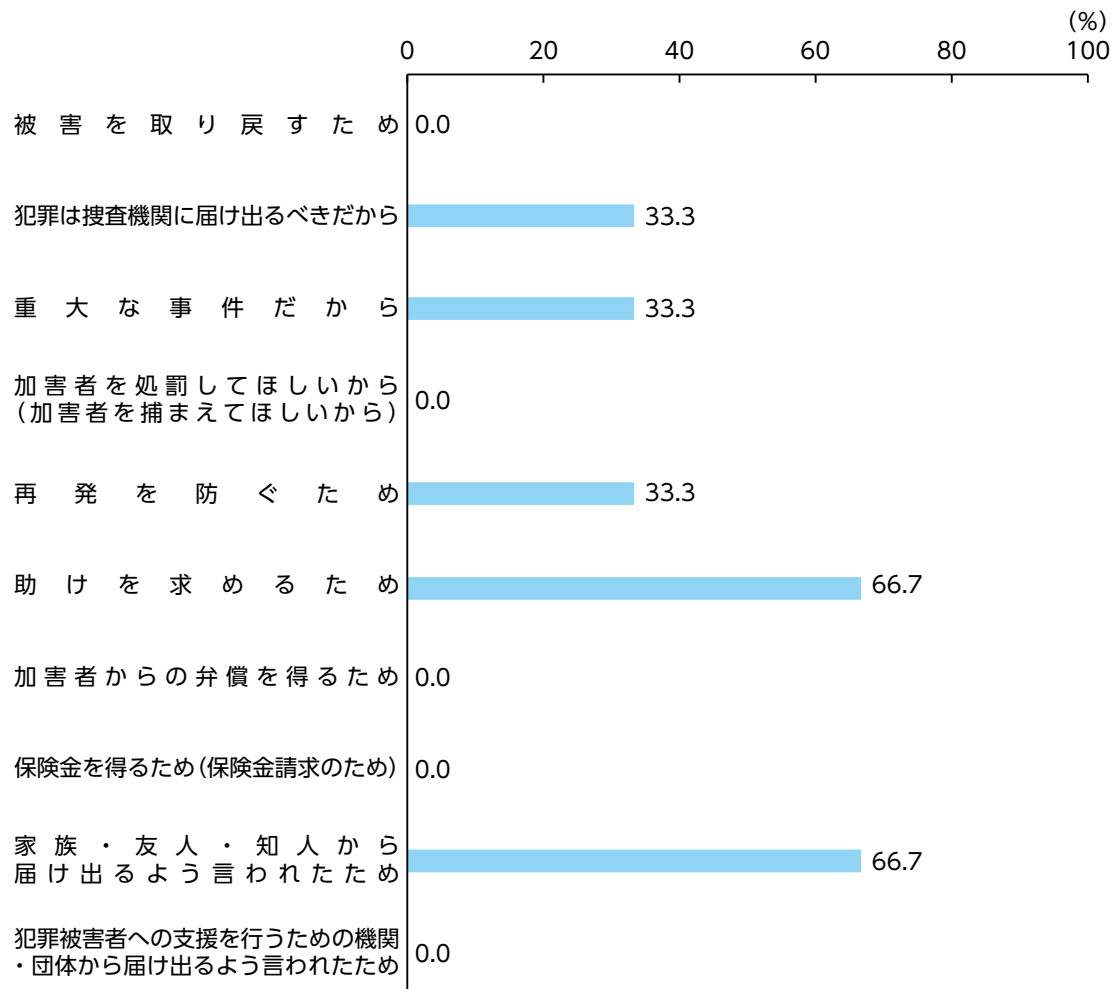
2 図名の()内は、実人員である。

9 DV

DVの被害を捜査機関へ申告したと回答した3人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を挙げた人が1人、「重大な事件だから」が1人、「再発を防ぐため」が1人、「助けを求めるため」が2人、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が2人であったが、これら以外の理由を選んだ人はいなかった。

3-2-2-17図

DV (3)



注 1 重複計上による。

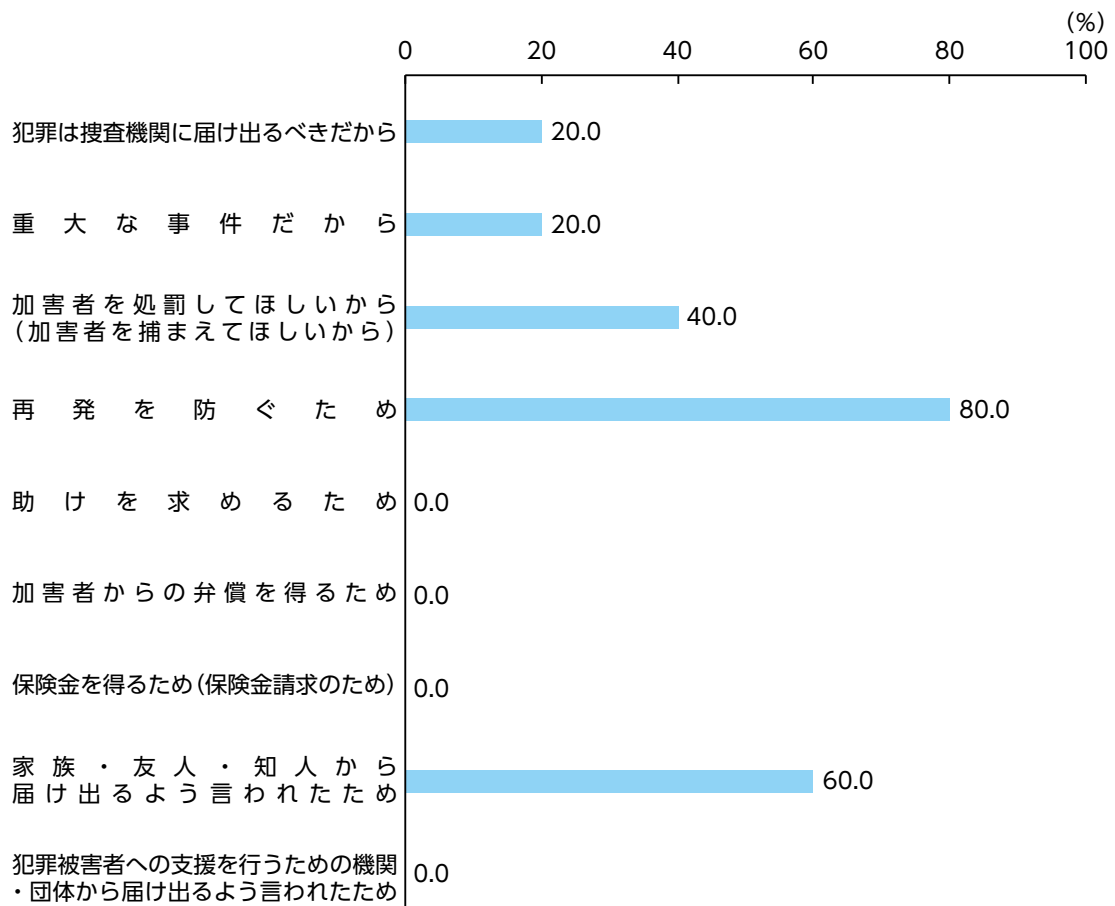
2 図名の()内は、実人員である。

10 性的事件

性的事件の被害を捜査機関へ申告したと回答した5人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を挙げた人が1人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」が4人、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が3人であったが、これら以外の理由を選んだ人はいなかった。

3-2-2-18図

性的事件（5）



注 1 重複計上による。

2 図名の（ ）内は、実人員である。

第3章 犯罪被害を申告しなかった理由

第1節 犯罪被害不申告の理由別分析

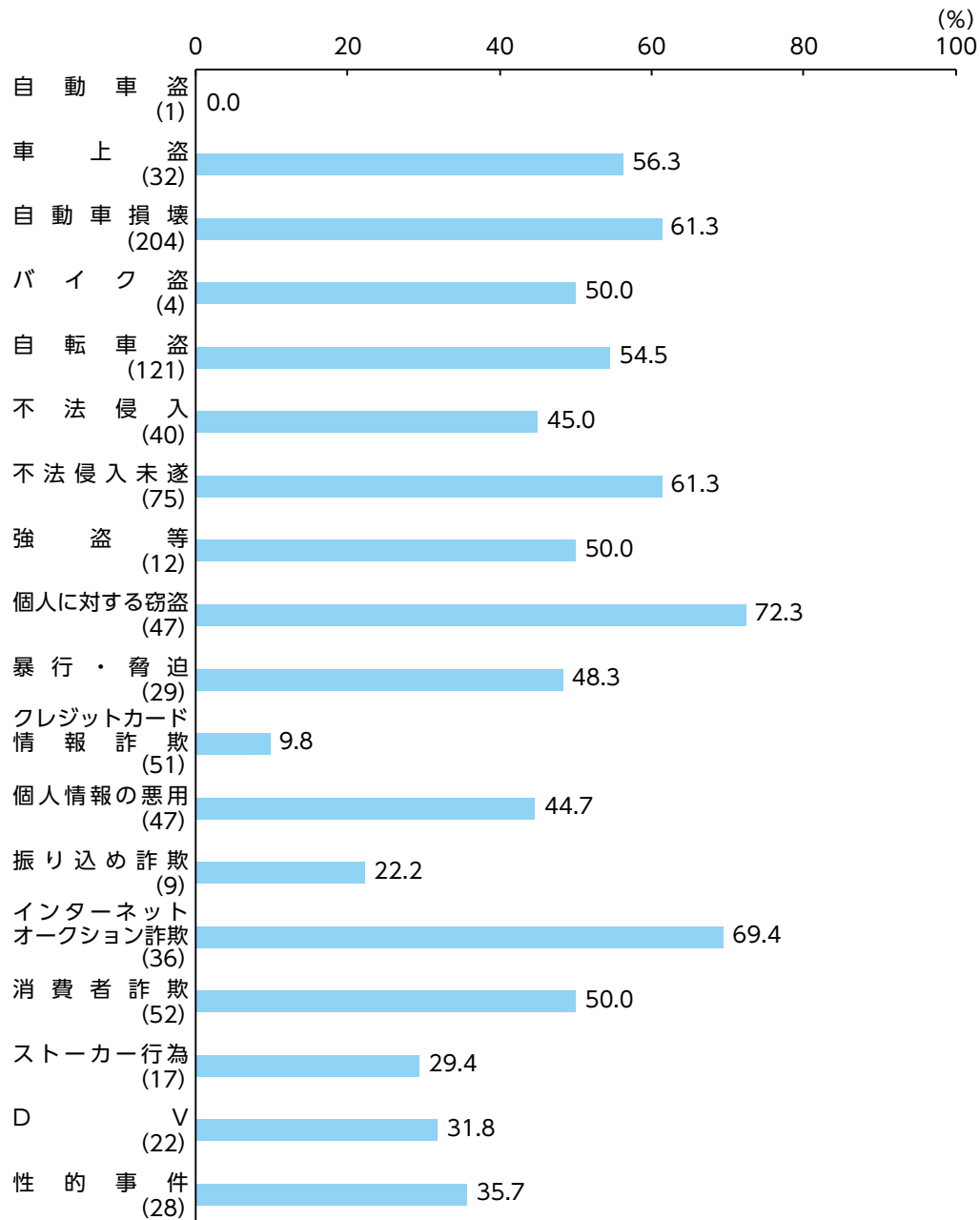
本節では、捜査機関へ被害を申告しなかった理由別に、被害の種類ごとの特徴を分析する。

1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人は、自動車盗が1人中0人、車上盗が32人中18人、自動車損壊が204人中125人、バイク盗が4人中2人、自転車盗が121人中66人、不法侵入が40人中18人、不法侵入未遂が75人中46人、強盗等が12人中6人、個人に対する窃盗が47人中34人、暴行・脅迫が29人中14人、クレジットカード情報詐欺が51人中5人、個人情報の悪用が47人中21人、振り込め詐欺が9人中2人、インターネットオークション詐欺が36人中25人、消費者詐欺が52人中26人、ストーカー行為が17人中5人、DVが22人中7人、性的事件が28人中10人であった。

3-3-1-1図

それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）



注 () 内は、実人員である。

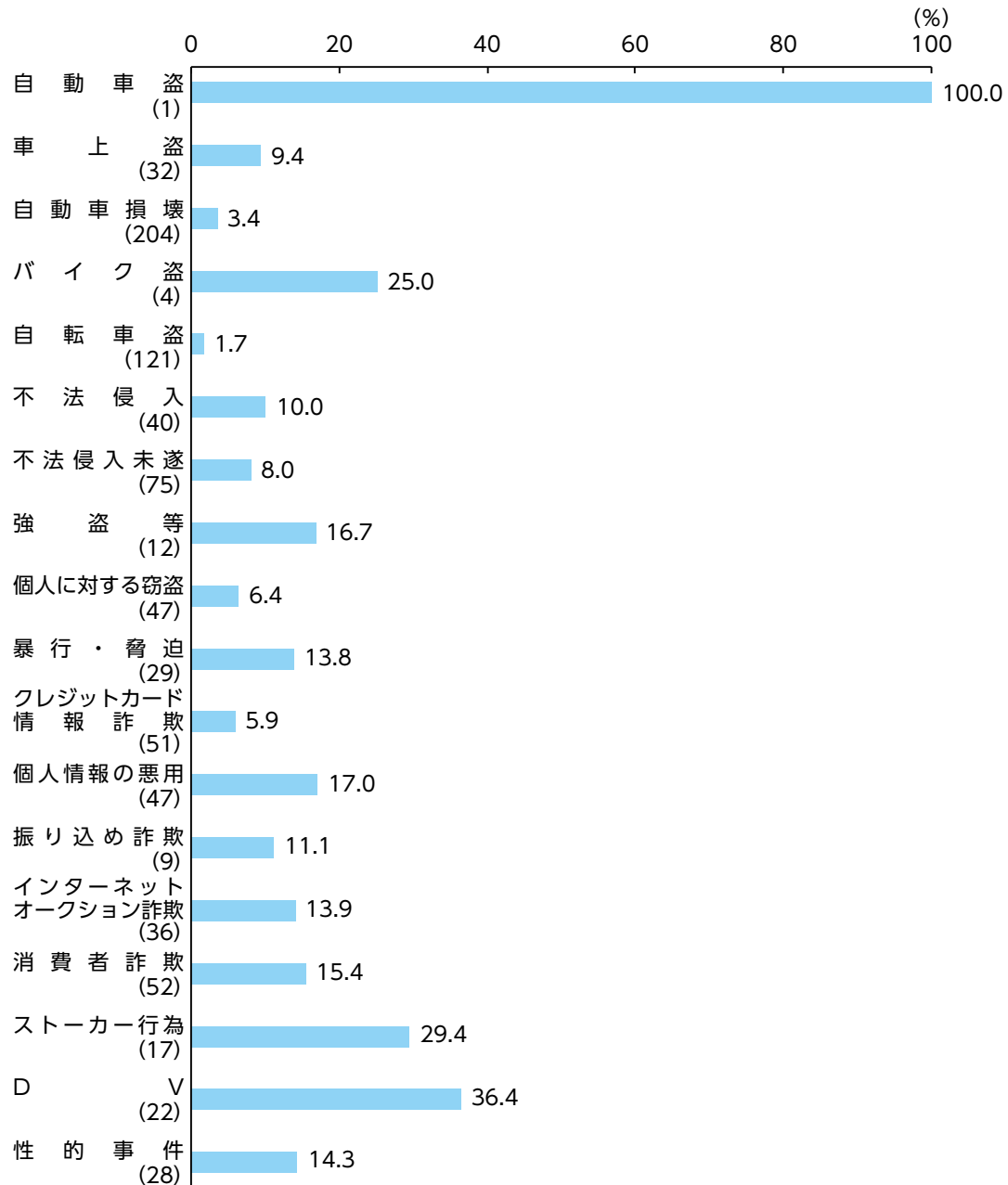
2 自分で解決した（加害者を知っていた）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人は、自動車盗が1人中1人、車上盗が32人中3人、自動車損壊が204人中7人、バイク盗が4人中1人、自転車盗が121人中2人、不法侵入が40人中4人、不法侵入未遂が75人中6人、強盗等が12人中2人、個人に対する窃盗が47人中3人、暴行・脅迫が29人中4人、

クレジットカード情報詐欺が51人中3人、個人情報の悪用が47人中8人、振り込め詐欺が9人中1人、インターネットオークション詐欺が36人中5人、消費者詐欺が52人中8人、ストーカー行為が17人中5人、DVが22人中8人、性的事件が28人中4人であった。

3-3-1-2図

自分で解決した（加害者を知っていた）



注 () 内は、実人員である。

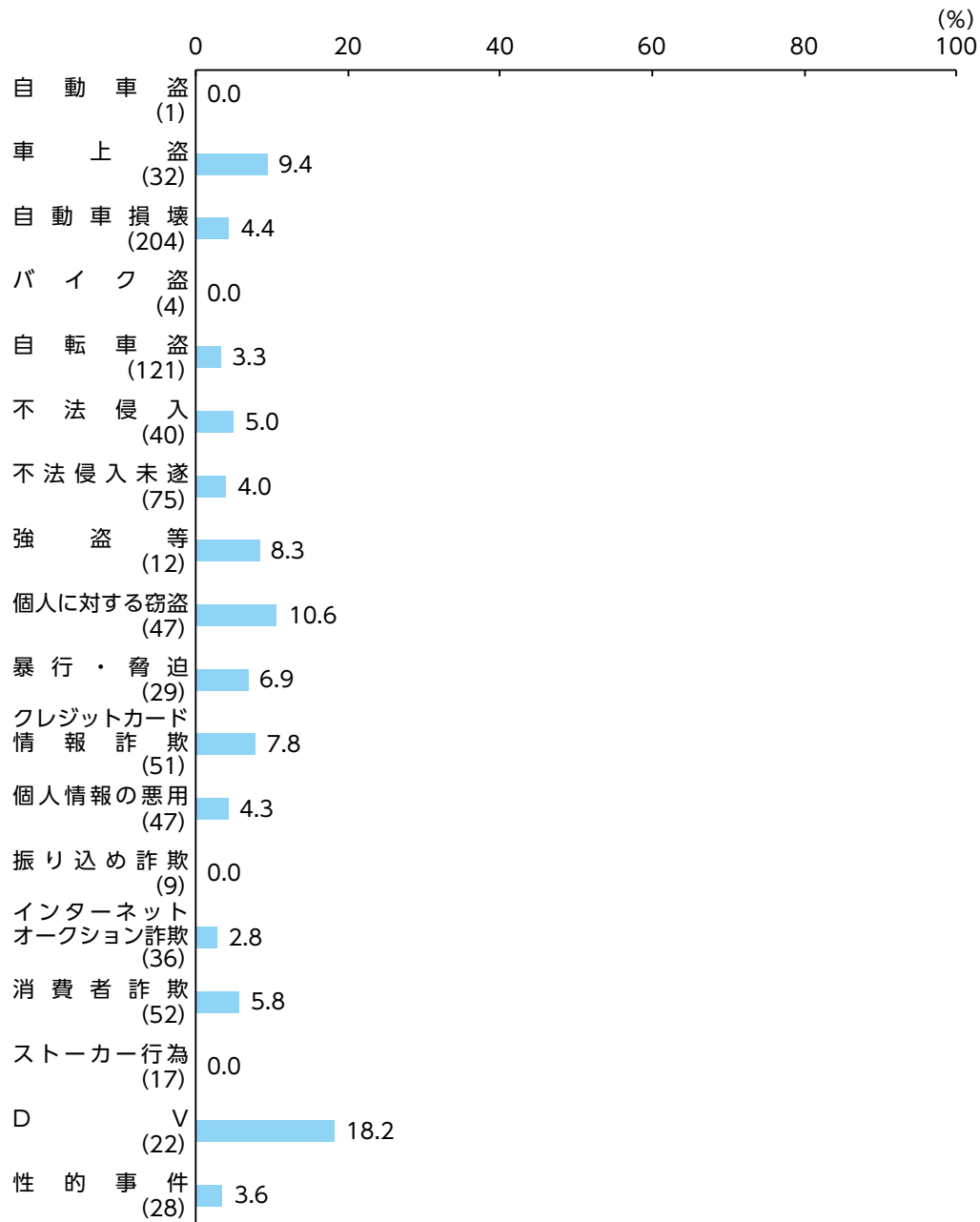
3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」を選んだ人は、車上盗が32人中3人、自動車損壊が204人中9人、自転車盗が121人中4人、不法侵入が40人中2人、不法侵入未遂が75人中3人、強盗等が12人中1人、個人に対する窃盗が47人中5人、暴行・脅迫が29人中2人、クレジットカード情報詐欺が51人中4人、個人情報の悪用が47人中2人、インターネットオークション詐欺が36人中1人、消費者詐欺が52人中3人、DVが22人中4人、性的事件が28人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、クレジットカード情報詐欺、個人情報悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」としている。

3-3-1-3図

捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）



注（ ）内は、実人員である。

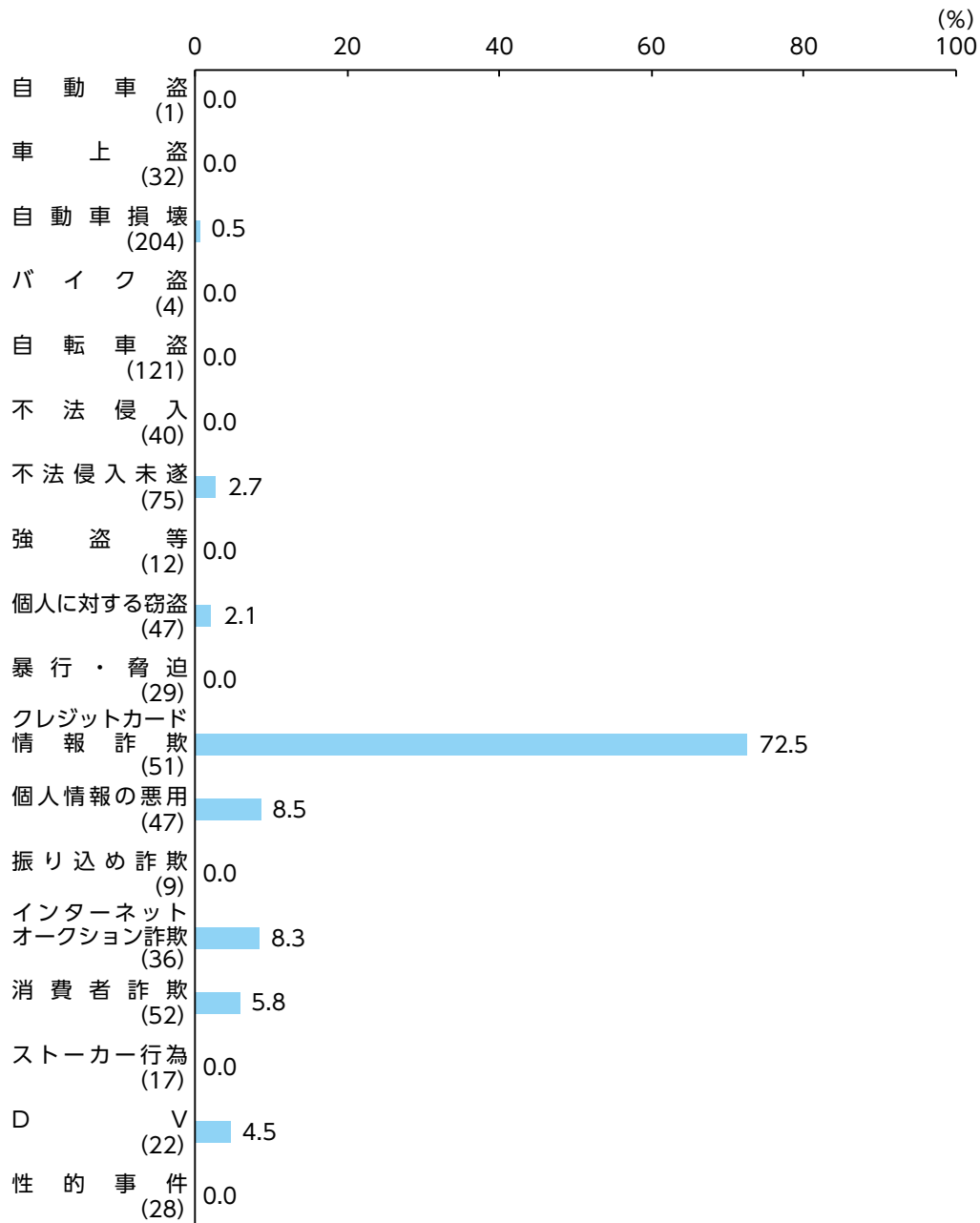
4 代わりに別の機関に知らせた

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」を選んだ人は、自動車損壊が204人中1人、不法侵入未遂が75人中2人、個人に対する窃盗が47人中1人、個人情報の悪用が47人中4人、インターネットオークション詐欺が36人中3人、消費者詐欺が52人中3人、DVが22人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、クレジットカード情報詐欺については、捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」という選択肢ではなく、「カード会社に知らせた（カード会社に対応した）」と「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」の2つに選択肢を分けたところ、捜査機関へクレジットカード情報詐欺の被害を申告しなかった51人のうち「カード会社に知らせた（カード会社に対応した）」が36人、「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」が1人であり、両者を合わせると他の犯罪被害と比較して突出して高い比率となっている。

3-3-1-4図

代わりに別の機関に知らせた



注 1 () 内は、実人員である。

2 「クレジットカード情報詐欺」については、被害をクレジットカード会社に連絡した場合を含む。

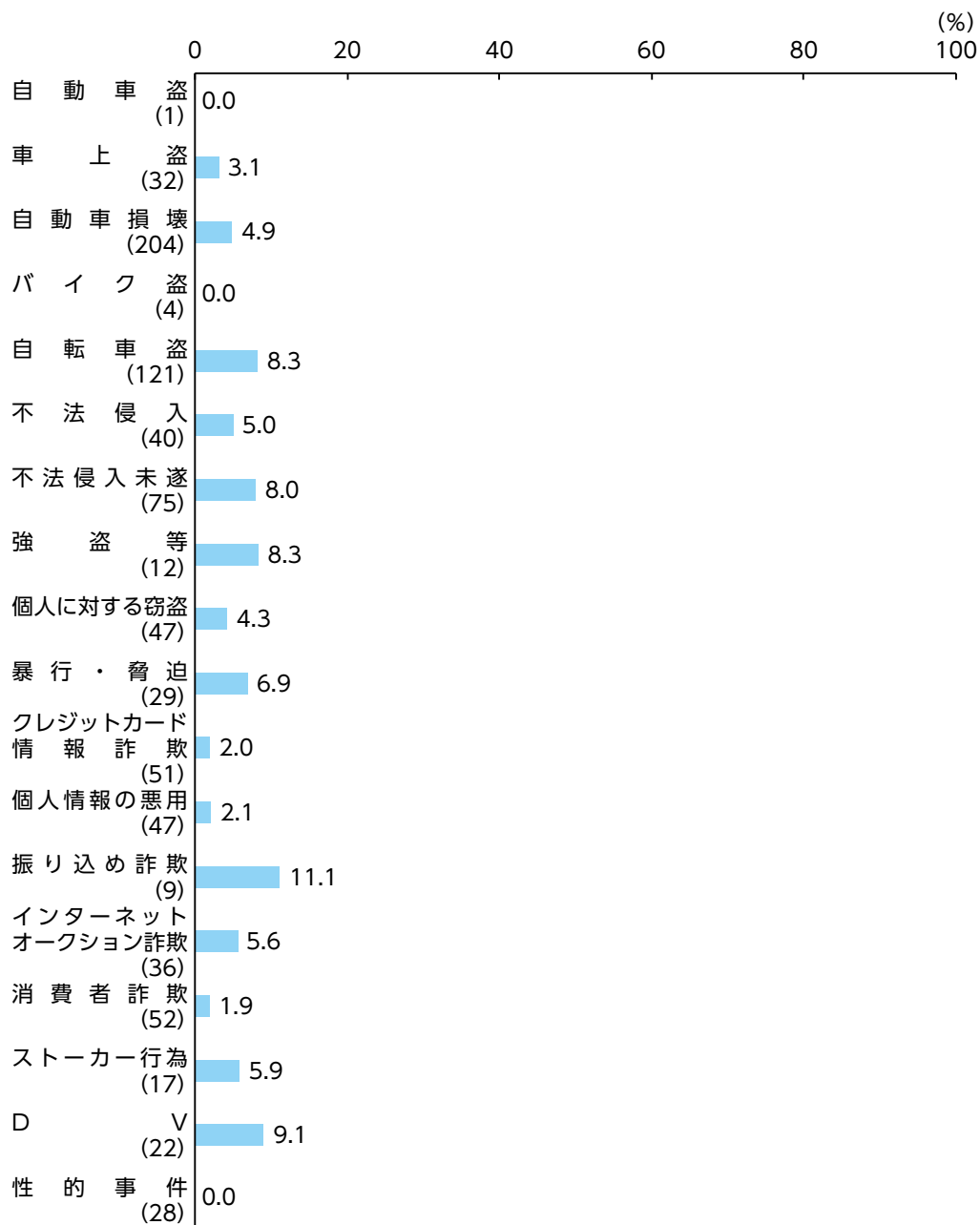
5 家族が解決した

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「家族が解決した」を選んだ人は、自動車盗が1人中0人、車上盗が32人中1人、自動車損壊が204人中10人、バイク盗が4人中0人、自転車盗が121人中10人、不法侵入が40人中2人、不法侵入未遂が75人中6人、強盗等が12人

中1人、個人に対する窃盗が47人中2人、暴行・脅迫が29人中2人、クレジットカード情報詐欺が51人中1人、個人情報の悪用が47人中1人、振り込め詐欺が9人中1人、インターネットオークション詐欺が36人中2人、消費者詐欺が52人中1人、ストーカー行為が17人中1人、DVが22人中2人、性的事件が28人中0人であった。

3-3-1-5図

家族が解決した



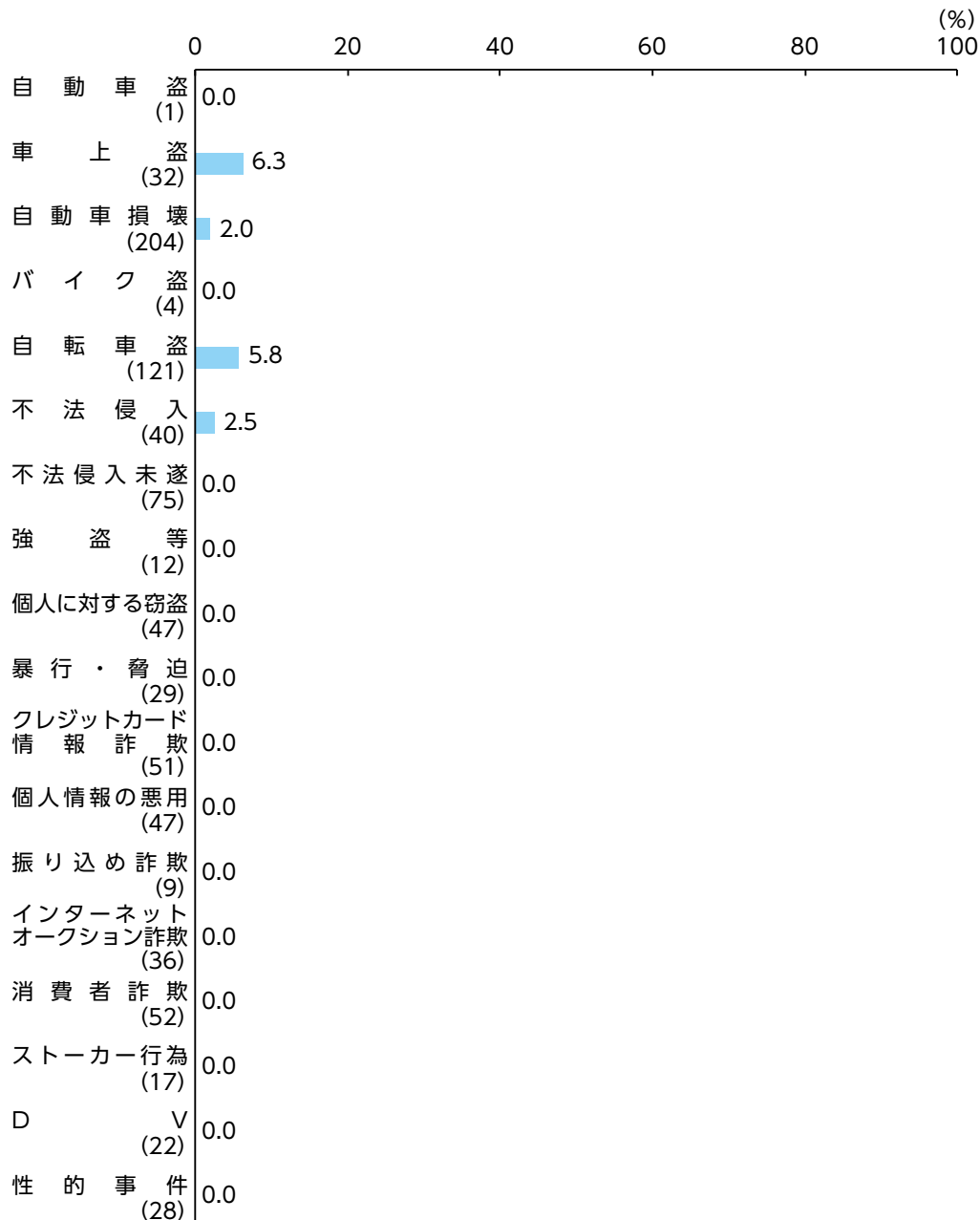
注 () 内は、実人員である。

6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」を選んだ人は、車上盗が32人中2人、自動車損壊が204人中4人、自転車盗が121人中7人、不法侵入が40人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-6図

保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった



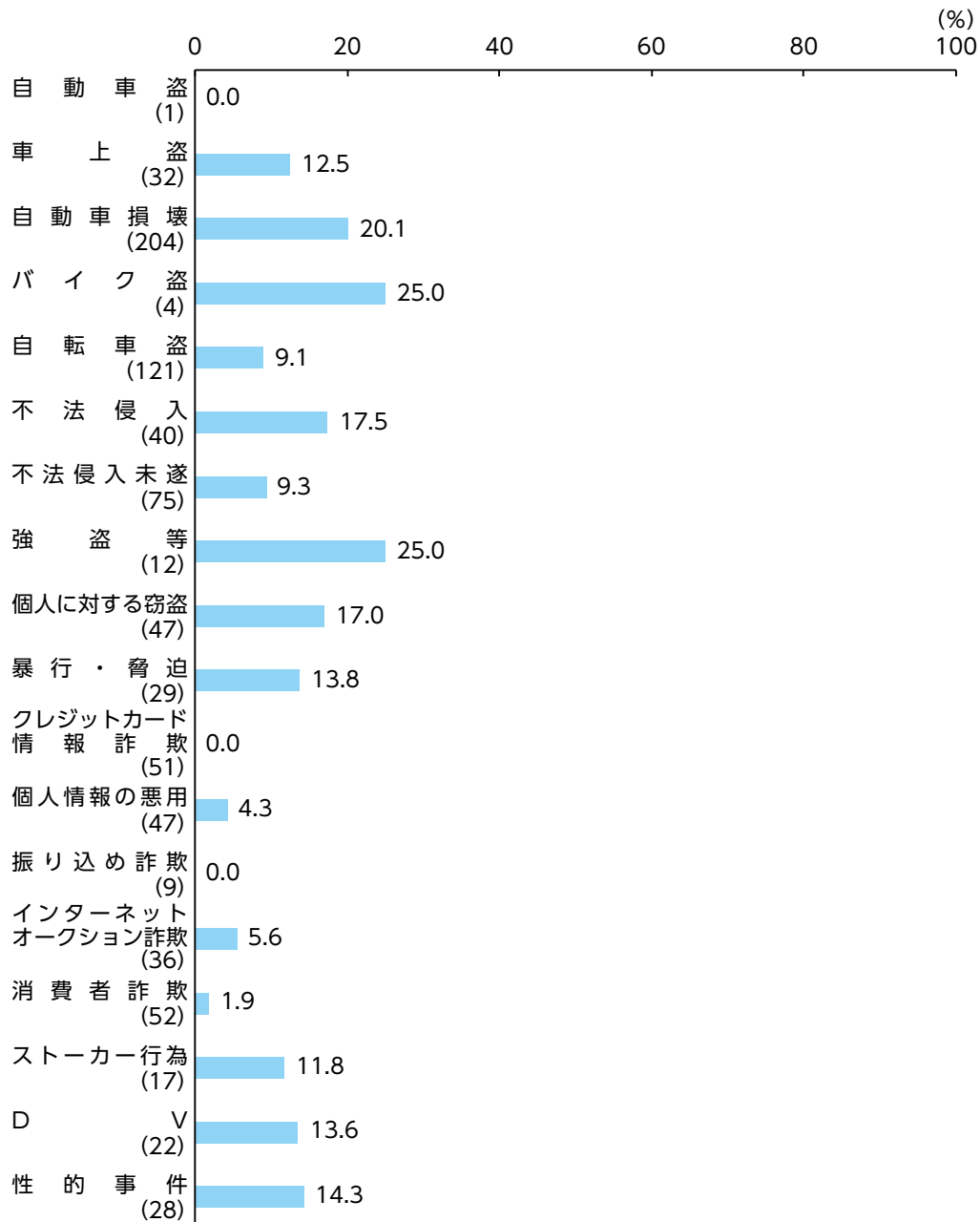
注 () 内は、実人員である。

7 捜査機関は何もできない（証拠がない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もできない（証拠がない）」を選んだ人は、自動車盗が1人中0人、車上盗が32人中4人、自動車損壊が204人中41人、バイク盗が4人中1人、自転車盗が121人中11人、不法侵入が40人中7人、不法侵入未遂が75人中7人、強盗等が12人中3人、個人に対する窃盗が47人中8人、暴行・脅迫が29人中4人、クレジットカード情報詐欺が51人中0人、個人情報の悪用が47人中2人、振り込め詐欺が9人中0人、インターネットオークション詐欺が36人中2人、消費者詐欺が52人中1人、ストーリー行為が17人中2人、DVが22人中3人、性的事件が28人中4人であった。

3-3-1-7図

捜査機関は何もできない（証拠がない）



注（ ）内は、実人員である。

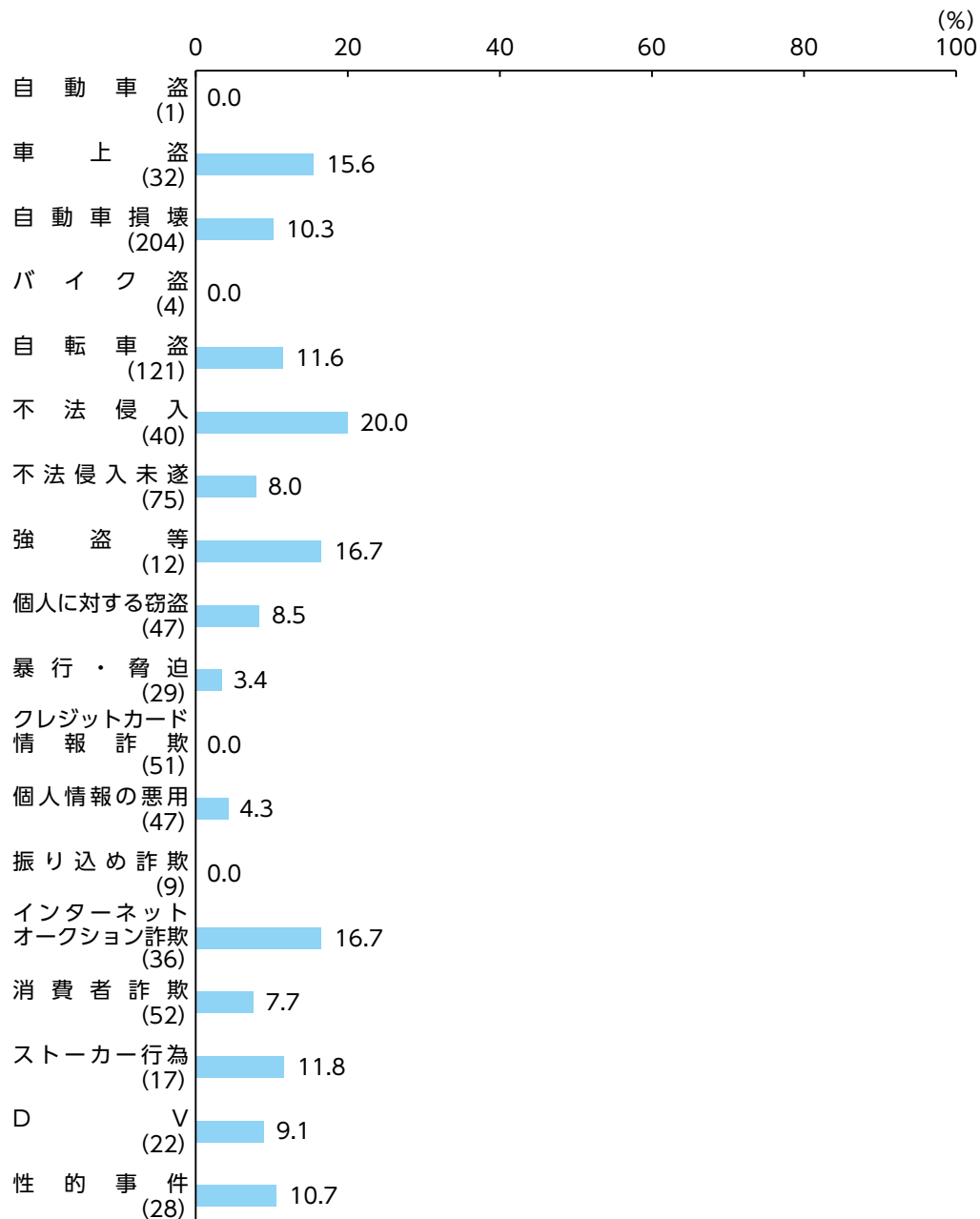
8 捜査機関は何もしてくれない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」を選んだ人は、車上盗が32人中5人、自動車損壊が204人中21人、自転車盗が121人中14人、不法侵入が40人中8人、不法侵入未遂が75人中6人、強盗等が12人中2人、個人に対する窃盗が47人中4人、暴行・脅迫が29人中1人、個人情報の悪用が47人中2人、インターネットオークション詐欺

が36人中6人、消費者詐欺が52人中4人、ストーカー行為が17人中2人、DVが22人中2人、性的事件が28人中3人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-8図

捜査機関は何もしてくれない



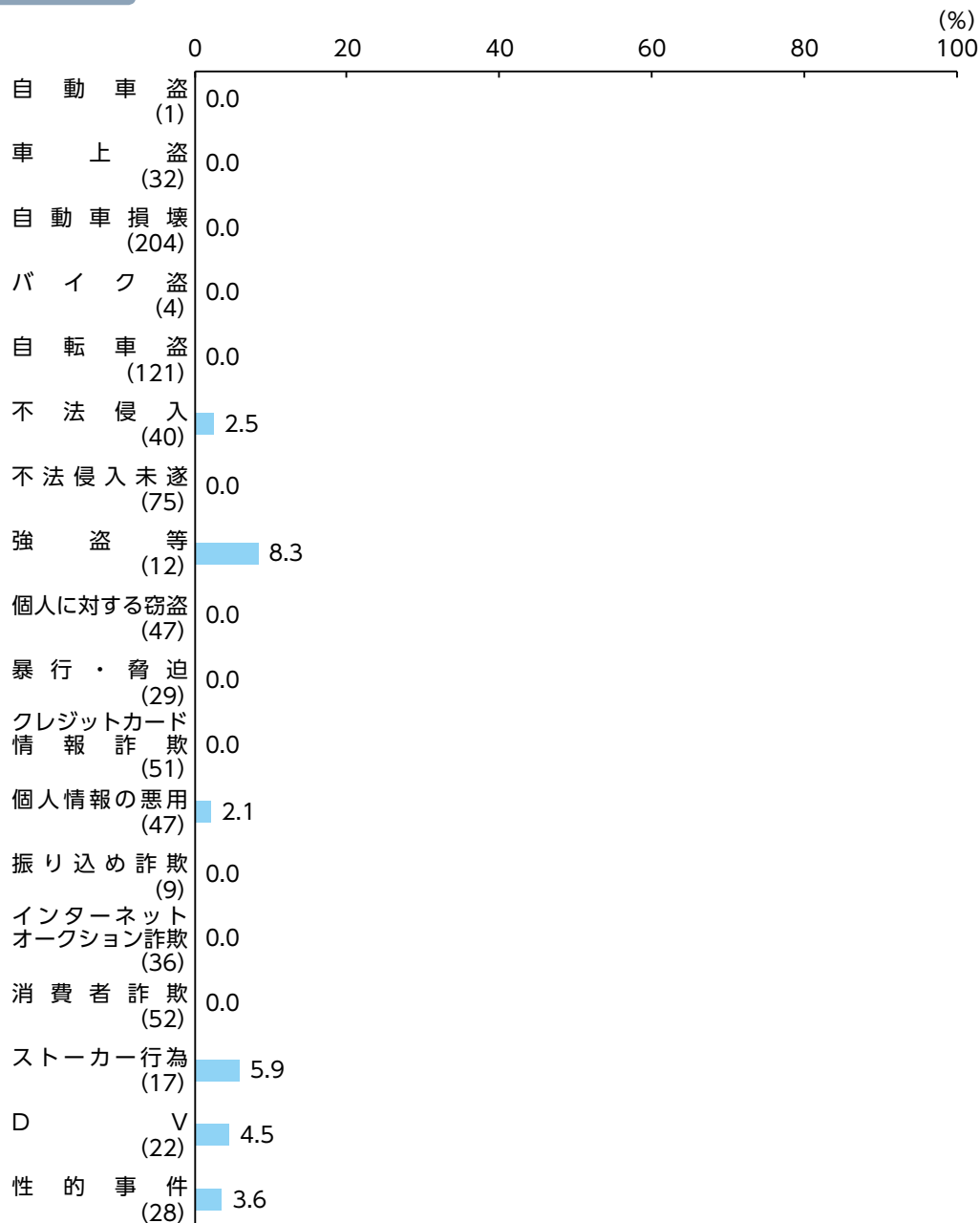
注 () 内は、実人員である。

9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」を選んだ人は、不法侵入が40人中1人、強盗等が12人中1人、個人情報の悪用が47人中1人、ストーカー行為が17人中1人、DVが22人中1人、性的事件が28人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-9図

捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）



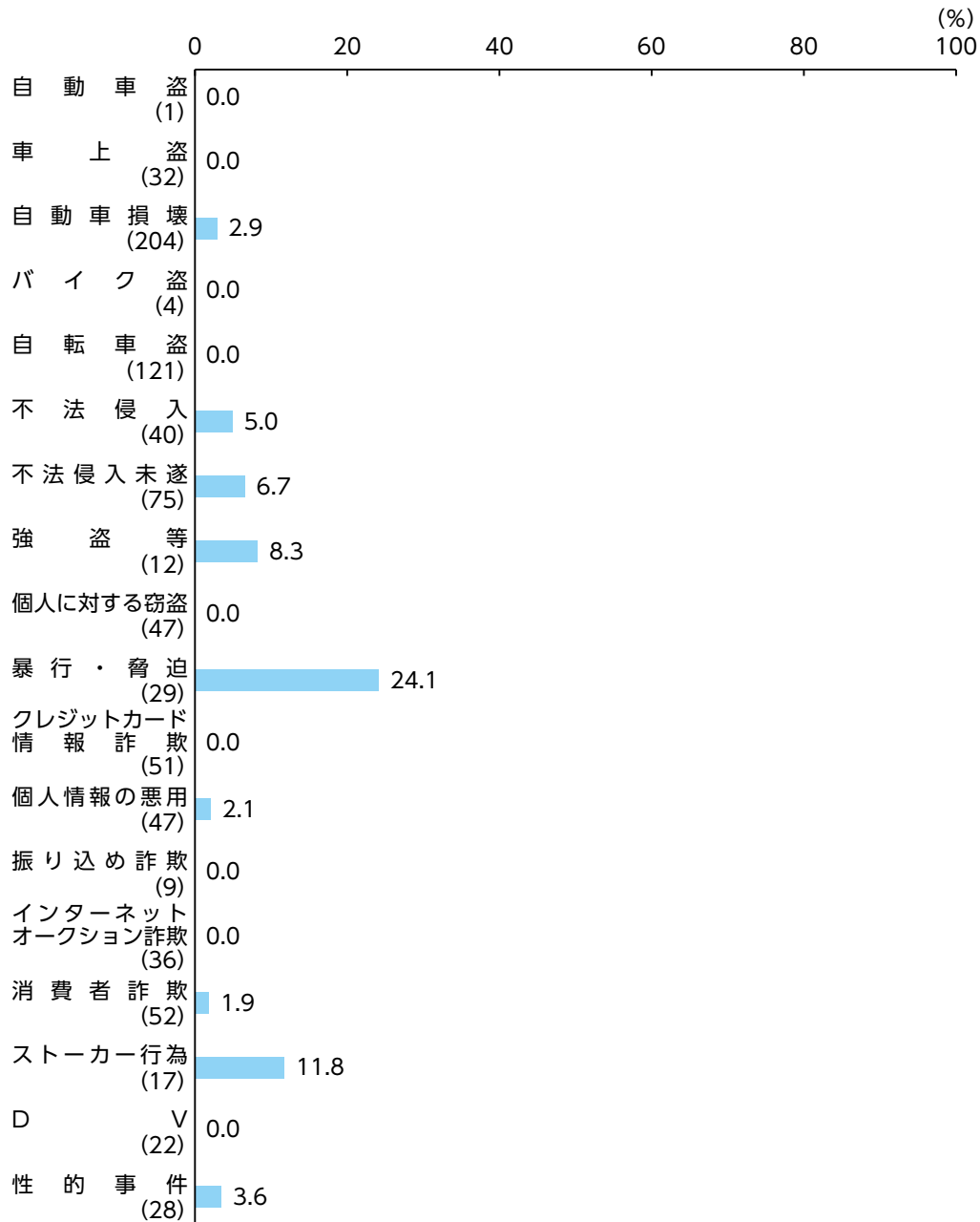
注 () 内は、実人員である。

10 仕返しのおそれからあえて届け出ない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「仕返しのおそれからあえて届け出ない」を選んだ人は、暴行・脅迫が24.1%（29人中7人）であり、最も高い比率を占めている。他は、自動車損壊が204人中6人、不法侵入が40人中2人、不法侵入未遂が75人中5人、強盗等が12人中1人、個人情報の悪用が47人中1人、消費者詐欺が52人中1人、ストーカー行為が17人中2人、性的事件が28人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-10図

仕返しのおそれからあえて届け出ない



注 () 内は、実人員である。

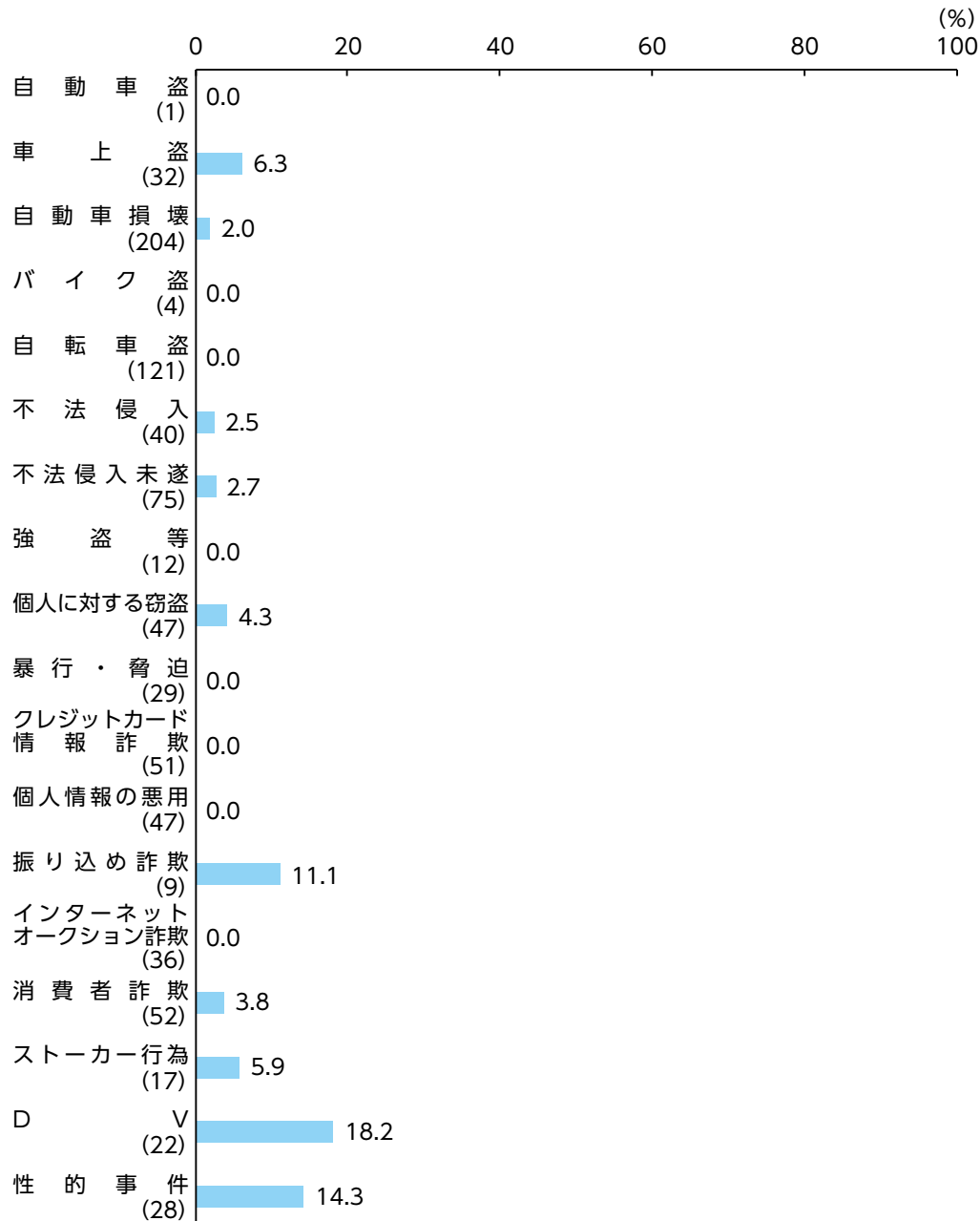
11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」を選んだ人は、DVが18.2%（22人中4人）、性的事件が14.3%（28人中4人）であり、高い比率を占めている。他は、車上盗が32人中2人、自動車損壊が204人中4人、不法侵入が40人中1人、不法侵入未遂が75人中2人、個人に対する窃盗が47人中

2人，振り込め詐欺が9人中1人，消費者詐欺が52人中2人，ストーカー行為が17人中1人であったが，これら以外の犯罪被害においては，この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-11図

被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）

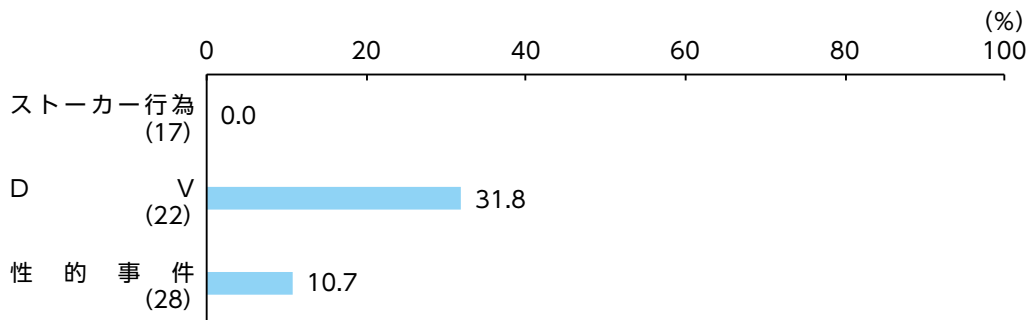


注 () 内は，実人員である。

12 加害者の処罰を望まなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「加害者の処罰を望まなかった」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的事件だけである。この選択肢を選んだ人は、ストーカー行為では全くいなかった（17人中0人）が、DVが31.8%（22人中7人）と最も高い比率を占め、次いで性的事件の10.7%（28人中3人）であった。

3-3-1-12図 加害者の処罰を望まなかった

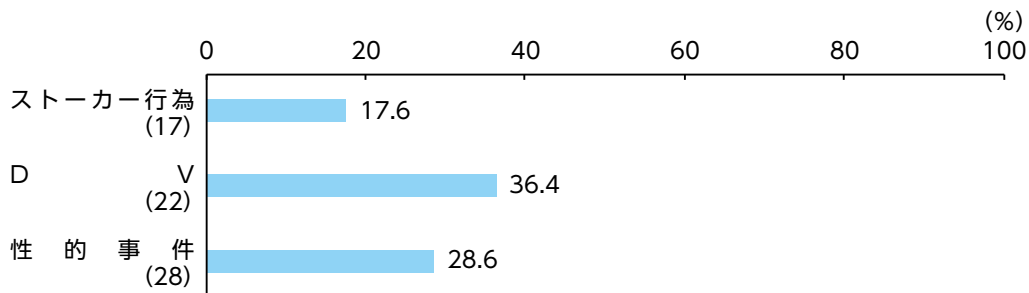


注（ ）内は、実人員である。

13 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的事件だけである。この選択肢を選んだ人は、DVが36.4%（22人中8人）と最も高い比率であり、次いで、性的事件の28.6%（28人中8人）、ストーカー行為の17.6%（17人中3人）の順であった。

3-3-1-13図 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）



注（ ）内は、実人員である。

第2節 被害態様別の被害不申告理由の分析

本節では、被害態様別に見た捜査機関へ被害を申告しなかった理由を分析する。

1 自動車関係の被害

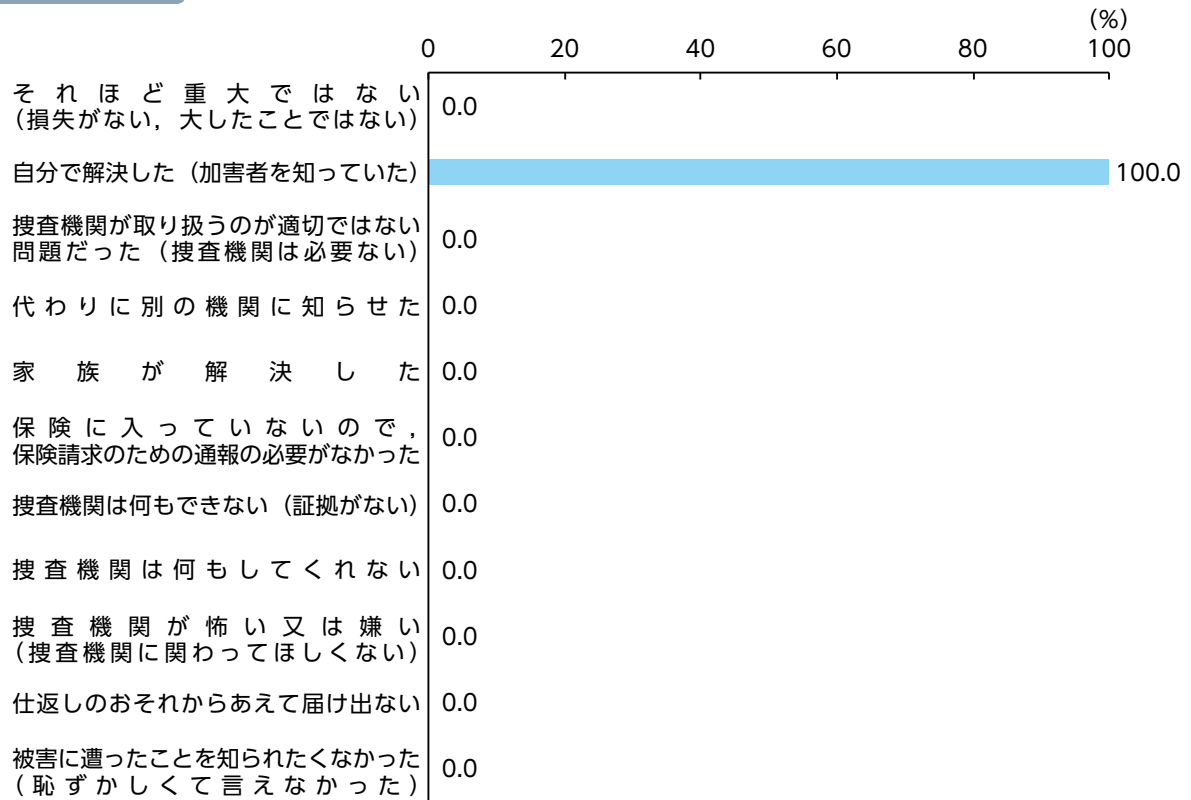
自動車盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答したのは1人で、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を挙げるのみであり、これ以外の理由は選択しなかった。

車上盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した32人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を挙げた人が18人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が3人、「代わりに別の機関に知らせた」が0人、「家族が解決した」が1人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が2人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人、「捜査機関は何もしてくれない」が5人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が0人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が0人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が2人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した204人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を挙げた人が125人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が7人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が9人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人、「家族が解決した」が10人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が4人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が41人、「捜査機関は何もしてくれない」が21人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が0人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が6人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が4人であった。

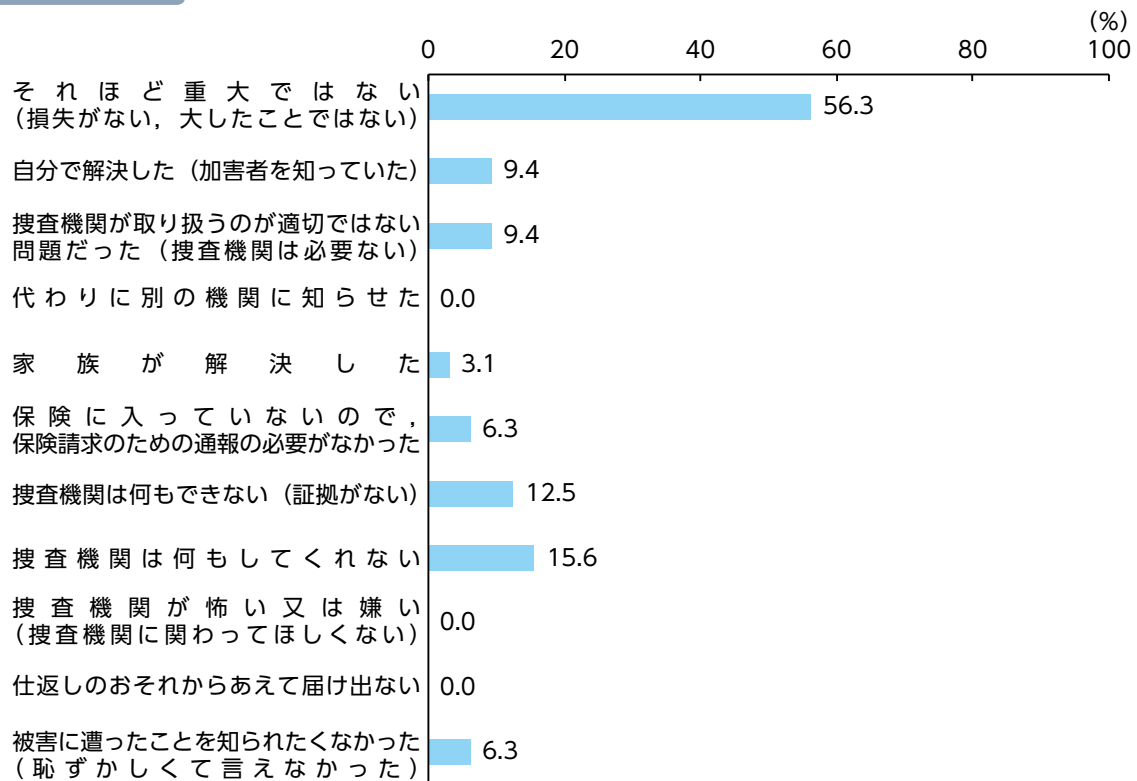
3-3-2-1図

自動車盗（1）



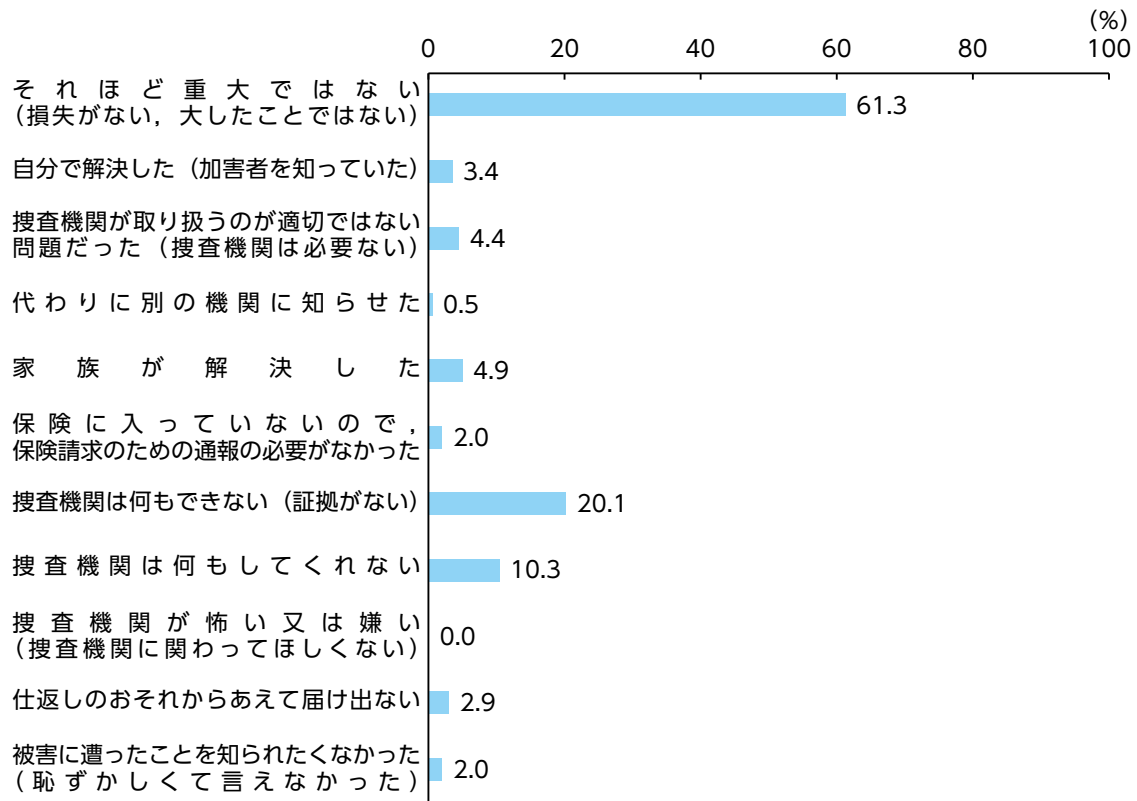
3-3-2-2図

車上盗（32）



3-3-2-3図

自動車損壊 (204)



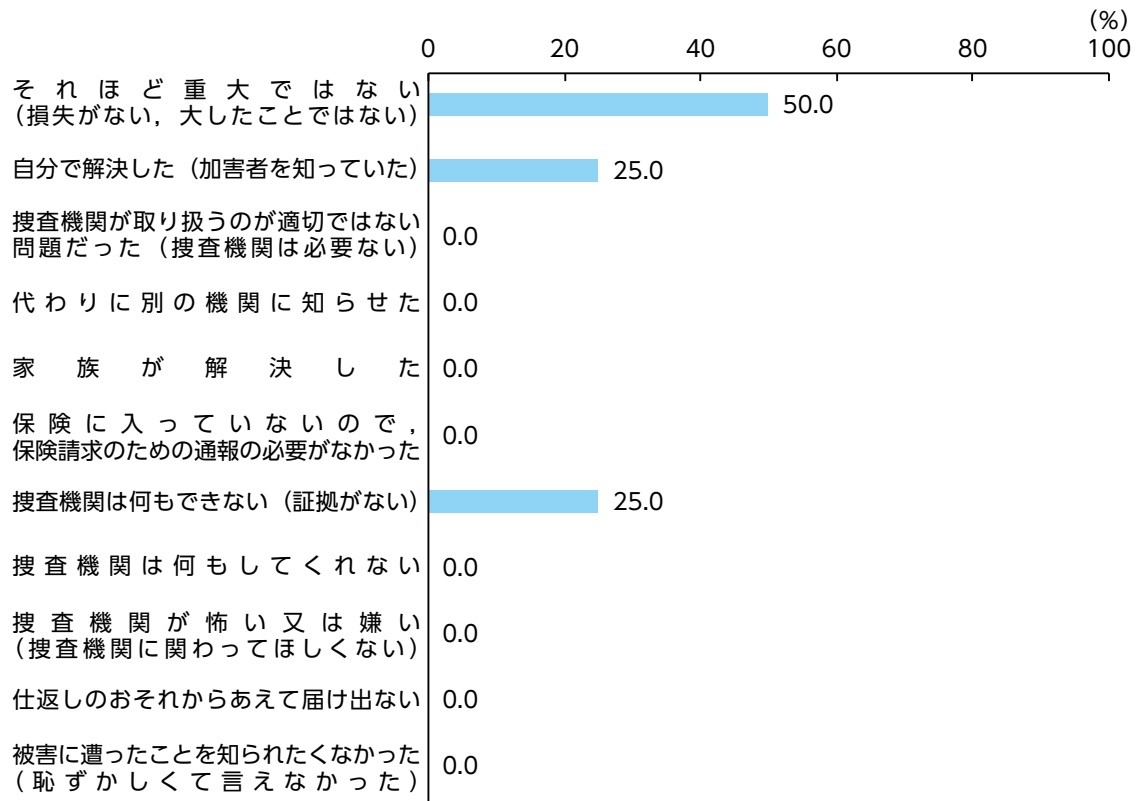
- 注 1 重複計上による。
 2 図名の () 内は, 実人員である。
 3 車上盗及び自動車損壊については, 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した4人のうち, 被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない (損失がない, 大したことではない)」を挙げた人が2人, 「自分で解決した (加害者を知っていた)」が1人, 「捜査機関は何もできない (証拠がない)」が1人であったが, これら以外の理由 (「その他」及び「分からない」を除く。)を選んだ人はいなかった。

3-3-2-4図

バイク盗（4）



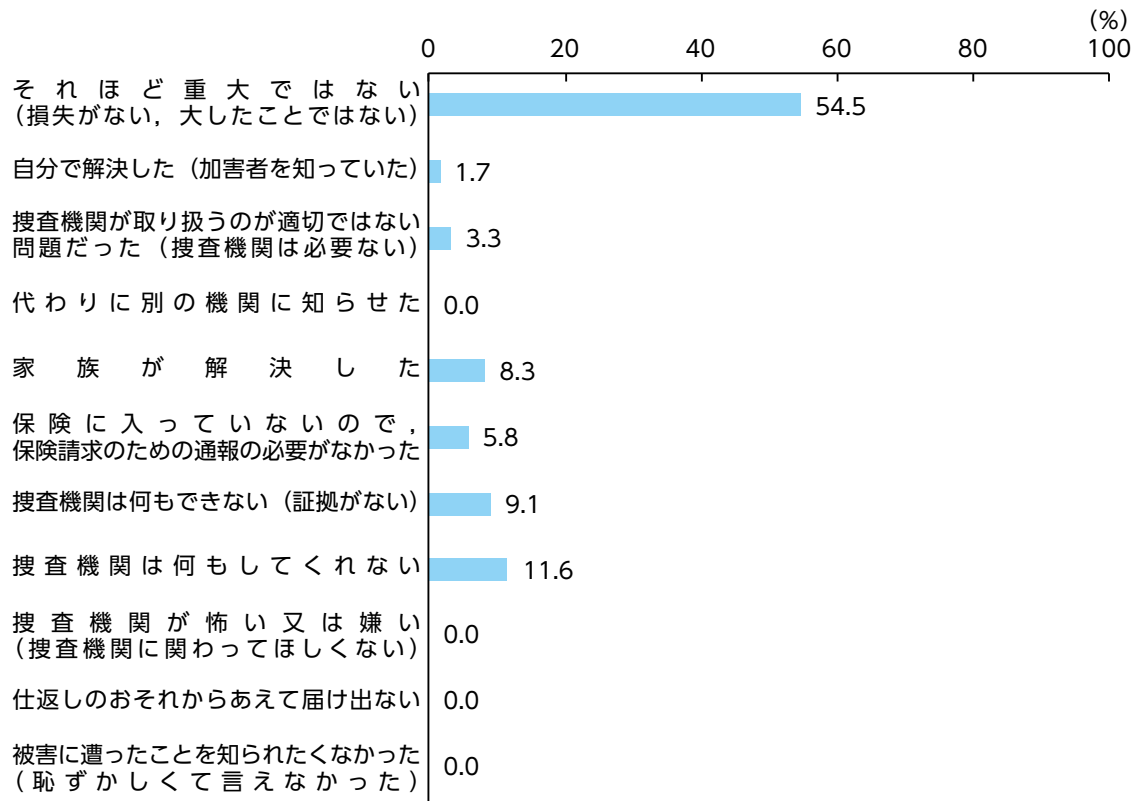
- 注 1 重複計上による。
 2 図名の（ ）内は、実人員である。
 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した121人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）」を挙げた人が66人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が2人，「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が4人，「家族が解決した」が10人，「保険に入っていないので，保険請求のための通報の必要がなかった」が7人，「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が11人，「捜査機関は何もしてくれない」が14人であったが，これら以外の理由（「その他」及び「分からない」を除く。）を選んだ人はいなかった。

3-3-2-5図

自転車盗 (121)



注 1 重複計上による。

2 図名の () 内は, 実人員である。

3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

4 不法侵入・不法侵入未遂

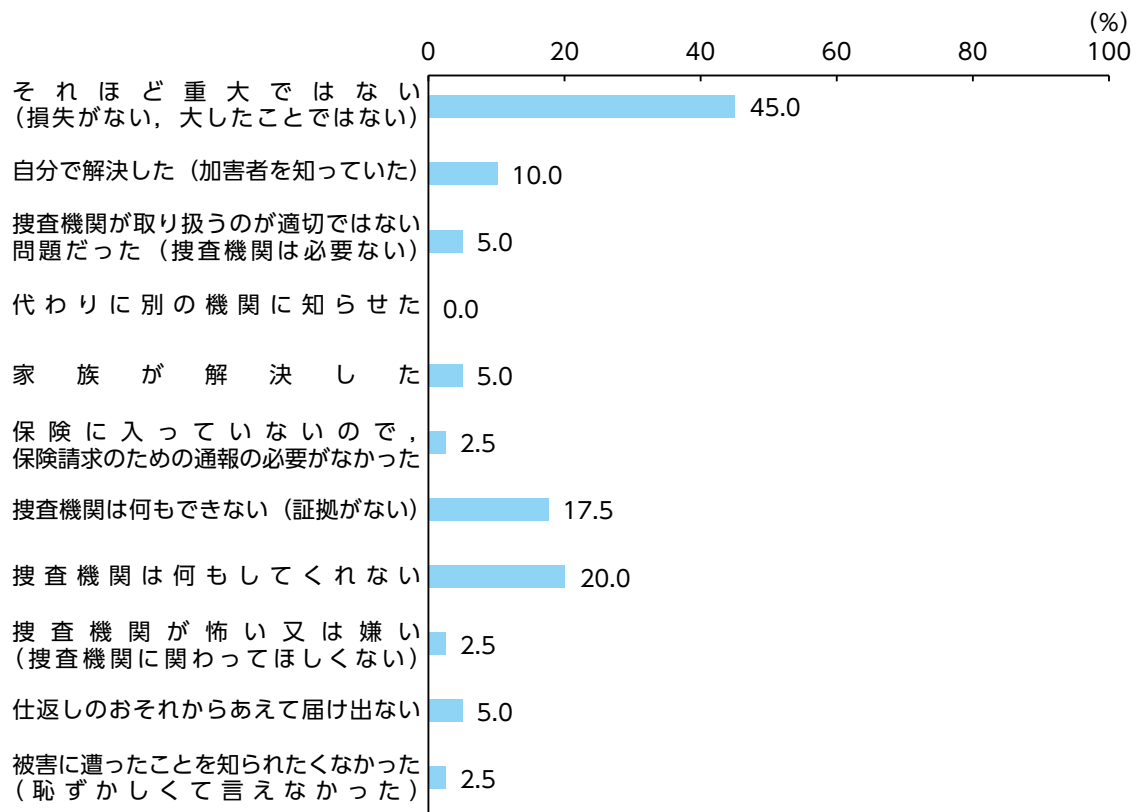
不法侵入の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した40人のうち, 被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない (損失がない, 大したことではない)」を挙げた人が18人と突出して多かった。これ以外の理由としては, 「自分で解決した (加害者を知っていた)」が4人, 「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜査機関は必要ない)」が2人, 「代わりに別の機関に知らせた」が0人, 「家族が解決した」が2人, 「保険に入っていないので, 保険請求のための通報の必要がなかった」が1人, 「捜査機関は何もできない (証拠がない)」が7人, 「捜査機関は何もしてくれない」が8人, 「捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)」が1人, 「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が2人, 「被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)」が1人であった。

不法侵入未遂の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した人は75人いたが, 被害を捜査機関へ申告しなかった理由について不法侵入の被害者と同様の傾向を示しており, 「それほど

重大ではない（損失がない，大したことではない）」を挙げた人が46人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が6人，「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が3人，「代わりに別の機関に知らせた」が2人，「家族が解決した」が6人，「保険に入っていないので，保険請求のための通報の必要がなかった」が0人，「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が7人，「捜査機関は何もしてくれない」が6人，「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が0人，「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が5人，「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が2人であった。

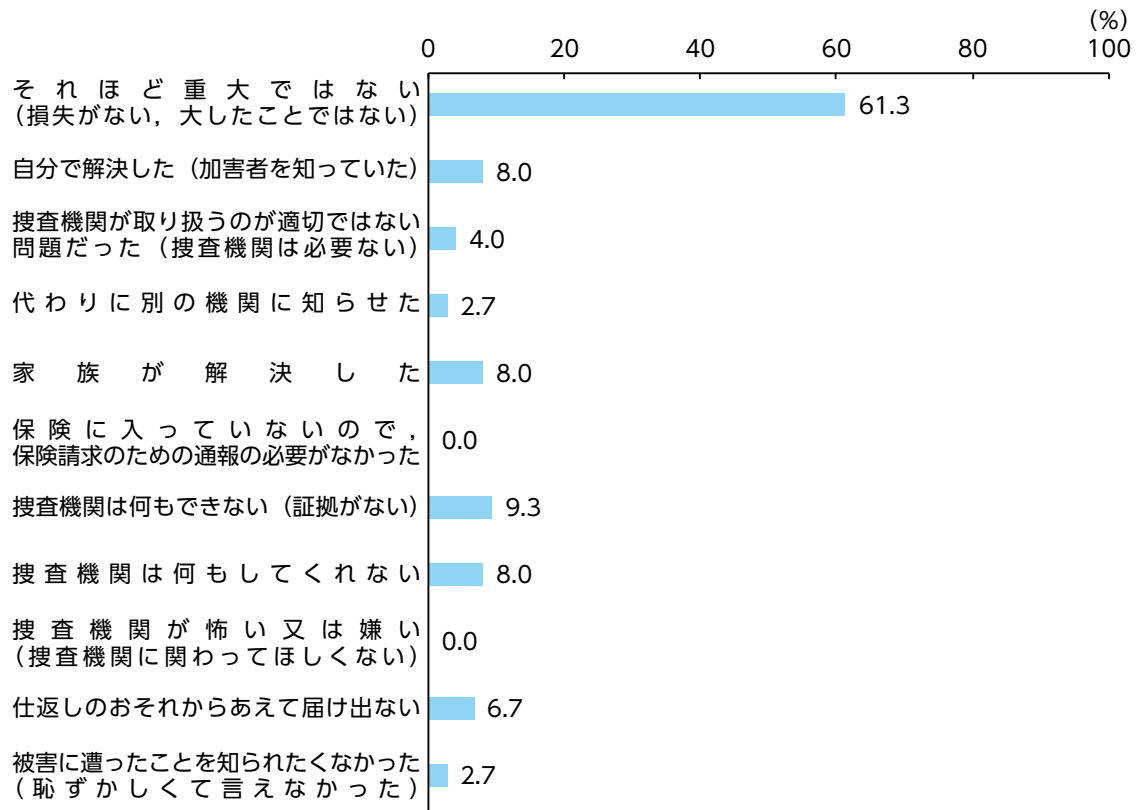
3-3-2-6図

不法侵入（40）



3-3-2-7図

不法侵入未遂 (75)



- 注 1 重複計上による。
 2 図名の()内は, 実人員である。
 3 不法侵入については, 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。
 4 不法侵入未遂については, 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」と回答したものを除く。

5 強盗等及び個人に対する窃盗

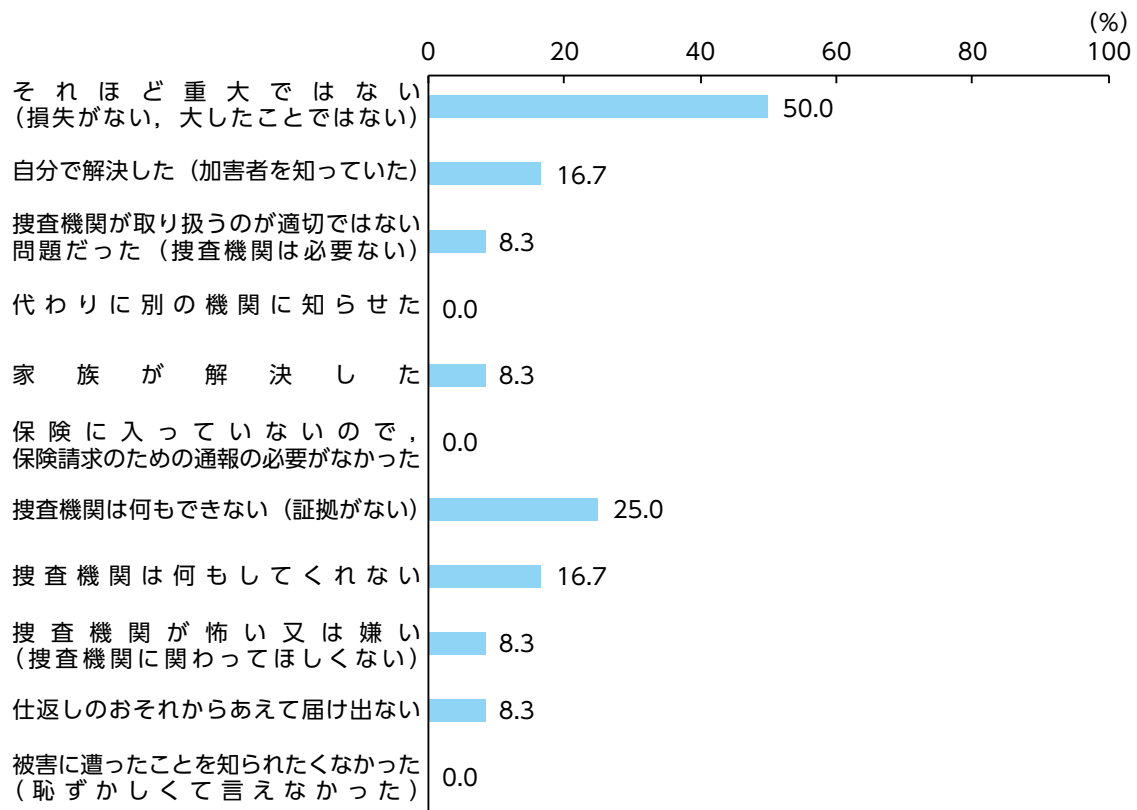
強盗等(強盗・恐喝・ひったくり)の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した12人のうち, 被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない, 大したことではない)」を挙げた人が6人, 「自分で解決した(加害者を知っていた)」が2人, 「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が1人, 「代わりに別の機関に知らせた」が0人, 「家族が解決した」が1人, 「保険に入っていないので, 保険請求のための通報の必要がなかった」が0人, 「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が3人, 「捜査機関は何もしてくれない」が2人, 「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人, 「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人, 「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が0人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した47人のうち, 被害を申告

しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を挙げた人が34人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が5人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人、「家族が解決した」が2人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が8人、「捜査機関は何もしてくれない」が4人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が0人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が0人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が2人であった。

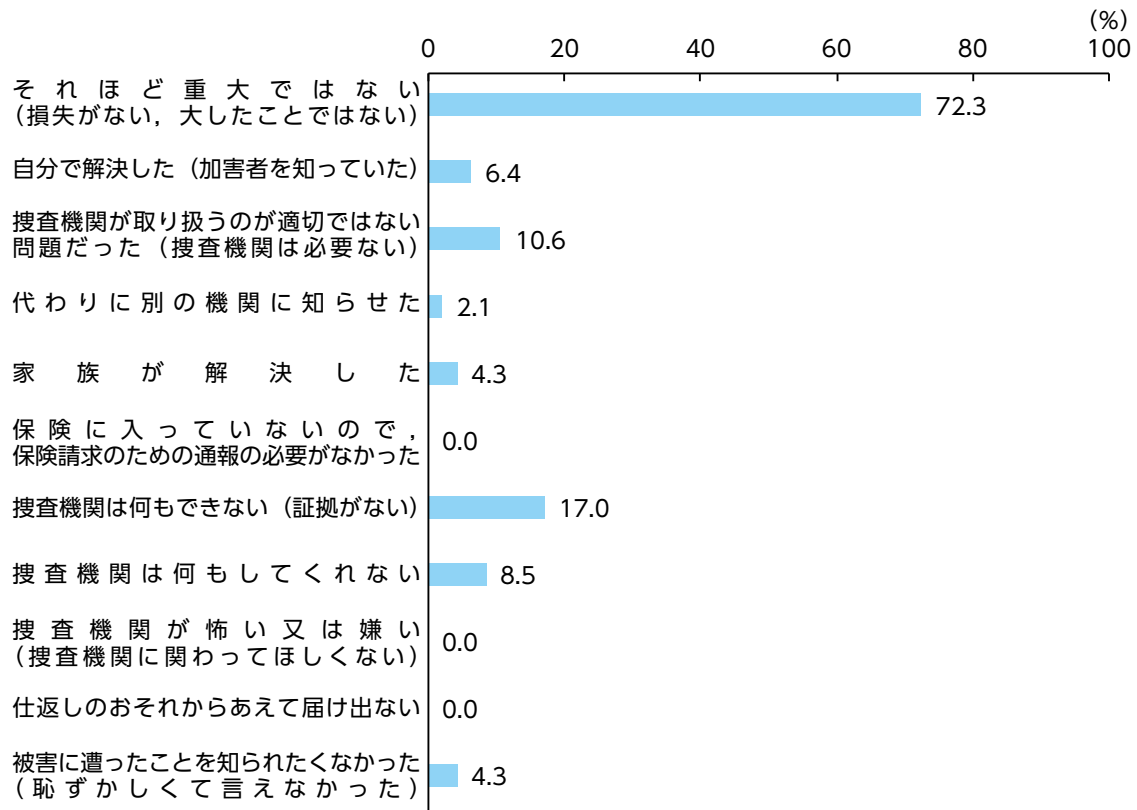
3-3-2-8図

強盗等（12）



3-3-2-9図

個人に対する窃盗（47）



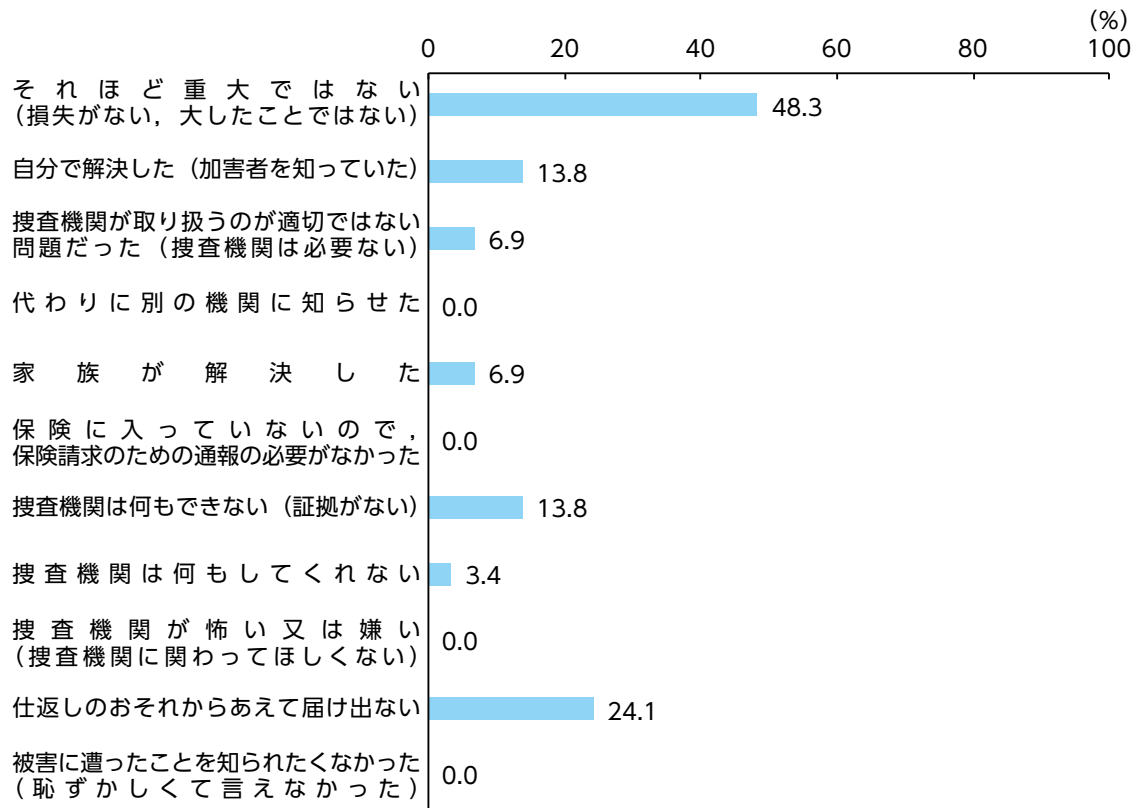
- 注 1 重複計上による。
 2 図名の（ ）内は、実人員である。
 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」と回答したものを除く。

6 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した29人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）」を挙げた人が14人と半数近くを占めた。他は、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が4人，「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が2人，「家族が解決した」が2人，「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人，「捜査機関は何もしてくれない」が1人，「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が7人であったが，これら以外の理由（「その他」及び「分からない」を除く。）を選んだ人はいなかった。

3-3-2-10図

暴行・脅迫（29）



注 1 重複計上による。

2 図名の（ ）内は、実人員である。

3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

7 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した51人のうち、被害を申告しなかった理由として「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」を挙げた人が36人と突出して多かった。他は、「それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）」が5人，「自分で解決した（加害者を知っていた）」が3人，「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」が4人，「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」が1人，「家族が解決した」が1人であったが，これら以外の理由（「その他」を除く。）を選んだ人はいなかった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した47人のうち，被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）」を挙げた人が21人と最も多かった。他は，「自分で解決した（加害者を知っていた）」が8人，「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」が2人，「代わりに別の機関に知らせた」

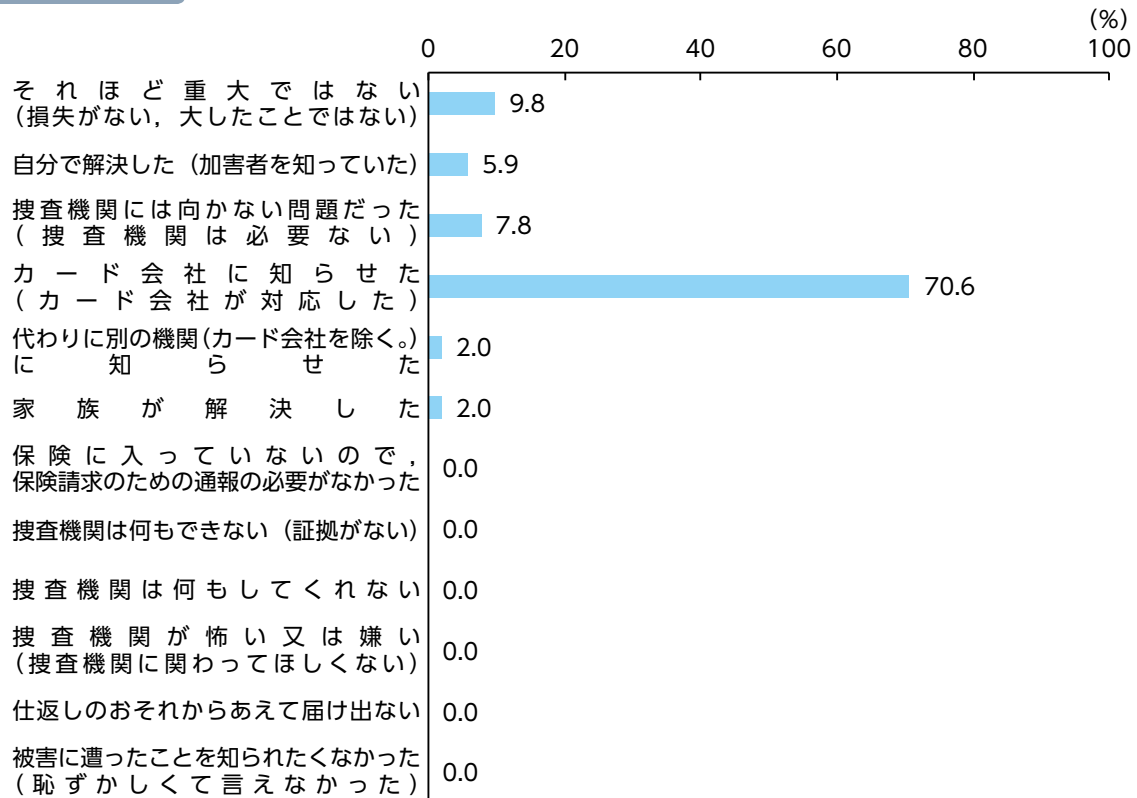
が4人,「家族が解決した」が1人,「保険に入っていないので,保険請求のための通報の必要がなかった」が0人,「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が2人,「捜査機関は何もしてくれない」が2人,「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人,「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人,「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が0人であった。

振り込め詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した9人のうち,被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない,大したことではない)」を挙げた人が2人,「自分で解決した(加害者を知っていた)」が1人,「家族が解決した」が1人,「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が1人であったが,これら以外の理由(「その他」を除く。)を選んだ人はいなかった。

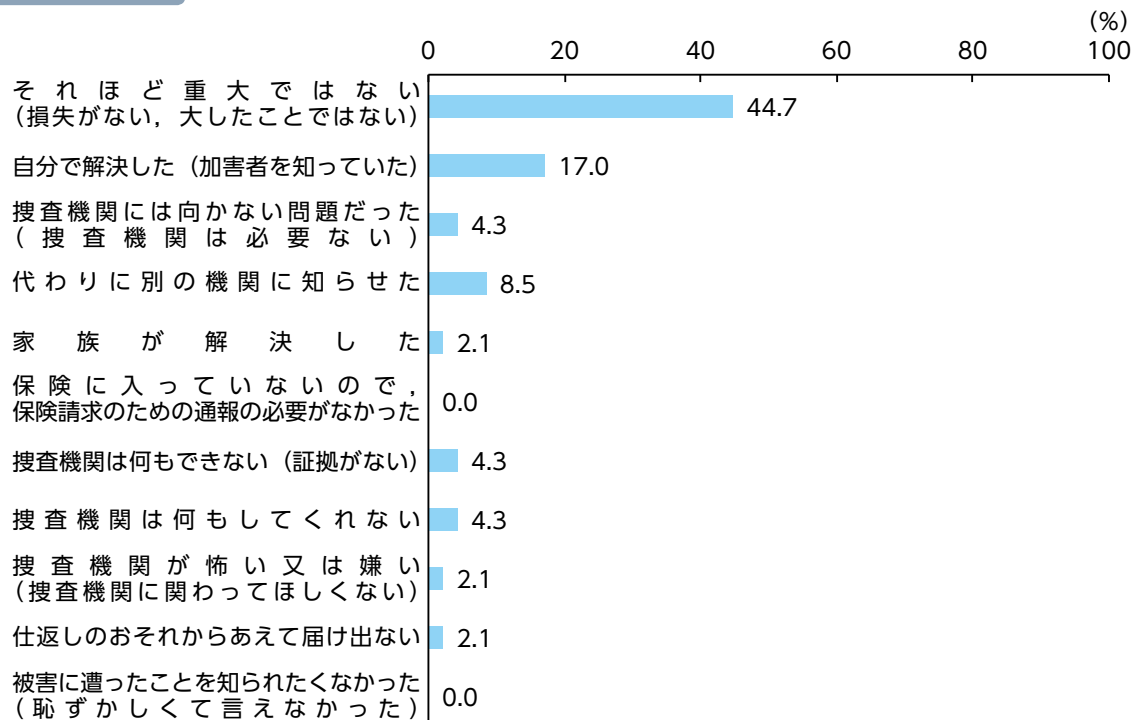
インターネットオークション詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した36人のうち,被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない,大したことではない)」を挙げた人が25人と突出して多かった。他は,「自分で解決した(加害者を知っていた)」が5人,「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が1人,「代わりに別の機関に知らせた」が3人,「家族が解決した」が2人,「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が2人,「捜査機関は何もしてくれない」が6人であったが,これら以外の理由(「その他」を除く。)を選んだ人はいなかった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した52人のうち,被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない,大したことではない)」を挙げた人が26人と突出して多かった。これ以外の理由としては,「自分で解決した(加害者を知っていた)」が8人,「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が3人,「代わりに別の機関に知らせた」が3人,「家族が解決した」が1人,「保険に入っていないので,保険請求のための通報の必要がなかった」が0人,「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が1人,「捜査機関は何もしてくれない」が4人,「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が0人,「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人,「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が2人であった。

3-3-2-11図 クレジットカード情報詐欺（51）

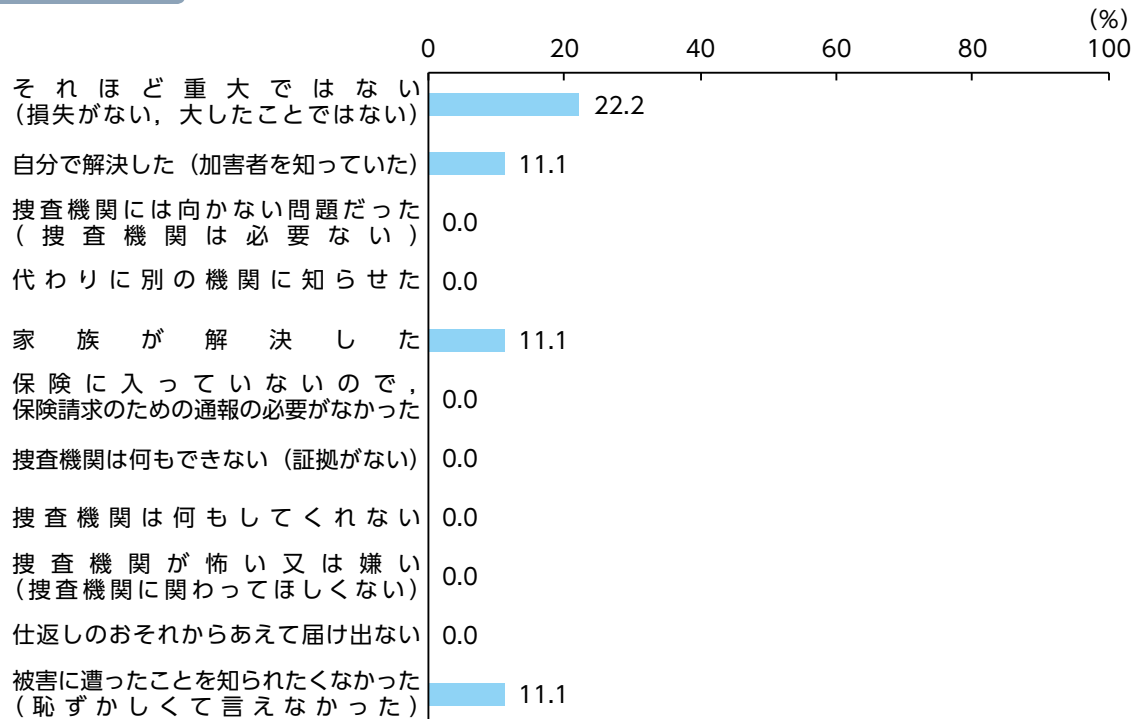


3-3-2-12図 個人情報の悪用（47）



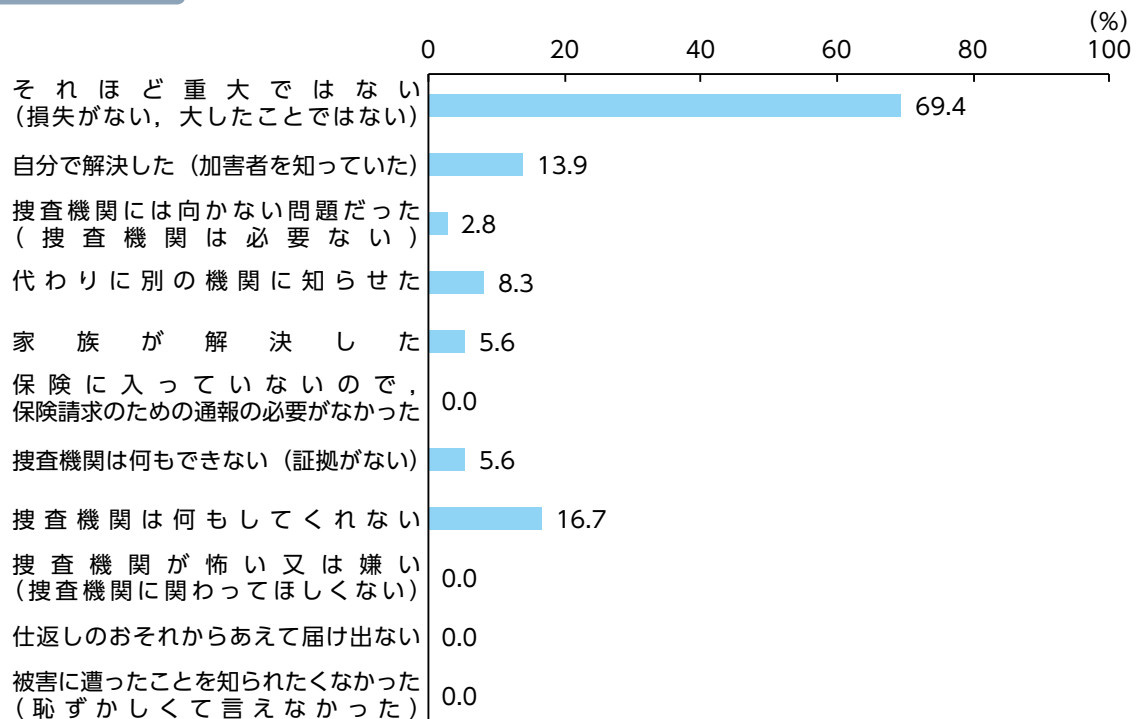
3-3-2-13図

振り込め詐欺 (9)



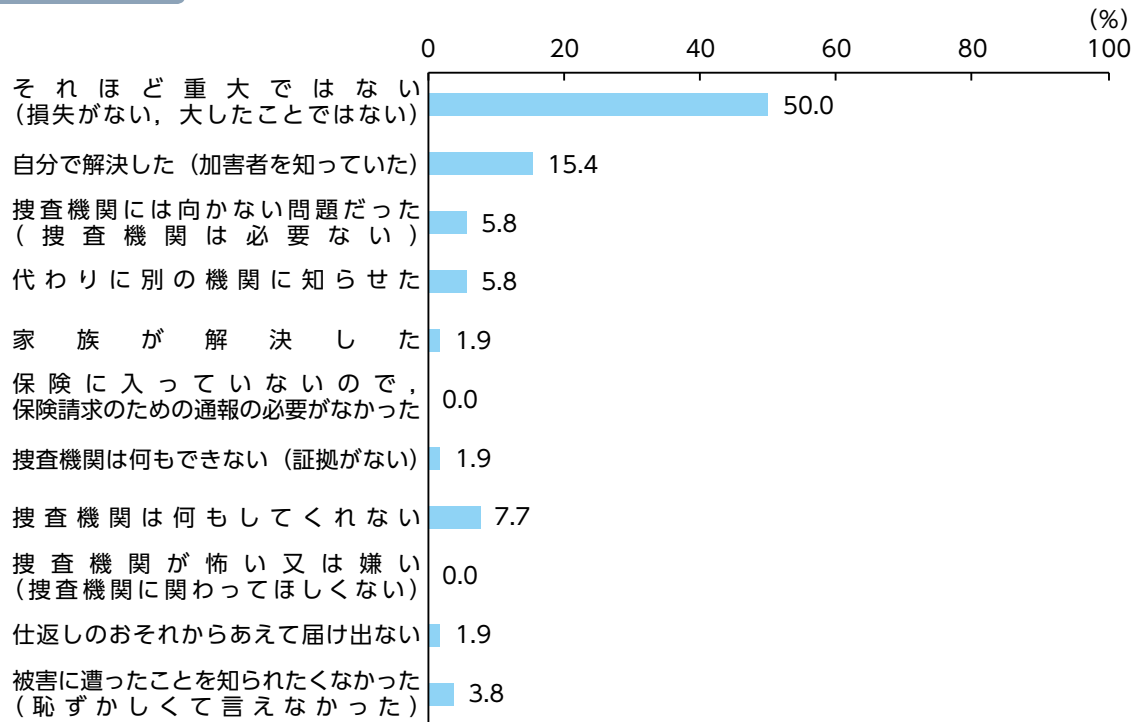
3-3-2-14図

インターネットオークション詐欺 (36)



3-3-2-15図

消費者詐欺（52）



- 注 1 重複計上による。
 2 図名の（ ）内は、実人員である。
 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」と回答したものを除く。

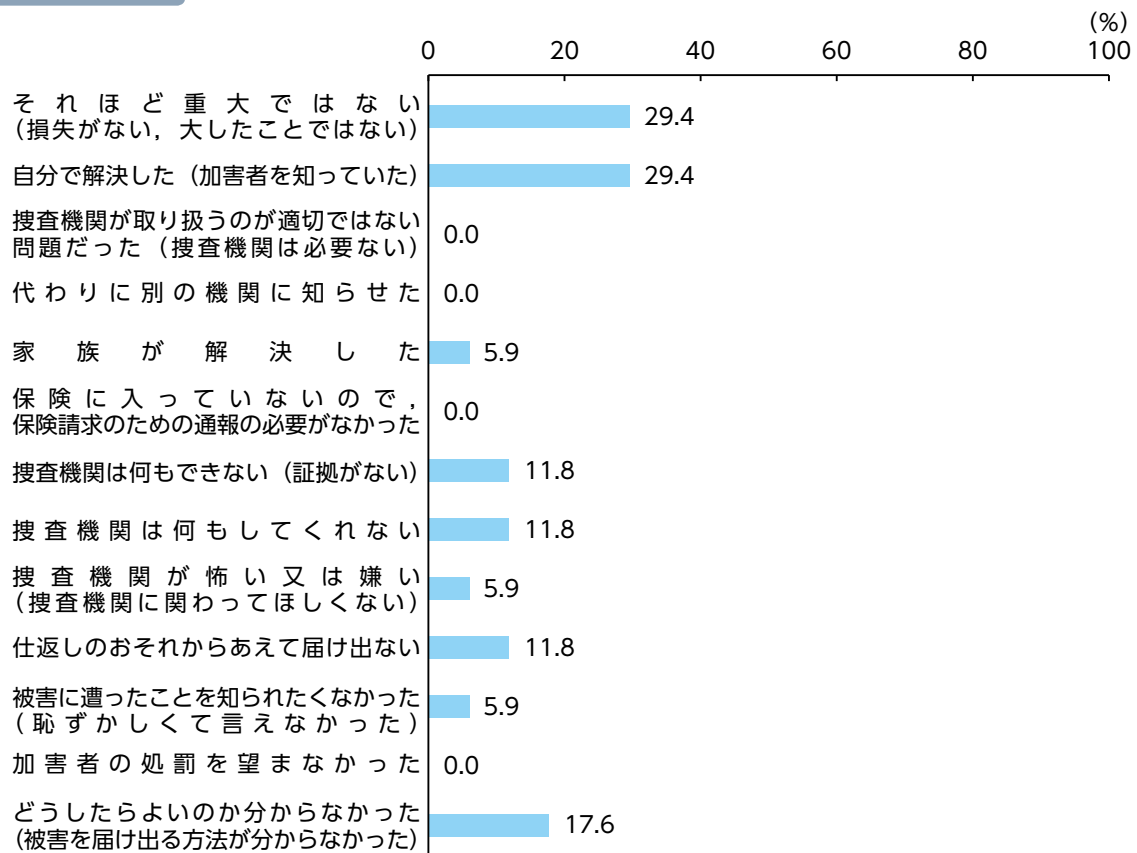
8 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した17人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を挙げた人が5人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が5人、「家族が解決した」が1人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が2人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が2人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が1人、「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が3人であったが、これら以外の理由（「分からない」を除く。）を選んだ人はいなかった。

なお、捜査機関へ被害を申告しなかった理由の選択肢として「加害者の処罰を望まなかった」と「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的事件のみである。

3-3-2-16図

ストーカー行為（17）



注 1 重複計上による。

2 図名の（ ）内は、実人員である。

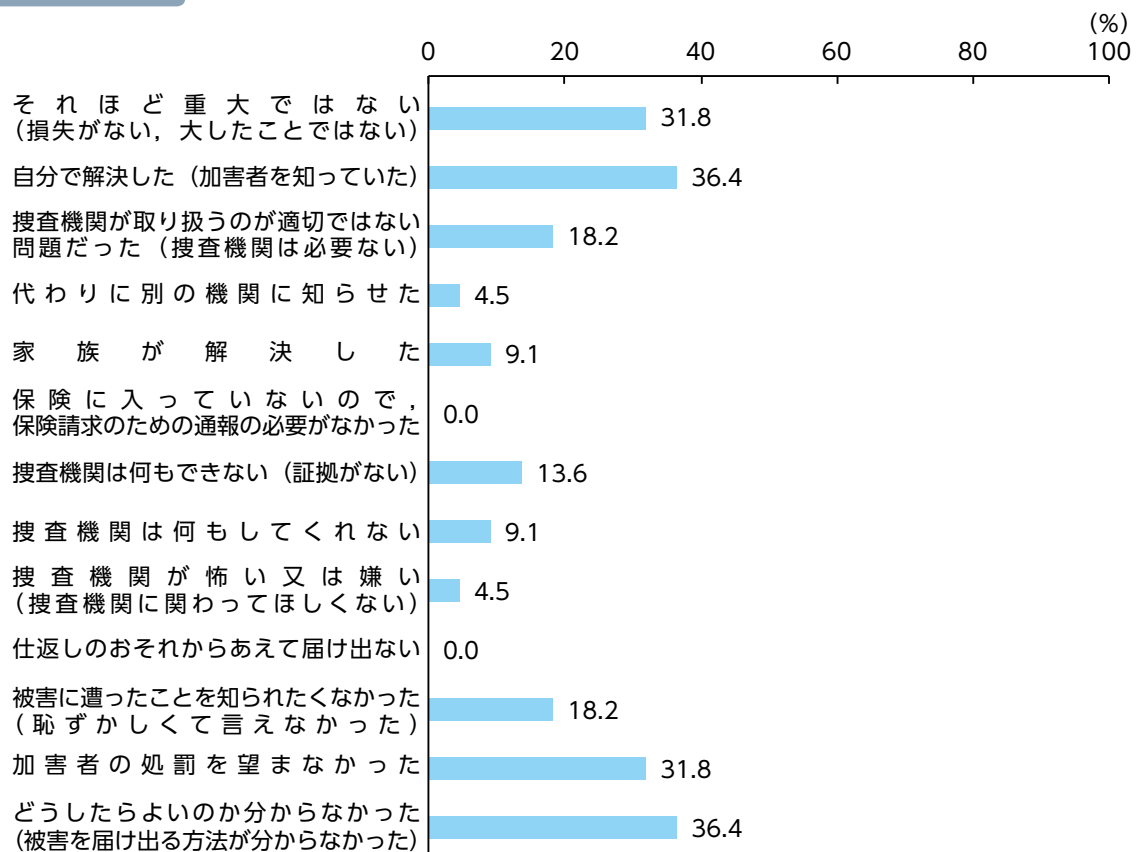
3 捜査機関に届け出なかった理由として「分からない」と回答したものを除く。

9 DV

DVの被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した22人のうち、被害を申告しなかった理由として最も多かったのが「自分で解決した（加害者を知っていた）」と「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」の各8人であった。他は、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が7人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が4人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人、「家族が解決した」が2人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が0人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が4人、「加害者の処罰を望まなかった」が7人であった。

3-3-2-17図

DV (22)



注 1 重複計上による。

2 図名の（ ）内は、実人員である。

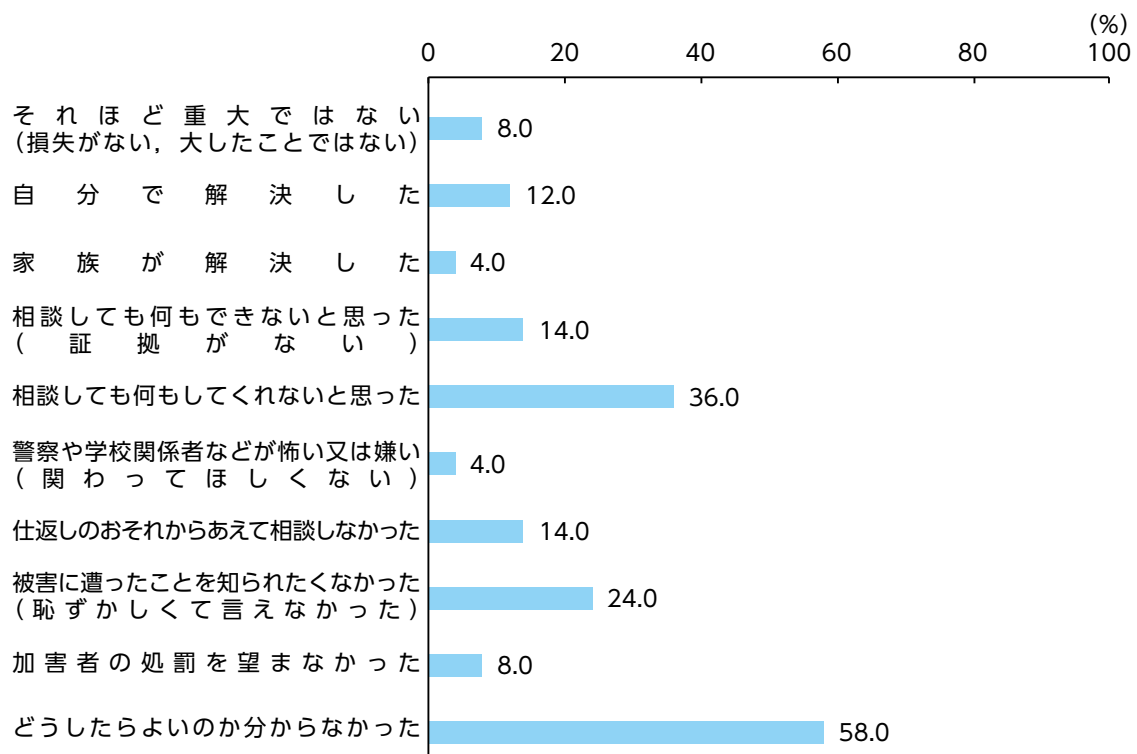
3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

10 児童虐待

児童虐待の被害については、他の被害とは異なり、捜査機関への申告の有無ではなく、「あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、「誰にも相談しなかった」と回答した人に対し、「相談しなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問した（複数回答可）。児童虐待の被害を誰にも相談しなかったと回答した人は50人いたが、被害を申告しなかった理由として特に多かったのが、「どうしたらよいのか分からなかった」の29人、「相談しても何もしてくれないと思った」の18人及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」の12人であった。他は、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が4人、「自分で解決した」が6人、「家族が解決した」が2人、「相談しても何もできないと思った（証拠がない）」が7人、「警察や学校関係者などが怖い又は嫌い（関わってほしくない）」が2人、「仕返しのおそれからあえて相談しなかった」が7人、「加害者の処罰を望まなかった」が4人であった。

3-3-2-18図

児童虐待（50）



注 1 重複計上による。

2 図名の（ ）内は、実人員である。

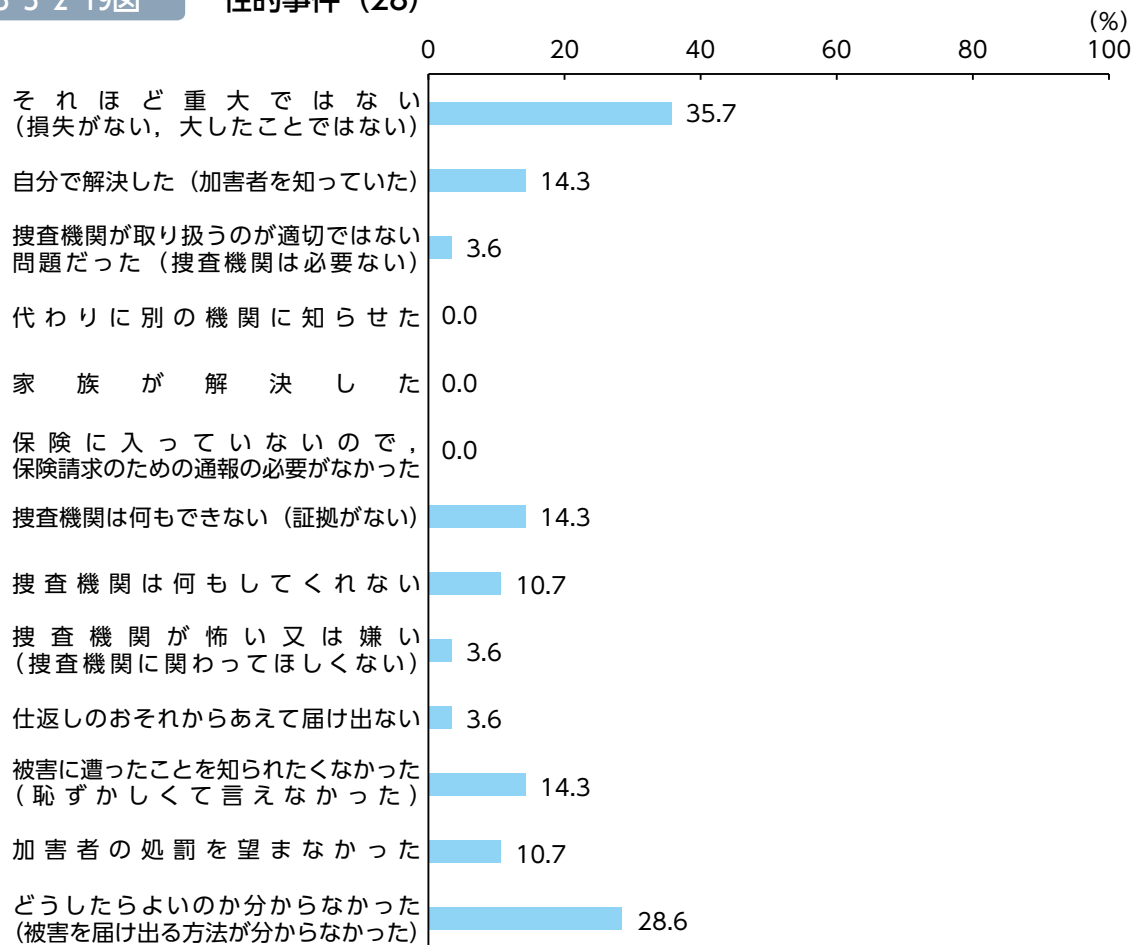
3 誰にも相談しなかった理由として「その他」又は「分からない（思い出せない）」と回答したものを除く。

11 性的事件

性的事件の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した28人のうち、被害を申告しなかった理由として特に多かったのが、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」の10人と「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」の8人であった。他は、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が1人、「代わりに別の機関に知らせた」が0人、「家族が解決した」が0人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人、「捜査機関は何もしてくれない」が3人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が4人、「加害者の処罰を望まなかった」が3人であった。

3-3-2-19図

性的事件（28）



注 1 重複計上による。

2 図名の（ ）内は、実人員である。

3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

第4編 治安に関する認識及び量刑に関する意見

第1章 治安に関する認識

治安に関する認識については、①居住地域における犯罪被害に対する不安と②我が国の治安に関する認識に分けて調査してきた。前者は、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）を、後者は、我が国の治安に関するイメージをそれぞれ内容としている。第1編第2章第2節において、前者及び後者の経年比較を示したので、本章では、第5回調査結果について、それぞれ属性等別に分析するとともに、前者と後者の関係についても検討する。

第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安

本節では、居住地域における犯罪被害に対する不安として、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）を取り上げて、属性等別に分析するとともに、それぞれの不安に影響を与えている要因についても検討する。

なお、前者は、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」の項目を、後者は、②「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。」の項目をそれぞれ使用した。

1 夜間の一人歩きに対する不安

夜間の一人歩きに対する不安について、都市規模別に見ると、**4-1-1-1-1表**のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

夜間の一人歩きに対する不安について、世帯人数別に見ると、**4-1-1-1-2表**のとおりであり、「1人」では「とても安全」とする人の比率が有意に高く、「やや危ない」とする人の比率が有意に低かった。「2人」でも「やや危ない」とする人の比率が有意に低く、「3人」では「とても危ない」とする人の比率が有意に低かった。「5人以上」ではこれらと傾向が異なり、「やや危ない」とする人の比率が有意に高く、「まあまあ安全」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-1表

都市規模別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
政令指定都市等	200 (20.6) [1.1]	630 (64.7) [-0.5]	125 (12.8) [-0.9]	18 (1.8) [1.0]	973 (100.0)	$\chi^2(6)=3.519$ $p=0.741$
人口10万人以上の市	274 (18.4) [-1.3]	984 (66.0) [0.6]	212 (14.2) [0.8]	21 (1.4) [-0.4]	1,491 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	233 (19.7) [0.3]	774 (65.3) [-0.1]	162 (13.7) [-0.0]	16 (1.4) [-0.5]	1,185 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2表

世帯人数別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
1 人	105 (26.1) [3.6]	254 (63.0) [-1.1]	36 (8.9) [-3.0]	8 (2.0) [0.8]	403 (100.0)	$\chi^2(12)=49.964$ $p<0.001^{**}$
2 人	218 (20.0) [0.7]	733 (67.4) [1.6]	119 (10.9) [-3.2]	18 (1.7) [0.5]	1,088 (100.0)	
3 人	156 (18.5) [-0.7]	562 (66.7) [0.9]	118 (14.0) [0.3]	6 (0.7) [-2.2]	842 (100.0)	
4 人	140 (17.7) [-1.3]	514 (65.1) [-0.2]	123 (15.6) [1.7]	13 (1.6) [0.3]	790 (100.0)	
5人以上	86 (16.7) [-1.7]	317 (61.4) [-2.0]	103 (20.0) [4.5]	10 (1.9) [0.9]	516 (100.0)	
計	705 (19.4)	2,380 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,639 (100.0)	

注 1 世帯人数又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、住居形態別に見ると、**4-1-1-3表**のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

夜間の一人歩きに対する不安について、男女別に見ると、**4-1-1-4表**のとおりであり、男性では「とても安全」とする人の比率が有意に高く、「まあまあ安全」、「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の比率が有意に低かったのに対し、女性では「まあまあ安全」、「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の比率が有意に高く、「とても安全」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-1-3表

住居形態別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
アパート等	157 (21.8) [1.8]	458 (63.5) [-1.2]	90 (12.5) [-1.0]	16 (2.2) [1.8]	721 (100.0)	(m) p=0.159
一戸建て	550 (18.8) [-1.7]	1,926 (65.9) [1.1]	409 (14.0) [1.1]	39 (1.3) [-1.7]	2,924 (100.0)	
そ の 他	— [-1.0]	4 (100.0) [1.5]	— [-0.8]	— [-0.2]	4 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

- 注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-4表

男女別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
男 性	473 (26.8) [11.0]	1,111 (62.9) [-3.1]	170 (9.6) [-6.9]	11 (0.6) [-4.2]	1,765 (100.0)	$\chi^2(3)=159.085$ p<0.001**
女 性	234 (12.4) [-11.0]	1,277 (67.8) [3.1]	329 (17.5) [6.9]	44 (2.3) [4.2]	1,884 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

- 注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、年齢層別に見ると、4-1-1-1-5表のとおりであり、「39歳以下」では「とても安全」及び「やや危ない」とする人の比率が有意に高く、「まあまあ安全」及び「とても危ない」とする人の比率が有意に低かった。「40～59歳」では「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の比率が有意に高く、「とても安全」とする人の比率が有意に低かった。「60歳以上」では「まあまあ安全」とする人の比率が有意に高く、「やや危ない」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-1-5表

年齢層別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
39歳以下	190 (23.5) [3.4]	477 (59.1) [-4.3]	134 (16.6) [2.7]	6 (0.7) [-2.0]	807 (100.0)	$\chi^2(6)=49.684$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	192 (15.6) [-4.2]	822 (66.6) [1.1]	193 (15.6) [2.5]	27 (2.2) [2.4]	1,234 (100.0)	
60歳以上	325 (20.2) [1.1]	1,089 (67.7) [2.6]	172 (10.7) [-4.6]	22 (1.4) [-0.6]	1,608 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、就労状況別に見ると、**4-1-1-1-6表**のとおりであり、「とても安全」とする人の比率については、「無職・定年」、「学生」及び「その他」において有意に高く、働いている人及び「主婦・主夫」において有意に低かったのに対し、「まあまあ安全」とする人の比率については、「主婦・主夫」において有意に高く、「学生」及び「その他」において有意に低かった。「やや危ない」とする人の比率については、「無職・定年」において有意に低く、また、「とても危ない」とする人の比率については、「その他」において有意に高かった。なお、働いている人において、安心を示す「とても安全」と回答した383人は、男性が76.0%（291人）、女性が24.0%（92人）と、男性が7割超を占めたのに対し、不安を示す「とても危ない」と回答した26人は、男性26.9%（7人）、女性73.1%（19人）と、女性が7割超を占めた。

4-1-1-1-6表

就労状況別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
働いている	383 (18.1) [-2.2]	1,407 (66.5) [1.4]	299 (14.1) [1.1]	26 (1.2) [-1.7]	2,115 (100.0)	(m) p<0.001**
主婦・主夫	81 (12.2) [-5.1]	466 (70.3) [2.8]	103 (15.5) [1.6]	13 (2.0) [1.0]	663 (100.0)	
無職・定年	169 (25.6) [4.5]	414 (62.8) [-1.6]	63 (9.6) [-3.3]	13 (2.0) [1.1]	659 (100.0)	
学 生	59 (35.3) [5.4]	81 (48.5) [-4.8]	27 (16.2) [1.0]	- [-1.6]	167 (100.0)	
そ の 他	10 (34.5) [2.1]	14 (48.3) [-2.0]	2 (6.9) [-1.1]	3 (10.3) [3.9]	29 (100.0)	
計	702 (19.3)	2,382 (65.6)	494 (13.6)	55 (1.5)	3,633 (100.0)	

注 1 就労状況又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、婚姻状況別に見ると、**4-1-1-1-7表**のとおりであり、「未婚」では「とても安全」とする人の比率が有意に高く、「まあまあ安全」及び「やや危ない」とする人の比率が有意に低かった。「既婚」では「まあまあ安全」とする人の比率が有意に高く、「とても安全」とする人の比率が有意に低かった。「別居」及び「その他」（配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等。以下、婚姻状況別において同じ。）についてはこれらと傾向が異なり、「別居」では「やや危ない」とする人の比率が有意に高く、また、「その他」では「とても危ない」とする人の比率が有意に高く、「まあまあ安全」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-1-7表

婚姻状況別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
未婚	227 (28.2) [7.2]	489 (60.7) [-3.2]	83 (10.3) [-3.2]	7 (0.9) [-1.6]	806 (100.0)	(m) p<0.001**
同棲	5 (27.8) [0.9]	8 (44.4) [-1.9]	5 (27.8) [1.7]	- [-0.5]	18 (100.0)	
既婚	421 (16.4) [-6.9]	1,742 (67.9) [4.8]	367 (14.3) [1.6]	36 (1.4) [-0.7]	2,566 (100.0)	
別居	12 (20.3) [0.2]	32 (54.2) [-1.8]	14 (23.7) [2.3]	1 (1.7) [0.1]	59 (100.0)	
その他	37 (20.4) [0.4]	105 (58.0) [-2.2]	29 (16.0) [0.9]	10 (5.5) [4.6]	181 (100.0)	
計	702 (19.3)	2,376 (65.5)	498 (13.7)	54 (1.5)	3,630 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、全犯罪被害の有無（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害のうち、いずれかの被害の有無。以下同じ。）別、世帯犯罪被害の有無別、個人犯罪被害の有無別に見ると、4-1-1-1-8表から4-1-1-1-10表のとおりである。全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別において、「被害あり」では「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の比率が有意に高く、「とても安全」とする人の比率が有意に低かった。個人犯罪被害の有無別において、「被害あり」では「やや危ない」とする人の比率が有意に高く、「とても安全」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-1-8表

全犯罪被害の有無別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
被害あり	109 (12.5) [-5.9]	584 (67.1) [1.2]	152 (17.5) [3.7]	25 (2.9) [3.8]	870 (100.0)	$\chi^2(3)=54.319$ p<0.001**
被害なし	598 (21.5) [5.9]	1,804 (64.9) [-1.2]	347 (12.5) [-3.7]	30 (1.1) [-3.8]	2,779 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-9表

世帯犯罪被害の有無別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
被害あり	97 (13.2) [-4.8]	492 (66.8) [0.9]	125 (17.0) [2.9]	22 (3.0) [3.7]	736 (100.0)	$\chi^2(3)=39.358$ $p<0.001^{**}$
被害なし	610 (20.9) [4.8]	1,896 (65.1) [-0.9]	374 (12.8) [-2.9]	33 (1.1) [-3.7]	2,913 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-10表

個人犯罪被害の有無別夜間の一人歩きに対する不安

区 分	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	計	検定結果
被害あり	21 (9.9) [-3.6]	140 (66.0) [0.2]	45 (21.2) [3.3]	6 (2.8) [1.6]	212 (100.0)	$\chi^2(3)=22.428$ $p<0.001^{**}$
被害なし	686 (20.0) [3.6]	2,248 (65.4) [-0.2]	454 (13.2) [-3.3]	49 (1.4) [-1.6]	3,437 (100.0)	
計	707 (19.4)	2,388 (65.4)	499 (13.7)	55 (1.5)	3,649 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-11表は、夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

目的変数は、夜間の一人歩きに対する不安の有無とし、「とても危ない」及び「やや危ない」を1、「とても安全である」及び「まあまあ安全である」を0とした。説明変数は、第1編第2章第2節2項と同様の属性に関する変数に加え、世帯犯罪被害の有無及び個人犯罪被害の有無を使用した。また、分析の手順についても、同項と同じである。

夜間の一人歩きに対する不安については、モデルに採用されたもののうち、世帯人数、性別、年齢層、婚姻状況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(9)=134.395$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=11.538$, $p=0.173$ ）。夜間の一人歩きに対する不安に関するオッズ比は、「4人以上」が「1人」に対して1.542 ($p=0.042$), 「女性」が「男性」に対して1.944 ($p<0.001$), 「39歳以下」が「60歳以上」に対して1.797 ($p<0.001$), 「40歳～59歳」が「60歳以上」に対して1.556 ($p<0.001$), 「既

婚・同棲」が「未婚」に対して1.682 ($p<0.001$), 「別居・その他」が「未婚」に対して3.016 ($p<0.001$), 「世帯犯罪被害あり」が「世帯犯罪被害なし」に対して1.390 ($p=0.003$), 「個人犯罪被害あり」が「個人犯罪被害なし」に対して1.605 ($p=0.007$) であった。夜間の一人歩きに対する不安においては、世帯人数が4人以上の人は1人の人に比べて、女性は男性に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、既婚・同棲・別居・その他の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安を感じる傾向が有意に高い。

4-1-1-11表 夜間の一人歩きに対する不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
世帯人数	2～3人 / (1人)	0.238	0.203	1.377	0.241	1.269	0.853	1.887
	4人以上 / (1人)	0.433	0.213	4.128	0.042	1.542	1.015	2.341
性別	女性 / (男性)	0.665	0.100	44.271	0.000	1.944	1.599	2.365
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.586	0.149	15.432	0.000	1.797	1.341	2.408
	40～59歳 / (60歳以上)	0.442	0.118	14.031	0.000	1.556	1.235	1.961
婚姻状況	既婚・同棲 / (未婚)	0.520	0.149	12.169	0.000	1.682	1.256	2.252
	別居・その他 / (未婚)	1.104	0.220	25.208	0.000	3.016	1.960	4.641
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.329	0.111	8.799	0.003	1.390	1.118	1.727
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.473	0.176	7.216	0.007	1.605	1.136	2.267
定数		-3.268	0.217	226.546	0.000	0.038		

注 1 分析に使用したケース数は、3,578である。
 2 「都市規模」、「住居形態」及び「就労状況」は、モデルに採用されなかった。
 3 婚姻状況の「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。

2 不法侵入の被害に遭う不安

不法侵入の被害に遭う不安について、都市規模別に見ると、4-1-1-2-1表のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

不法侵入の被害に遭う不安について、世帯人数別に見ると、4-1-1-2-2表のとおりであり、「1人」では「まずあり得ない」とする人の比率が有意に高く、「あり得る」とする人の比率が有意に低かった。「5人以上」ではこれと逆の傾向が見られ、「あり得る」とする人の比率が有意に高く、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-2-1表

都市規模別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
政令指定都市等	26 (2.7) [0.5]	400 (42.2) [0.9]	522 (55.1) [-1.1]	948 (100.0)	$\chi^2(4)=3.432$ $p=0.488$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	31 (2.2) [-1.2]	572 (39.7) [-1.2]	836 (58.1) [1.5]	1,439 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	33 (2.9) [0.8]	477 (41.3) [0.3]	645 (55.8) [-0.6]	1,155 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

4-1-1-2-2表

世帯人数別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
1 人	12 (3.1) [0.7]	112 (28.6) [-5.2]	267 (68.3) [4.9]	391 (100.0)	$\chi^2(8)=34.339$ $p<0.001^{**}$
2 人	24 (2.3) [-0.6]	448 (42.2) [1.1]	589 (55.5) [-0.9]	1,061 (100.0)	
3 人	18 (2.2) [-0.7]	328 (40.1) [-0.5]	472 (57.7) [0.7]	818 (100.0)	
4 人	20 (2.6) [0.2]	321 (42.4) [1.0]	416 (55.0) [-1.0]	757 (100.0)	
5人以上	15 (3.0) [0.7]	235 (46.5) [2.8]	255 (50.5) [-3.0]	505 (100.0)	
計	89 (2.5)	1,444 (40.9)	1,999 (56.6)	3,532 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、住居形態別に見ると、4-1-1-2-3表のとおりであり、「アパート等」では「まずあり得ない」とする人の比率が有意に高く、「あり得る」とする人の比率が有意に低かった。「一戸建て」ではこれと逆の傾向が見られ、「あり得る」とする人の比率が有意に高く、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-2-3表

住居形態別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
アパート等	17 (2.4) [-0.2]	233 (33.1) [-4.7]	454 (64.5) [4.7]	704 (100.0)	(m) p<0.001**
一戸建て	73 (2.6) [0.3]	1,215 (42.9) [4.7]	1,547 (54.6) [-4.8]	2,835 (100.0)	
そ の 他	— [-0.3]	1 (33.3) [-0.3]	2 (66.7) [0.4]	3 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

- 注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、男女別に見ると、**4-1-1-2-4表**のとおりであり、有意な関連性は見られなかった。

不法侵入の被害に遭う不安について、年齢層別に見ると、**4-1-1-2-5表**のとおりであり、「40～59歳」では「あり得る」とする人の比率が有意に高く、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かった。「60歳以上」ではこれと逆の傾向が見られ、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に高く、「あり得る」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-2-4表

男女別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
男 性	41 (2.4) [-0.5]	701 (41.0) [0.2]	966 (56.6) [0.0]	1,708 (100.0)	$\chi^2(2)=0.270$ p=0.874
女 性	49 (2.7) [0.5]	748 (40.8) [-0.2]	1,037 (56.5) [-0.0]	1,834 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

- 注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

4-1-1-2-5表

年齢層別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
39歳以下	15 (1.9) [-1.2]	319 (40.9) [-0.0]	446 (57.2) [0.4]	780 (100.0)	$\chi^2(4)=46.111$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	38 (3.2) [1.8]	565 (47.7) [5.8]	582 (49.1) [-6.3]	1,185 (100.0)	
60歳以上	37 (2.3) [-0.7]	565 (35.8) [-5.5]	975 (61.8) [5.7]	1,577 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、就労状況別に見ると、**4-1-1-2-6表**のとおりであり、働いている人では、「あり得る」とする人の比率が有意に高く、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かったのに対し、「無職・定年」、「学生」及び「その他」ではこれと逆の傾向が見られ、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に高く、「あり得る」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-2-6表

就労状況別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
働いている	50 (2.5) [-0.3]	926 (45.5) [6.5]	1,057 (52.0) [-6.3]	2,033 (100.0)	(m) $p<0.001^{**}$
主婦・主夫	17 (2.6) [0.2]	255 (39.4) [-0.9]	376 (58.0) [0.9]	648 (100.0)	
無職・定年	19 (2.9) [0.7]	214 (32.5) [-4.9]	426 (64.6) [4.7]	659 (100.0)	
学 生	3 (1.8) [-0.6]	45 (27.6) [-3.6]	115 (70.6) [3.7]	163 (100.0)	
そ の 他	— [-0.8]	5 (20.8) [-2.0]	19 (79.2) [2.2]	24 (100.0)	
計	89 (2.5)	1,445 (41.0)	1,993 (56.5)	3,527 (100.0)	

注 1 就労状況又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、婚姻状況別に見ると、**4-1-1-2-7表**のとおりであり、「未婚」では「まずあり得ない」とする人の比率が有意に高く、「あり得る」とする人の比率が有意に低かった。「同棲」ではこれと傾向が異なり、「非常にあり得る」とする人の比率が有意に高く、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かった。また、「既婚」では「あり得る」とする人の比率が有意に高く、「非常にあり得る」及び「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かったが、「その他」ではこれと逆の傾向が見られ、「非常にあり得る」及び「まずあり得ない」とする人の比率が有意に高く、「あり得る」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-2-7表

婚姻状況別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 な い	計	検定結果
未 婚	20 (2.6) [0.1]	279 (36.0) [-3.2]	476 (61.4) [3.1]	775 (100.0)	(m) p<0.001**
同 棲	2 (11.1) [2.3]	10 (55.6) [1.3]	6 (33.3) [-2.0]	18 (100.0)	
既 婚	55 (2.2) [-2.0]	1,075 (43.2) [4.2]	1,358 (54.6) [-3.5]	2,488 (100.0)	
別 居	2 (3.4) [0.4]	26 (44.1) [0.5]	31 (52.5) [-0.6]	59 (100.0)	
そ の 他	11 (6.0) [3.0]	54 (29.3) [-3.3]	119 (64.7) [2.3]	184 (100.0)	
計	90 (2.6)	1,444 (41.0)	1,990 (56.5)	3,524 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

2 「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。

3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別、個人犯罪被害の有無別に見ると、4-1-1-2-8表から4-1-1-2-10表のとおりである。いずれにおいても、「被害あり」では「非常にあり得る」及び「あり得る」とする人の比率が有意に高く、「まずあり得ない」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-1-2-8表

全犯罪被害の有無別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
被害あり	38 (4.5) [4.2]	434 (51.7) [7.3]	368 (43.8) [-8.5]	840 (100.0)	$\chi^2(2)=79.795$ $p<0.001^{**}$
被害なし	52 (1.9) [-4.2]	1,015 (37.6) [-7.3]	1,635 (60.5) [8.5]	2,702 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-9表

世帯犯罪被害の有無別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
被害あり	36 (5.1) [4.8]	369 (51.9) [6.7]	306 (43.0) [-8.1]	711 (100.0)	$\chi^2(2)=77.256$ $p<0.001^{**}$
被害なし	54 (1.9) [-4.8]	1,080 (38.1) [-6.7]	1,697 (59.9) [8.1]	2,831 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-10表

個人犯罪被害の有無別不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
被害あり	12 (5.8) [3.1]	111 (53.9) [3.9]	83 (40.3) [-4.9]	206 (100.0)	$\chi^2(2)=28.509$ $p<0.001^{**}$
被害なし	78 (2.3) [-3.1]	1,338 (40.1) [-3.9]	1,920 (57.6) [4.9]	3,336 (100.0)	
計	90 (2.5)	1,449 (40.9)	2,003 (56.5)	3,542 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-11表は、不法侵入の被害に遭う不安について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

目的変数は、不法侵入の被害に遭う不安の有無とし、「非常にあり得る」及び「あり得る」を1、「まずあり得ない」を0とした。説明変数は、第1編第2章第2節2項と同様の属性に関する変数に加え、世帯犯罪被害の有無及び個人犯罪被害の有無を使用した。また、分析の手順についても、同項と同じである。

不法侵入の被害に遭う不安については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、年齢層、就労状況、婚姻状況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(10)=179.043$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=7.091$, $p=0.527$ ）。不法侵入の被害に遭う不安に関するオッズ比は、「一戸建て」が「アパート等」に対して1.679 ($p<0.001$), 「39歳以下」が「60歳以上」に対して1.448 ($p=0.001$), 「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.540 ($p<0.001$), 「学生」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して0.589 ($p=0.015$), 「既婚・同棲」が「未婚」に対して1.306 ($p=0.008$), 「世帯犯罪被害あり」が「世帯犯罪被害なし」に対して1.924 ($p<0.001$), 「個人犯罪被害あり」が「個人犯罪被害なし」に対して1.806 ($p<0.001$) であった。不法侵入の被害に遭う不安においては、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生に比べて、既婚・同棲の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安を感じる傾向が有意に高い。

4-1-1-2-11表 不法侵入の被害に遭う不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	一戸建て / (アパート等)	0.518	0.092	31.499	0.000	1.679	1.401	2.011
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.370	0.116	10.229	0.001	1.448	1.154	1.816
	40～59歳 / (60歳以上)	0.432	0.095	20.864	0.000	1.540	1.280	1.854
就労状況	働いている / (主婦・主夫・無職・定年)	0.170	0.089	3.664	0.056	1.186	0.996	1.412
	学生 / (主婦・主夫・無職・定年)	-0.529	0.218	5.885	0.015	0.589	0.384	0.903
婚姻状況	既婚・同棲 / (未婚)	0.267	0.101	7.055	0.008	1.306	1.073	1.591
	別居・その他 / (未婚)	0.156	0.169	0.846	0.358	1.169	0.838	1.629
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.654	0.088	55.498	0.000	1.924	1.619	2.285
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.591	0.154	14.711	0.000	1.806	1.335	2.442
定数		-1.350	0.135	99.530	0.000	0.259		

- 注 1 「住居形態」については、公共の施設等は分析から除外している。
 2 分析に使用したケース数は、3,479である。
 3 「都市規模」、「世帯人数」及び「性別」は、モデルに採用されなかった。
 4 婚姻状況の「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。

3 まとめ

居住地域における犯罪被害に対する不安をまとめると、以下のとおりである。

- ① 世帯人数別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも世帯人数「5人以上」の不安が高かった。
- ② 住居形態別に、自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、一戸建て住宅に居住する人の不安が高かった。
- ③ 男女別に、夜間の一人歩きに対する不安について見ると、女性の不安が高かった。
- ④ 年齢層別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも60歳以上の人の安心が高かった。
- ⑤ 就労状況別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも無職・定年の人及び学生の安心が高かった。
- ⑥ 婚姻状況別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、未婚の人の安心が高かった。
- ⑦ 全犯罪被害有無別、世帯犯罪被害有無別及び個人犯罪被害有無別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも、それぞれの犯罪被害に遭ったことがある人の不安が高かった。
- ⑧ 夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析によると、世帯人数が1人の人よりも4人以上の人、男性よりも女性、60歳以上の人よりも59歳以下の人、未婚の人よりも既婚・同棲・別居・その他の人、世帯犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人、個人犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人は、不安を感じる傾向が高かった。
- ⑨ 自宅が不法侵入の被害に遭う不安について、ロジスティック回帰分析によると、アパート等に居住する人よりも一戸建て住宅に居住する人、60歳以上の人よりも59歳以下の人、学生よりも主婦・主夫・無職・定年の人、未婚の人よりも既婚・同棲の人、世帯犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人、個人犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人は、不安を感じる傾向が高かった。

第2節 我が国の治安に関する認識

本節では、我が国の治安に関する認識を取り上げて、属性等別に分析するとともに、我が国の治安に関する認識に影響を与えている要因についても検討する。

なお、我が国の治安に関する認識は、「今の日本の治安について、どのように思いますか。」の項目を使用した。

1 我が国の治安に関する認識

我が国の治安に関する認識について、都市規模別、世帯人数別に見ると、4-1-2-1-1表及び4-1-2-1-2表のとおりであり、いずれも有意な関連性は見られなかった。

我が国の治安に関する認識について、住居形態別に見ると、4-1-2-1-3表のとおりであり、「とても良い」とする人の比率については、「アパート等」及び「その他」において有意に高く、「一戸建て」において有意に低かった。

4-1-2-1-1表

都市規模別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
政令指定都市等	64 (6.6) [1.9]	373 (38.2) [0.2]	300 (30.7) [-0.5]	218 (22.3) [-0.3]	22 (2.3) [-1.0]	977 (100.0)	$\chi^2(8)=6.407$ $p=0.602$
人口10万人 以上の市	77 (5.1) [-0.5]	552 (36.9) [-1.1]	473 (31.6) [0.3]	349 (23.3) [0.8]	45 (3.0) [1.0]	1,496 (100.0)	
人口10万人 未満の市町村	56 (4.7) [-1.2]	462 (39.2) [1.0]	371 (31.4) [0.1]	260 (22.0) [-0.6]	31 (2.6) [-0.1]	1,180 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-2表

世帯人数別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
1 人	25 (6.3) [0.9]	161 (40.4) [1.0]	116 (29.1) [-1.0]	84 (21.1) [-0.8]	13 (3.3) [0.7]	399 (100.0)	$\chi^2(16)=24.468$ $p=0.080$
2 人	56 (5.1) [-0.4]	415 (38.0) [0.0]	308 (28.2) [-2.7]	277 (25.4) [2.6]	36 (3.3) [1.5]	1,092 (100.0)	
3 人	51 (6.1) [1.1]	330 (39.3) [0.9]	270 (32.2) [0.6]	168 (20.0) [-2.1]	20 (2.4) [-0.6]	839 (100.0)	
4 人	43 (5.4) [0.1]	287 (36.1) [-1.2]	277 (34.8) [2.4]	171 (21.5) [-0.9]	17 (2.1) [-1.1]	795 (100.0)	
5人以上	20 (3.9) [-1.6]	190 (36.7) [-0.7]	171 (33.0) [0.9]	125 (24.1) [0.9]	12 (2.3) [-0.6]	518 (100.0)	
計	195 (5.4)	1,383 (38.0)	1,142 (31.3)	825 (22.6)	98 (2.7)	3,643 (100.0)	

注 1 世帯人数又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-3表

住居形態別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
アパート等	55 (7.6) [2.9]	276 (38.2) [0.1]	228 (31.5) [0.1]	146 (20.2) [-1.8]	18 (2.5) [-0.4]	723 (100.0)	(m) $p=0.020^*$
一戸建て	141 (4.8) [-3.1]	1,111 (38.0) [-0.0]	915 (31.3) [-0.1]	680 (23.2) [1.7]	80 (2.7) [0.4]	2,927 (100.0)	
そ の 他	1 (33.3) [2.1]	- [-1.4]	1 (33.3) [0.1]	1 (33.3) [0.4]	- [-0.3]	3 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、男女別に見ると、4-1-2-1-4表のとおりであり、男性では「とても良い」及び「まあまあ良い」とする人の比率が有意に高く、「良くも悪くもない」、「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の比率が有意に低かったのに対し、女性では「良くも悪くもない」、「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の比率が有意に高く、「とても良い」及び「まあまあ良い」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-2-1-4表

男女別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
男 性	144 (8.1) [7.1]	756 (42.7) [5.7]	490 (27.7) [-4.6]	344 (19.4) [-4.5]	36 (2.0) [-2.4]	1,770 (100.0)	$\chi^2(4)=103.676$ $p<0.001^{**}$
女 性	53 (2.8) [-7.1]	631 (33.5) [-5.7]	654 (34.7) [4.6]	483 (25.7) [4.5]	62 (3.3) [2.4]	1,883 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、年齢層別に見ると、4-1-2-1-5表のとおりであり、「39歳以下」では「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の比率が有意に高く、「やや悪い」とする人の比率が有意に低かった。「60歳以上」ではこれと異なる傾向が見られ、「まあまあ良い」、「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の比率が有意に高く、「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-2-1-5表

年齢層別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
39歳以下	61 (7.6) [3.1]	285 (35.3) [-1.8]	313 (38.8) [5.2]	134 (16.6) [-4.6]	14 (1.7) [-1.9]	807 (100.0)	$\chi^2(8)=71.340$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	65 (5.3) [-0.2]	442 (35.8) [-1.9]	410 (33.3) [1.8]	288 (23.4) [0.7]	28 (2.3) [-1.1]	1,233 (100.0)	
60歳以上	71 (4.4) [-2.4]	660 (40.9) [3.3]	421 (26.1) [-6.0]	405 (25.1) [3.2]	56 (3.5) [2.6]	1,613 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、就労状況別に見ると、**4-1-2-1-6表**のとおりであり、「主婦・主夫」では「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の比率が有意に高く、「とても良い」及び「まあまあ良い」とする人の比率が有意に低かった。「無職・定年」では「まあまあ良い」とする人の比率が有意に高く、「良くも悪くもない」とする人の比率が有意に低かった。「学生」では「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の比率が有意に高く、「やや悪い」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-2-1-6表

就労状況別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も ない	やや 悪い	とても悪い	計	検定結果
働いている	125 (5.9) [1.7]	802 (38.0) [-0.1]	679 (32.1) [1.3]	456 (21.6) [-1.8]	51 (2.4) [-1.2]	2,113 (100.0)	(m) p<0.001**
主婦・主夫	14 (2.1) [-4.1]	227 (34.1) [-2.3]	205 (30.8) [-0.3]	193 (29.0) [4.4]	26 (3.9) [2.1]	665 (100.0)	
無職・定年	38 (5.7) [0.4]	280 (42.2) [2.5]	179 (27.0) [-2.6]	147 (22.2) [-0.3]	19 (2.9) [0.3]	663 (100.0)	
学 生	17 (10.2) [2.8]	63 (37.7) [-0.1]	66 (39.5) [2.4]	20 (12.0) [-3.4]	1 (0.6) [-1.7]	167 (100.0)	
そ の 他	2 (6.9) [0.4]	11 (37.9) [-0.0]	8 (27.6) [-0.4]	7 (24.1) [0.2]	1 (3.4) [0.3]	29 (100.0)	
計	196 (5.4)	1,383 (38.0)	1,137 (31.3)	823 (22.6)	98 (2.7)	3,637 (100.0)	

注 1 就労状況又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、婚姻状況別に見ると、**4-1-2-1-7表**のとおりであり、「未婚」では「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の比率が有意に高く、「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の比率が有意に低かった。「同棲」及び「別居」では「とても良い」とする人の比率が有意に高かった。「既婚」ではこれらと傾向が異なり、「やや悪い」とする人の比率が有意に高く、「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-2-1-7表

婚姻状況別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
未婚	64 (8.0) [3.7]	294 (36.7) [-0.9]	276 (34.4) [2.2]	156 (19.5) [-2.4]	12 (1.5) [-2.4]	802 (100.0)	(m) p<0.001**
同居	3 (16.7) [2.1]	8 (44.4) [0.6]	4 (22.2) [-0.8]	2 (11.1) [-1.2]	1 (5.6) [0.8]	18 (100.0)	
既婚	115 (4.5) [-3.9]	990 (38.4) [0.7]	777 (30.2) [-2.2]	616 (23.9) [2.9]	78 (3.0) [1.9]	2,576 (100.0)	
別居	7 (12.3) [2.3]	22 (38.6) [0.1]	18 (31.6) [0.1]	10 (17.5) [-0.9]	- [-1.3]	57 (100.0)	
その他	7 (3.9) [-0.9]	69 (38.1) [0.0]	60 (33.1) [0.6]	38 (21.0) [-0.5]	7 (3.9) [1.0]	181 (100.0)	
計	196 (5.4)	1,383 (38.1)	1,135 (31.2)	822 (22.6)	98 (2.7)	3,634 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 「その他」は、配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。

3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別、個人犯罪被害の有無別に見ると、4-1-2-1-8表から4-1-2-1-10表のとおりである。全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別において、「被害あり」では「やや悪い」とする人の比率が有意に高く、「まあまあ良い」とする人の比率が有意に低かった。個人犯罪被害の有無別において、「被害あり」では「やや悪い」とする人の比率が有意に高かった。

4-1-2-1-8表

全犯罪被害の有無別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
被害あり	41 (4.7) [-1.0]	293 (33.6) [-3.1]	277 (31.7) [0.3]	232 (26.6) [3.2]	30 (3.4) [1.6]	873 (100.0)	$\chi^2(4)=17.240$ $p=0.002^{**}$
被害なし	156 (5.6) [1.0]	1,094 (39.4) [3.1]	867 (31.2) [-0.3]	595 (21.4) [-3.2]	68 (2.4) [-1.6]	2,780 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

4-1-2-1-9表

世帯犯罪被害の有無別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
被害あり	38 (5.1) [-0.3]	244 (33.0) [-3.1]	238 (32.2) [0.6]	192 (26.0) [2.4]	27 (3.7) [1.8]	739 (100.0)	$\chi^2(4)=14.149$ $p=0.007^{**}$
被害なし	159 (5.5) [0.3]	1,143 (39.2) [3.1]	906 (31.1) [-0.6]	635 (21.8) [-2.4]	71 (2.4) [-1.8]	2,914 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

4-1-2-1-10表

個人犯罪被害の有無別我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良い	良くも悪く もない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
被害あり	6 (2.8) [-1.7]	73 (34.4) [-1.1]	64 (30.2) [-0.4]	65 (30.7) [2.9]	4 (1.9) [-0.7]	212 (100.0)	$\chi^2(4)=10.501$ $p=0.033^*$
被害なし	191 (5.6) [1.7]	1,314 (38.2) [1.1]	1,080 (31.4) [0.4]	762 (22.1) [-2.9]	94 (2.7) [0.7]	3,441 (100.0)	
計	197 (5.4)	1,387 (38.0)	1,144 (31.3)	827 (22.6)	98 (2.7)	3,653 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は，構成比であり，[] 内は，調整済み残差である。

4-1-2-1-11表は，我が国の治安に関する認識について，ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

目的変数は、我が国の治安に関する認識とし、「やや悪い」及び「悪い」を1、「とても良い」、「まあまあ良い」及び「良くも悪くもない」を0とした。説明変数は、第1編第2章第2節2項と同様の属性に関する変数に加え、世帯犯罪被害の有無及び個人犯罪被害の有無を使用した。また、分析の手順についても、同項と同じである。

我が国の治安に関する認識については、モデルに採用されたもののうち、性別、年齢層、就労状況、婚姻状況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(8)=84.329$, $p<0.001$, Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=4.674$, $p=0.792$ ）。我が国の治安を悪いと認識するオッズ比は、「女性」が「男性」に対して1.498 ($p<0.001$), 「40～59歳」が「39歳以下」に対して1.449 ($p=0.003$), 「60歳以上」が「39歳以下」に対して1.696 ($p<0.001$), 「学生」が「働いている」に対して0.568 ($p=0.035$), 「既婚・同棲」が「別居・その他」に対して1.419 ($p=0.033$), 「世帯犯罪被害あり」が「世帯犯罪被害なし」に対して1.287 ($p=0.008$), 「個人犯罪被害あり」が「個人犯罪被害なし」に対して1.455 ($p=0.018$) であった。我が国の治安に関する認識においては、女性は男性に比べて、40歳以上の人は39歳以下の人に比べて、働いている人は学生に比べて、既婚・同棲の人は別居・その他の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ我が国の治安が悪いと感じる傾向が有意に高い。

4-1-2-1-11表 我が国の治安に関する認識

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女性 / (男性)	0.404	0.081	24.842	0.000	1.498	1.278	1.757
年齢層	40～59歳 / (39歳以下)	0.371	0.124	8.946	0.003	1.449	1.136	1.847
	60歳以上 / (39歳以下)	0.528	0.133	15.836	0.000	1.696	1.307	2.199
就労状況	主婦・主夫・無職・定年 / (働いている)	0.078	0.098	0.626	0.429	1.081	0.891	1.311
	学生 / (働いている)	-0.566	0.268	4.464	0.035	0.568	0.336	0.960
婚姻状況	未婚 / (別居・その他)	0.352	0.192	3.348	0.067	1.421	0.975	2.072
	既婚・同棲 / (別居・その他)	0.350	0.164	4.531	0.033	1.419	1.028	1.957
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.252	0.094	7.145	0.008	1.287	1.070	1.548
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.375	0.158	5.617	0.018	1.455	1.067	1.983
定数		-2.086	0.207	101.512	0.000	0.124		

注 1 分析に使用したケース数は、3,583である。

2 「都市規模」、「世帯人数」及び「住居形態」は、モデルに採用されなかった。

2 まとめ

我が国の治安に関する認識をまとめると、以下のとおりである。

- ① 住居形態別に、我が国の治安に関する認識について見ると、アパート等に居住する人において治安が良いとする認識が高かった。
- ② 男女別に、我が国の治安に関する認識について見ると、女性において治安が悪いとする認識が高かった。
- ③ 年齢層別に、我が国の治安に関する認識について見ると、39歳以下の人において治安が良いとする認識が高かった。
- ④ 就労状況別に、我が国の治安に関する認識について見ると、主婦・主夫において治安が悪いとする認識が高く、無職・定年の人及び学生において治安が良いとする認識が高かった。
- ⑤ 婚姻状況別に、我が国の治安に関する認識について見ると、既婚の人において治安が悪いとする認識が高く、未婚、同棲及び別居の人において治安が良いとする認識が高かった。
- ⑥ 全犯罪被害有無別、世帯犯罪被害有無別及び個人犯罪被害有無別に、我が国の治安に関する認識について見ると、いずれも、それぞれの犯罪被害に遭ったことがある人において治安が悪いとする認識が高かった。
- ⑦ 我が国の治安に関する認識について、ロジスティック回帰分析によると、男性よりも女性、39歳以下の人よりも40歳以上の人、学生よりも働いている人、別居・その他の人よりも既婚・同棲の人、世帯犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人、個人犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人は、我が国の治安を悪いと感じる傾向が高かった。

第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識

1 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識

居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識の関係を見るために、以下のとおりカテゴリの分類を行った。

居住地域における犯罪被害に対する不安は、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」（個人犯罪被害に対する不安）及び②「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。」（世帯犯罪被害に対する不安）の2項目から構成されているが、それぞれの回答から「分からない」を除外し、前者を「夜間の一人歩き・安全」及び「夜間の一人歩き・危険」、後者を「不法侵入・あり得ない」及び「不法侵入・あり得る」とそれぞれ2分類した。

また、我が国の治安に関する認識については、「今の日本の治安について、どのように思いますか。」について、「分からない」を除外した上で、「治安認識・良い」、「治安認識・良くも悪くもない」及び「治安認識・悪い」に3分類した。

夜間の一人歩きに対する不安と我が国の治安に関する認識については、**4-1-3-1-1表**のとおりであり、「夜間の一人歩き・安全」では「治安認識・良い」とする人の比率が有意に高く、「治安認識・悪い」とする人の比率が有意に低かったのに対し、「夜間の一人歩き・危険」では「治安認識・悪い」とする人の比率が有意に高く、「治安認識・良い」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-3-1-1表

夜間の一人歩きに対する不安と我が国の治安に関する認識

区 分	治安認識 ・良い	治安認識・ 良くも悪くもない	治安認識 ・悪い	計	検定結果
夜間の一人 歩き・安全	1,427 (46.7) [9.3]	949 (31.1) [-0.6]	678 (22.2) [-9.9]	3,054 (100.0)	$\chi^2(2)=122.439$ $p<0.001^{**}$
夜間の一人 歩き・危険	139 (25.4) [-9.3]	177 (32.4) [0.6]	231 (42.2) [9.9]	547 (100.0)	
計	1,566 (43.5)	1,126 (31.3)	909 (25.2)	3,601 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安と我が国の治安に関する認識については、**4-1-3-1-2表**のとおりであり、「不法侵入・あり得ない」では「治安認識・良い」とする人の比率が有意に高く、「治安認識・悪い」とする人の比率が有意に低かったのに対し、「不法侵入・あり得る」では「治安認識・悪い」とする人の比率が有意に高く、「治安認識・良い」とする人の比率が有意に低かった。

4-1-3-1-2表

不法侵入の被害に遭う不安と我が国の治安に関する認識

区 分	治安認識 ・良い	治安認識・ 良くも悪くもない	治安認識 ・悪い	計	検定結果
不法侵入・ あり得ない	927 (47.2) [5.4]	600 (30.5) [-1.6]	438 (22.3) [-4.5]	1,965 (100.0)	$\chi^2(2)=33.172$ $p<0.001^{**}$
不法侵入・ あり得る	582 (38.1) [-5.4]	505 (33.0) [1.6]	442 (28.9) [4.5]	1,529 (100.0)	
計	1,509 (43.2)	1,105 (31.6)	880 (25.2)	3,494 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 まとめ

これらの結果から、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い人が、我が国の治安に関する認識を悪く捉えており、また、居住地域における犯罪被害に対する不安の低い人が、我が国の治安に関する認識を良く捉えていることが分かる。すなわち、身近な犯罪に対する不安の強さと、我が国の治安に関する懸念との間には、密接な関連があると考えられる。

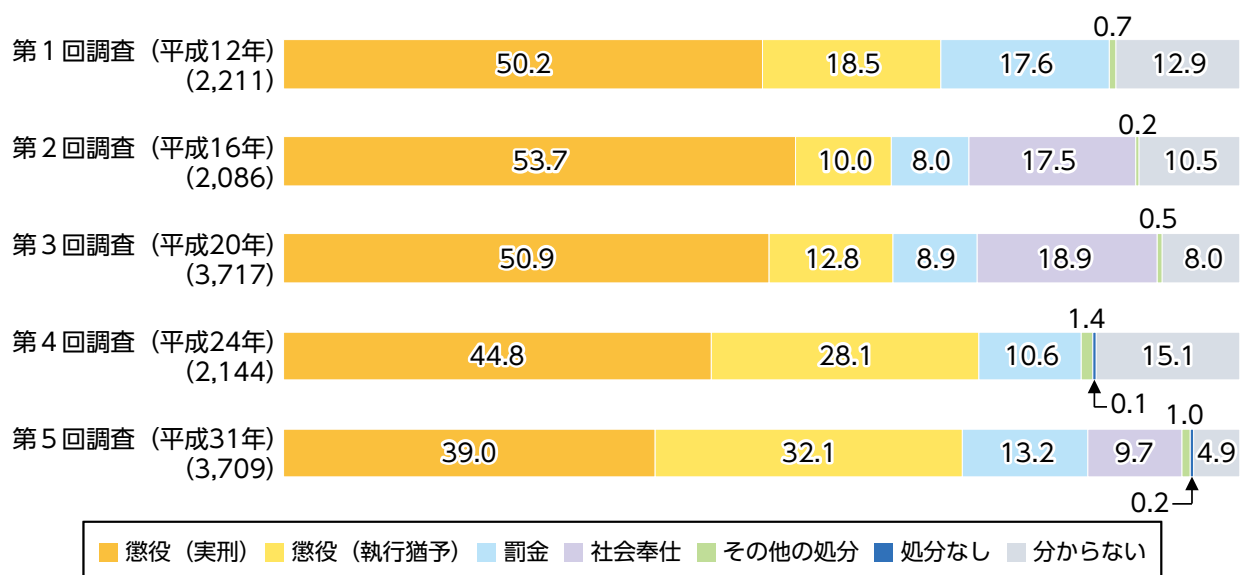
第2章 量刑に関する意見

犯罪被害実態（暗数）調査では、犯罪の具体的な設例を示し、犯罪者に対する処罰の在り方についても質問している。設例の内容は、「21歳の男性が二度目の住居侵入と窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物は新型高級テレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」である（なお、第4回調査までは、盗んだ物を「カラーテレビ」として、同様の質問を継続的に行っている。）。

4-2-1図は、第1回調査から第5回調査までの回答結果を見たものである。第5回調査において、第1回及び第4回調査の選択肢にはなかった「社会奉仕」（コミュニティ・サービス：日本にはない制度で、指定された奉仕場所で無償の仕事に強制的に従事させるもの）を設けるなどしており、各回の単純な比較はできないものの、過去5回にわたる調査の中で見ると、第5回調査においては、「懲役（実刑）」とする人の比率が約4割と最も低く、「懲役（執行猶予）」とする人の比率が3割強と最も高くなっており、両者の割合の差が縮小した。また、「分からない」とする人の比率は、過去5回の中で最も低かった。「社会奉仕」とする人の比率は、約1割であった。

4-2-1図

量刑意見の経年比較



- 注 1 「社会奉仕」は、第1回調査及び第4回調査においては、選択肢に設けられていない。
 2 「処分なし」は、第3回調査以前の調査においては、選択肢に設けられていない。
 3 第4回調査においては、無回答の者を除く。
 4 () 内は、回答者総数の実人員である。

4-2-2表は、属性別に量刑意見との関係を見たものである。

都市規模別（**4-2-2表①**）に見ると、「政令指定都市等」では、「社会奉仕」とする人の比率が有意に高く、「分からない」とする人の比率が有意に低かった。「人口10万人以上の市」では、これと異なり、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に高く、「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低かった。「人口10万人未満の市町村」では、これらとはまた別の傾向を示し、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に低く、「懲役（執行猶予）」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。

さらに、都市規模を「政令指定都市」、「特別区（東京23区）」、「政令指定都市を除く人口20万人以上の市（以下「人口20万人以上の市」という。）」、「人口10万人以上20万人未満の市」、「人口10万人未満の市」及び「町村」の6つに区分して量刑意見との関係を見ると、「政令指定都市」では「社会奉仕」、「人口20万人以上の市」では「懲役（実刑）」、「人口10万人未満の市」では「懲役（執行猶予）」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。他方、「特別区（東京23区）」では「分からない」、「人口10万人以上20万人未満の市」では「懲役（執行猶予）」、「人口10万人未満の市」では「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に低かった。

世帯人数別（**4-2-2表②**）に見ると、「1人」では「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。「2人」では「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「社会奉仕」及び「処分なし」とする人の比率が有意に高かった。「4人」では、これと傾向が異なり、「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高く、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。「5人以上」では「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高かった。

住居形態別（**4-2-2表③**）では、量刑意見との間に有意な関連性は見られなかった。

男女別（**4-2-2表④**）に量刑意見との関係を見ると、男性は、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に高く、「分からない」とする人の比率が有意に低かったのに対し、女性は、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に低く、「分からない」とする人の比率が有意に高かった。

年齢層別（**4-2-2表⑤**）では、39歳以下の年齢層において、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高く、「罰金」、「社会奉仕」、「その他の処分」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。40～59歳の年齢層においては、39歳以下の年齢層と類似した傾向が見られ、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に高く、「罰金」、「その他の処分」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。他方、60歳以上の年齢層にお

いてはこれらと傾向が異なり、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」、「社会奉仕」、「その他の処分」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。

就労状況別（4-2-2表⑥）では、働いている人において、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高く、「罰金」、「社会奉仕」、「その他の処分」及び「分からない」とする人の比率は有意に低かった。「主婦・主夫」はこれと傾向が異なり、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。「無職・定年」では、「主婦・主夫」の方により近い傾向を示し、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」、「その他の処分」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。「学生」は、「懲役（実刑）」及び「社会奉仕」とする人の比率が有意に低く、「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高かった。

婚姻状況別（4-2-2表⑦）では、未婚の人は「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高く、「罰金」、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。既婚の人は、これと傾向が異なり、「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「社会奉仕」とする人の比率が有意に高かった。別居の人は、「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」とする人の比率が有意に高かった。「その他」の人は、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」、「その他の処分」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。

4-2-2表

量刑意見（属性別）

① 都市規模別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
政令指定都市等	398 (40.5) [1.2]	313 (31.9) [-0.2]	117 (11.9) [-1.4]	113 (11.5) [2.2]	8 (0.8) [-0.6]	2 (0.2) [0.4]	31 (3.2) [-3.0]	982 (100.0)	$\chi^2(12)=40.979$ $p<0.001^{**}$
人口10万人以上の市	632 (41.7) [2.8]	455 (30.0) [-2.3]	207 (13.6) [0.7]	142 (9.4) [-0.6]	12 (0.8) [-0.9]	2 (0.1) [-0.4]	67 (4.4) [-1.2]	1,517 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	416 (34.4) [-4.0]	422 (34.9) [2.5]	165 (13.6) [0.6]	105 (8.7) [-1.5]	16 (1.3) [1.5]	2 (0.2) [0.0]	84 (6.9) [4.0]	1,210 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

② 世帯人数別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
1 人	155 (37.6) [-0.6]	99 (24.0) [-3.7]	73 (17.7) [2.9]	38 (9.2) [-0.4]	7 (1.7) [1.6]	- [-0.9]	40 (9.7) [4.8]	412 (100.0)	(m) p<0.001**
2 人	411 (36.9) [-1.7]	327 (29.4) [-2.3]	152 (13.7) [0.5]	142 (12.8) [4.1]	14 (1.3) [1.2]	4 (0.4) [2.0]	63 (5.7) [1.4]	1,113 (100.0)	
3 人	338 (39.7) [0.5]	284 (33.3) [0.9]	106 (12.4) [-0.7]	81 (9.5) [-0.2]	6 (0.7) [-0.9]	2 (0.2) [0.6]	35 (4.1) [-1.2]	852 (100.0)	
4 人	334 (41.9) [1.9]	281 (35.3) [2.2]	96 (12.0) [-1.1]	57 (7.2) [-2.7]	5 (0.6) [-1.1]	- [-1.3]	24 (3.0) [-2.8]	797 (100.0)	
5人以上	203 (38.7) [-0.1]	196 (37.3) [2.8]	61 (11.6) [-1.2]	41 (7.8) [-1.6]	4 (0.8) [-0.5]	- [-1.0]	20 (3.8) [-1.3]	525 (100.0)	
計	1,441 (39.0)	1,187 (32.1)	488 (13.2)	359 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,699 (100.0)	

③ 住居形態別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
アパート等	311 (42.5) [2.2]	214 (29.3) [-1.8]	96 (13.1) [-0.0]	71 (9.7) [0.0]	8 (1.1) [0.4]	- [-1.2]	31 (4.2) [-0.9]	731 (100.0)	(m) p=0.286
一戸建て	1,134 (38.1) [-2.1]	975 (32.8) [1.8]	392 (13.2) [-0.0]	289 (9.7) [0.0]	28 (0.9) [-0.4]	6 (0.2) [1.2]	150 (5.0) [0.8]	2,974 (100.0)	
そ の 他	1 (25.0) [-0.6]	1 (25.0) [-0.3]	1 (25.0) [0.7]	- [-0.7]	- [-0.2]	- [-0.1]	1 (25.0) [1.9]	4 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

④ 男女別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
男 性	763 (42.7) [4.5]	560 (31.4) [-0.9]	220 (12.3) [-1.5]	167 (9.4) [-0.7]	16 (0.9) [-0.4]	3 (0.2) [0.1]	56 (3.1) [-4.8]	1,785 (100.0)	$\chi^2(6)=37.542$ p<0.001**
女 性	683 (35.5) [-4.5]	630 (32.7) [0.9]	269 (14.0) [1.5]	193 (10.0) [0.7]	20 (1.0) [0.4]	3 (0.2) [-0.1]	126 (6.5) [4.8]	1,924 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

⑤ 年齢層別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
39歳以下	361 (44.5) [3.7]	301 (37.1) [3.5]	83 (10.2) [-2.8]	46 (5.7) [-4.4]	3 (0.4) [-2.0]	1 (0.1) [-0.3]	16 (2.0) [-4.4]	811 (100.0)	$\chi^2(12)=194.035$ $p<0.001^{**}$
40～59歳	555 (44.7) [5.0]	418 (33.7) [1.5]	122 (9.8) [-4.3]	109 (8.8) [-1.4]	6 (0.5) [-2.1]	— [—1.7]	32 (2.6) [-4.7]	1,242 (100.0)	
60歳以上	530 (32.0) [-7.8]	471 (28.4) [-4.3]	284 (17.1) [6.4]	205 (12.4) [4.9]	27 (1.6) [3.7]	5 (0.3) [1.9]	134 (8.1) [8.1]	1,656 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

⑥ 就労状況別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
働いている	936 (44.0) [7.2]	710 (33.4) [2.0]	232 (10.9) [-4.7]	182 (8.6) [-2.8]	13 (0.6) [-2.6]	4 (0.2) [0.4]	50 (2.4) [-8.3]	2,127 (100.0)	(m) $p<0.001^{**}$
主婦・主夫	221 (32.6) [-3.8]	203 (29.9) [-1.3]	110 (16.2) [2.6]	86 (12.7) [2.9]	8 (1.2) [0.6]	1 (0.1) [-0.1]	49 (7.2) [3.1]	678 (100.0)	
無職・定年	229 (33.1) [-3.5]	176 (25.5) [-4.1]	119 (17.2) [3.5]	78 (11.3) [1.5]	14 (2.0) [3.1]	1 (0.1) [-0.1]	74 (10.7) [7.9]	691 (100.0)	
学 生	48 (28.6) [-2.9]	85 (50.6) [5.3]	21 (12.5) [-0.3]	9 (5.4) [-2.0]	— [-1.3]	— [-0.5]	5 (3.0) [-1.2]	168 (100.0)	
そ の 他	9 (31.0) [-0.9]	9 (31.0) [-0.1]	4 (13.8) [0.1]	4 (13.8) [0.7]	1 (3.4) [1.4]	— [-0.2]	2 (6.9) [0.5]	29 (100.0)	
計	1,443 (39.1)	1,183 (32.0)	486 (13.2)	359 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	180 (4.9)	3,693 (100.0)	

⑦ 婚姻状況別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
未 婚	327 (40.3) [0.8]	308 (37.9) [4.1]	87 (10.7) [-2.3]	58 (7.1) [-2.8]	4 (0.5) [-1.6]	— [-1.3]	28 (3.4) [-2.1]	812 (100.0)	(m) $p<0.001^{**}$
同 棲	7 (38.9) [-0.0]	7 (38.9) [0.6]	2 (11.1) [-0.3]	2 (11.1) [0.2]	— [-0.4]	— [-0.2]	— [-1.0]	18 (100.0)	
既 婚	1,033 (39.6) [1.0]	810 (31.0) [-2.0]	343 (13.1) [-0.1]	274 (10.5) [2.4]	26 (1.0) [0.2]	5 (0.2) [0.7]	119 (4.6) [-1.2]	2,610 (100.0)	
別 居	23 (37.7) [-0.2]	11 (18.0) [-2.4]	14 (23.0) [2.3]	8 (13.1) [0.9]	1 (1.6) [0.5]	— [-0.3]	4 (6.6) [0.6]	61 (100.0)	
そ の 他	52 (27.5) [-3.3]	46 (24.3) [-2.3]	40 (21.2) [3.3]	18 (9.5) [-0.1]	5 (2.6) [2.4]	1 (0.5) [1.3]	27 (14.3) [6.2]	189 (100.0)	
計	1,442 (39.1)	1,182 (32.0)	486 (13.2)	360 (9.8)	36 (1.0)	6 (0.2)	178 (4.8)	3,690 (100.0)	

注 1 ②においては世帯人数，⑥においては就労状況，⑦においては婚姻状況が不詳の者を除く。
2 婚姻状況の「その他」は，配偶者が死亡し，又は配偶者と離婚したことにより独身である者等である。
3 () 内は，構成比であり，[]内は，調整済み残差である。

次に、犯罪に対する不安と量刑意見との関係について見たものが**4-2-3表**である。

夜間の一人歩きに対する不安と量刑意見との関係を見ると (**4-2-3表①**)、「まあまあ安全」とした人では「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「分からない」とする人の比率が有意に高かった。また、「やや危ない」とした人では、「懲役（執行猶予）」及び「その他の処分」とする人の比率が有意に高く、「罰金」とする人の比率が有意に低かった。

次に、夜間における家族の安全に対する不安と量刑意見との関係を見ると (**4-2-3表②**)、「とても安全」とした人では「罰金」とする人の比率が有意に高いほか、「まあまあ安全」とした人では「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に低く、「分からない」とする人の比率が有意に高かった。「やや危ない」とした人はこれと傾向が異なり、「懲役（実刑）」とする人の比率が有意に高く、「罰金」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。「とても危ない」とした人では「その他の処分」とする人の比率が有意に高く、「分からない」とする人の比率が有意に低かった。なお、「家族がいない」とした人では、「分からない」とする人の比率が有意に高かった。

また、不法侵入の被害に遭う不安と量刑意見との関係を見ると (**4-2-3表③**)、「あり得る」とした人では「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に高く、「罰金」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。「まずあり得ない」とした人ではこれと異なる傾向が見られ、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の比率が有意に低く、「罰金」及び「分からない」とする人の比率が有意に高かった。

以上のことから、ごく大まかに傾向をまとめると、犯罪に対する不安の程度が比較的低い人は、量刑について「罰金」や「分からない」を選択する割合が高い一方で、犯罪に対する不安の程度が比較的高い人は、「懲役（実刑）」や「懲役（執行猶予）」を選択する割合が高く、「分からない」を選択する割合は低いと捉えられる。

4-2-3表

犯罪に対する不安と量刑意見

① 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
とても安全	264 (37.3) [-1.0]	235 (33.2) [-0.5]	103 (14.6) [1.2]	78 (11.0) [1.3]	3 (0.4) [-1.6]	2 (0.3) [0.9]	22 (3.1) [-1.9]	707 (100.0)	(m) p=0.007**
まあまあ安全	941 (39.4) [0.7]	744 (31.2) [-2.3]	324 (13.6) [0.8]	236 (9.9) [0.4]	19 (0.8) [-1.2]	3 (0.1) [-0.8]	121 (5.1) [2.4]	2,388 (100.0)	
やや危ない	198 (39.7) [0.3]	185 (37.1) [2.4]	50 (10.0) [-2.3]	37 (7.4) [-1.9]	11 (2.2) [3.2]	1 (0.2) [0.2]	17 (3.4) [-1.2]	499 (100.0)	
とても危ない	19 (34.5) [-0.7]	21 (38.2) [0.9]	6 (10.9) [-0.5]	5 (9.1) [-0.2]	1 (1.8) [0.7]	- [-0.3]	3 (5.5) [0.4]	55 (100.0)	
計	1,422 (39.0)	1,185 (32.5)	483 (13.2)	356 (9.8)	34 (0.9)	6 (0.2)	163 (4.5)	3,649 (100.0)	

② 夜間における家族の安全に対する不安

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
とても安全	146 (37.2) [-0.8]	122 (31.0) [-0.5]	67 (17.0) [2.3]	41 (10.4) [0.5]	2 (0.5) [-1.0]	2 (0.5) [1.8]	13 (3.3) [-1.1]	393 (100.0)	(m) p=0.001**
まあまあ安全	770 (37.1) [-2.8]	675 (32.5) [0.4]	290 (14.0) [1.3]	211 (10.2) [0.9]	17 (0.8) [-1.0]	3 (0.1) [-0.4]	108 (5.2) [2.7]	2,074 (100.0)	
やや危ない	395 (44.2) [3.6]	284 (31.8) [-0.4]	95 (10.6) [-2.8]	82 (9.2) [-0.7]	9 (1.0) [0.1]	1 (0.1) [-0.5]	28 (3.1) [-2.2]	894 (100.0)	
とても危ない	65 (40.9) [0.5]	59 (37.1) [1.3]	17 (10.7) [-1.0]	11 (6.9) [-1.2]	5 (3.1) [2.9]	- [-0.5]	2 (1.3) [-2.0]	159 (100.0)	
家族がいない	39 (38.2) [-0.2]	28 (27.5) [-1.1]	15 (14.7) [0.4]	9 (8.8) [-0.3]	2 (2.0) [1.0]	- [-0.4]	9 (8.8) [2.2]	102 (100.0)	
計	1,415 (39.1)	1,168 (32.2)	484 (13.4)	354 (9.8)	35 (1.0)	6 (0.2)	160 (4.4)	3,622 (100.0)	

③ 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
非常にあり得る	41 (45.6) [1.3]	31 (34.4) [0.4]	8 (8.9) [-1.3]	8 (8.9) [-0.2]	- [-1.0]	- [-0.4]	2 (2.2) [-1.1]	90 (100.0)	(m) p<0.001**
あり得る	590 (40.7) [1.7]	499 (34.4) [2.2]	166 (11.5) [-2.8]	141 (9.7) [0.3]	15 (1.0) [0.1]	2 (0.1) [-0.4]	36 (2.5) [-4.8]	1,449 (100.0)	
まああり得ない	751 (37.5) [-2.1]	617 (30.8) [-2.3]	299 (14.9) [3.1]	190 (9.5) [-0.2]	21 (1.0) [0.2]	4 (0.2) [0.5]	121 (6.0) [5.1]	2,003 (100.0)	
計	1,382 (39.0)	1,147 (32.4)	473 (13.4)	339 (9.6)	36 (1.0)	6 (0.2)	159 (4.5)	3,542 (100.0)	

注 1 ①においては「夜間の一人歩きに対する不安」、②においては「夜間における家族の安全に対する不安」、③においては「不法侵入の被害に遭う不安」が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

治安に関する認識等と量刑意見との関係について見たものが**4-2-4表**である。

現在の我が国の治安に関する認識と量刑意見との関係を見ると(**4-2-4表①**),「まあまあ良い」とした人では、「懲役(実刑)」とする人の比率が有意に低かった。また、「やや悪い」とした人では「罰金」とする人の比率が有意に低く、「その他の処分」とする人の比率が有意に高かった。「とても悪い」とした人では、「社会奉仕」とする人の比率が有意に低く、「その他の処分」とする人の比率が有意に高かった。

次に、警察の防犯活動に対する評価と量刑意見との関係を見ると(**4-2-4表②**),「まあまあよくやっている」とした人では「罰金」及び「分からない」とする人の比率が有意に高く、逆に、「やや不十分」とした人では「罰金」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。「非常に不十分」とした人では、「懲役(実刑)」とする人の比率が有意に高かった。

これらのことから、ごく大まかに傾向をまとめると、治安に関する認識・評価が比較的良好である人は、「懲役(実刑)」よりも「罰金」を選択する割合が相対的に高く、逆に治安に関する認識・評価が悪い人は、「罰金」よりも「懲役(実刑)」を選択する割合が相対的に高いと捉えられる。

4-2-4表

治安に関する認識等と量刑意見

① 現在の我が国の治安に関する認識

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
とても良い	82 (41.6) [0.7]	56 (28.4) [-1.2]	34 (17.3) [1.7]	21 (10.7) [0.4]	- [-1.4]	- [-0.6]	4 (2.0) [-1.6]	197 (100.0)	(m) p=0.019*
まあまあ良い	516 (37.2) [-2.0]	460 (33.2) [0.8]	193 (13.9) [1.0]	140 (10.1) [0.6]	11 (0.8) [-0.9]	4 (0.3) [1.4]	63 (4.5) [0.6]	1,387 (100.0)	
良くも悪くも ない	458 (40.0) [0.6]	364 (31.8) [-0.5]	155 (13.5) [0.4]	110 (9.6) [-0.2]	8 (0.7) [-1.2]	1 (0.1) [-0.8]	48 (4.2) [-0.2]	1,144 (100.0)	
やや悪い	338 (40.9) [1.1]	267 (32.3) [-0.1]	92 (11.1) [-2.0]	82 (9.9) [0.2]	14 (1.7) [2.3]	- [-1.3]	34 (4.1) [-0.3]	827 (100.0)	
とても悪い	41 (41.8) [0.5]	35 (35.7) [0.7]	8 (8.2) [-1.5]	3 (3.1) [-2.3]	3 (3.1) [2.1]	1 (1.0) [2.1]	7 (7.1) [1.4]	98 (100.0)	
計	1,435 (39.3)	1,182 (32.4)	482 (13.2)	356 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	156 (4.3)	3,653 (100.0)	

② 警察の防犯活動に対する評価

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
非 常 に よくやっている	115 (39.5) [0.1]	96 (33.0) [0.1]	39 (13.4) [0.1]	28 (9.6) [0.1]	3 (1.0) [0.1]	- [-0.7]	10 (3.4) [-0.7]	291 (100.0)	(m) p=0.030*
ま あ ま あ よくやっている	744 (38.2) [-1.7]	623 (32.0) [-0.9]	284 (14.6) [2.8]	183 (9.4) [-0.2]	17 (0.9) [-0.9]	3 (0.2) [0.0]	95 (4.9) [2.4]	1,949 (100.0)	
やや不十分	384 (40.3) [0.7]	325 (34.1) [1.1]	104 (10.9) [-2.5]	98 (10.3) [1.0]	13 (1.4) [1.3]	1 (0.1) [-0.4]	29 (3.0) [-2.1]	954 (100.0)	
非常に不十分	59 (52.2) [2.8]	34 (30.1) [-0.6]	10 (8.8) [-1.4]	5 (4.4) [-1.9]	- [-1.1]	1 (0.9) [2.0]	4 (3.5) [-0.3]	113 (100.0)	
計	1,302 (39.4)	1,078 (32.6)	437 (13.2)	314 (9.5)	33 (1.0)	5 (0.2)	138 (4.2)	3,307 (100.0)	

注 1 ①においては「現在の我が国の治安に関する認識」、②においては「警察の防犯活動に対する評価」が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

最後に、犯罪被害の有無と量刑意見との関係について見たものが**4-2-5表**である。

全犯罪被害の有無と量刑意見との関係を見ると**(4-2-5表①)**、被害ありの人は、「懲役(実刑)」及び「その他の処分」とする人の比率が有意に高く、「分からない」とする人の比率が有意に低かった。

世帯犯罪被害の有無と量刑意見との関係を見ると**(4-2-5表②)**、被害ありの人は、「懲役(実刑)」及び「その他の処分」とする人の比率が有意に高く、「懲役(執行猶予)」及び「分からない」とする人の比率が有意に低かった。

また、個人犯罪被害の有無と量刑意見との関係を見ると**(4-2-5表③)**、被害ありの人は、「懲

役（実刑）」及び「その他の処分」とする人の比率が有意に高く、「分からない」とする人の比率が有意に低かった。

これらのことから、大まかに傾向をまとめると、犯罪被害の経験のある人は、「懲役（実刑）」及び「その他の処分」を選択する割合が高い一方で、量刑について「分からない」を選択する割合は低いと捉えられる。

4-2-5表

犯罪被害の有無と量刑意見

① 全犯罪被害の有無

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
被害あり	378 (43.1) [2.8]	260 (29.6) [-1.8]	102 (11.6) [-1.6]	94 (10.7) [1.1]	14 (1.6) [2.2]	1 (0.1) [-0.4]	29 (3.3) [-2.5]	878 (100.0)	$\chi^2(6)=21.203$ $p=0.002^{**}$
被害なし	1,068 (37.7) [-2.8]	930 (32.9) [1.8]	387 (13.7) [1.6]	266 (9.4) [-1.1]	22 (0.8) [-2.2]	5 (0.2) [0.4]	153 (5.4) [2.5]	2,831 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

② 世帯犯罪被害の有無

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
被害あり	318 (42.8) [2.4]	216 (29.1) [-2.0]	88 (11.8) [-1.2]	82 (11.0) [1.4]	12 (1.6) [2.0]	1 (0.1) [-0.2]	26 (3.5) [-2.0]	743 (100.0)	$\chi^2(6)=16.824$ $p=0.010^*$
被害なし	1,128 (38.0) [-2.4]	974 (32.8) [2.0]	401 (13.5) [1.2]	278 (9.4) [-1.4]	24 (0.8) [-2.0]	5 (0.2) [0.2]	156 (5.3) [2.0]	2,966 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

③ 個人犯罪被害の有無

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
被害あり	99 (46.5) [2.3]	64 (30.0) [-0.7]	25 (11.7) [-0.6]	16 (7.5) [-1.1]	5 (2.3) [2.1]	- (0.0) [-0.6]	4 (1.9) [-2.1]	213 (100.0)	(m) $p=0.033^*$
被害なし	1,347 (38.5) [-2.3]	1,126 (32.2) [0.7]	464 (13.3) [0.6]	344 (9.8) [1.1]	31 (0.9) [-2.1]	6 (0.2) [0.6]	178 (5.1) [2.1]	3,496 (100.0)	
計	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)	182 (4.9)	3,709 (100.0)	

注 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

お わ り に

第5回目となる今回の犯罪被害実態（暗数）調査は、前回（第4回）調査から7年が経過したものの、犯罪被害実態調査に対する理解や期待の高まりを背景に実施することができ、調査方法についても、第3回調査と同様、標本数を6,000人とした上で、訪問調査員による聴き取り方式を基本とすることができた。前回（第4回）調査においては、郵送調査を採用したことから、各質問に対して無回答が多く、分析に当たって一定の困難を生じた上、第3回までの調査方法と大きく異なることによって経年比較にも留保が付いた形となり、今回の調査で調査方法を第3回までと同様のものに戻すことができたことは、データの信用性向上に資するものとして好ましいことであったと思われる。

とは言え、同じ内容の調査をただ継続すれば良いというものでもなく、法務総合研究所が行う調査として、一定の社会的ニーズを反映させたものでなければならないとの考えから、今回は新たにストーカー行為、DV及び児童虐待を調査対象被害類型に含めることとした。また、性的な被害については、平成29年刑法改正を受け、質問項目に変更を加えるなどした。調査準備に当たり、被害者団体関係者等からも貴重な御意見を頂き、自記式回答について回答用紙を調査員に渡す方法に加え、新たに郵送又はインターネットでの提出も選択できるようにしたり、被害者が被害体験を思い出してつらい思いをした場合に備え、支援機関の連絡先等を記入した書面を交付したりする対応も行った。改めて御礼申し上げる。

本報告書冒頭でも記したように、英米においては、犯罪動向を示す指標として、警察等機関によって集計された認知件数に加え、犯罪被害実態（暗数）調査の数値が、いわば犯罪統計の両輪として、お互いを補い合う形で利用されている。もちろん、犯罪被害実態（暗数）調査は、標本誤差等、社会（アンケート）調査特有の限界を有することや、薬物事件等被害者のいない犯罪や、殺人事件等被害者自身が回答できない犯罪に関する統計を得ることはできないことなどに留意する必要がある。犯罪動向を知るためには、やはり認知件数等の公的な統計と、犯罪被害実態（暗数）調査に基づく数値を上手に組み合わせて利用することが望まれる。また、犯罪被害実態（暗数）調査は、他のアンケート調査のほとんどがそうであるように、単純集計された数値だけを見ても、それ自体が意味を持つことは少ない。数値を、一定の基準の中で評価したり、他の数値と比較したりすることにより初めて意味を持つものとなる。また、同種調査を定期的に実施できれば、結果の経年比較が可能であるし、各国で同種調査が実施されている

場合は国際比較をすることも可能となる。本報告書においても一部試みたように、結果として得られた数値（データ）を使用し、変数ごとのクロス集計を行ったり、多変量解析を行ったりすることにより、例えば犯罪に対する不安を喚起する要因を分析するなどの糸口とすることも考えられ、このような各種分析のための基礎データを提供する意義も大きいものと思われる。そのような見地から、本報告書も、基本的には第1回から第4回調査までの形式を踏襲したものとなっている。

今回の調査において、幾つかの罪種において犯罪被害率のばらつきが見られる一方で、我が国の犯罪被害率は決して高くなっていないことが明らかになった。また、犯罪に対する不安が改善しつつあるが、他方、犯罪被害の申告率が高くないものが多くあることが認められた。しかし、本調査結果からだけでは、原因を推測できても、正しい分析はできない。認知件数等の公的統計と併せた犯罪動向の真相に近づくためにも、経年比較が不可欠であるため、やはり犯罪被害実態（暗数）調査は継続的に実施することが必要である。もっとも、新たな質問項目として付加したストーカー行為、DV及び児童虐待等については、今回の結果を踏まえ、質問方法の妥当性や継続の必要性等につき検討する必要があるだろう。

また、時代とともに回収率の低下が指摘されており、時代に合わせた調査方法の在り方も検討課題である。犯罪被害実態（暗数）調査は、我が国の国民を母集団とするサンプル調査であるため、調査結果から国民全体を推定できるサンプルを得られるよう実施する必要がある。一定の調査方法及び規模を保ちつつどのように調査を継続していくことが可能か、法務総合研究所として引き続き検討していくこととしたい。

参考資料

- 1 調査票
- 2 基礎集計表

調査票

第5回犯罪被害実態調査票
－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－

I あなたの住んでいる地域の安全について

問1 暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。

- | | | |
|------------|-------------|---------|
| 1 とても安全である | 2 まあまあ安全である | 3 やや危ない |
| 4 とても危ない | 9 分からない | |

問2 暗くなった後、あなたの住んでいる地域で、あなたの御家族、例えばお子さんはどの程度安全であると感じますか。

- | | | |
|------------|-------------|---------|
| 1 とても安全である | 2 まあまあ安全である | 3 やや危ない |
| 4 とても危ない | 5 家族がいない | 9 分からない |

問3 今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。

- | | | |
|-----------|--------|-----------|
| 1 非常にあり得る | 2 あり得る | 3 まずあり得ない |
| 9 分からない | | |

問4 全体として、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1 非常によくやっている | 2 まあまあよくやっている | 3 やや不十分 |
| 4 非常に不十分 | 9 分からない | |

問5 今の日本の治安について、どのように思いますか。

- | | | |
|---------|----------|------------|
| 1 とても良い | 2 まあまあ良い | 3 良くも悪くもない |
| 4 やや悪い | 5 とても悪い | 9 分からない |

II あなたや御家族（別居している御家族や同居していても世帯が異なる御家族は含まれません。以下同じ。）に対する犯罪の被害について

自転車の所有状況や盗難の被害

問6 過去5年間（平成26年（2014年）からの5年間。以下同じ。）に、あなたや御家族で、自転車（子供用も含みます）を持っていた人はいましたか。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 はい（次の質問へ） | 2 いいえ（問8へ） |
|-------------|------------|

問7 過去5年間に、あなたや御家族で、自転車を盗まれたことがありましたか。

1 あ る (P 7 の問7-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

原動機付自転車や自動二輪車の所有状況や盗難の被害

問8 過去5年間に、あなたや御家族で、原動機付自転車や自動二輪車（スクーター、オートバイなど）を持っていた人はいましたか。

1 は い (次の質問へ) 2 いいえ (問10へ)

問9 過去5年間に、あなたや御家族で、原動機付自転車や自動二輪車を盗まれたことがありましたか。

1 あ る (P 8 の問9-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

自家用の自動車の所有状況や盗難の被害

問10 過去5年間に、あなたや御家族で、自家用の自動車（乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます）を持っていた人はいましたか。

1 は い (次の質問へ) 2 いいえ (問14へ)

問11 過去5年間に、あなたや御家族で、自家用の自動車を盗まれたことがありましたか。

1 あ る (P 10 の問11-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

問12 過去5年間に、あなたや御家族で、自動車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。

なお、自動車の破損や自動車ごと盗難にあった場合は含めないでください。

1 あ る (P 11 の問12-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

問13 過去5年間に、盗難とは別に、あなたや御家族が持っている自家用の自動車を、わざと傷付けられたり、壊されたりしたことがありましたか。確実でなくても、あなたがわざとであるとする場合は、それを含めてください。

なお、交通事故は含めないでください。

1 あ る (P 12 の問13-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

不法侵入被害

問14 過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。

なお、ここでいう「自宅」には、車庫、物置、倉庫、別荘は含めないでください。

1 あ る (P 14 の問14-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

問15 問14とは別に、過去5年間に、誰かがあなたの自宅に侵入しようとした形跡に気付いたことがありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りに引っかき傷等があったことがありましたか。

1 あ る (P 15 の問15-Aへ) 2 な い (次の質問へ) 9 分からない (次の質問へ)

Ⅲ あなた自身に起こったことについて

御家族が被害に遭った場合でも、御自身が被害に遭っていない場合は、「ない」に○を付けてください。

強盗、恐喝、ひったくりの被害

問16 過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありますか。ひったくりも含めて考えてください。

なお、スリの被害は含めないでください。

1 ある（P16の問16-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

盗難の被害

問17 問7から問16でお伺いした自転車盗、バイク盗、自動車盗、車からの盗難、不法侵入盗、強盗、恐喝、ひったくりとは別に、過去5年間に、あなたは、盗難の被害に遭ったことがありましたか。

1 ある（P18の問17-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

暴行の被害

問18 問7から問17でお伺いした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、自宅又はその他の場所で、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。

なお、ストーカー行為、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者等から振るわれる暴力）、児童虐待及び性的暴力は含めないでください。

1 ある（P20の問18-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

Ⅳ あなたの被害、又はあなたや御家族のどなたかの被害について

クレジットカード情報詐欺の被害

問19 過去5年間に、あなたはクレジットカード又はデビットカードを持っていたことがありますか。

（2つのカードの主な違いとしては、クレジットカードは後日引落とし、デビットカードは即時支払い）

1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（問21へ）

問20 過去5年間に、第三者があなたのクレジットカード又はデビットカードを悪用して、買い物をしたり、サービスの提供を受けたりする被害に遭ったことがありますか。

クレジットカード又はデビットカードそのものが悪用された場合のほか、第三者がこれらカードに関する個人情報を入手して悪用した場合を含みます。

1 ある（P22の問20-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

個人情報の悪用の被害

問21 問20で伺った被害以外で、**あなたや御家族**が、過去5年間に、第三者から個人情報を悪用される被害に遭ったことがありますか。

なお、「個人情報を悪用される被害」とは、例えば、預貯金口座の開設や、携帯電話の契約などのために、第三者が個人情報を悪用して本人になりました場合をいいます。

1 ある（P23の問21-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

振り込め詐欺の被害

問22 過去5年間に、**あなたは**いわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたことがありますか。

なお、「いわゆる振り込め詐欺」には、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などを含みます。また、お金を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、お金やキャッシュカードなどを受け取る場合なども含みます。

1 ある（次の質問へ） 2 ない（問24へ） 9 分からない（問24へ）

問23 いわゆる振り込め詐欺と思われる電話やメールなどを受けて、実際にお金を支払いましたか。

1 はい（P25の問23-Aへ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

インターネットオークション詐欺の被害

問24 過去5年間に、**あなたは**インターネットオークション詐欺の被害に遭ったことがありますか。

なお、「被害に遭った」とは、代金を支払ったのに商品が届かない、あるいは、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失があった場合に限ります。

1 ある（P26の問24-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

消費者詐欺の被害

問25 過去5年間に、**あなたや御家族**は、商品を買ったり、サービスを受けたりしたときに、詐欺の被害に遭ったことがありましたか。

なお、「被害に遭った」とは商品やサービスの質や量についてだまされた、代金を支払ったのに商品が届かない、あるいは、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失があった場合に限ります。

1 ある（P27の問25-Aへ） 2 ない（次の質問へ） 9 分からない（次の質問へ）

V 犯罪者に対する処罰の在り方に関するあなたの考えについて

問26 21歳の男性が二度目の住居侵入と窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物は新型高級テレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。

- | | | |
|---|------------|------|
| 1 懲役（実刑） | 2 懲役（執行猶予） | 3 罰金 |
| 4 社会奉仕（コミュニティ・サービス：日本にはない制度で、指定された奉仕場所で無償の仕事に強制的に従事させるもの） | 5 その他の処分 | |
| 6 処分なし | 9 分からない | |

Ⅵ あなたのお住まいの状況について

問27 あなたが現在お住まいになっているのは、次のうち、どれですか。

- 1 アパート・マンション 2 テラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっ付いている家）
3 一戸建て住宅 4 公共の施設（病院あるいは老人ホームなど） 5 その他

問28 あなたの住居の防犯設備などについて、お伺いします。

あなたの住居を守っているものについて、次の中から、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 侵入防止警報機 2 特別のドア鍵（複数鍵、特別仕様鍵など）
3 特別の窓／ドア格子（格子付き窓、強化ガラスなど） 4 番 犬
5 高い塀 6 管理人／ガードマン 7 自治会等による自警組織
8 隣近所で注意し合うことの申合せ 9 防犯カメラ 10 その他（ ）
11 何の防犯設備もない 12 分からない 13 答えたくない

Ⅶ あなたのことについて

問29 あなたの性別を教えてください。

- 1 男 性 2 女 性

問30 あなたの生まれた年を教えてください。

西暦〔 〕年 （又は 大正・昭和・平成〔 〕年）

問31 あなたの国籍を教えてください。

- 1 日 本 2 韓国・朝鮮 3 中 国（台湾を含む）
4 その他（ ） 9 答えたくない

問32 あなたは、次のどれに当てはまりますか。該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 正社員・自営業者・公務員 2 パート・アルバイト・派遣社員
3 求職中（失業中） 4 主婦・主夫
5 定年退職者、病気療養中など 6 学生
7 無職（3・4・5以外） 8 その他 9 答えたくない

問33 あなたは、次のどれに当てはまりますか。

- 1 未婚である（独身である） 2 未婚であるが、同棲している
3 既婚である 4 既婚であるが、配偶者とは別居している
5 その他 9 答えたくない

問34 次のうち、あなたが受けている福祉支援はありますか。該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 生活保護 2 要介護・要支援認定
3 身体障害者手帳の交付 4 療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳）の交付
5 精神障害者保険福祉手帳の交付 6 自立支援給付
7 その他（ ）
9 答えたくない

問35 あなたの世帯の人数は何人ですか。
[] 人

問36 あなたの世帯で16歳以上の方は, あなたを含めて何人ですか。また, そのうち男性は何人ですか。
[] 人 (そのうち 男性は [] 人)

問7-G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（P 2の問8へ）

問7-H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない（P 2の問8へ）

原付自転車や自動二輪車の盗難の被害

【問9（P 2）で、「ある」（原付自転車や自動二輪車を盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

問9-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

- 1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）

↓

（問9-B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問9-C 原付自転車や自動二輪車の盗難被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場 5 その他国内 6 海外 9 分からない

問9-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（問9-Hへ） 9 分からない（P 2の問10へ）

問9－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問9－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P 2の間10へ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（P 2の間10へ）

問9－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（P 2の間10へ）

問9－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
 - 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
 - 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
 - 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
 - 5 家族が解決した
 - 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
 - 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
 - 8 捜査機関は何もしてくれない
 - 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
 - 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
 - 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
 - 12 その他（ ）
 - 13 分からない（P 2の間10へ）
-

自家用の自動車の盗難や損壊の被害

【問11（P 2）で、「ある」（自家用の自動車を盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

問11－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）



（問11－B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問11－C 自家用の自動車の盗難被害に遭った場所は、どこですか。

1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場 5 その他国内 6 海外 9 分からない

問11－D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（問11－Hへ） 9 分からない（P 2の問12へ）

問11－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

1 盗まれたものを取り戻すため
2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
3 重大な事件だから
4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
5 再発を防ぐため
6 助けを求めるため
7 加害者からの弁償を得るため
8 保険金を得るため（保険金請求のため）
9 その他（ ）
10 分からない

問11－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい（P 2の問12へ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（P 2の問12へ）

問11－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

1 十分な対処をしてくれなかった
2 関心を持って聞いてくれなかった
3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
5 十分な経過通知をしてくれなかった
6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
7 到着するのが遅かった
8 その他（ ）
9 分からない（P 2の問12へ）

問11－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない （P 2の問12へ）

【問12（P 2）で、「ある」（車の中の物又は車の部品が盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

問12－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

- 1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）



（問12－B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問12－C 車の中に置いてあった物や車の部品の盗難の被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場 5 その他国内 6 海外 9 分からない

問12－D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 は い（次の質問へ） 2 いいえ（問12－Hへ） 9 分からない（P 2の問13へ）

問12－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問12－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 は い（P 2の問13へ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（P 2の問13へ）

問12－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（ P 2 の問13へ）

問12－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない（ P 2 の問13へ）

【問13（P 2）で、「ある」（車を傷付けられたり、壊されたりした被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問13－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

- 1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）

↓

（問13－B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問13－C 車を傷付けられたり壊された被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場 5 その他国内 6 海外 9 分からない

問13－D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（問13－Hへ） 9 分からない（ P 2 の問14へ）

問13－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけないでください)
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問13－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P 2の問14へ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（P 2の問14へ）

問13－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（P 2の問14へ）

問13－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
 - 2自分で解決した（加害者を知っていた）
 - 3捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
 - 4代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
 - 5家族が解決した
 - 6保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
 - 7捜査機関は何もできない（証拠がない）
 - 8捜査機関は何もしてくれない
 - 9捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
 - 10仕返しのおそれからあえて届け出ない
 - 11被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
 - 12その他（ ）
 - 13分からない（P 2の問14へ）
-

問15－F あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（ P 3 の問16へ）

問15－G 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない（ P 3 の問16へ）

強盗・恐喝・ひったくりの被害

【問16（P 3）で、「ある」(強盗・恐喝・ひったくりの被害に遭ったことがある)と答えた方に伺います。】

問16－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

- 1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）

↓

（問16－B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問16－C 被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場 5 その他国内 6 海外 9 分からない

問16－D 実際にお金や物をとられましたか。

- 1 は い 2 いいえ 9 分からない

問16－E 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。
なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

- 1 加害者を知らなかった
- 2 少なくとも1名は、顔を知っていた
- 3 少なくとも1名は、名前を知っていた
- 4 加害者を見なかった又は見えなかった

問16－F 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃（一見して見間違うモデルガン等を含みます）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち^{かな}、針など、本来武器として作られた物ではない物）を持っていましたか。

- 1 は い
- 2 いいえ
- 9 分からない

問16－G あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 は い（次の質問へ）
- 2 いいえ（問16－Kへ）
- 9 分からない（問16－Lへ）

問16－H あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 取られたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問16－I 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 は い（問16－Lへ）
- 2 いいえ（次の質問へ）
- 9 分からない（問16－Lへ）

問16－J あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
 - 2 関心を持って聞いてくれなかった
 - 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
 - 4 取られたものを取り戻してくれなかった
 - 5 十分な経過通知をしてくれなかった
 - 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
 - 7 到着するのが遅かった
 - 8 その他（ ）
 - 9 分からない（問16－Lへ）
-

問17－F あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問17－G 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P 3の問18へ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（P 3の問18へ）

問17－H あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（P 3の問18へ）

問17－I 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
 - 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
 - 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
 - 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
 - 5 家族が解決した
 - 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
 - 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
 - 8 捜査機関は何もしてくれない
 - 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
 - 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
 - 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
 - 12 その他（ ）
 - 13 分からない（P 3の問18へ）
-

暴行の被害

【問18（P 3）で、「ある」（暴行の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問18－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）

↓

（問18－B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問18－C 被害に遭った場所は、どこですか。

1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場 5 その他国内 6 海外 9 分からない

問18－D 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

1 加害者を知らなかった （問18－Fへ）
2 少なくとも1名は、顔を知っていた （問18－Fへ）
3 少なくとも1名は、名前を知っていた （次の質問へ）
4 加害者を見なかった又は見えなかった （問18－Fへ）

問18－E 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係を全てお答えください。

1 家族・親せき 2 親しい友人 3 一緒に働いていた人又は働いたことのある人
4 上記の誰でもない 9 答えたくない

問18－F 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃（一見して見間違えるモデルガン等を含みます）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）を持っていたか。

1 はい 2 いいえ 9 分からない

問18－G 実際に何をされましたか。

1 脅迫（問18－Iへ） 2 暴行（脅迫と暴行両方の場合を含みます）（次の質問へ）
9 分からない（問18－Iへ）

問18－H 暴行を受けた結果、あなたはけがをしましたか。

1 はい 2 いいえ

問18－I あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（問18－Mへ） 9 分からない（問18－Nへ）

問18－J あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけしないでください)
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問18－K 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（問18－Nへ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（問18－Nへ）

問18－L あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（問18－Nへ）

問18－M 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない

問18－N その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、犯罪被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。

- 1 はい 2 いいえ 9 分からない
(P 3 の問19へ)

問21－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問21－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（P 4の問22へ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（P 4の問22へ）

問21－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（P 4の問22へ）

問21－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
 - 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
 - 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
 - 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
 - 5 家族が解決した
 - 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
 - 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
 - 8 捜査機関は何もしてくれない
 - 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
 - 10 仕返しのおそれからあえて届出をしない
 - 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
 - 12 その他（ ）
 - 13 分からない（P 4の問22へ）
-

問24－F あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない（P 4の問25へ）

問24－G 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届出をしない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない（P 4の問25へ）

消費者詐欺の被害

【問25（P 4）で、「ある」（消費者^{さぎ}詐欺^あの被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問25－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

- 1 今年 2 昨年（平成30年） 3 それ以前 9 分からない（思い出せない）

↓

（問25－B）昨年（平成30年）に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問25－C その詐欺は、次のうち、どのような場面で行われたでしょうか。

なお、インターネットオークション（インターネットを介した競売方法による商品の売買）における詐欺被害は、含みません。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 建設、建築、修繕作業 | 2 自動車修理工場で行われた作業 |
| 3 ホテル、レストラン、飲食店でのサービス | 4 店頭での買い物 |
| 5 インターネットショッピング、通信販売 | 6 訪問販売 |
| 7 電話勧誘による販売 | 8 それ以外 |
| | 9 分からない |

問25－D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい (次の質問へ) 2 いいえ (問25－Hへ) 9 分からない (P 4の問26へ)

問25－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため (保険金請求のため)
- 9 その他 ()
- 10 分からない

問25－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (P 4の問26へ) 2 いいえ (次の質問へ) 9 分からない (P 4の問26へ)

問25－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 分からない (P 4の問26へ)

問25－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない (損失がない, 大したことではない)
- 2 自分で解決した (加害者を知っていた)
- 3 捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)
- 4 代わりに別の機関に知らせた (機関名:)
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので, 保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)
- 10 仕返しのおそれからあえて届出をしない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
- 12 その他 ()
- 13 分からない (P 4の問26へ)

調査票（自記式）

《自記式》最後に、自記式での調査を行います。これからお尋ねすることは、答えにくい質問かもしれませんが、統計以外の目的には使用しませんので、御協力をお願いします。

自記式調査票につきましては、お手順をお掛けしますが、御自分で質問を読んで記入していただきます。

回答した調査票の提出は、次の4つの中から選んでください。

①その場で回答する

（^{すべて}全ての回答が終わりましたら、この調査票を封に入れ、のり付けして提出）

②調査員が再度訪問した際提出する（提出期限：○月○日）

③郵送で提出する（提出用の封筒をお渡しします。提出期限：○月○日）

④オンライン回答により提出する（オンライン回答用のWeb調査票がある所定のサイト、ID及びパスワードをお伝えしますので、同サイトへログインして調査票に回答・提出してください。提出期限：○月○日）

<注意事項>

次の質問を読んで、当てはまる選択肢の番号に「○」をしてください。

また、（ ）内への記入を求められている場合には、（ ）内へ記入してください。

選択肢の「その他（ ）」を選んだ場合も、（ ）内に具体的に記入してください。

ストーカー行為の被害

Q1 過去5年間に、あなたは、ストーカー行為の被害に^あ遭ったことがありますか。

なお、「ストーカー行為」とは、恋愛感情等が満たされないことを理由に、つきまとい等の行為を繰り返し行うことを言います（^{しつよう}執拗に電子メールを送信するなどの行為を含む）。詳細については、Q1-Eの選択肢を参照してください。

1 ある(次の質問へ) 2 ない(ストーカー行為の被害に関する調査は終了です)(P4のQ2へ)

9 分からない(ストーカー行為の被害に関する調査は終了です)(P4のQ2へ)

Q1-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

1 今年 2 昨年(平成30年) 3 それ以前 9 分からない(思い出せない)



(Q1-B) 昨年(平成30年)に何回ありましたか。なお、無言電話やSNSへの書込みなどの行為が1日の間に連続してあったとしても、その1日分を合わせて1回としてください。

1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

Q1-C 被害に遭った場所は、どこですか。

1 自宅・自宅敷地内(共同住宅では敷地内の共有部分を含む) 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場・アルバイト先 5 学校 6 その他国内
7 海外 8 その他(電子メール、無言電話、SNSへの書込みなど)
9 分からない

Q1-D 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係をお答えください。

- 1 別れた（別れを告げた）後の配偶者（事実婚や別居中を含む）
- 2 別れた（別れを告げた）後の交際相手
- 3 交際・結婚相手ではない職場・アルバイト先関係者（上司や客、取引先相手を含む）
- 4 交際・結婚相手ではない学校関係の友人・知人（クラスメート、先輩・後輩など）
- 5 職場・アルバイト先関係者・学校関係者以外の友人・知人
- 6 知らない人（顔は分かるが名前を知らない場合を含む）
- 7 知っている人か知らない人か分からない（無言電話、SNSへの書込みなど）
- 8 その他（ ） 9 答えたくない

Q1-E そのストーカー行為は、次のどれに当たりますか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 つきまとい・待伏せ・進路立ちふさがり、住居等の付近の見張り・押し掛け・付近をみだりにうろつく行為
- 2 監視している旨の告知等
- 3 面会・交際・その他義務のない行為の要求
- 4 著しく粗野又は乱暴な言動
- 5 汚物・動物の死体の送付等
- 6 名誉を害する事項の告知等
- 7 性的羞恥心^{しゅうちしん}を害する事項の告知、性的羞恥心を害する文書・図画の送付・送信等
- 8 無言電話、拒絶されたにもかかわらず連続して電話を掛ける・ファックスを送信する・電子メールを送信する・SNSに書き込むなどの行為
- 9 分からない

Q1-F あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい（次の質問へ） 2 いいえ（Q1-Jへ） 9 分からない（Q1-Kへ）

Q1-G あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため
- 10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため
- 11 その他（ ）
- 12 分からない

Q1-H 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい（Q1-Kへ） 2 いいえ（次の質問へ） 9 分からない（Q1-Kへ）

Q1-I あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった

- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

（Q1－Kへ）

【Q1－Fで、「2 いいえ」（捜査機関に届け出なかった）と答えた方に伺います。】

Q1－J 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 加害者の処罰を望まなかった
- 13 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）
- 14 その他（ ）
- 15 分からない

Q1－K その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。

- 1 は い 2 いいえ 9 分からない

DVの被害

Q2 過去5年間に、あなたは、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害に遭ったことがありますか。

なお、「DV」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力をいいます。DVの詳細については、Q2-Eの選択肢を参照してください。

- 1 ある(次の質問へ) 2 ない(DVの被害に関する調査は終了です)(P6のQ3へ)
9 分からない(DVの被害に関する調査は終了です)(P6のQ3へ)

Q2-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 今年 2 昨年(平成30年) 3 それ以前 9 分からない(思い出せない)



(Q2-B) 昨年(平成30年)に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

Q2-C 被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内(共同住宅では敷地内の共有部分を含む) 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場・アルバイト先 5 学校 6 その他国内
7 海外 8 その他(生活費を渡さないなど) 9 分からない

Q2-D 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係をお答えください。

- 1 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻 2 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻
3 恋人 4 元恋人 5 その他()
9 答えたくない

Q2-E そのDV行為は、次のどれに当たりますか。該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 身体的なもの(殴る、蹴る、腕をねじる、髪を引っ張る、物を投げ付ける、など)
2 精神的なもの(怒鳴る、無視する、人前で馬鹿にする、生活費を渡さない、など)
3 性的なもの(嫌がっているのにポルノビデオ等を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない、など)
9 分からない

Q2-F あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい(次の質問へ) 2 いいえ(Q2-Jへ) 9 分からない(Q2-Kへ)

Q2-G あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 被害を取り戻すため
2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
3 重大な事件だから
4 加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)
5 再発を防ぐため
6 助けを求めるため
7 加害者からの弁償を得るため
8 保険金を得るため(保険金請求のため)
9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

- 10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため
- 11 その他（)
- 12 分からない

Q2-H 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (Q2-Kへ) 2 いいえ (次の質問へ) 9 分からない (Q2-Kへ)

Q2-I あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（)
- 9 分からない

(Q2-Kへ)

【Q2-Fで、「2 いいえ」(捜査機関に届け出なかった)と答えた方に伺います。】

Q2-J 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない (損失がない, 大したことではない)
- 2 自分で解決した (加害者を知っていた)
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜査機関は必要ない)
- 4 代わりに別の機関に知らせた (機関名:)
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので, 保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
- 12 加害者の処罰を望まなかった
- 13 どうしたらよいのか分からなかった (被害を届け出る方法が分からなかった)
- 14 その他（)
- 15 分からない

Q2-K その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。

- 1 はい 2 いいえ 9 分からない
-

児童虐待

Q3 18歳になるまでの間に、あなたは、保護者による虐待の被害に遭ったことがありますか。

なお、児童虐待とは、17歳以下の児童に対する、保護者による、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の行為を言います。詳細については、Q3-Eの選択肢を参照してください。

- 1 ある（次の質問へ） 2 ない（児童虐待に関する調査は終了です）（P8のQ4へ）
9 分からない（思い出せない）（児童虐待に関する調査は終了です）（P8のQ4へ）

Q3-A その被害に遭ったのは、何歳頃でしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 6歳以下 2 7歳～12歳 3 13歳～15歳
4 16歳・17歳 9 分からない（思い出せない）

Q3-B あなたが受けた虐待は、どれくらいの期間続きましたか。

- 1 3か月未満 2 3か月以上1年未満 3 1年以上3年未満
4 3年以上 9 分からない（思い出せない）

最も深刻な被害についてお答えください。

Q3-C 被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む） 2 自宅付近
3 自宅のある市町村内 4 職場・アルバイト先 5 学校
6 その他国内 7 海外 8 その他（養育の放棄・怠慢など）
9 分からない

Q3-D 加害者は、被害に遭った時点で、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係を^{すべて}全てお答えください。

- 1 実父 2 実母 3 養父・継父 4 養母・継母
5 父の内縁の妻 6 母の内縁の夫 7 祖父 8 祖母
9 兄・姉 10 その他（ ） 11 答えたくない

Q3-E その虐待行為は、次のどれに当たりますか。該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 身体的虐待（殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、など）
2 性的虐待（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、など）
3 養育の放棄・怠慢（ネグレクト）（食事を与えない、重い病気でも病院に連れて行かない、など）
4 心理的虐待（言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に暴力を振るう、など）
9 分からない

Q3-F あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 家族や親戚に相談した 2 友人・知人に相談した
3 学校関係者（先生やスクールカウンセラーなど）に相談した
4 児童相談所に相談した 5 警察に相談した
6 学校、児童相談所、警察以外の公的な機関（市区町村など）に相談した
（機関名： ）
7 その他の人に相談した（相談先： ）
8 誰にも相談しなかった（Q3-Hへ）

9 答えたくない（児童虐待に関する調査は終了です）（P 8のQ 4へ）

Q3-G 相談した結果、虐待行為に変化はありましたか。

- 1 虐待行為が収まった、又は収まってきた 2 虐待行為が激しくなった
3 虐待行為に変化は見られなかった
4 その他（ ） 5 答えたくない

【Q3-Fで、「8 誰にも相談しなかった」と答えた方に伺います。】

Q3-H 相談しなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した
- 3 家族が解決した
- 4 相談しても何もできないと思った（証拠がない）
- 5 相談しても何もしてくれないと思った
- 6 警察や学校関係者などが怖い又は嫌い（関わってほしくない）
- 7 仕返しのおそれからあえて相談しなかった
- 8 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 9 加害者の処罰を望まなかった
- 10 どうしたらよいのか分からなかった
- 11 その他（　　　　　　　　　　　）
- 12 分からない（思い出せない）

性的な被害

Q 4 過去5年間に、あなたは、性的な被害に遭ったことがありますか。職場での性的な嫌がらせも含めて考えてください。ただし、言葉による性的嫌がらせ、DV、児童虐待に当たる性的被害は含めないでください。

- 1 あ る (次の質問へ)
- 2 な い (全ての調査が終了です)
- 9 分からない (全ての調査が終了です)

Q 4 - A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを^{すべて}全てお答えください。

- 1 今年 2 昨年 (平成30年) 3 それ以前 9 分からない (思い出せない)

↓

(Q 4 - B) 昨年 (平成30年) に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

Q 4 - C 被害に遭った場所は、どこですか。

- 1 自宅・自宅敷地内 (共同住宅では敷地内の共有部分を含む) 2 自宅付近
- 3 自宅のある市町村内 4 職場・アルバイト先 5 学校 6 その他国内
- 7 海外 9 分からない

Q 4 - D 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

- 1 加害者を知らなかった (Q 4 - Fへ)
- 2 少なくとも1名は、顔を知っていた (Q 4 - Fへ)
- 3 少なくとも1名は、名前を知っていた (次の質問へ)
- 4 加害者を見なかった又は見えなかった (Q 4 - Fへ)

Q 4 - E 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係を全てお答えください。

- 1 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻 2 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻
- 3 恋人 4 元恋人 5 親 (養親・^{ようしん}継親を含む) 6 兄弟姉妹
- 7 その他の家族・親戚 8 親しい友人 9 教師・コーチ
- 10 職場の上司・先輩 11 職場の同僚・後輩 12 その他
- 13 答えたくない

Q4-F その性的な被害は次のどれに当たると思いますか。

- 1 強制性交等（暴行又は脅迫を受けて性交，肛門性交又は口腔性交をされることです。男性も被害対象に含まれます。）
- 2 強制性交等未遂
- 3 暴行や脅迫は受けていないが意に反する性交，肛門性交又は口腔性交（Ｑ４－１へ）
- 4 強制わいせつ 5 強制わいせつ未遂
- 6 暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害（Ｑ４－１へ）
- 7 痴漢（Ｑ４－Ｊへ） 8 セクハラ（Ｑ４－Ｊへ）
- 9 その他の不快な行為（Ｑ４－Ｊへ） 10 分からない（Ｑ４－Ｊへ）

Q4-G 暴行がありましたか。脅迫がありましたか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 暴行があった 2 脅迫があった 9 答えたくない (Q4-Jへ)

Q4-H 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃（一見して見間違うモデルガン等を含む）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）を持っていましたか。

- 1 はい 2 いいえ 9 分からない

(Q4 - J ^)

Q4-1 その性的な被害に遭ったとき、どのような状況でしたか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 抵抗することができた
2 突然だった（不意打ちだった）ため抵抗できなかった
3 暴力を振るわれると思ったため抵抗できなかった
4 抵抗への仕返しをおそれて抵抗できなかった
5 加害者に心理的に逆らうことができなかった
6 睡眠中、^{めいてい}酩酊状態、薬物使用中など抵抗できない状態だった
7 その他（
9 答えたくない

Q4-J あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- 1 はい (次の質問へ) 2 いいえ (Q4-Nへ) 9 分からない (Q4-Oへ)

Q4-K あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 (欠番ですので、○を付けないでください)
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため (保険金請求のため)
- 9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため
- 10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため
- 11 その他 ()
- 12 分からない

Q4-L 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい (Q4-Oへ) 2 いいえ (次の質問へ) 9 分からない (Q4-Oへ)
-

Q4-M あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 (欠番ですので、○をつけないでください)
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった (失礼だった)
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 分からない

(Q4-Oへ)

【Q4-Jで、「2 いいえ」(捜査機関に届け出なかった)と答えた方に伺います。】

Q4-N 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- 1それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)
 - 2 自分で解決した (加害者を知っていた)
 - 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜査機関は必要ない)
 - 4 代わりに別の機関に知らせた (機関名:)
 - 5 家族が解決した
 - 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
 - 7 捜査機関は何もできない (証拠がない)
 - 8 捜査機関は何もししてくれない
 - 9 捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)
 - 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
 - 11 被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
 - 12 加害者の処罰を望まなかった
 - 13 どうしたらよいのか分からなかった (被害を届け出る方法が分からなかった)
 - 14 その他 ()
 - 15 分からない
-

Q4-O その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。

- 1 はい 2 いいえ 9 分からない

(全ての調査が終了です)

基礎集計表

問1 夜間の一人歩きに対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	分からない
3,709	707 (19.1)	2,388 (64.4)	499 (13.5)	55 (1.5)	60 (1.6)

問2 夜間における家族の安全に対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	家族がいない	分からない
3,709	393 (10.6)	2,074 (55.9)	894 (24.1)	159 (4.3)	102 (2.8)	87 (2.3)

問3 不法侵入の被害に遭う不安

総数	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	分からない
3,709	90 (2.4)	1,449 (39.1)	2,003 (54.0)	167 (4.5)

問4 警察の防犯活動に対する評価

総数	非常によくやっている	まあまあよくやっている	やや不十分	非常に不十分	分からない
3,709	291 (7.8)	1,949 (52.5)	954 (25.7)	113 (3.0)	402 (10.8)

問5 我が国の治安に対する認識

総数	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	分からない
3,709	197 (5.3)	1,387 (37.4)	1,144 (30.8)	827 (22.3)	98 (2.6)	56 (1.5)

問6 世帯における自転車の所有の有無

総数	あり	なし
3,709	2,718 (73.3)	991 (26.7)

問7 世帯における自転車盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
2,718	310 (11.4)	2,405 (88.5)	3 (0.1)

注 問6で「あり」と回答した者のみが回答している。

問8 世帯におけるバイクの所有の有無

総数	あり	なし
3,709	783 (21.1)	2,926 (78.9)

問9 世帯におけるバイク盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
783	23 (2.9)	760 (97.1)	－

注 問8で「あり」と回答した者のみが回答している。

問10 世帯における自動車の所有の有無

総数	あり	なし
3,709	3,128 (84.3)	581 (15.7)

問11 世帯における自動車盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,128	7 (0.2)	3,117 (99.6)	4 (0.1)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

問12 世帯における車上盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,128	81 (2.6)	3,042 (97.3)	5 (0.2)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

問13 世帯における自動車損壊の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,128	279 (8.9)	2,831 (90.5)	18 (0.6)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

問14 世帯における不法侵入の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	83 (2.2)	3,617 (97.5)	9 (0.2)

問15 世帯における不法侵入未遂の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	104 (2.8)	3,592 (96.8)	13 (0.4)

問16 強盗等の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	24 (0.6)	3,683 (99.3)	2 (0.1)

問17 個人に対する窃盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	85 (2.3)	3,619 (97.6)	5 (0.1)

問18 暴行・脅迫の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	52 (1.4)	3,653 (98.5)	4 (0.1)

問19 クレジットカード等の所有の有無

総数	あり	なし
3,709	2,329 (62.8)	1,380 (37.2)

問20 クレジットカード情報詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
2,329	59 (2.5)	2,270 (97.5)	—

注 問19で「あり」と回答した者のみが回答している。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問21 世帯における個人情報の悪用の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	58 (1.6)	3,626 (97.8)	25 (0.7)

問22 振り込み詐欺の電話等の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	750 (20.2)	2,942 (79.3)	17 (0.5)

問23 振り込み詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
750	17 (2.3) [0.5]	732 (97.6) [19.7]	1 (0.1) [0.0]

注 1 問22で「あり」と回答した者のみが回答している。
2 [] 内は、調査対象者総数に占める構成比である。

問24 インターネットオークション詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	46 (1.2)	3,658 (98.6)	5 (0.1)

問25 世帯における消費者詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,709	64 (1.7)	3,639 (98.1)	6 (0.2)

問26 犯罪者に適当な処分

総数	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕（コミュニティ・サービス）	その他の処分	処分なし
3,709	1,446 (39.0)	1,190 (32.1)	489 (13.2)	360 (9.7)	36 (1.0)	6 (0.2)

分からない
182 (4.9)

注 「社会奉仕（コミュニティ・サービス）」は、日本にはない制度で、指定された奉仕場所で無償の仕事に強制的に従事させるものをいう。

問27 住居形態

総数	アパート・マンション	テラスハウス・長屋	一戸建て住宅	公共の施設 (病院あるいは老人ホーム等)	その他
3,709	672 (18.1)	59 (1.6)	2,974 (80.2)	2 (0.1)	2 (0.1)

問28 防犯設備

総数	警報機	特別のドア鍵 (複数鍵等)	特別の窓/ドア格子 (強化ガラス等)	番犬	高い塀	管理人・ガードマン
3,709	221 (6.0)	1,217 (32.8)	596 (16.1)	366 (9.9)	76 (2.0)	170 (4.6)

自治会等による 自警組織	隣近所で注意し 合うことの申合せ	防犯カメラ	その他	防犯設備なし	分からない
259 (7.0)	427 (11.5)	381 (10.3)	292 (7.9)	1,421 (38.3)	22 (0.6)

答えたくない
33 (0.9)

注 重複計上による。

問29 性別

総数	男性	女性
3,709	1,785 (48.1)	1,924 (51.9)

問30 年齢

総数	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
3,709	140 (3.8)	118 (3.2)	135 (3.6)	189 (5.1)	229 (6.2)	320 (8.6)
	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
	309 (8.3)	286 (7.7)	327 (8.8)	319 (8.6)	384 (10.4)	953 (25.7)

問31 国籍

総数	日本	韓国・朝鮮	中国 (台湾を含む)	その他	答えたくない
3,709	3,703 (99.8)	1 (0.0)	1 (0.0)	－	4 (0.1)

問32 就労状況

総数	働いている (正社員等)	働いている (アルバイト等)	求職中 (失業中)	主婦・主夫	定年退職者、 病気療養中など	学生
3,709	1,508 (40.7)	627 (16.9)	17 (0.5)	712 (19.2)	225 (6.1)	168 (4.5)
	無職	その他	答えたくない			
	464 (12.5)	31 (0.8)	16 (0.4)			

注 1 重複計上による。

2 「無職」は、「求職中（失業中）」、「主婦・主夫」及び「定年退職者、病気療養中など」を含まない。

問33 婚姻関係

総数	未婚（独身）	未婚（同棲）	既婚	既婚（別居）	その他	答えたくない
3,709	812 (21.9)	18 (0.5)	2,610 (70.4)	61 (1.6)	189 (5.1)	19 (0.5)

問34 福祉支援

総数	生活保護	要介護・ 要支援認定	身体障害者手帳	療育手帳（愛の手 帳、みどりの手帳）	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援給付
3,709	46 (1.2)	82 (2.2)	100 (2.7)	9 (0.2)	18 (0.5)	14 (0.4)
	その他	答えたくない				
	18 (0.5)	16 (0.4)				

注 重複計上による。

問35 世帯人員

総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
3,709	412 (11.1)	1,113 (30.0)	852 (23.0)	797 (21.5)	322 (8.7)	203 (5.5)
	無回答					
	10 (0.3)					

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問36 世帯の16歳以上の人数

総数	1人	2人	3人	4人以上	無回答
3,709	444 (12.0)	1,615 (43.5)	834 (22.5)	789 (21.3)	27 (0.7)

そのうち男性

総数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答
3,709	279 (7.5)	2,309 (62.3)	849 (22.9)	200 (5.4)	26 (0.7)	46 (1.2)

参考：都市規模別回答者数

総数	政令指定都市	特別区（東京23区）	人口20万人以上の市	人口10万人以上 20万人未満の市	人口10万人未満の市	町村
3,709	754 (20.3)	228 (6.1)	876 (23.6)	641 (17.3)	854 (23.0)	356 (9.6)

自転車盗の被害に関する詳細

問7-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 （平成30年）	それ以前	分からない （思い出せない）
310	3 (1.0)	57 (18.4)	249 (80.3)	4 (1.3)

注 問7で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問7-Hまで同じ。

問7-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
57	48 (84.2)	8 (14.0)	－	1 (1.8)	－	－

注 問7-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問7-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
310	103 (33.2)	53 (17.1)	100 (32.3)	15 (4.8)	24 (7.7)	－

分からない
15 (4.8)

注 一番最近の被害について回答している。以下問7-Hまで同じ。

問7-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
310	177 (57.1)	121 (39.0)	12 (3.9)

問7-E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
177	155 (87.6)	50 (28.2)	10 (5.6)	15 (8.5)	59 (33.3)	7 (4.0)

加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため （保険金請求のため）	その他	分からない
6 (3.4)	8 (4.5)	3 (1.7)	－

注 1 問7-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問7-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問7-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
177	110 (62.1)	52 (29.4)	15 (8.5)

問7-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけ られなかった又は 捕まえてくれ なかった	盗まれたものを 取り戻してくれ なかった	十分な経過通 知をしてくれ なかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
52	20 (38.5)	19 (36.5)	15 (28.8)	21 (40.4)	13 (25.0)	12 (23.1)

	到着するのが 遅かった	その他	分からない
	3 (5.8)	1 (1.9)	1 (1.9)

注 1 問7-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問7-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大で はない(損失が ない、大した ことではない)	自分で解決 した(加害者 を知っていた)	捜査機関が 取り扱うのが 適切ではない 問題だった (捜査機関は 必要ない)	代わりに別 の機関に知 らせた	家族が解決 した	保険請求の ための通 報の必要 がなかった
121	66 (54.5)	2 (1.7)	4 (3.3)	-	10 (8.3)	7 (5.8)

	捜査機関は 何もできな い(証拠が ない)	捜査機関は 何もしてく れない	捜査機関が 怖い・嫌い (捜査機関 に関わって ほしくない)	仕返しのお それからあ えて届け出 ない	被害に遭っ たことを知 られなくな かった(恥 ずかしく て言えな かった)	その他
	11 (9.1)	14 (11.6)	-	-	-	39 (32.2)

	分からない
	1 (0.8)

注 1 問7-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

バイク盗の被害に関する詳細

問9-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
23	-	3 (13.0)	21 (91.3)	-

注 問9で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問9-Hまで同じ。

問9-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
3	2 (66.7)	-	1 (33.3)	-	-	-

注 問9-Aで「昨年(平成30年)」と回答した者のみが回答している。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問9-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
23	16 (69.6)	2 (8.7)	2 (8.7)	1 (4.3)	-	-

分からない
2 (8.7)

注 一番最近の被害について回答している。以下問9-Hまで同じ。

問9-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
23	17 (73.9)	4 (17.4)	2 (8.7)

問9-E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
17	15 (88.2)	6 (35.3)	1 (5.9)	6 (35.3)	10 (58.8)	-

加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
1 (5.9)	2 (11.8)	-	-

注 1 問9-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問9-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問9-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
17	8 (47.1)	8 (47.1)	1 (5.9)

問9-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
8	5 (62.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)

到着するのが 遅かった	その他	分からない
-	1 (12.5)	-

注 1 問9-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問9－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
4	2 (50.0)	1 (25.0)	－	－	－	－

捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
1 (25.0)	－	－	－	－	1 (25.0)

分からない
1 (25.0)

注 1 問9-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

自動車盗の被害に関する詳細

問11－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年（平成30年）	それ以前	分からない（思い出せない）
7	－	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)

注 問11で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問11-Hまで同じ。

問11－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
1	1 (100.0)	－	－	－	－	－

注 問11-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問11－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
7	3 (42.9)	3 (42.9)	－	－	1 (14.3)	－

分からない
－

注 一番最近の被害について回答している。以下問11-Hまで同じ。

問11－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
7	6 (85.7)	1 (14.3)	－

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問11-E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
6	4 (66.7)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	2 (33.3)	2 (33.3)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	3 (50.0)	1 (16.7)	-	-		

注 1 問11-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問11-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問11-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
6	2 (33.3)	4 (66.7)	-

問11-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを受 けなかった (失礼だった)
4	3 (75.0)	2 (50.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	4 (100.0)	1 (25.0)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	-	-	-			

注 1 問11-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問11-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではな い（損失がない、大 したことではない）	自分で解決した（加 害者を知っていた）	捜査機関が取り扱 うのが適切ではな い問題だった（捜 査機関は必要ない）	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要が なかった
1	-	1 (100.0)	-	-	-	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い（捜査機関に 関わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくな かった（恥ずかし くて言えなかった）	その他
	-	-	-	-	-	-
	分からない					
	-					

注 問11-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。

車上盗の被害に関する詳細

問12-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
81	2 (2.5)	10 (12.3)	70 (86.4)	1 (1.2)

注 問12で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問12-Hまで同じ。

問12-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
10	8 (80.0)	1 (10.0)	-	-	1 (10.0)	-

注 問12-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問12-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
81	33 (40.7)	13 (16.0)	14 (17.3)	3 (3.7)	10 (12.3)	-

分からない
8 (9.9)

注 一番最近の被害について回答している。以下問12-Hまで同じ。

問12-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
81	47 (58.0)	32 (39.5)	2 (2.5)

問12-E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
47	28 (59.6)	19 (40.4)	9 (19.1)	14 (29.8)	23 (48.9)	3 (6.4)

加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
8 (17.0)	4 (8.5)	-	1 (2.1)

注 1 問12-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問12-Fまで同じ。

2 重複計上による。

問12-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
47	22 (46.8)	17 (36.2)	8 (17.0)

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問12－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを受 けなかった (失礼だった)
17	10 (58.8)	2 (11.8)	10 (58.8)	7 (41.2)	7 (41.2)	4 (23.5)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	2 (11.8)	2 (11.8)	－			

注 1 問12-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問12－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではな い（損失がない、大 したことではない）	自分で解決した（加 害者を知っていた）	捜査機関が取り扱 うのが適切ではな い問題だった（捜 査機関は必要ない）	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要が なかった
32	18 (56.3)	3 (9.4)	3 (9.4)	－	1 (3.1)	2 (6.3)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い（捜査機関に 関わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくな かった（恥ずかし くて言えなかった）	その他
	4 (12.5)	5 (15.6)	－	－	2 (6.3)	6 (18.8)
	分からない					
	1 (3.1)					

注 1 問12-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

自動車損壊の被害に関する詳細

問13－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
279	15 (5.4)	69 (24.7)	197 (70.6)	3 (1.1)

注 問13で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問13-Hまで同じ。

問13－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
69	53 (76.8)	10 (14.5)	2 (2.9)	－	4 (5.8)	－

注 問13-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問13－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
279	77 (27.6)	41 (14.7)	86 (30.8)	15 (5.4)	34 (12.2)	－
	分からない					
	26 (9.3)					

注 一番最近の被害について回答している。以下問13-Hまで同じ。

問13-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
279	67 (24.0)	204 (73.1)	8 (2.9)

問13-E 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
67		33 (49.3)	5 (7.5)	28 (41.8)	37 (55.2)	4 (6.0)

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない
21 (31.3)	16 (23.9)	1 (1.5)	-

注 1 問13-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問13-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問13-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
67	26 (38.8)	34 (50.7)	7 (10.4)

問13-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
34	15 (44.1)	3 (8.8)	21 (61.8)	15 (44.1)	14 (41.2)	6 (17.6)

到着するのが遅かった	その他	分からない
1 (2.9)	5 (14.7)	-

注 1 問13-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問13-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
204	125 (61.3)	7 (3.4)	9 (4.4)	1 (0.5)	10 (4.9)	4 (2.0)

捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
41 (20.1)	21 (10.3)	-	6 (2.9)	4 (2.0)	37 (18.1)

分からない
2 (1.0)

注 1 問13-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

不法侵入の被害に関する詳細

問14－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
83	3 (3.6)	26 (31.3)	59 (71.1)	－

注 問14で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問14-Hまで同じ。

問14－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
26	17 (65.4)	4 (15.4)	2 (7.7)	－	－	3 (11.5)

注 問14-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問14－C 金品被害の有無

総数	あり	なし	分からない
83	44 (53.0)	32 (38.6)	7 (8.4)

注 一番最近の被害について回答している。以下問14-Hまで同じ。

問14－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
83	38 (45.8)	40 (48.2)	5 (6.0)

問14－E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
38	13 (34.2)	21 (55.3)	7 (18.4)	15 (39.5)	23 (60.5)	5 (13.2)

	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
	7 (18.4)	3 (7.9)	－	1 (2.6)

注 1 問14-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問14-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問14－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
38	24 (63.2)	13 (34.2)	1 (2.6)

問14－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけ られなかった又は 捕まえてくれな かった	盗まれたものを 取り戻してくれな かった	十分な経過通知 をしてくれな かった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
13	6 (46.2)	2 (15.4)	4 (30.8)	5 (38.5)	5 (38.5)	1 (7.7)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	2 (15.4)	1 (7.7)	－			

注 1 問14-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問14－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大では ない(損失がない、 大したことでは ない)	自分で解決した (加害者を知って いた)	捜査機関が取り 扱ったのが適切 ではない問題だ った(捜査機 関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のため の通報の必要 がなかった
40	18 (45.0)	4 (10.0)	2 (5.0)	－	2 (5.0)	1 (2.5)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれ ない	捜査機関が怖 い・嫌い(捜査 機関に関わ ってほしくない)	仕返しのおそ れからあえて 届け出ない	被害に遭った ことを知られ たくなかった (恥ずかしく て言えなかつ た)	その他
	7 (17.5)	8 (20.0)	1 (2.5)	2 (5.0)	1 (2.5)	8 (20.0)
	分からない					
	1 (2.5)					

注 1 問14-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

不法侵入未遂の被害に関する詳細

問15－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
104	4 (3.8)	35 (33.7)	66 (63.5)	1 (1.0)

注 問15で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問15-Gまで同じ。

問15－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
35	20 (57.1)	10 (28.6)	2 (5.7)	1 (2.9)	2 (5.7)	－

注 問15-Aで「昨年(平成30年)」と回答した者のみが回答している。

問15－C 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
104	28 (26.9)	75 (72.1)	1 (1.0)

注 一番最近の被害について回答している。以下問15-Gまで同じ。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問15-D 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
28		13 (46.4)	5 (17.9)	8 (28.6)	19 (67.9)	11 (39.3)
		加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない	
		6 (21.4)	3 (10.7)	1 (3.6)	-	

注 1 問15-Cで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問15-Eまで同じ。
2 重複計上による。

問15-E 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
28	21 (75.0)	5 (17.9)	2 (7.1)

問15-F 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
5	4 (80.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
		到着するのが遅かった	その他	分からない		
		-	-	-		

注 1 問15-Eで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問15-G 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
75	46 (61.3)	6 (8.0)	3 (4.0)	2 (2.7)	6 (8.0)	-
	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
	7 (9.3)	6 (8.0)	-	5 (6.7)	2 (2.7)	15 (20.0)
分からない						
-						

注 1 問15-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

強盗等の被害に関する詳細

問16－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
24	－	9 (37.5)	14 (58.3)	1 (4.2)

注 問16で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問16-Lまで同じ。

問16－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
9	7 (77.8)	1 (11.1)	－	1 (11.1)	－	－

注 問16-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問16－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
24	4 (16.7)	5 (20.8)	6 (25.0)	5 (20.8)	－	1 (4.2)

分からない
3 (12.5)

注 一番最近の被害について回答している。以下問16-Lまで同じ。

問16－D 盗難被害の有無

総数	あり	なし	分からない
24	7 (29.2)	14 (58.3)	3 (12.5)

問16－E 加害者との面識

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1名は 顔を知っていた	少なくとも1名は 名前を知っていた	加害者を見なかった 又は見えなかった	無回答
24	8 (33.3)	2 (8.3)	3 (12.5)	8 (33.3)	3 (12.5)

注 顔も名前も知っていた場合は、「少なくとも1名は名前を知っていた」と回答している。

問16－F 加害者の凶器所持の有無

総数	あり	なし	分からない
24	1 (4.2)	11 (45.8)	12 (50.0)

注 「凶器」とは、刃物や銃（一見して見間違えモデルガン等を含む。）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）をいう。

問16－G 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
24	10 (41.7)	12 (50.0)	2 (8.3)

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問16－H 捜査機関に届け出た理由

総数	取られたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
10	3 (30.0)	7 (70.0)	2 (20.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	4 (40.0)
	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない		
	1 (10.0)	－	1 (10.0)	－		

注 1 問16-Gで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問16-Iまで同じ。
2 重複計上による。

問16－I 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
10	7 (70.0)	3 (30.0)	－

問16－J 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	取られたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
3	2 (66.7)	－	2 (66.7)	1 (33.3)	1 (33.3)	－
	到着するのが遅かった	その他	分からない			
	－	1 (33.3)	－			

注 1 問16-Iで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問16－K 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
12	6 (50.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	－	1 (8.3)	－
	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
	3 (25.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	－	3 (25.0)
	分からない					
	－					

注 1 問16-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問16－L 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない
24	1 (4.2)	21 (87.5)	2 (8.3)

個人に対する窃盗の被害に関する詳細

問17-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
85	6 (7.1)	22 (25.9)	65 (76.5)	-

注 問17で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問17-Iまで同じ。

問17-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
22	14 (63.6)	5 (22.7)	1 (4.5)	-	1 (4.5)	1 (4.5)

注 問17-Aで「昨年(平成30年)」と回答した者のみが回答している。

問17-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
85	32 (37.6)	9 (10.6)	10 (11.8)	7 (8.2)	19 (22.4)	3 (3.5)

分からない
5 (5.9)

注 一番最近の被害について回答している。以下問17-Iまで同じ。

問17-D スリの被害か

総数	はい	いいえ	分からない
85	15 (17.6)	66 (77.6)	4 (4.7)

問17-E 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
85	34 (40.0)	47 (55.3)	4 (4.7)

問17-F 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから(加害者を 捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため
34	20 (58.8)	14 (41.2)	2 (5.9)	11 (32.4)	17 (50.0)	7 (20.6)

加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
5 (14.7)	5 (14.7)	3 (8.8)	-

注 1 問17-Eで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問17-Gまで同じ。
2 重複計上による。

問17-G 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
34	20 (58.8)	13 (38.2)	1 (2.9)

問17-H 捜査機関の対応への不満理由

注 1 問17-Gで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

分からない
-

暴行・脅迫の被害に関する詳細

注 問18で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問18-Nまで同じ。

注 問18-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

注 一番最近の被害について回答している。以下問18-Nまで同じ。

問18-D 加害者との面識

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1名は 顔を知っていた	少なくとも1名は 名前を知っていた	加害者を見なかった 又は見えなかった	無回答
52	25 (48.1)	10 (19.2)	10 (19.2)	6 (11.5)	1 (1.9)

注 顔も名前も知っていた場合は、「少なくとも1名は名前を知っていた」と回答している。

問18-E 加害者との関係

総数	家族・親戚	親しい友人	一緒に働いていた 人又は働いたこと のある人	左記の誰でもない	答えたくない
10	2 (20.0)	-	1 (10.0)	7 (70.0)	-

注 問18-Dで「少なくとも1名は名前を知っていた」と回答した者のみが回答している。

問18-F 加害者の凶器所持の有無

総数	あり	なし	分からない
52	7 (13.5)	35 (67.3)	10 (19.2)

注 「凶器」とは、刃物や銃（一見して見間違えモデルガン等を含む。）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）をいう。

問18-G 被害の内容

総数	脅迫	暴行（脅迫と暴行 両方の場合を含む）	分からない
52	23 (44.2)	21 (40.4)	8 (15.4)

問18-H 暴行によるけがの有無

総数	あり	なし
21	7 (33.3)	14 (66.7)

注 問18-Gで「暴行（脅迫と暴行両方の場合を含む）」と回答した者のみが回答している。

問18-I 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
52	22 (42.3)	29 (55.8)	1 (1.9)

問18-J 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
22		9 (40.9)	4 (18.2)	7 (31.8)	13 (59.1)	12 (54.5)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	4 (18.2)	2 (9.1)	1 (4.5)	-		

注 1 問18-Iで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問18-Kまで同じ。

2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問18－K 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
22	10 (45.5)	10 (45.5)	2 (9.1)

問18－L 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	自分の受けた 損害を回復 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
10	7 (70.0)	4 (40.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	4 (40.0)

到着するのが 遅かった	その他	分からない
2 (20.0)	－	－

- 注 1 問18-Kで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問18－M 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではな い（損失がない、大 したことではない）	自分で解決した（加 害者を知っていた）	捜査機関が取り扱 うのが適切ではな い問題だった（捜 査機関は必要ない）	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要が なかった
29	14 (48.3)	4 (13.8)	2 (6.9)	－	2 (6.9)	－

捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い（捜査機関に 関わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくな かった（恥ずかし くて言えなかった）	その他
4 (13.8)	1 (3.4)	－	7 (24.1)	－	7 (24.1)

分からない
1 (3.4)

- 注 1 問18-Iで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問18－N 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない
52	5 (9.6)	45 (86.5)	2 (3.8)

クレジットカード情報詐欺の被害に関する詳細

問20-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
59	2 (3.4)	25 (42.4)	33 (55.9)	-

注 問20で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問20-Hまで同じ。

問20-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
25	22 (88.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	-	-	-

注 問20-Aで「昨年(平成30年)」と回答した者のみが回答している。

問20-C 盗難被害の有無

総数	あり	なし	分からない
59	10 (16.9)	44 (74.6)	5 (8.5)

注 一番最近の被害について回答している。以下問20-Hまで同じ。

問20-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
59	8 (13.6)	51 (86.4)	-

問20-E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため
8	3 (37.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	-	4 (50.0)	-

	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	-

注 1 問20-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問20-Fまで同じ。

2 重複計上による。

問20-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
8	5 (62.5)	2 (25.0)	1 (12.5)

問20-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は捕ま えてくれなかった	自分の被害を取り戻 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
2	2 (100.0)	-	-	1 (50.0)	-	-

	到着するのが 遅かった	その他	分からない
	-	-	-

注 1 問20-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問20－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	カード会社に知らせた	代わりに別の機関（カード会社を除く）に知らせた	家族が解決した
51	5 (9.8)	3 (5.9)	4 (7.8)	36 (70.6)	1 (2.0)	1 (2.0)
	保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
	－	－	－	－	－	－
	その他	分からない				
	9 (17.6)	－				

注 1 問20-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

個人情報悪用の被害に関する詳細

問21－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年（平成30年）	それ以前	分からない（思い出せない）
58	9 (15.5)	27 (46.6)	29 (50.0)	1 (1.7)

注 問21で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問21-Hまで同じ。

問21－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
27	16 (59.3)	3 (11.1)	－	1 (3.7)	7 (25.9)	－

注 問21-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問21－C 個人情報悪用の内容

総数	クレジットカード又はデビットカードを作るため	特定店舗専用のクレジットカードを作るため	預貯金口座を開設するため	携帯電話を購入するため	借金，抵当権設定，質入れなどのため	手当等の給付金，年金の支給等を受けるため
58	3 (5.2)	－	－	－	3 (5.2)	1 (1.7)
	旅券を手に入れるため	その他	分からない			
	－	38 (65.5)	13 (22.4)			

注 一番最近の被害について回答している。以下問21-Hまで同じ。

問21－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
58	8 (13.8)	47 (81.0)	3 (5.2)

問21－E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
8	3 (37.5)	5 (62.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	7 (87.5)	2 (25.0)
	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない		
	1 (12.5)	－	－	－		

注 1 問21-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問21-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問21－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
8	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)

問21－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
2	2 (100.0)	1 (50.0)	－	－	－	1 (50.0)
	到着するのが遅かった	その他	分からない			
	－	－	－			

注 1 問21-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問21－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
47	21 (44.7)	8 (17.0)	2 (4.3)	4 (8.5)	1 (2.1)	－
	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
	2 (4.3)	2 (4.3)	1 (2.1)	1 (2.1)	－	12 (25.5)
	分からない					
	－					

注 1 問21-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

振り込め詐欺の被害に関する詳細

問23-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
17	2 (11.8)	9 (52.9)	7 (41.2)	-

注 問23で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問23-Gまで同じ。

問23-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
9	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	-	1 (11.1)	-

注 問23-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問23-C 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
17	8 (47.1)	9 (52.9)	-

注 一番最近の被害について回答している。以下問23-Gまで同じ。

問23-D 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため
8	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)

	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
	-	-	1 (12.5)	-

注 1 問23-Cで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問23-Eまで同じ。
2 重複計上による。

問23-E 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
8	5 (62.5)	2 (25.0)	1 (12.5)

問23-F 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	自分の被害を取り戻 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
2	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)

	到着するのが 遅かった	その他	分からない
	-	-	-

注 1 問23-Eで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問23－G 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない，大したことはない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
9	2 (22.2)	1 (11.1)	－	－	1 (11.1)	－

捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
－	－	－	－	1 (11.1)	6 (66.7)

分からない
－

- 注 1 問23-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

インターネットオークション詐欺の被害に関する詳細

問24－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年（平成30年）	それ以前	分からない（思い出せない）
46	2 (4.3)	15 (32.6)	29 (63.0)	－

注 問24で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問24-Gまで同じ。

問24－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
15	13 (86.7)	1 (6.7)	－	－	1 (6.7)	－

注 問24-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問24－C 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
46	8 (17.4)	36 (78.3)	2 (4.3)

注 一番最近の被害について回答している。以下問24-Gまで同じ。

問24－D 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
8	5 (62.5)	－	－	－	5 (62.5)	－

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない
3 (37.5)	－	1 (12.5)	－

- 注 1 問24-Cで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問24-Eまで同じ。
2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問24－E 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
8	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)

問24－F 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対応をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけられ なかった又は捕ま えてくれなかった	自分の被害を取り戻 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを受 けなかった (失礼だった)
5	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	2 (40.0)

	到着するのが 遅かった	その他	分からない
	1 (20.0)	1 (20.0)	－

注 1 問24-Eで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問24－G 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大では ない（損失がない、大 したことではない）	自分で解決した（加 害者を知っていた）	捜査機関には向か ない問題だった（捜 査機関は必要ない）	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要が なかった
36	25 (69.4)	5 (13.9)	1 (2.8)	3 (8.3)	2 (5.6)	－

	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い（捜査機関に 関わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られなくな かった（恥ずかし くて言えなかった）	その他
	2 (5.6)	6 (16.7)	－	－	－	5 (13.9)

	分からない
	－

注 1 問24-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

消費者詐欺の被害に関する詳細

問25－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
64	4 (6.3)	24 (37.5)	40 (62.5)	－

注 問25で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問25-Hまで同じ。

問25－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
24	18 (75.0)	4 (16.7)	－	－	1 (4.2)	1 (4.2)

注 問25-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

問25－C 消費者詐欺の内容

総数	建設、建築、 修繕作業	自動車修理工場で 行われた作業	ホテル、レストラ ン、飲食店での サービス	店頭での買い物	インターネット ショッピング、 通信販売	訪問販売
64	3 (4.7)	－	－	3 (4.7)	38 (59.4)	4 (6.3)
	電話勧誘による販売	それ以外	分からない			
	7 (10.9)	7 (10.9)	2 (3.1)			

注 一番最近の被害について回答している。以下問25-Hまで同じ。

問25－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
64	11 (17.2)	52 (81.3)	1 (1.6)

問25－E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
11	8 (72.7)	8 (72.7)	3 (27.3)	7 (63.6)	10 (90.9)	4 (36.4)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	6 (54.5)	－	1 (9.1)	－		

注 1 問25-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問25-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問25－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
11	4 (36.4)	5 (45.5)	2 (18.2)

問25－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	自分の被害を取り戻 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
5	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	2 (40.0)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	－	－	－			

注 1 問25-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

問25－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
52	26 (50.0)	8 (15.4)	3 (5.8)	3 (5.8)	1 (1.9)	－

捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
1 (1.9)	4 (7.7)	－	1 (1.9)	2 (3.8)	16 (30.8)

分からない
－

- 注 1 問25-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

ストーカー行為の被害に関する詳細

Q 1 ストーカー行為の被害の有無

総数	あり	なし	分からない	記入上の不備	無回答
3,500	28 (0.8)	3,454 (98.7)	6 (0.2)	1 (0.0)	11 (0.3)

Q 1-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)	無回答
28	3 (10.7)	14 (50.0)	18 (64.3)	1 (3.6)	2 (7.1)

注 Q 1 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q 1-Kまで同じ。

Q 1-B 昨年の被害回数

総数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	分からない
14	3 (21.4)	2 (14.3)	-	-	6 (42.9)	3 (21.4)

注 Q 1-A で「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

Q 1-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場・アルバイト先	学校	その他国内
28	7 (25.0)	4 (14.3)	1 (3.6)	3 (10.7)	-	1 (3.6)

海外	その他（電子メール、 無言電話、SNSへの 書き込みなど）	分からない	記入上の不備	無回答
-	6 (21.4)	-	3 (10.7)	3 (10.7)

注 一番最近の被害について回答している。以下Q 1-Kまで同じ。

Q 1-D 加害者との関係

総数	別れた後の配偶者 (事実婚や別居中 を含む)	別れた後の 交際相手	交際・結婚相手では ない職場・アルバイ ト先関係者（上司や 客、取引先相手を含む）	交際・結婚相手では ない学校関係の友 人・知人（クラスメ ート、先輩・後輩など）	職場・アルバイト 先関係者・学校関 係者以外の友人・ 知人	知らない人 (顔は分かるが 名前を知らない 場合を含む)
28	2 (7.1)	4 (14.3)	2 (7.1)	-	4 (14.3)	7 (25.0)

知っている人が知ら ない人が分からない (無言電話、SNSへの 書き込みなど)	その他	答えたくない	記入上の不備	無回答
4 (14.3)	1 (3.6)	-	1 (3.6)	3 (10.7)

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

Q1-E ストーカー行為の内容

総数	つきまとい等	監視している 旨の告知等	面会・交際その他義 務のない行為の要求	著しく粗野又は 乱暴な言動	汚物・動物の 死体の送付等	名誉を害する 事項の告知等
28	20 (71.4)	4 (14.3)	5 (17.9)	4 (14.3)	-	3 (10.7)
	性的羞恥心を害する 事項の告知等	無言電話、連続して 電話を掛ける等	分からない	無回答		
	3 (10.7)	9 (32.1)	1 (3.6)	2 (7.1)		

注 重複計上による。

Q1-F 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
28	6 (21.4)	17 (60.7)	1 (3.6)	4 (14.3)

Q1-G 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほ しいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
6	-	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (33.3)	4 (66.7)	4 (66.7)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人 から届け出るよう 言われたため	犯罪被害者支援団体 等から届け出るよう 言われたため	その他	分からない
	-	-	2 (33.3)	-	-	-

注 1 Q1-Fで「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q1-Hまで同じ。

2 重複計上による。

Q1-H 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない	無回答
6	4 (66.7)	1 (16.7)	-	1 (16.7)

Q1-I 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	自分の受けた 損害を回復 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
1	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	-	-	-			

注 1 Q1-Hで「いいえ」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

Q1-J 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
17	5 (29.4)	5 (29.4)	-	-	1 (5.9)	-
	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった
	2 (11.8)	2 (11.8)	1 (5.9)	2 (11.8)	1 (5.9)	-
	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	その他	分からない	無回答		
	3 (17.6)	-	1 (5.9)	1 (5.9)		

注 1 Q1-Fで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q1-K 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
28	2 (7.1)	19 (67.9)	-	7 (25.0)

DVの被害に関する詳細

Q2 DVの被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
3,500	26 (0.7)	3,440 (98.3)	11 (0.3)	23 (0.7)

Q2-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年（平成30年）	それ以前	分からない（思い出せない）
26	2 (7.7)	15 (57.7)	21 (80.8)	-

注 Q2で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q2-Kまで同じ。

Q2-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
15	-	6 (40.0)	2 (13.3)	-	2 (13.3)	4 (26.7)
	無回答					
	1 (6.7)					

注 Q2-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

Q2-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場・アルバイト先	学校	その他国内
26	16 (61.5)	-	2 (7.7)	3 (11.5)	-	2 (7.7)
	海外	その他（生活費を渡さないなど）	分からない	記入上の不備	無回答	
	-	-	-	2 (7.7)	1 (3.8)	

注 一番最近の被害について回答している。以下Q2-Kまで同じ。

Q2-D 加害者との関係

総数	夫、妻、内縁の夫、内縁の妻	元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻	恋人	元恋人	その他	答えたくない
26	16 (61.5)	1 (3.8)	4 (15.4)	-	3 (11.5)	1 (3.8)
	無回答					
	1 (3.8)					

Q2-E DVの内容

総数	身体的なもの	精神的なもの	性的なもの	分からない	無回答
26	16 (61.5)	20 (76.9)	2 (7.7)	-	1 (3.8)

注 重複計上による。

Q2-F 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
26	3 (11.5)	22 (84.6)	-	1 (3.8)

Q2-G 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
3	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	1 (33.3)	2 (66.7)
	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため	その他	分からない
	-	-	2 (66.7)	-	-	-

注 1 Q2-Fで「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q2-Hまで同じ。
2 重複計上による。

Q2-H 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
3	3 (100.0)	-	-

Q 2 - I 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけてく れなかった又は捕ま えてくれなかった	自分の受けた 損害を回復 してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
-	-	-	-	-	-	-
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	-	-	-			

注 Q 2-Hで「いいえ」と回答した者のみを対象としている。

Q 2 - J 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではな い(損失がない, 大 したことではない)	自分で解決した(加 害者を知っていた)	捜査機関が取り扱 うのが適切ではな い問題だった(捜 査機関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要が なかった
22	7 (31.8)	8 (36.4)	4 (18.2)	1 (4.5)	2 (9.1)	-
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくな かった(恥ずかし くて言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった
	3 (13.6)	2 (9.1)	1 (4.5)	-	4 (18.2)	7 (31.8)
	どうしてもよいのか 分からなかった(被 害を届け出る方法が 分からなかった)	その他	分からない			
	8 (36.4)	4 (18.2)	1 (4.5)			

注 1 Q 2-Fで「なし」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

Q 2 - K 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
26	5 (19.2)	19 (73.1)	-	2 (7.7)

児童虐待の被害に関する詳細

Q 3 児童虐待の被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
3,500	63 (1.8)	3,387 (96.8)	17 (0.5)	33 (0.9)

Q 3 - A 被害に遭った時期

総数	6歳以下	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳・17歳	分からない (思い出せない)	無回答
63	36 (57.1)	49 (77.8)	33 (52.4)	18 (28.6)	3 (4.8)	1 (1.6)

注 1 Q 3で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q 3-Hまで同じ。

2 重複計上による。

Q 3 - B 被害を受けた期間

総数	3か月未満	3か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	分からない (思い出せない)	無回答
63	5 (7.9)	1 (1.6)	2 (3.2)	31 (49.2)	22 (34.9)	2 (3.2)

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

Q3-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場・アルバイト先	学校	その他国内
63	52 (82.5)	-	2 (3.2)	-	-	-
	海外	その他（養育の放棄・怠慢など）	分からない	記入上の不備	無回答	
	-	2 (3.2)	1 (1.6)	5 (7.9)	1 (1.6)	

注 最も深刻な被害について回答している。以下Q3-Hまで同じ。

Q3-D 加害者との関係

総数	実父	実母	養父・継父	養母・継母	父の内縁の妻	母の内縁の夫
63	36 (57.1)	29 (46.0)	3 (4.8)	3 (4.8)	-	-
	祖父	祖母	兄・姉	その他	答えたくない	無回答
	1 (1.6)	2 (3.2)	4 (6.3)	4 (6.3)	3 (4.8)	1 (1.6)

注 重複計上による。

Q3-E 児童虐待の内容

総数	身体的虐待	性的虐待	養育の放棄・怠慢（ネグレクト）	心理的虐待	分からない	無回答
63	42 (66.7)	7 (11.1)	12 (19.0)	48 (76.2)	1 (1.6)	1 (1.6)

注 重複計上による。

Q3-F 相談相手

総数	家族や親戚	友人・知人	学校関係者	児童相談所	警察	学校・児童相談所・警察以外の公的機関
63	8 (12.7)	2 (3.2)	2 (3.2)	1 (1.6)	2 (3.2)	-
	その他の人	誰にも相談しなかった	答えたくない	無回答		
	2 (3.2)	50 (79.4)	1 (1.6)	1 (1.6)		

注 重複計上による。

Q3-G 相談した結果

総数	虐待行為が収まった、又は収まってきた	虐待行為が激しくなった	虐待行為に変化は見られなかった	その他	答えたくない
11	3 (27.3)	1 (9.1)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)

注 Q3-Fで「誰にも相談しなかった」及び「答えたくない」と回答した者並びに無回答の者以外が回答している。

Q3-H 誰にも相談しなかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した	家族が解決した	相談しても何もできないと思った（証拠がない）	相談しても何もしてくれないと思った	警察や学校関係者などが怖い又は嫌い（関わってほしくない）
50	4 (8.0)	6 (12.0)	2 (4.0)	7 (14.0)	18 (36.0)	2 (4.0)
	仕返しのおそれからあえて相談しなかった	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった	どうしたらよいのか分からなかった	その他	分からない（思い出せない）
	7 (14.0)	12 (24.0)	4 (8.0)	29 (58.0)	7 (14.0)	2 (4.0)

注 1 Q3-Fで「誰にも相談しなかった」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

性的な被害に関する詳細

Q 4 性的な被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
3,500	35 (1.0)	3,400 (97.1)	4 (0.1)	61 (1.7)

Q 4 - A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (平成30年)	それ以前	分からない (思い出せない)
35	2 (5.7)	15 (42.9)	25 (71.4)	1 (2.9)

注 1 Q 4で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q 4-0まで同じ。
2 重複計上による。

Q 4 - B 昨年の被害回数

総数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	分からない
15	5 (33.3)	3 (20.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	3 (20.0)	1 (6.7)

注 Q 4-Aで「昨年（平成30年）」と回答した者のみが回答している。

Q 4 - C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場・アルバイト先	学校	その他国内
35	1 (2.9)	2 (5.7)	3 (8.6)	15 (42.9)	-	4 (11.4)

	海外	分からない	記入上の不備	無回答
	-	-	2 (5.7)	8 (22.9)

注 一番最近の被害について回答している。以下Q 4-0まで同じ。

Q 4 - D 加害者との面識

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1名は、 顔を知っていた	少なくとも1名は、 名前を知っていた	加害者を見なかった 又は見えなかった	無回答
35	8 (22.9)	5 (14.3)	15 (42.9)	5 (14.3)	2 (5.7)

注 顔も名前も知っていた場合は、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答している。

Q 4 - E 加害者との関係

総数	夫、妻、内縁の夫、 内縁の妻	元夫、元妻、元内縁 の夫、元内縁の妻	恋人	元恋人	親（養親・ 継親を含む）	兄弟姉妹
15	-	-	-	-	-	-

	その他の家族・親戚	親しい友人	教師・コーチ	職場の上司・先輩	職場の同僚・後輩	その他
	-	1 (6.7)	-	8 (53.3)	3 (20.0)	6 (40.0)

	答えたくない
	-

注 1 Q 4-Dで「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査

Q4-F 被害の内容

総数	強制性交等	強制性交等未遂	暴行や脅迫は受けていないが意に反する性交、肛門性交又は口腔性交	強制わいせつ	強制わいせつ未遂	暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害
35	1 (2.9)	-	-	1 (2.9)	-	2 (5.7)

痴漢	セクハラ	その他の不快な行為	分からない	記入上の不備	無回答
11 (31.4)	7 (20.0)	6 (17.1)	-	3 (8.6)	4 (11.4)

Q4-G 暴行・脅迫の有無

総数	暴行	脅迫	答えたくない
2	-	2 (100.0)	-

注 1 Q4-Fで「強制性交等」又は「強制わいせつ」と回答した者のみが回答している。以下Q4-Hまで同じ。
2 重複計上による。

Q4-H 加害者の凶器所持の有無

総数	あり	なし	分からない
2	1 (50.0)	1 (50.0)	-

注 「凶器」とは、刃物や銃（一見して見間違えモデルガン等を含む。）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）をいう。

Q4-I 被害の状況

総数	抵抗できた	突然で抵抗できなかった	暴力のおそれ抵抗できなかった	仕返しのおそれ抵抗できなかった	心理的に逆らえなかった	睡眠中、酩酊状態、薬物使用中など抵抗できない状態だった
2	2 (100.0)	1 (50.0)	-	-	-	-

その他	答えたくない
-	-

注 1 Q4-Fで「暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q4-J 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
35	5 (14.3)	28 (80.0)	-	2 (5.7)

Q4-K 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
5		1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	4 (80.0)	-

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため	その他	分からない
-	-	3 (60.0)	-	-	-

注 1 Q4-Jで「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q4-Lまで同じ。
2 重複計上による。

Q 4 - L 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
5	3 (60.0)	2 (40.0)	－

Q 4 - M 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけられ なかった又は捕ま えてくれなかった	欠番	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを受 けなかった (失礼だった)
2	－	－	1 (50.0)		1 (50.0)	1 (50.0)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	－	－	－			

注 1 Q 4-Lで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q 4 - N 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではな い(損失がない, 大 したことではない)	自分で解決した(加 害者を知っていた)	捜査機関が取り扱 うのが適切ではな い問題だった(捜 査機関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要が なかった
28	10 (35.7)	4 (14.3)	1 (3.6)	－	－	－
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくな かった(恥ずかし くて言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった
	4 (14.3)	3 (10.7)	1 (3.6)	1 (3.6)	4 (14.3)	3 (10.7)
	どうしたらよいのか 分からなかった(被 害を届け出る方法が 分からなかった)	その他	分からない	無回答		
	8 (28.6)	6 (21.4)	2 (7.1)	1 (3.6)		

注 1 Q 4-Jで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q 4 - O 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
35	2 (5.7)	30 (85.7)	－	3 (8.6)

令和 2 年 3 月 印 刷

令和 2 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 勝美印刷株式会社
